

# 資料編

令和3年3月

# 目 次

I	総則関係資料.....	1
1	自然的・社会的条件.....	1
	(1) 桜井市地形図.....	1
2	桜井市の過去の災害.....	2
	(1) 奈良県における主な風水害.....	2
	(2) 桜井市における主な風水害.....	17
	(3) 昭和 57 年災害の被害状況.....	20
	(4) 奈良・田原本・大宇陀観測所における雨量データ.....	21
	(5) 奈良県内に被害を与えた地震の震央図.....	24
	(6) 奈良県の被害地震.....	25
	(7) 奈良県周辺の活断層.....	29
	(8) 新震度階級.....	30
II	災害予防計画資料.....	32
1	火災予防計画資料.....	32
	(1) 危険物施設一覧表.....	32
	(2) 防火管理者の選任を要する防火対象物.....	33
	(3) 準防火地域.....	34
2	災害危険区域の指定計画資料.....	35
	(1) 河川.....	35
	(2) 道路.....	43
	(3) 土砂災害危険箇所.....	44
	(4) 山地災害危険地区（治山）.....	79
	(5) ため池要監視箇所.....	82
	(6) 宅地造成工事規制区域.....	84
3	文化財災害予防計画資料.....	85
	(1) 文化財一覧表.....	85
4	資機材等備蓄状況.....	88
	(1) 水防倉庫設置箇所.....	88
	(2) 水防資材備蓄状況.....	88
	(3) 保有防災資機材.....	88
III	災害応急対策計画資料.....	89
1	避難計画関係.....	89
	(1) 指定緊急避難場所一覧及び位置図.....	89
	(2) 指定避難所一覧表及び位置図.....	92
	(3) 福祉避難所一覧表.....	95
	(4) 要配慮者利用施設の名称、所在地（浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内）.....	96
	(5) 応急仮設住宅建設候補地.....	98
2	災害通信計画資料.....	99

(1) 奈良県防災行政無線専用電話番号表 .....	99
(2) 桜井市MCA移動系無線 呼出し番号一覧表 .....	100
(3) 非常通信経路 .....	101
3 食料供給計画資料 .....	102
(1) 炊出場所一覧表（候補） .....	102
(2) 応急給水用機械器具 .....	102
(3) 水道普及率 .....	103
4 医療助産計画資料 .....	104
(1) 患者及び助産収容施設一覧及び位置図 .....	104
(2) 医療機関名一覧表 .....	106
(3) 感染症予防のための薬剤基準 .....	108
5 廃棄物処理及び清掃計画資料 .....	109
(1) 一般廃棄物処理施設及び位置図 .....	109
(2) ごみ・し尿用資機材・数量 .....	109
(3) 瓦礫等仮置き場及び一時保管場所（候補地） .....	109
6 輸送計画資料 .....	110
(1) 緊急輸送支部別編成表 .....	110
(2) 緊急輸送道路 .....	111
(3) ヘリポート一覧表及び設置基準 .....	112
(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章 等 .....	114
(5) 市内関係機関等車両保有数 .....	116
7 消防計画資料 .....	118
(1) 奈良県広域消防組合桜井消防署の消防車両等配備状況 .....	118
(2) 奈良県広域消防組合桜井消防署消防主力機械の状況 .....	119
(3) 奈良県広域消防組合桜井消防署特殊資機材一覧表 .....	119
(4) 消防団数及び装備 .....	120
(5) 奈良県広域消防組合 .....	122
(6) 自主防災組織一覧表 .....	123
(7) 火災応急連絡先一覧 .....	125
8 災害救助法等による救助計画資料 .....	127
(1) 被害の認定基準 .....	127
(2) 「災害救助法による救助の程度と期間」 早見表 .....	128
9 活動体制計画 .....	131
(1) 桜井市災害対策本部組織図 .....	131
(2) 桜井市災害対策本部事務分担 .....	132
(3) 桜井市災害時動員区分表（風水害時） .....	135
10 被害状況の調査・報告計画資料 .....	136
(1) 罹災証明書様式 .....	136
(2) 被害状況報告様式（災害概況即報・被害状況即報） .....	137
(3) 火災・災害等即報要領（第1号～第4号様式） .....	137
(4) 災害年報 .....	142
(5) 公用令書 .....	144
11 各機関への派遣要請計画資料 .....	147
(1) 自衛隊の派遣依頼書及び撤収依頼書 .....	147
(2) 災害時における相互援助協定 .....	149

(3) 災害時における相互援助協定に関する実施細目 .....	150
(4) 災害時における相互援助協定市.....	151
IV 災害復旧計画資料 .....	152
1 被災者の生活確保資料 .....	152
(1) 被災者生活再建支援金 .....	152
(2) 災害弔慰金 .....	153
(3) 災害障害見舞金 .....	154
(4) 災害援護資金.....	155
(5) 生活福祉資金.....	156
2 農林漁業者への融資資料.....	157
(1) 日本政策金融公庫による融資制度.....	157
(2) 天災による被害農林漁業者に対する資金の融資制度.....	158
V 防災に関する協定等一覧 .....	159
(1) 防災協定一覧.....	159
(2) 罹災時仮教室として使用できる施設一覧表 .....	162
(3) 消防の相互応援 .....	163
VI その他関係資料.....	164
1 桜井市防災会議 .....	164
(1) 桜井市防災会議条例.....	164
(2) 桜井市防災会議運営規定 .....	166
(3) 桜井市防災会議委員名簿 .....	167
(4) 防災会議の事務 .....	168
2 災害対策本部.....	169
(1) 桜井災害対策本部条例 .....	169
3 水防協議会.....	170
(1) 桜井市水防協議会条例 .....	170
(2) 桜井市水防協議会委員名簿.....	171

# I 総則関係資料

## 1 自然的・社会的条件

(1) 桜井市地形図



## 2 桜井市の過去の災害

### (1) 奈良県における主な風水害

#### 奈良県の気象災害（大正元年～平成27年）

発生日月	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
大正元年 9月21日 ～ 9月23日	暴風雨害	強風、 大雨(台風)	猛烈な台風が、22日午後10時に高知県足摺岬付近に上陸し、京阪以西に非常な猛威をふるった。県内の死者は、添上郡5名、生駒郡1名、磯城郡9名、高市郡14名、北葛城郡1名、南葛城郡4名、宇智郡1名、吉野郡15名、奈良市1名の合計51名となっている。また、大和風水害報文によると、春日神社境内及び奈良公園での吹倒木・吹折木は17,354本であった。総被害額は、298万6,098円にのぼった。	・期間降水量(21日10時～24日10時) 大台ヶ原 814.0mm 迫 414.0mm 菅野 383.5mm 小森 330.8mm 河合 285.7mm 奈良(油阪) 115.6mm 八木 144.8mm ・日最大風速(23日04時05分) 八木 SSW 25.7m/s
大正6年 9月28日 ～ 9月30日	水害	大雨、 強風(台風)	台風が、30日夜遅く潮岬遙か洋上を東進して東海道へ進み、沼津(最低気圧:10月1日02時30分)付近に上陸した。奈良県は関東に比べて被害は僅少であるが、近隣府県に比べ桁外れの被害を受けた。雨量は県内平均的に降り、台風の襲来を受けるまでに各地は相当湿っていたため、被害が拡大した。県内の主な被害は、死者25名、行方不明5名、負傷者24名、家屋全壊35戸、半壊117戸、床上浸水3,341戸、床下浸水6,360戸等となっている。	・期間降水量(9月28日10時～10月1日10時) 洞川 454.7mm 菅野 434.5mm 小森 390.6mm 大台ヶ原 381.4mm 迫 355.4mm 寺垣内 346.7mm 奈良(油阪) 218.1mm 八木 311.7mm ・日最大風速(30日22時) 八木 NNW 9.7m/s
大正10年 9月23日 ～ 9月25日	暴風雨害	大雨(台風)	台風は、25日23時30分潮岬の西方近距離の地点に上陸して、奈良、京都付近を経て26日03時敦賀付近から日本海へ出た。平坦部は特に風勢が猛烈で、山間部は雨勢の方が激烈であった。県内の主な被害は、死者5名、負傷者23名、建物被害21,142戸(家屋全壊342戸を含む)等。その他、樹木、稲、果実などに多大の被害を被った。	・期間降水量(23日10時～26日10時) 大台ヶ原 600.1mm 前鬼 537.0mm 河合 370mm 奈良(油阪) 82.1mm 八木 76.7mm ・日最大風速(26日02時20分) 八木 SSW19.7m/s
昭和5年 7月30日 ～ 8月1日	水害	大雨(台風)	サイパン島の北西方で発生した台風が、八丈島の西を経て、7月31日未明伊勢湾口に達した。奈良県に及ぼす風力の影響は余りなかったが、豪雨となって河川が氾濫し、主として平坦部大和川流域で被害を受けた。県内の主な被害は、死者5名、行方不明2名、負傷者14名、全壊22戸、半壊81戸、流失42戸、浸水6,149戸、堤防決壊205カ所、道路損壊9,229間、橋梁流失135カ所、田畑浸水・流失3,668町歩、山林崩壊344カ所、鉄軌道被害9カ所等の上った。	・期間降水量(7月30日10時～8月2日10時) 洞川 559.5mm 榛原 522.0mm 上之郷 422.4mm 曾爾 377.5mm 鷺家口 337.8mm 上市 320.1mm 奈良(登大路町) 147.6mm 八木 219.9mm 日最大風速(31日11時) 八木 W 6.4m/s
昭和9年 9月17日 ～ 9月21日	暴風雨害	強風、大雨 《室戸台風》	この台風は、日本に来襲したものの中では最大級であった。そのコースは、13日パラオ島の南東海上に現れ北西進して、19日夜半沖縄の南東海上で北から北北東に転向し、21日05時に室戸岬の西方に上陸して大阪湾に入り、07時50分に神戸の東方深江付近を経て大阪・京都を襲った。人的	期間降水量(17日10時～22日10時) 大台ヶ原 452.0mm 寺垣内 383.0mm 河合 282.0mm 前鬼 264.6mm

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
			被害の大阪府の死者 1,678 名、行方不明 210 名、負傷者 8,656 名を始め、全国で死者 2,702 名、行方不明 334 名、負傷者 14,994 名の大惨事を被った。奈良県でも台風を中心経路に近く、全域で相当の被害を受けた。県内の主な被害は、死者 11 名、負傷者 79 名、家屋全壊 643 戸、半壊 710 戸、学校全壊 5 校、半壊 3 校、橋梁流失 42 ヲ所、道路損壊 321 ヲ所、堤防決壊 47 ヲ所等となっている。また、農作物被害は 424 万 129 円、損害見積額は 710 万 9,742 円に上った。	人之波 236.9 mm 小森 215.3 mm 洞川 199.5 mm 荒神岳 191.9 mm 南日裏 178.7 mm 菅野 176.8 mm 迫 163.6 mm 曾爾 125.8 mm 奈良(登大路町) 41.8 mm 八木 63.3 mm 日最大風速(21 日 08 時 40 分) 八木 SSE 22.3m/s
昭和 25 年 9 月 1 日 ～ 9 月 3 日	暴風雨害	強風、大雨 《ジェーン台風》	猛烈な台風が、室戸岬東方を通過し、徳島県南東端、淡路島南東端をかすめ、3 日 12 時過ぎに神戸市垂水区付近に上陸した。このため、京阪神や四国、和歌山沿岸地方に大被害を与えた。人的被害は、大阪府の死者 211 名、行方不明 49 名、負傷者 8,631 名を始め、全国で死者 336 名、行方不明 172 名、負傷者 10,930 名、罹災者 87 万余名に及んだ。県内の主な被害は、死者 1 名、負傷者 15 名、家屋全壊 151 戸、半壊 1,576 戸、焼失 9 戸、床上浸水 14 戸、床下浸水 122 戸、非住家被害 397 戸、田流失・埋没 25 町、田冠水 197 町、畑流失・埋没 27 町、畑冠水 117 町、道路損壊 144 ヲ所、橋梁流失 65 ヲ所、堤防決壊 1 ヲ所、通信施設被害 13 ヲ所、電柱倒壊 2,000 本等に上った。	期間降水量(1 日 10 時～4 日 10 時) 大台ヶ原 850.9 mm 河合 432.2 mm 寺垣内 316.1 mm 玉置山 271.1 mm 上市 206.3 mm 荒神岳 197.8 mm 曾爾 178.0 mm 榛原 133.5 mm 奈良(肘塚町) 39.7 mm 櫃原 84.1 mm 日最大風速(3 日 12 時 03 分) 櫃原 SSE 19.6m/s 日最大瞬間風速(3 日 12 時 20 分) 櫃原 SSE 27.5m/s
昭和 28 年 7 月 17 日 ～ 7 月 20 日	水害	大雨 《停滞前線》	紀伊半島では前線が南北に振動し、その通過の際に雷を伴って局地的な豪雨となった。このため、特に、大塔、野迫川村では山崩れにより家屋が倒壊・埋没・流失して、死者 27 名(野迫川村 20 名、大塔村 7 名)を出すに至った。また、十津川村は増水して木材及び橋梁が流失し、至る所で崖崩れを生じた。一方、紀ノ川、大和川各支流も警戒水位を突破し、決壊寸前の状態になった。県内の主な被害は、死者 31 名、行方不明 13 名、負傷者 30 名、家屋全壊 59 戸、半壊 117 戸、流失 169 戸、一部破損 1 戸、床上浸水 95 戸、床下浸水 1,385 戸、非住家被害 79 戸、田流失・埋没 165 町、水田冠水 1,483 町、畑流失・埋没 102 町、畑冠水 84 町、道路損壊 809 ヲ所、橋梁流失 231 ヲ所、堤防決壊 25 ヲ所、山・崖崩れ 530 ヲ所、鉄軌道被害 20 ヲ所等に及んだ。	期間降水量(17 日 09 時～21 日 09 時) 前鬼 799.4 mm 玉置山 648.6 mm 荒神岳 615.0 mm 河合 591.8 mm 寺垣内 574.8 mm 大台ヶ原 463.1 mm 川上 276.9 mm 洞川 247.2 mm 上市 204.8 mm 五條 203.5 mm 南之庄 193.2 mm 曾爾 187.4 mm 榛原 162.0 mm 八木 152.1 mm 王寺 109.7 mm 奈良 123.0 mm
昭和 28 年 9 月 22 日 ～ 9 月 25 日	暴風雨害	強風、大雨 《台風第 13 号》	台風は、25 日 15 時に潮岬の東方 20 km を通過し、17 時過ぎに志摩半島を横断して、18 時半頃知多半島に上陸した。暴風雨により、近畿・東海地方を中心に全国で死者 393 名、行方不明 85 名、負傷者 2,559 名の甚大な損害を被った。奈良県でも、台風の豪雨圏に入り全域で被害が続出した。特筆すべきは、最大 1 時間降水量が吉野郡上山山村河合 123.4 mm、大台ヶ原山頂 117.7 mm の記録的な短時間豪雨等で吉野川や北山川が氾濫した。また、奈良市内を流れる佐保川、吉城川、菩提川が増水し、奈良市佐保、法蓮付近の民家 1,300 戸が濁水にのまれた。県内の主な被害は、	期間降水量(22 日 09 時～26 日 09 時) 大台ヶ原 1017.3 mm 河合 748.2 mm 前鬼 509.4 mm 寺垣内 395.5 mm 曾爾 376.2 mm 玉置山 323.8 mm 南之庄 316.7 mm 荒神岳 291.9 mm 榛原 235.6 mm 多武峰 229.6 mm

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
			死者 8 名、行方不明 4 名、負傷者 26 名、家屋全壊 137 戸、半壊 533 戸、流失 103 戸、一部破損 2,341 戸、床上浸水 2,265 戸、床下浸水 8,536 戸、非住家被害 595 戸、田流失・埋没 619 町、田冠水 3,941 町、畑流失・埋没 303 町、畑冠水 466 町道路損壊 669 ヶ所、橋梁流出 430 ヶ所、堤防決壊 303 ヶ所、山・崖崩れ 1,373 ヶ所、電柱倒壊 448 ヶ所、板塀倒壊 1,503 ヶ所、鉄軌道被害 2 ヶ所、船舶流出 13 隻等に入った。	月ヶ瀬 208.3 mm 松山 194.4 mm 王寺 176.2 mm 八木 167.9 mm 五條 160.1 mm 高田 154.3 mm 三輪 148.2 mm 奈良 163.6 mm 日最大風速(25 日 18 時 00 分) 奈良 NNW 21.4m/s 日最大瞬間風速(25 日 17 時 55 分) 奈良 NNW 29.7m/s
昭和 31 年 9 月 25 日 ～ 9 月 27 日	水害、強 風害	大雨、強風 《台風第 15 号》	この台風は、25 日に沖縄付近から北東進して、27 日 06 時には潮岬の南西約 80 km の会場を経て、関東方面に進んだ。このため、25 日から県全域で大雨となり、桜井市山間部では土砂崩れのため 2 名が死亡するなど、県北部平坦地を中心に被害が発生した。県内の主な被害は、死者 2 名、行方不明 2 名、負傷者 2 名、家屋全壊 7 戸、半壊 4 戸、一部破損 45 戸、家屋流失 6 戸、非住家被害 18 戸、床上浸水 559 戸、床下浸水 3,642 戸、堤防決壊 7 ヶ所、橋梁流失 38 ヶ所、道路損壊 59 ヶ所、山・崖崩れ 54 ヶ所、田流失・埋没 10 町、田冠水 597 町、畑流失・埋没 8 町、畑冠水 92 町、鉄軌道被害 4 ヶ所、通信施設被害 4 ヶ所、電柱倒壊 3 ヶ所等に入った。	期間降水量(25 日 09 時～28 日 09 時) 前鬼 363.1 mm 山上ヶ岳 294.0 mm 川上 292.6 mm 河合 291.7 mm 荒神岳 272.5 mm 寺垣内 270.4 mm 大宇陀 263.8 mm 曾爾 255.1 mm 八木 241.1 mm 奈良 161.1 mm 日最大風速(27 日 07 時 10 分) 奈良 N 12.2m/s 日最大瞬間風速(27 日 06 時 57 分) 奈良 NW 16.2m/s
昭和 32 年 6 月 26 日 ～ 6 月 27 日	水害	大雨 《停滞前線、 台風第 5 号》	台風が南シナ海を北上し、九州西岸に接近した。これに伴い、梅雨前線も 26 日 15 時頃から紀伊半島を北上して、活動が活発となった。主に県北部で、26 日夜半過ぎから雨足が強まり、被害が発生した。県内の主な被害は、死者 1 名、負傷者 1 名、行方不明 1 名、家屋半壊 2 棟、一部破損 2 棟、非住家被害 3 棟、床上浸水 116 棟、床下浸水 946 棟、田流失・埋没 1 町、田冠水 1,039 町、畑冠水 15 棟、道路損壊 25 ヶ所、橋梁流失 4 ヶ所、堤防決壊 5 ヶ所、山・崖崩れ 9 ヶ所、鉄軌道被害 4 ヶ所等となっている。	期間降水量(26 日 09 時～28 日 09 時) 寺垣内 204.5 mm 尾山 181.4 mm 大淀 178.7 mm 王寺 176.8 mm 南之庄 175.8 mm 前鬼 168.4 mm 大宇陀 153.6 mm 玉置山 153.0 mm 五條 105.0 mm 八木 102.2 mm 奈良 194.7 mm
昭和 33 年 8 月 24 日 ～ 8 月 25 日	水害、強風 害	大雨、強風 《台風第 17 号》	台風が四国の南海上を北上して、25 日 17 時 30 分頃に和歌山県白浜・御坊間に上陸し、奈良市西方を経て北陸方面に進んだ。このため、県南東部を中心に大雨が降った。被害は県全域で死者 2 名、行方不明 6 名、負傷者 2 名、家屋全壊 5 戸、半壊 44 戸、一部破損 73 戸、家屋流失 5 戸、非住家被害 17 戸、床上浸水 95 戸、床下浸水 471 戸、田流失・埋没 6 町歩、田冠水 85 町、畑流失・埋没 4 町歩、畑冠水 75 町歩、道路損壊 118 ヶ所、橋梁流失 29 ヶ所、堤防決壊 5 ヶ所、山・崖崩れ 70 ヶ所、通信施設被害 44 ヶ所等に及んだ。	期間降水量(24 日 09 時～26 日 09 時) 日出岳 780.0 mm 河合 672.6 mm 山上ヶ岳 636.0 mm 荒神岳 318.5 mm 曾爾 286.3 mm 八木 147.6 mm 奈良 129.9 mm 日最大風速(25 日 19 時 00 分) 奈良 ENE 18.7m/s 日最大瞬間風速(25 日 22 時 36 分) 奈良 SSW 27.5m/s



発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
昭和34年 8月12日 ～ 8月14日	水害	大雨 《停滞前線、 台風第7号》	12日から13日にかけて、本州の南海上に停滞する前線を、低気圧が東進してきて四国沖で停滞気味となった。一方、台風が13日朝に小笠原諸島を北上して、14日06時過ぎ東海道上陸、中部地方を横断して日本海へ去った。このため、県南東部を中心に大雨となり、被害は全域で死者1名、家屋半壊5棟、流失3棟、一部破損2棟、床上浸水86棟、床下浸水2,780棟、非住家被害8棟、田冠水257ha、畑流失・埋没9ha、畑冠水20ha、道路破壊38カ所、橋梁流失52カ所、堤防決壊37カ所、山・崖崩れ65カ所、鉄軌道被害1カ所、通信施設被害42回線等に上った。	期間降水量(12日09時～15日09時) 日出岳 593.0mm 前鬼 475.0mm 山上ヶ岳 451.0mm 河合 372.0mm 寺垣内 331.0mm 小原 303.0mm 十津川 300.0mm 川上 274.0mm 荒神岳 243.0mm 曾爾 238.0mm 八木 201.0mm 奈良 221.0mm
昭和34年 9月23日 ～ 9月26日	暴風雨害	強風、大雨 《台風第15号 (伊勢湾台風)》	20日09時、エニウヱック島の西方海上で発生した弱い熱帯低気圧は、次第に発達しながら西から北西方向に進んで、21日21時には台風となった。台風は、その後も北西に進み、23日15時に中心気圧895hPa最大風速75m/sに発達して最盛期となった。この頃から、県南部を中心に大雨が降り始めた。その後、台風は次第に向きを北寄りに変え、26日18時には潮岬の西方から紀伊半島に上陸した。上陸後、奈良県・三重県の県境を通り、24時過ぎに富山市の東方から日本海に抜けた。この台風により、特に伊勢湾や紀伊半島沿岸は高潮・暴風・河川の氾濫を被り、人的被害は愛知県・三重県の死者4,312名、行方不明312名、負傷者36,136名をはじめ、全国で死者4,697名、行方不明401名、負傷者38,921名、罹災者153万余名という未曾有の惨禍を被った。奈良県でも被害は全域に及び、死者88名、行方不明25名、負傷者104名、家屋全壊795棟、半壊1,598棟、流失558棟、一部破損1,056棟、非住家被害653棟、床上浸水6,171棟、床下浸水4,054棟、田流失・埋没421ha、田冠水1,309ha、畑流失・埋没124ha、畑冠水666ha、道路損壊863カ所、橋梁流失381カ所、鉄軌道被害6カ所、通信施設被害118回線、木材流失16,679m <sup>3</sup> 、罹災者概数30,221名等に上った。	期間降水量(23日09時～27日09時) 河合 881.0mm 前鬼 867.0mm 日出岳 826.0mm 山上ヶ岳 701.0mm 川上 671.0mm 十津川 656.0mm 高見 496.0mm 寺垣内 489.0mm 洞川 451.0mm 曾爾 443.0mm 七面山 40.0mm 小原 407.0mm 榛原 325.0mm 尾山 313.0mm 大淀 283.0mm 大宇陀 253.0mm 荒神岳 237.0mm 南之庄 212.0mm 八木 201.0mm 岡 199.0mm 陣ヶ峰 171.0mm 王寺 134.0mm 奈良 221.0mm 日最大風速(26日17時05分) 奈良 ENE 23.3m/s 日最大瞬間風速 奈良 ENE 32.6m/s
昭和36年 7月9日	落雷害、 雹害	雷 《雷雨(熱雷、 界雷)、太平洋 高気圧、停滞 前線》	9日の日中はかなり気温が上昇したが、この日は北上していた前線が南下する気配をみせて、午後には近畿地方の所々で雷雲が発生した。奈良県では、夕方頃に磯城郡、宇陀郡、天理市等で降雹があり、そのうち天理市で1名が落雷により死亡した。また、各地の配電線に被害を与え停電した所もあった。	期間降水量(9日09時～10日09時) 榛原 51.0mm 南之庄 45.0mm 日最大 1時間降水量(9日18時32分) 奈良 27.5mm 日最高気温(00時～24時)
昭和36年 8月21日	落雷害	雷 《雷雨(界雷、 熱雷)、停滞 前線》	関東の東海上の低気圧から西に延びる前線が、近畿地方を横切りゆっくりと南下した。このため、15時10分頃広陵町で落雷により1名が死亡、2名が負傷した。また、生駒町で浸水のため、電車が一時不通、奈良市で落雷のため2,500余戸が停電した。	期間降水量(21日09時～22日09時) 八木 57.0mm 王寺 26.0mm 田原本 15.0mm 日最高気温(00時～24時) 奈良 32.7℃

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
昭和 36 年 9 月 14 日 ～ 9 月 16 日	暴風雨害	強風、大雨 《 台風第 18 号 (第 2 室戸台 風) 》	6 日 21 時、マーシャル諸島東部に発生した弱い熱帯低気圧は、西に進んで発達し、8 日 09 時エニウェック島の南方で台風となった。台風は、西北西進して 12 日 09 時に中心気圧 890hPa 最大風速 75m/s に発達して最盛期となった。その後、14 日に沖縄の東海上を北上し、15 日 09 時に奄美大島を通過した頃から北東に向きを変えた。この頃から県南東部を中心に大雨となり、16 日 09 時すぎには室戸岬の西方に上陸した。13 時過ぎに神戸・大阪間に再上陸して、18 時には能登半島東部に達した。この台風により、近畿地方や新潟県をはじめ、全国で高潮・暴風・大雨等により、人的被害は、死者 194 名、行方不明 8 名、負傷者 4,972 名に達し、罹災者は 90 万名を超えた。奈良県でも全域で死者 6 名、負傷者 142 名、家屋全壊 362 棟、半壊 988 棟、流失 3 棟、床上浸水 91 棟、床下浸水 66 棟、一部破損 10,963 棟、非住家被害 2,470 棟、田流失・埋没 454ha、田冠水 665ha、畑流失・埋没 2ha、畑冠水 124ha、道路損壊 192 カ所、橋梁流失 34 カ所、鉄軌道被害 8 カ所、通信施設被害 864 回線、木材流失 1,510 m <sup>3</sup> 等に及んだ。	期間降水量(14 日 09 時～17 日 09 時) 山上ヶ岳 642.0 mm 前鬼 586.0 mm 日出岳 531.0 mm 寺垣内 79.0 mm 河合 470.0 mm 十津川 442.0 mm 洞川 385.0 mm 川上 346.0 mm 荒神岳 299.0 mm 高見 286.0 mm 七面山 276.0 mm 曾爾 270.0 mm 南之庄 174.0 mm 榛原 154.0 mm 大淀 146.0 mm 五條 125.0 mm 尾山 89.0 mm 八木 65.0 mm 奈良 43.0 mm 日最大風速 (16 日 13 時 50 分) 奈良 SSE 25.0m/s 日最大瞬間風速(16 日 13 時 41 分) 奈良 SSE 42.4m/s
昭和 36 年 10 月 26 日 ～ 10 月 28 日	水害	大雨 《閉塞前線、 南岸低気圧、 台風第 26 号》	26 日から 28 日にかけて、台風が小笠原諸島を北上し三陸沖に達した。一方、26 日 03 時に屋久島付近で低気圧が発生して北東に進み、27 日朝には山陰中部に達し閉塞状態となった。また、27 日 21 時ごろに紀伊半島沖で新たに低気圧が発生して、ゆっくり南東に進んだ。このため、県南東部を中心に大雨となった。県内の主な被害は、死者 1 名、負傷者 1 名、家屋全壊 3 棟、半壊 2 棟、一部破損 12 棟、非住家被害 4 棟、床上浸水 17 棟、床下浸水 628 棟、田流失・埋没 31ha、田冠水 771ha、畑冠水 2ha、道路損壊 89 カ所、橋梁流失 24 カ所、堤防決壊 6 カ所、山・崖崩れ 76 カ所、通信施設被害 3 回線等となっている。	期間降水量(26 日 09 時～29 日 09 時) 日出岳 1241.0 mm 川上 673.0 mm 十津川 655.0 mm 山上ヶ岳 649.0 mm 河合 581.0 mm 寺垣内 556.0 mm 高見 526.0 mm 洞川 478.0 mm 前鬼 433.0 mm 曾爾 391.0 mm 南之庄 350.0 mm 五條 175.0 mm 奈良 176.0 mm
昭和 40 年 9 月 8 日 ～ 9 月 10 日	暴風雨害	強風・大雨 《台風第 23 号》	この台風は、10 日 08 時に高知県安芸市付近に上陸し、兵庫県を経て日本海へ去った。県内各地で、特に風による被害が多かった。県内の主な被害は、死者 1 名、負傷者 2 名、家屋全壊 3 棟、床上浸水 7 棟、道路損壊 6 カ所、橋梁損壊 3 カ所、山・崖崩れ 2 カ所等となっている。	期間降水量(8 日 09 時～11 日 09 時) 日出岳 390.0 mm 五條 84.0 mm 奈良 62.0 mm 日最大風速(10 日 11 時 50 分) 奈良 S 20.0m/s 日最高瞬間風速(10 日 11 時 34 分) 奈良 S 27.6m/s
昭和 41 年 6 月 30 日 ～ 7 月 2 日	水害	大雨 《停滞前線、 低気圧》	発達した低気圧が、1 日夜から 2 日朝にかけて瀬戸内海沿いを東進した。このため、西日本付近の梅雨前線の活動が活発となり、大雨により主に大和川水系の各河川が増水した。県内の主な被害は、死者 2 名、住家一部破損 1 棟 非住家被害 13 棟 床上浸水 26 棟、床下浸水 658 棟、山・崖崩れ 16 カ所、道路損壊 14 カ所橋梁流失 4 カ所、	期間降水量(30 日 09 時～3 日 09 時) 北今西 230.0 mm 荒神岳 136.0 mm 王寺 132.0 mm 大和新庄 121.0 mm 二津野 121.10五條 102.0 mm

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
			鉄軌道被害1ヵ所、農業被害3,945ha等となっている。	尾山 106.0 mm 奈良 120.0 mm
昭和41年 8月26日	落雷等	雷 《雷雨(熱雷)、寒気 の移流	26日は、太平洋高気圧に覆われ日射が強く、上層に寒気が移流して大気不安定となった。このため県西部を中心に発雷し、五條市では落雷により2名死亡した。	日最高気温(26日09時～27日09時) 五條 34.1℃ 期間降水量(26日09時～27日09時) 五條 25.0 mm
昭和42年 4月上・中	長雨害、 山・崖崩れ	長雨 《停滞前線》	4月の上旬・中旬は、前線が南岸沿いに停滞し、その前線上を時々低気圧が東進するなど、長期にわたって雨が降った。この長雨のため県内各地で崖崩れ(12ヵ所)が発生した。とくに13日朝、上北山村で崖崩れがあり、1戸が全壊して死者が1名となった。そのほか、4戸が半壊した。また、農業被害としては、莓にカビ病が発生した。	期間降水量(1日09時～21日09時) 寺垣内 388.0 mm 二津野 329.0 mm 白川 322.0 mm 池原 320.0 mm 十津川 290.0 mm 五條 193.0 mm 奈良 189.0 mm
昭和44年 7月4日 ～ 7月5日	水害	大雨 《停滞前線、 低気圧》	4日から5日にかけて、本州付近に停滞する梅雨前線を次々と小さな低気圧が東進し、死者1名(十津川村で落石による)、家屋一部破損1棟、床下浸水77棟、田冠水8ha、山・崖崩れ45ヵ所、道路損壊50ヵ所、鉄軌道被害1ヵ所等であった。	期間降水量(4日09時～6日09時) 小坪瀬 320.0 mm 伯母子岳 226.0 mm 玉置山 217.0 mm 十津川 208.0 mm 八木 77.0 mm 奈良 72.0 mm
昭和45年 7月4日 ～ 7月5日	水害、強 風害	大雨、強風 《台風第2 号》	台風は、5日昼前には四国の室戸岬沖を通過し、5日18時過ぎに白浜と潮岬間の紀伊半島に上陸、次第に衰えながら進路を北から北西方向に転じ、和歌山市付近から姫路市付近をへ得て兵庫県北西部から日本海へ抜けた。このため十津川村では作業員宿舎が倒壊して、死者1名が出たのをはじめ、県全域で、家屋全壊1棟、半壊4棟、一部破損8棟、非住家被害30棟、道路損壊7ヵ所、山・崖崩れ9ヶ所、通信施設被害1,810回線、また農作物被害や強風による果樹被害、倒木(奈良公園他)も発生した。	期間降水量(4日09時～6日09時) 薬師平 557.0 mm 日出岳 545.0 mm 竹の平 5338.0 mm 寺垣内 426.0 mm 十津川 285.0 mm 八木 25.0 mm 奈良 39.0 mm 日最大風速 奈良 ENE 17.0m/s 日最大瞬間風速 奈良 ENE 34.2m/s
昭和45年 8月30日	落雷害	雷 《雷雨(熱雷)、台風第 11号》	30日は、太平洋高気圧に覆われ晴れて気温が上昇した。また、朝鮮半島付近に台風があつて西日本は大気の状態が不安定となり、午後になって県内各地で俄雨や雷雨があつた。このため、當麻町では落雷により1名が死亡した。	期間降水量(30日09時～31日09時) 大和新庄 31.0 mm 日最高気温(30日09時～31日09時) 大和新庄 35.3℃
昭和46年 9月26日	水害	大雨 《台風第29 号》	この台風は、26日13時頃に和歌山県白浜町と潮岬の間に上陸した後、紀伊半島の東岸沿いに進んだ。大雨による被害は県全域に及んだが、特に大宇陀、東吉野、十津川の山間部に集中した。県内の主な被害は、死者3名、行方不明8名、負傷者4名、家屋全壊3棟、半壊2棟、流失1棟、床上浸水69棟、床下浸水1,211棟、一部損失1棟、非住家損壊2棟、田流失・埋没2ha、田冠水47ha、畑流失・埋没1ha、畑冠水15ha、山・崖崩れ116ヶ所、道路損壊90ヶ所、堤防決壊17ヶ所、橋梁流失11ヶ所、鉄軌道被害2ヶ所等に上った。	期間降水量(26日09時～27日09時) 洞川 217.0 mm 風屋 206.0 mm 曾爾 200.0 mm 高見 195.0 mm 大宇陀 110.0 mm 八木 105.0 mm 奈良 86.0 mm 日最大風速(26日14時10分) 奈良 NNW 9.8m/s 日最大瞬間風速(26日14時30分) 奈良 NNW 15.8m/s

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
昭和 47 年 7 月 9 日 ～ 7 月 14 日	水害	大雨 (停滞前線、 南岸低気圧、 日本海低気 圧)	9 日～14 日にかけて、西日本付近に停滞する梅雨前線を弱い低気圧が次々と通過して、梅雨前線が南下・北上を繰り返した。このため、県全域で大雨となり、各地で水害が発生した。県内の主な被害は、死者 1 名、負傷者 3 名、家屋全壊 1 棟、半壊 4 棟、一部破損 9 棟、非住家被害 2 棟、床上浸水 47 棟、床下浸水 544 棟、田冠水 411ha、畑冠水 63ha、山・崖崩れ 70 ヶ所、道路損壊 91 ヶ所、堤防決壊 16 ヶ所、鉄軌道被害 3 ヶ所等に及んだ。	期間降水量(9 日 09 時～15 日 09 時) 三浦峠 457.0 mm 小坪瀬 404.0 mm 前鬼 381.0 mm 風屋 348.0 mm 生駒 299.0 mm 荒神岳 297.0 mm 王寺 217.0 mm 八木 183.0 mm 奈良 266.0 mm
昭和 50 年 9 月 23 日	落雷害	雷 (熱雷、界雷) 《停滞前線》	オホーツク海にある発達した低気圧から伸びる寒冷前線が、関東地方から西に延びて停滞した。このため、大気が不安定な状態となり、天理市にあるゴルフ場で落雷により死者 1 名、負傷者 1 名の被害があった。	期間降水量(23 日 00 時～24 時) 奈良 31.5 mm 日最高気温(23 日 12 時 00 分) 奈良 29.8℃
昭和 54 年 6 月 27 日 ～ 6 月 30 日	水害	大雨 《停滞前線》	日本海に停滞していた梅雨前線が南下して、西日本付近で活動が活発になり、大雨が降った。このため、特に県北部を中心に水害が発生し、死者 1 名、家屋全壊 2 棟、半壊 5 棟、床上浸水 17 棟、床下浸水 2,670 棟、道路損壊 268 ヶ所、河川損壊 348 棟、橋梁損壊 2 ヶ所、鉄軌道被害 1 ヶ所等の被害があった。また、農林業被害は県全域で 9 億 7,620 万円に上った。	期間降水量(27 日 00 時～30 日 24 時) 針 303.0 mm 田原本 264.0 mm 荒神岳 244.0 mm 風屋 244.0 mm 上野地 239.0 mm 大宇陀 226.0 mm 五條 235.0 mm 奈良 292.0 mm
昭和 57 年 7 月 31 日 ～ 8 月 3 日	水害	大雨 《台風第 10 号、停滞前線、南岸低気圧》	台風第 10 号は、7 月 24 日 03 時マーシャル諸島付近で台風となり、8 月 2 日 00 時に渥美半島西部に上陸して、2 日 05 時頃には能登半島から日本海へ抜けた。一方、台風第 9 号が中国大陸で温帯低気圧に変わり、2 日夜には九州南岸を経て 3 日昼頃に紀伊半島を通過した。このため、7 月 31 日夜半から台風全面の停滞前線も活発化して、大雨に続く大雨で地盤が緩み、県全域で被害が拡大した。県内の主な被害は、死者 10 名、負傷者 12 名、家屋全壊 24 棟、半壊・一部破損 34 棟、床上浸水 5,573 棟、床下浸水 5,084 棟、耕地流失・埋没 10.4ha、耕地冠水 894ha、道路損壊 88 ヶ所、橋梁損壊 5 ヶ所、鉄軌道被害 15 ヶ所、山・崖崩れ 528 ヶ所、堤防決壊 2 ヶ所、通信施設被害 942 回線、木材流失 18 m <sup>3</sup> に及んだ。また、農業被害 43 億 1,500 万円、水業被害 5,800 万円、林業被害 4 億 5,700 万円に上った。	期間降水量(7 月 31 日 00 時～8 月 3 日 24 時) 日出岳 1078.0 mm 上北山 736 mm 高見 620.0 mm 山上ヶ岳 505.0 mm 曾爾 422.0 mm 玉置山 428.0 mm 大宇陀 415.0 mm 針 412.0 mm 当麻 414.0 mm 壺阪 382.0 mm 五條 368.0 mm 田原本 349.0 mm 奈良 342.0 mm 日最大風速(2 日 03 時 30 分) 奈良 S 6.7m/s 日最大瞬間風速(2 日 01 時 30 分) 奈良 W 16.0m/s
昭和 58 年 9 月 7 日	落雷害	雷 (界雷、熱雷) 《寒冷前線》	日本海中部を低気圧が東進し、この低気圧から延びる寒冷前線が奈良県を通過して、所々で雷雨が発生した。15 時 15 分頃、奈良市の高畑町の大学のグラウンドに落雷があり、練習中のラグビー部員が 1 名死亡、1 名重体の被害があった。	日最大 1 時間降水量(7 日 16 時 20 分) 奈良 26.0 mm 日最高気温(7 日 16 時 20 分) 奈良 30.3℃
平成 8 年 4 月 1 日 ～ 4 月 22 日	凍霜害	霜	4 月上旬の奈良の平均気温は 8.0℃で平年より 3℃低く、五條市では月上旬の平均気温が 7.5℃で平均に比べ 3.8℃低くなった。この影響により、柿の産地である五條市や西吉野村では凍霜害が発生し、吉野地区では栽培樹木面積の約 30%(約 90ha)、五條市野原・生子・下之地区では水田から転作した地域では約 100%の被害が出た。	・日最低気温 4 日 5 時 51 分 奈良-1.1℃ 13 日 5 時 大宇陀-3.9℃

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
平成9年 7月25日 ～ 7月31日	大雨害 強雨害 強風害	台風第9号	25日に四国の南海上をゆっくり北上。26日17時過ぎに中型で強い勢力を保ち徳島県阿南市付近に上陸。27日1時すぎに出雲市付近から日本海に抜け停滞。 28日6時45分に弱い熱帯低気圧に変わった後、東南東進して東海沖で停滞。南部を中心に大雨続く。 住家被害3棟、非住家被害2棟、床下浸水1棟、山・崖崩れ3ヶ所、道路損壊2ヶ所。	・総降水量 日出岳 995mm、上北山 801mm、山上ヶ岳 593mm、風屋 559mm ・日最大降水量(26日) 日出岳 734mm、上北山 627mm、山上ヶ岳 450mm、風屋 436mm ・1時間最大降水量 26日14時 日出岳 53mm 26日10時 上北山 45mm 26日15時 高見 42mm 26日12時 曾爾 41mm ・最大瞬間風速 26日14時4分 奈良 23.5m/s
平成10年 8月23日	大雨害 落雷害	暖気の移流 雷雨(熱雷) 日本海低気圧	23日は、太平洋高気圧の圏内となって晴れて気温が上昇したが、前線を伴った低気圧が朝鮮半島北部へ進んできて、この低気圧に向かい南海上から暖湿気が流入して大気が不安定となった。このため、夕方頃に積乱雲が急速に発達して、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となった。 被害状況は 床上浸水6棟、床下浸水28棟、停電2,300軒。	・日最大降水量(23日) 田原本 73mm、天辻 43mm、奈良 30mm、大字陀 26mm、吉野 24mm、當麻 21mm ・日最大1時間降水量 23日18時 田原本 62mm 23日17時 天辻 28mm 23日17時30分 奈良 27.5mm 23日17時 大字陀 17mm 23日18時 当麻 13mm 23日16時 吉野 9mm ・日最高気温 23日14時 五條 35.1℃ 23日13時30分 奈良 33.2℃ 23日14時 大字陀 31.9℃
平成10年 9月22日	強風害 大雨害	台風第7号	17日21時フィリピンのルソン島の西の海上で発生した台風第7号が、22日に四国の南海上を北上して、同日13時過ぎに中型で強い勢力を保ち、和歌山県北部(御坊市付近)に上陸した。 上陸後、台風は次第に速度を速めながら、北北東進し、14時に大阪市の南約30kmの地点、15時に彦根市の南西約30kmの地点、18時に富山市付近を経て日本海に抜けた。 この台風により、奈良地方気象台では統計開始(1953年5月)以来第3位(37.6m/s)の日最大瞬間風速を記録した。 被害状況は、死者2人、負傷者87人、非住家被害1,803棟、住家全壊52棟、住家一部損壊9,979棟、床上浸水1棟、床下浸水36棟、道路損壊68ヶ所、橋梁流失3ヶ所、山・崖崩れ77ヶ所。農業関係は、農作物135億6,800万円、生産関係施設43億3,800万円、農地・農業施設2億4,000万円、畜産10億4,300万円。林業関係は、林道被害も合わせると61億円。	・日最大瞬間風速 22日15時33分 奈良 37.6m/s w ・日最大風速 22日15時 大字陀 16m/s SW 22日15時 奈良 13.1m/s SSW 22日15時 五條 13m/s SW 22日15時 針 12m/s SW 22日14時 風屋 12m/s S 22日14時 上北山 6m/s NNW ・日最大降水量 22日 風屋 151mm 22日 上北山 145mm 22日 玉置山 138mm 22日 山上ヶ岳 124mm 21日 曾爾 97mm 22日 吉野 84mm ・日最大1時間降水量 22日13時 上北山 40mm 22日13時 山上ヶ岳 35mm 22日13時 風屋 31mm 22日16時 奈良 27mm
平成11年 8月9日 ～ 8月11日	浸水害 山がけ崩れ害	熱低(台風以外) 暖気の移流	熱帯低気圧が、9日は伊豆諸島付近を北上し、10日には東海沖を西進して伊豆半島に進み、11日は近畿地方をゆっくりと北上した。特に、11日の明け方頃は、熱帯低気圧の北上に伴い、南海上から暖かく湿った空気が流入し、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となった。 県北部で、床上浸水12棟・床下浸水52棟・山が	・日最大1時間降水量 11日4時 五條 38mm 11日5時 奈良 26mm 11日3時 吉野 25mm 11日5時 大字陀 24mm 11日5時 田原本 19mm 11日8時 針 18mm

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
			け崩れ2ヶ所・鉄軌道被害1ヶ所・通行止め11路線13区間等の被害があった。	11日2時 当麻 15mm ・期間降水量 奈良 149.5mm、針 134mm、大宇陀 123mm、五條 140mm、吉野 124mm、田原本 110mm
平成11年 9月21日	洪水害 浸水害 落雷害 強雨害	雷(熱雷を除く) 台風第18号 停滞前線	21日は、宮古島付近を北東進する台風第18号の影響で、南海上から暖かく湿った空気が流入し、西日本付近に停滞する秋雨前線の活動が活発化した。特に、昼過ぎから夕方にかけては、県北部を中心に雷を伴う短時間強雨となり、奈良地方気象台では1時間降水量の最大75mmを観測した。これは、観測開始(1953年5月)以来の、最大値更新となった。 県北部で、河川損壊1ヶ所・床上浸水139戸・床下浸水210戸・車両水没30台等の被害があった。	・日最大1時間降水量 21日14時50分 奈良 75mm 21日14時 田原本 29mm ・日降水量 奈良 82mm、五條 26mm、田原本 43mm、針 22mm
平成12年 5月13日	浸水害 強雨害 落雷害	雷雨(熱雷) その他(低気圧) 寒気の移流	5月13日は、寒気を伴った低気圧が黄海から九州付近へゆっくりと近づき、西日本の上空約5500m付近には-18℃以下の、この時期としては強い寒気が流入した。また、奈良県では、昼過ぎから一時日が射して、気温が上昇した。このため、大気の状態が不安定となって、奈良市付近では夕方から宵の内にかけて雷・ひょうを伴う短時間強雨となり、奈良地方気象台で日最大1時間降水量79mmを観測した。これは、観測開始以来の最大値更新となった。 奈良市で、床上浸水5棟・床下浸水109棟の被害があった。	・日最大1時間降水量 13日18時48分 奈良 79mm 13日18時 五條 10mm 13日21時 針 10mm ・日降水量 奈良 84.5mm、五條 11mm、大宇陀 3mm、針 18mm、曾爾 3mm ・日最高気温 13日15時11分 奈良 26℃ 13日16時 五條 25.4℃ 13日15時 上北山 23.7℃ 13日14時 大宇陀 23.5℃ 13日15時 風屋 23.4℃ 13日16時 針 21.2℃
平成12年 7月4日	洪水害 浸水害 強雨害 落雷害 ひょう(あられ)害	雷雨(熱雷) 気圧の谷 (500hPa) 寒気の移流	7月4日は、高気圧の圏内で薄雲が広がっていたが、昼過ぎまでは晴れて、気温が上昇した。一方、西日本の上空約5800m付近(500hPa)には、気圧の谷の通過と-10℃以下のこの時期としては強い寒気が流入した。このため、次第に大気の状態が不安定となり、夕方から宵の内にかけて、県北部を中心に雷・ひょうを伴う短時間強雨となり、奈良地方気象台で日最大1時間降水量37mmを観測した。 奈良県北部で、床上浸水188棟、床下浸水1,212棟、道路損壊29ヶ所、河川損壊20ヶ所、山がけ崩れ3ヶ所、鉄道不通1ヶ所、電話不通2,900世帯、建物被害2ヶ所、橋梁損壊1ヶ所、田冠水6.5ha、畑冠水2ha等の被害があった。	・日最大1時間降水量 4日18時 針 51mm 4日13時 上北山 37mm 4日19時6分 奈良 37mm 4日17時 大宇陀 5mm ・日降水量 針 80mm、奈良 42.5mm、大宇陀 8mm、上北山 43mm、日出岳 12mm、天辻 4mm ・日最高気温 4日14時 五條 34.3℃ 4日13時4分 奈良 33.2℃
平成13年 8月20日 ～ 8月22日	強風害 浸水害 山・がけ崩れ害	台風第11号	平成13年8月14日21時、フィリピンの東海上で発生した熱帯低気圧が北東へ進み、マリアナ諸島の北の海上で台風11号となった。台風は、発達しながら日本の南海上を北西に進み、21日3時には四国の南海上から北東へ向きを変え、勢力を弱めながら、同日19時過ぎに和歌山県南部の串本町付近に上陸した。また、台風は上陸後、比較的遅い速度で東北東へ進み、22日2時頃に三重県中部から海上に出た後、日本の南岸沿いを進み、23日9時に北海道で温帯低気圧となった。 8月22日16時現在の集計では奈良県全域で、軽傷2名、住家一部損壊6棟、床下浸水1棟、堤防破損1ヶ所、山がけ崩れ2ヶ所、道路損壊	・日最大風速 21日20時 五條 10m/s N 21日11時30分 奈良 7.3m/s NE 21日13時 上北山 4m/sNNE ・日最大瞬間風速 20日19時27分 奈良 23.1m/s E ・日最大1時間降水量 21日10時 日出岳 56mm 21日11時 上北山 56mm 22日1時36分 奈良 11mm ・期間降水量

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
			11ヶ所、道路通行止め 36ヶ所、停電 12,730 戸等の被害があった。また、22 日 12 時現在の集計では、農作物被害 8,413 万円、農地・農業用施設被害 8,540 万円、畜産関係被害 1,000 万円等となった。	日出岳 932 mm、風屋 403 mm、上北山 617 mm、奈良 82 mm
平成 15 年 8 月 7 日 ～ 8 月 9 日	強風害 浸水害 山がけ崩 れ害 強雨害	台風第 10 号	8 月 3 日 15 時にフィリピンの東海上で発生した台風第 10 号は強い勢力を保ちながら、8 日朝には九州の東海上を北東進して、同日 21 時 30 分頃、高知県室戸市に上陸した。その後、北北東進して 9 日 3 時には西宮市に再上陸した。その後、加速しながら近畿地方を北東に進み、同日 12 時には金沢市付近を通過し、東北地方を経て、10 日 6 時に北海道の千島近海で温帯低気圧となった。 この台風の影響で、奈良県では 8 日午後から 9 日の朝にかけて風雨が強まり、奈良で 9 日 7 時 14 分に南の風 20.5m/s の最大瞬間風速を記録した。また、県南部の日出岳・上北山・山上ヶ岳では降り始めからの総降水量が 400 mm を超えた。奈良県では、この台風による強風や大雨により、県下で住家の一部破損 3 棟、床下浸水 1 棟、非住家の被害 3 棟、がけ崩れ 4ヶ所、道路の損壊 9ヶ所などの被害が発生した。また、農業関係の被害状況は、強風のためビニールハウスが崩壊して、ハウレンソウが 20.5ha で 4,812 万円の大きな被害が発生した。この台風による農作物や農業用施設などに 1 億 4,000 万円、林業関係では林道 20 路線 33ヶ所で路肩崩壊により 1 億 5,000 万円の被害となった。	・総降水量 7 日 16 時～9 日 24 時 78.5 mm ・日降水量 9 日 44 mm ・日最大 1 時間降水量 9 日 5 時 28 分～6 時 28 分 19 mm ・日最大風速 9 日 7 時 10 分 8.5m/s S ・日最大瞬間風速 9 日 7 時 14 分 20.5m/s S
平成 16 年 5 月 13 日	浸水害 強雨害 山がけ崩 れ害	暖気の移流 寒冷前線	前線を伴った低気圧が日本海を東北東に進み、低気圧から延びる寒冷前線が夕方から夜遅くにかけて奈良県をゆっくりと通過した影響で、低気圧や前線に向かって南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、北部の一部で夕方から宵の内にかけて短時間強雨となった。この大雨により、がけ崩れ 8 件が発生し、床下浸水 102 棟の被害が出た。	・期間降水量 13 日 奈良 77 mm ・日最大降水量 奈良 77 mm、針 77 mm ・日最大 1 時間降水量 13 日 18 時 11 分まで 奈良 44.5 mm
平成 16 年 8 月 4 日 ～ 8 月 5 日	強風害 浸水害 強雨害 山がけ崩 れ害	台風第 11 号	平成 16 年 8 月 4 日 12 時に潮岬の南海上で発生した台風第 11 号は北西に進み、同日 22 時半頃徳島県阿南市付近に上陸した。さらに北上を続け、5 日 1 時頃、兵庫県相生市付近に再上陸した。その後、日本海を北上し、同日 6 時に熱帯低気圧に変わった。この台風の影響で、奈良県では、4 日夕方から 5 日昼前にかけて県南部を中心に猛烈な雨となった。 この台風による大雨で下北山村と室生村で民家 2 棟が土砂崩れなどにより一部破損したのをはじめ、上北山村や御杖村などで床下浸水 9 棟、県内で合わせて 3,630 戸の停電被害が発生した。農業関係の被害状況は、大雨による冠水のためハウレンソウに 7.2ha (被害総額約 3,140 万円)、農地や農業施設で 1 億 5 千万円の被害が出た。林業関係では、上北山村と下北山村を中心に林道被害が 44 路線 (103ヶ所、被害総額 2 億 7 千万円)、上北山村と下北山村を中心に曾爾村・御杖村・東吉野村などで林地被害 48ヶ所 (被害総額約 27 億 2,700 万円) の甚大な被害となった。	・期間降水量 4 日～5 日 奈良 35 mm 上北山 734 mm ・日最大降水量 5 日 奈良 28.5 mm、上北山 540 mm ・日最大 1 時間降水量 5 日 2 時 8 分まで 奈良 11.5 mm 5 日 7 時 40 分まで 上北山 81 mm

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
平成 17 年 12 月 22 日	積雪害 その他(雪害)	寒気の移流 大陸高気圧	12 月 22 日、強い冬型の気圧配置となった影響で、県内の所々で積雪となった。この雪の影響で、転倒や交通事故により奈良市で負傷者 12 名をはじめ、県内で負傷者 18 名が出た。また、奈良市の一部や生駒市、平群町の計約 9 万 1 千世帯が一時停電した。	・積雪 奈良市 3 cm
平成 18 年 8 月 22 日	強雨害 浸水害 落雷害	雷雨(熱雷を除く) 寒気の移流	台風第 10 号から変わった熱帯低気圧が日本海を北東進した影響で、日本海に非常に暖かく湿った空気が入り込んでいた。また、上空には弱い寒気があり、大気の状態が不安定となっていた。奈良県では 22 日の朝のうちからよく晴れて気温も上昇し更に大気の状態が不安定となった。そのような状況の中、北陸から中国地方にかけて線状の発達した雨雲がゆっくり南下した影響で、昼過ぎから宵のうちにかけて県北西部を中心に雷を伴った短時間強雨となった。 この大雨により、桜井市三輪などで床上浸水 12 棟、床下浸水 180 世帯の被害が発生し、天理市柳本町で 19 棟が床下浸水するなどの被害が発生した。	・期間降水量 22 日 大宇陀 41 mm ・日最大降水量 大宇陀 41 mm ・日最大 1 時間降水量 22 日 14 時 40 分まで 大宇陀 37 mm ・日最高気温・平年差 22 日 13 時 38 分 奈良 35.2℃ (+2.8℃)
平成 19 年 7 月 17 日	浸水害 山がけ崩れ害 強雨害	暖気の移流 その他 (低気圧)	日本海には低気圧があり、近畿地方ではその前面で大気の状態が不安定となり、16 日から 17 日にかけて奈良県北西部を中心に大雨となった。奈良県北部の広い範囲で、浸水被害が発生した。奈良県では平成 12 年以来の 1000 棟規模(床上浸水 97 棟、床下浸水 967 棟)の浸水被害となった。また、北西部を中心にがけ崩れや道路冠水等が発生した。	・期間降水量 16 日～17 日 奈良 53.5 mm 葛城 129 mm ・日最大降水量 16 日 奈良 33 mm 17 日 葛城 73 mm ・日最大 1 時間降水量 16 日 0 時 13 分まで 奈良 22.5 mm 17 日 1 時 20 分まで 葛城 50 mm
平成 20 年 7 月 8 日	浸水害 山崩れ害	雷雨 気圧の谷 寒気移流	上空に寒気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、激しい雷雨が発生した。 雷雨により 1 時間 50-110 mm(解析雨量)の強雨があり、住宅の浸水(床上浸水 1 棟、床下浸水 97 棟)と道路冠水 10 ヶ所及び崖崩れ 5 ヶ所の被害が発生する。落雷によるとみられる停電が最大で約 2,900 戸であった。	・期間降水量 奈良 17 mm、田原本 51 mm ・日最大降水量 奈良 17 mm、田原本 51 mm ・日最大 1 時間降水量 8 日 8 時 58 分まで 奈良 10 mm 8 日 9 時 37 分まで 大宇陀 22.5 mm
平成 21 年 8 月 10 日 ～ 8 月 11 日	山・がけ崩れ害 浸水害	台風第 9 号	台風第 9 号が 10 日午後から 11 日午前中にかけて紀伊半島沖を北東に進んだため、大雨となった。 床上浸水 5 棟、床下浸水 125 棟の被害が発生した。	・期間降水量 10 日～11 日 奈良 18.5 mm 日出岳 182 mm ・日最大降水量 10 日 日出岳 136.5 mm ・日最大 1 時間降水量 10 日 12 時 36 分まで 風屋 62 mm
平成 21 年 10 月 5 日 ～ 10 月 8 日	浸水害 強風害 洪水害 山・がけ崩れ害	台風第 18 号 停滞前線	西日本の南岸には前線が停滞し、また、7 日から 8 日にかけて、台風第 18 号が紀伊半島の南東岸に沿って進んだため、県内各地で強風を伴った大雨が降った。 これらの影響で次のような被害が発生した。 床上浸水 3 棟、床下浸水 26 棟、倉庫浸水 1 棟、家屋損壊 7 軒、非住家損壊 2 軒。 道路破損:名阪国道・明日香村村道法面崩落、土砂流出 17 ヶ所、崩土 11 ヶ所、陥没 1 ヶ所、冠水 5 ヶ所。 橋梁流出:東吉野村の村道国樺小川線小池内。 がけ崩れ 24 ヶ所。	・最大瞬間風向・風速 8 日 1 時 37 分 奈良 北北東 19.4m/s 8 日 5 時 13 分 五條 北西 25m/s ・期間降水量・平年比 5 日～8 日 奈良 123 mm(687%) 日出岳 374 mm ・日最大降水量 7 日 奈良 55.5 mm 日出岳 204 mm ・日最大 1 時間降水量



発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
			農業被害:農作物など 1,101.63ha。 文化財被害:11件(法隆寺五重塔相輪の風鐸の舌が1個落下など)	8日3時44分まで 曾爾 57.5mm
平成22年 7月13日 ～ 7月15日	山・がけ崩れ害 その他(雨害)	梅雨前線 暖気の移流	山陰沖で停滞する梅雨前線に向かって、南から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、雨が断続的に降り続いた。 奈良市中町でがけ崩れが発生し住家に土砂が流入、住民1名が軽傷を負い、建物の一部が損壊した。また、三郷町の山間部で崩土、五條市で小学校のグラウンドの一部が法面崩落、桜井市では民家や神社の裏山各1ヶ所で崩土、市道の路肩崩壊が3ヶ所、奈良市の民家の裏で崩土1ヶ所が発生し、大淀町で山の法面や民家の裏山等で崩土4ヶ所、11時ごろには倒木で高压線が断線し、約70軒が停電した。	・期間降水量 13日～15日 奈良 120.5mm 玉置山 148.5mm ・日最大降水量 14日 奈良 87.5mm ・日最大1時間降水量 14日4時39分まで 奈良 32.5mm
平成23年 8月30日 ～ 9月5日	山・がけ崩れ害 (深層崩壊含む) 河道閉塞による水害 その他(雨害)	台風第12号	台風第12号が発達しながらゆっくりと北上し、8月30日には中心気圧965hPa、最大風速35m/sの大型で強い台風となった。この台風は大型で動きが遅かったため、長時間にわたって台風周辺の非常に湿った空気が紀伊半島に流れ込み、山沿いを中心に広い範囲で過去に例のない記録的な大雨をもたらした。 県内の主な被害は、死者15名、行方不明者9名、重傷者5名、全壊49棟、半壊71棟など。また、「深層崩壊」と考えられる大規模な斜面崩壊が多数発生した。 この台風による災害は「国・三県(奈良県・三重県・和歌山県)合同対策会議」において「紀伊半島大水害」を統一の名称として使用していくことが三県より提案され、現在、この名称が広く使用されている。	期間降水量 8月30日～9月5日 上北山 1,808mm (年間平均2,713mm) 風屋 1,358mm (年間平均2,314mm) 大台ヶ原(国道交通省設置雨量計) 2,436mm
平成24年 6月21日 ～ 6月22日	浸水害 山がけ崩れ害	大雨(梅雨前線)	西日本の南海上にある梅雨前線が西日本南岸まで南下し、梅雨前線を低気圧が東進したことにより、奈良県では21日朝から雨が降り始め、22日未明を中心に大雨となり、22日朝まで雨が続いた。 斑鳩町の男性が避難の際に自宅で転倒し救急搬送。足の骨を折る大けが。 大和高田市で22日未明に住家の床下浸水25棟。安堵町で住家の床下浸水1棟。	日最大降水量 21日 奈良 74.5mm 21日 風屋 97.5mm 最大1時間降水量 22日2時8分まで 奈良 22.5mm 22日1時51分まで 葛城 28.0mm
平成24年 9月30日	浸水害 山がけ崩れ害 強風害	台風第17号	台風第17号が四国沖から潮岬付近を通過し北東進した。奈良県では台風接近に伴い9月30日午後を中心に断続的に雨が降り続いた。降り始めの9月29日12時から30日24時までの総雨量は、奈良県上北山村上北山で257.0ミリを観測する大雨となった。 法隆寺では、五重塔(国宝)の装飾具の青銅製部品「舌」1個が落下、また築地塀が「東院大垣」「西院大垣」は計3か所が最大幅3.6m高さ45cmにわたりはがれ落ちた。五條市では、国指定天然記念物「二見の大ムク」(樹高約30m)の枝(長さ10m)が根元から折れた。	日最大瞬間風速 30日 15時9分 奈良 13.1m/s NNE 30日 15時37分 五條 20.6m/s N 日最大降水量 30日 奈良 97.5mm 30日 上北山 257.0mm 1時間降水量 30日 16時17分まで 奈良 31mm 30日 16時5分まで 上北山 51.5mm
平成25年 6月25日 ～ 6月26日	浸水害 山がけ崩れ害	大雨(前線停滞)	西日本に梅雨前線が停滞し、前線上の低気圧が発達しながら近畿地方を通過した。そのため、奈良県では25日夜遅くから雨が降り、26日日中を中心に大雨となった。	日最大降水量 26日 奈良 90.0mm 26日 五條 111.5mm 最大1時間降水量 26日 10時3分まで 奈良

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
			大和高田市で床上浸水 2 棟、床下浸水 42 棟をはじめ、桜井市や葛城市でも浸水被害が発生。	16.0mm 26 日 11 時 19 分まで 五條 36.0mm
平成 25 年 8 月 5 日	浸水害 山がけ崩れ害	大雨(暖気の移流)	暖かく湿った空気が流れ込んでおり、強い日射の影響で大気の状態が不安定となった。このため、雲が広がり局地的に雷を伴った非常に激しい雨が降った。アメダスでは、降り始めの 8 月 5 日 12 時から 8 月 5 日 18 時までには奈良市半田開町で 58.0 ミリ、曾爾で 46.0 ミリ、田原本で 41.5 ミリ、葛城市寺口で 27.0 ミリ、吉野で 18.0 ミリを観測した。また、奈良市半田開町では 5 日 15 時 22 分までの 1 時間に 58.0 ミリ(8 月の観測史上 1 位)を観測した。	日最大降水量 5 日 奈良 58.0mm 最大 1 時間降水量 5 日 15 時 22 分まで 奈良 58.0mm 最大 10 分間降水量 5 日 14 時 47 分まで 奈良 27.0mm
平成 25 年 9 月 15 日～ 9 月 16 日	浸水害 山がけ崩れ害	大雨(台風第 18 号)	小笠原近海で発生した台風第 18 号が大型の勢力を保ったまま北上した。この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、奈良県では大雨となった。アメダスでは、降り始めの 9 月 14 日 22 時から 9 月 16 日 13 時までには上北山で 548.0 ミリ、天川で 534.5 ミリ、曾爾で 464.0 ミリ、玉置山で 395.5 ミリ、風屋で 369.0 ミリの総雨量を観測した。また、吉野では 15 日の日降水量 216.0 ミリ(観測史上 2 位)を観測した。 (人的被害)重傷 1 名(明日香村)(崩土撤去作業中に骨折) (住家被害)一部損壊 14 棟、床上浸水 19 棟、床下浸水 93 棟	日最大降水量 15 日 奈良 98.0mm 15 日 上北山 542.5mm 最大 1 時間降水量 16 日 5 時 25 分まで 奈良 35.0mm 15 日 22 時 22 分まで 上北山 64.0mm
平成 26 年 8 月 9 日 ～ 8 月 10 日	強雨害 浸水害	台風第 11 号	7 月 29 日にマリアナ諸島近海で発生した台風第 11 号は、フィリピンの東海上を発達しながら進み、強い勢力となって日本の南海上をゆっくりと北上した。8 月 10 日 6 時過ぎに高知県安芸市付近に上陸し、その後も四国地方をゆっくり北北東に進み、10 日 10 時過ぎに兵庫県赤穂市付近に再上陸、近畿地方を北北東進して 10 日 14 時前に日本海に抜けた。なお、奈良県には 10 日 10 時頃最接近した。アメダスでは、降り始めの 8 月 8 日 15 時から 8 月 11 日 5 時までには吉野郡上北山村上北山で 548.0 ミリ、吉野郡十津川村風屋で 475.0 ミリ、吉野郡十津川村玉置山で 470.5 ミリ、吉野郡下北山村下北山で 456.5 ミリ、吉野郡天川村天川で 430.5 ミリの総雨量を観測した。また、吉野郡吉野町吉野では 9 日の日降水量 261.5 ミリ(観測史上 1 位)を観測した。 (住家被害)一部破壊 1 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 69 棟	日最大降水量 9 日 奈良 134.5mm 9 日 吉野 261.5mm 最大 1 時間降水量 9 日 7 時 47 分まで 奈良 27.5mm 9 日 12 時 27 分まで 吉野 35.5mm
平成 26 年 10 月 5 日 ～ 10 月 6 日	強雨害 浸水害	台風第 18 号	9 月 29 日 15 時にトラック諸島近海で発生した台風第 18 号は、発達しながら日本の南海上を北上し、大型で非常に強い勢力で南大東島の近海を通過して 10 月 5 日には九州の南海上に達した。台風は、その後、進路を東寄りに変え、大型で強い勢力を維持したまま潮岬の南を通過して、10 月 6 日 8 時過ぎに静岡県浜松市付近に上陸した。台風は速度を速めながら東海地方及び関東地方を北東に進み、6 日 21 時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。台風と本州付近に停滞した前線の影響で、東日本太平洋側を中心に大雨となった。また、沖縄・奄美と西日本・東日本の太平洋側を中心に暴風となり、猛烈なしけとなった。	日最大降水量 6 日 奈良 35.0mm 6 日 十津川 102.5mm 最大 1 時間降水量 6 日 5 時 40 分まで 奈良 9.5mm 6 日 3 時 52 分まで 十津川 37.0mm

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
			(人的被害)重傷1名(香芝市)(強風により転倒し骨折)	
平成27年 7月16日 ～ 7月18日	強雨害 浸水害	台風第11号	7月4日にマーシャル諸島付近で発生した台風第11号は、太平洋上を発達しながら西へ進み、フィリピンの東で進路を北よりに変え、15日、大型で非常に強い勢力となった。16日、大型で強い勢力のまま日本の南をゆっくりと北上し、23時ごろに高知県室戸市付近に上陸した。その後、勢力は弱まったが四国地方をゆっくりと北上し、17日6時過ぎに岡山県倉敷市付近に再上陸した。中国地方を北上して、17日午後には日本海へ進んだ。大阪管内では、この台風を取り巻く雨雲や湿った空気が次々と流れ込んだため、四国地方や紀伊半島を中心に大雨となったほか、各地でこの台風による暴風が観測された。降り始めの7月15日13時から18日13時までの総雨量は、奈良県吉野郡上北山村上北山で745.5mmを観測するなど記録的な大雨となった。 (人的被害)軽傷1名(桜井市)(自転車での転倒で骨折) (住家被害)半壊1棟、一部破損1棟、床上浸水1棟、床下浸水1棟	日最大降水量 17日 奈良 30.0mm 16日 天川 269.0mm 最大1時間降水量 17日 23時09分まで 奈良 8.5mm 16日 19時06分まで 天川 38.5mm
平成27年 7月19日	地すべり	台風第11号	(台風の概況は省略) 台風11号の大雨の影響により、天川村では坪内地区において幅約200m、長さ約400mの地すべりが発生した。これにより、天川村坪内地区の一部に避難勧告が発令された。 (住家被害)全壊1棟、半壊2棟、一部壊5棟	
平成29年 9月12日	浸水害	大雨(前線停滞)	9月12日に低気圧が日本海を東北東に進み、この低気圧からのびる寒冷前線が12日昼頃奈良県を通過した。この前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となった。 奈良県では、12日朝、局地的に猛烈な雨が降り、07時までの1時間に田原本町付近で約120ミリ、広陵町付近で約110ミリ、07時10分までの1時間に天理市付近で約120ミリ、桜井市付近及び三宅町付近で約100ミリ、07時20分までの1時間に大和高田市付近、橿原市付近及び桜井市付近で約120ミリ、07時50分までの1時間に明日香村付近で約100ミリの雨を解析し、記録的短時間大雨情報を発表した。 (住家被害)床上浸水8棟 床下浸水110棟 (その他)道路冠水による車両浸水6箇所10台 (大和高田市、大和郡山市)	
平成29年 10月20日 ～ 10月23日	強雨害 浸水害	台風第21号	台風第21号は、日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、23日03時頃に静岡県御前崎市付近に上陸した。大阪管内では、21日夜、四国地方から次第に強風域に入り、22日夜から23日明け方にかけて、近畿・四国地方では、暴風域に入った。 また、台風第21号の北上に伴い、本州南岸の前線の活動が活発となり、特に22日午後から23日明け方は台風の影響により、奈良県では暴風を伴った大雨となった。 20日12時から23日12時までの総降水量は、十津川村玉置山で556.5ミリ、五條三在町で	

発生年月日	災害名	異常気象名 (主な要因)	被害概要	参考値
			<p>324.5 ミリを観測した。また、期間中の最大 1 時間降水量は、下北山村佐田で 53.5 ミリを観測した。風については、五條三在町で北の風 22.2 メートル(23 日 01 時 24 分)の最大瞬間風速を観測した。</p> <p>(人的被害) 重傷 1 名(生駒市) (住家被害) 全壊 1 棟(五條市) 半壊 3 棟(下市町) 一部損壊 16 棟 床上浸水 98 棟 床下浸水 301 棟</p>	
平成 30 年 9 月 3 日 ～ 9 月 5 日	強雨害 浸水害	台風第 21 号	<p>台風第 21 号は、日本の南海上を西進から北西進し、8 月 31 日 09 時にマリアナ諸島付近で「猛烈な」勢力に発達し、その後、高知県を暴風域に巻き込みながら北上した。この台風により、4 日には近畿・四国地方の広い範囲で暴風を伴い大雨となり、3 日 14 時から 5 日 09 時までの総降水量は、十津川村風屋で 315.0 ミリ、上北山村上北山で 259.0 ミリを観測した。</p> <p>(人的被害) 重傷 2 名(安堵町、田原本町) 軽傷 7 名 (住家被害) 一部損壊 19 棟 床上浸水 2 棟</p>	

## (2) 桜井市における主な風水害

年度	月日	被害状況
昭和 46 年	9 月 26 日	大字谷仁王堂八幡神社、寺川左岸堤防決壊、市内全域で床下浸水があり場所及び戸数は不明
昭和 47 年	5 月 5 日	大字阿部、安倍木材団地で 3 件の床下浸水
	7 月 11 日	大字桜井北新町二丁目で 3 件、大字戒重東之町で 4 件、大字桜井北本町 2 丁目で 4 件の計 11 件で床下浸水
昭和 49 年	6 月 21 日	大字戒重東之町で 3 件、大字忍坂信夫ヶ丘で 18 件、大字栗殿北大宮町で 6 件（倉庫 1 件）の計 28 件で床下浸水
	7 月 23 日	大字吉備で 4 件、大字戒重東之町で 3 件、大字栗殿北大宮町で 30 件、大字桜井高校前通りで 8 件、大字大福 6 丁目で 31 件、大字三輪えびす神社北側で 18 件、大字桜井立小路で 4 件、大字辻巻向農協付近で 5 件、大字辻吉村燃料店付近で 5 件、大字大豆越で 5 件 大字大福 4、5 丁目で 20 件、大字栗殿北春日町で 2 件の計 135 件で床下浸水
昭和 50 年	7 月 24 日	大字戒重東之町で 2 件の床下浸水
	8 月 7 日	大字戒重東之町で 2 件の床下浸水
昭和 51 年	2 月 29 日	大字栗殿信夫町で 6 件床下浸水
	4 月 23 日	大字桜井琴平町で 16 件、大字桜井大東町で 11 件の計 27 件で床下浸水
	5 月 19 日	大字栗殿信夫町で 6 件の床下浸水
	5 月 21 日	大字浅古で土砂崩れ
	7 月 28 日	大字栗殿北春日町で 10 件、大字栗殿大宮町で 50 件、大字三輪馬場先で 8 件、大字巻野内で 15 件、大字辻巻向駅前で 60 件、大字大福で 11 件、大字芝で 6 件の計 160 件で床下浸水
	9 月 9 日	大字上岩坂、大字狛で山崩れ
昭和 52 年	7 月 18 日	大字桜井北本町で 10 件、大字桜井薬師町で 3 件、大字桜井本町通り六丁目で 5 件、大字忍坂信夫ヶ丘で 5 件、大字栗殿南元町で 100 件、大字外山東町で 150 件、大字慈恩寺翼製粉寮で 14 件、大字忍坂下ノ町で 12 件、大字桜井琴平神社東で 10 件、大字辻で 10 件の計 319 件で床下浸水
	7 月 27 日	大字出雲で 5 件、大字栗殿北大宮町で 6 件の計 11 件で床下浸水
昭和 53 年	6 月 23 日	大字三輪栄町で 13 件の床下浸水、大字谷新道 2 丁目で土砂崩れ
昭和 57 年	6 月 1 日	大字桜井薬師町 2 丁目で 6 件の床下浸水
	8 月 1 日	大字初瀬寺垣内与喜山と大字桜井東本町で 2 箇所ずつの崖崩れ、大字北音羽で崖崩れ、大字初瀬川上と大字谷旭町で山崩れによる家屋倒壊（戸数不明）
	8 月 2 日	大字栗原、大字笠、大字初瀬与喜浦のそれぞれ崖崩れ
	8 月 3 日	大字三輪、大字谷仁王堂で床下浸水（戸数不明）、大字浅古で土砂崩れ
	8 月 7 日	大字桜井本町通り 5 丁目で 31 件、大字桜井 J R 南口で 6 件の計 37 件の床下浸水
	8 月 24 日	大字桜井本町通り 5、6 丁目で 15 件の床下浸水
昭和 58 年	2 月 22 日	大字栗殿大川町で 10 件の床下浸水
	6 月 29 日	大字桜井琴平町で 5 件の床下浸水
	9 月 28 日	大字桜井本町通り 5 丁目で 10 件の床下浸水
昭和 60 年	7 月 21 日	大字三輪で 40 件の床下浸水
平成 4 年	8 月 11 日	大字大豆越で 15 件、大字三輪で 10 件、大字大泉山ノ辺町で 80 件、大字三輪東柳で 9 件、大字栗殿大川町で 3 件、大字栗殿南元町で 12 件、大字大福 1、5、6 丁目 75 件（1 件）、大字豊田で 2 件、大字西之宮本町で 7 件、大字戒重西之町で 31 件、大字戒重東之町で 4 件（6 件）、大字谷仁王堂で 16 件（4 件）、大字桜井本町通 2 丁目で 3 件、大字桜井立小路で 2 件、大字桜井北本町 3 丁目で 25 件 大字桜井本町通 6 丁目で 5 件、大字桜井薬師町 1 丁目で 26 件、大字桜井御幸田町で 50 件、大字桜井双葉町で 46 件、大字桜井南町で 3 件、大字桜井梨本町で 1 件、大字吉備 1、2 丁目で 12 件、大字阿部新町で 102 件、大字安倍木材団地 1、2 丁目で 85 件、大字阿部で 48 件、

年度	月日	被害状況
		大字谷新道2丁目で5件、大字河西学園町で51件、大字谷本町で61件の計789件で床下浸水 ※( )内は床上浸水件数で計11件
平成5年	7月5日	大字初瀬で土砂崩れ
平成6年	8月27日	大字三輪で13件、大字栗殿信夫町で5件、大字初瀬柳原で5件、大字谷仁王堂で3件、大字慈恩寺で3件、大字出雲で8件の計37件の床下浸水
平成7年	5月1日	大字大福5丁目で2件の床下浸水
	5月11日	大字下り尾で1件の被害(被害状況不明)
	5月14日	大字大泉大和川で土砂崩れ
	6月29日 ～7月6日	大字高家で死者1名、一部破損1件、床上浸水6件、床下浸水89件、その他崖崩れ等の被害有り
	7月4日	大字南音羽、大字岩坂、大字忍坂で崩土、連絡道百市南音羽線、林道横柿線で崩土による路肩崩れ、大字上之庄、大字東新堂、大字阿部新町で冠水、その他農業用地で被害
平成9年	7月13日	大字巻野内で5件、大字辻、大字太田、大字慈恩寺、大字戒重、大字西之宮西部団地、大字栗殿南大宮町、大字初瀬の計12件で床下浸水、大字岩坂で6件、大字高家、大字和田、大字芹井、大字狛、大字忍阪の計11件で道路等の崩落、その他農地、農業用施設、林道で被害
平成10年	8月27日	大字吉備で死者1名、大字桜井で24件、大字谷で18件(4件)、大字河西で4件、大字下で3件、大字栗殿で27件(13件)、大字戒重で11件(1件)、大字上之庄で11件、大字外山で6件、大字忍阪で1件、大字生田で7件(1件)、上阿部で6件、阿部新町で16件、大字橋本で1件、大字池之内で6件(1件)、大字山田で1件、大字吉備で3件、大字下り尾で1件、大字栗原で2件、大字慈恩寺で10件(1件)、大字黒崎で30件、大字竜谷で2件、大字大福で34件(5件)、大字横内で23件、大字西之宮で5件、同西部団地で32件、大字吉備で9件、大字初瀬柳原で7件、大字出雲で7件、薬師堂で2件、上市で13件、大字三輪で13件(5件)、馬場で10件、馬場先上で15件、三輪栄町で24件(9件)、大字芝で31件、大字茅原で8件、大字箸中で5件(1件)、大字大泉で1件、大字大西で1件、大字穴師で27件、大字巻野内で1件、大字辻で21件(6件)、大字東田で13件、大字豊前で2件、大字豊田で13件(1件)で計507件の床下浸水、※( )内は床上浸水件数で計48件その他、道路の崩落等26件、寺川の決壊を含む河川の被害22件、がけ崩れ3件、冠水による農業被害
	9月22日	負傷者(軽傷)7名、大字初瀬川上のがけ崩れ(1件)により全壊2件、半壊4件、一部破損798件、倒木等による通行不能が35ヶ所、文教施設(学校)のガラス破損や屋根の一部損壊、文化財の被害、その他、上之郷・多武峰各地区で山林被害
平成11年	6月25日 ～29日	大字西之宮西部団地で48件、大字横内で13件の計61件で床下浸水、大字滝倉で4件、大字白木で4件、大字三谷で2件、大字芹井で1件、大字高家で2件、大字岩坂で1件の計14件で道路への崩土、大字小夫で3件の河川災害、大字北音羽で1件、大字金屋で1件で計2件の崖崩れ(裏山崩土)
	8月11日	大字栗殿大川町で1件、大字大泉出屋敷で3件、大字巻野内で1件で計5件の床下浸水
平成17年	10月8日	大字大福で14件床下浸水
平成18年	8月22日	大字辻で2件、大字芝で3件、大字三輪で55件、大字金屋で10件、大字西之宮で1件、大字大福で48件、大字栗殿で20件、大字戒重で30件、大字谷で6件、大字桜井で18件、大字阿部で1件の計194件の床下浸水、大字三輪で11件、大字金屋で1件、大字戒重で1件の計13件で床上浸水
平成19年	7月17日	大字桜井で6件、大字谷で5件、大字栗殿で6件、大字戒重で1件、大字赤尾で1件、生田で2件、大字阿部で1件、安倍木材団地1丁目で4件、大字池之内で14件、大字山田で1件、大字栗原で1件、大字脇本で1件、大字黒崎で14件、大字大福で53件、大字西之宮で9件、大字吉備で11件、大字初瀬で2件、大字三輪で38件、大字茅原で1件の計171件で床下浸水、その他、道路冠水等の被害54件、がけ崩れ34件、崩土43件、水路被害16件
平成20年	7月17日	大字桜井で30件、大字栗殿で4件、大字戒重で6件、大字川合で4件、大字阿部で4件、大字大福で23件、大字東新堂で11件、大字吉備で3件、大字三輪で12件、大字大泉で1件の計98件の床下浸水、大字桜井で1件の床上浸水、その他道路冠水13件、田冠水1件
平成20年	9月21日	大字桜井で3件、大字谷で1件、大字栗殿で1件の計5件の床下浸水

年度	月日	被害状況
平成 21 年	7 月 19 日	大字針道で 1 件の土砂崩れ
	8 月 1 日	大字大福で 1 件の床下浸水
	10 月 7 日	大字生田で 2 件、大字高家で 1 件、大字倉橋で 1 件、大字北山で 1 件、大字鹿路で 2 件、大字飯盛塚で 1 件、大字針道で 1 件、大字下居で 1 件、大字栗原で 1 件、大字竜谷で 1 件、大字萱森で 1 件、大字白木で 1 件、大字芹井で 1 件、大字白河で 1 件、大字吉隠で 1 件の計 17 件で崩土・崩落、その他の被害で 10 件
平成 22 年	7 月 14 日	大字生田で 1 件、大字山田で 1 件、大字高家で 2 件、大字倉橋で 1 件、大字飯盛塚で 1 件、大字竜谷で 1 件、大字萱森で 1 件、大字中谷で 1 件、大字白木で 1 件、大字三谷で 1 件、大字小夫で 3 件、大字和田で 1 件、大字初瀬で 1 件の計 16 件で崩土・崩落、その他の被害で 11 件
平成 23 年	7 月 18 日	大字笠で崩土・崩落 2 件
	7 月 25 日	大字江包で倒木 1 件
	9 月 1 日	大字岩坂で半壊 1 棟、大字狛で崩土 1 件、その他の被害で 4 件
	9 月 20 日	大字高家で 2 件、大字小夫で 1 件の計 3 件で崩土・崩落
平成 24 年	7 月 7 日	大字黒崎で 3 件、大字慈恩寺で 1 件の計 4 件の床下浸水
	8 月 11 日	大字桜井で 1 件の床下浸水
	8 月 23 日	大字大福で 1 件の床下浸水
	9 月 3 日	大字桜井で 23 件、大字大福で 2 件、大字谷で 2 件の計 27 件の床下浸水
平成 25 年	6 月 26 日	大字阿部で 2 件の床下浸水、その他の被害で 7 件
	9 月 14 日 ～9 月 15 日	大字河西で 1 件の床上浸水、大字栗殿で 1 件の床下浸水、主要地方道桜井吉野線（大字百市～八井内間）で 3 件、大字鹿路で 6 件、大字針道で 4 件、大字多武峰で 1 件、大字南音羽で 6 件、大字八井内で 4 件、大字飯盛塚で 2 件の計 26 件の土砂崩れ（大字百市、南音羽が一時孤立状態となる）、その他田畑の被害 15 件、崩土 6 件、その他被害 1 件
平成 26 年	8 月 9 日 ～8 月 10 日	避難勧告 大字桜井で 1 件、大字栗殿で 1 件、大字忍阪で 8 件、大字下り尾で 1 件、大字黒崎で 1 件、大字吉備で 1 件、大字三輪で 4 件、大字巻野内で 2 件の計 19 件の床下浸水、崩土 14 件、その他の被害 2 件
	10 月 22 日 ～10 月 23 日	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告 大字慈恩寺で 1 件の床上浸水、大字栗殿で 1 件の床下浸水
平成 30 年	7 月 28 日 ～7 月 29 日	避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告 大字下り尾で負傷者(軽傷)1 名、大字三輪で 1 件、大字大福で 2 件、大字出雲で 2 件、大字桜井で 1 件、大字黒崎で 7 件、大字栗殿で 1 件の計 14 件の床下浸水、大字笠で 1 件、大字高家で 1 件、大字初瀬で 2 件、大字吉隠で 3 件、大字針道で 3 件の計 10 件の土砂崩れ、冠水等の道路被害 3 件、約 220 戸の停電被害
令和元年	7 月 27 日	大字浅古で 1 件の住家被害、約 100 戸の停電被害
	8 月 15 日	警戒レベル 3（避難準備・高齢者等避難開始） 大字谷で 3 件の床下浸水

### (3) 昭和 57 年災害の被害状況

台風第 10 号の影響で 8 月 1 日 0 時頃から雨が降り始め夕方をピークに 2 日未明に降り止んだ。しかし、同日夜半頃から再び台風第 9 号から変わった低気圧により降り始め 3 日 12 時頃まで続いた。この降雨により、台風第 10 号の降雨に追い打ちをかけるかたちになり大和川、粟原川、寺川沿いで浸水（内水氾濫）が起こり、市内 17 地区で延べ 331 世帯 1,325 人が小学校等に避難した。

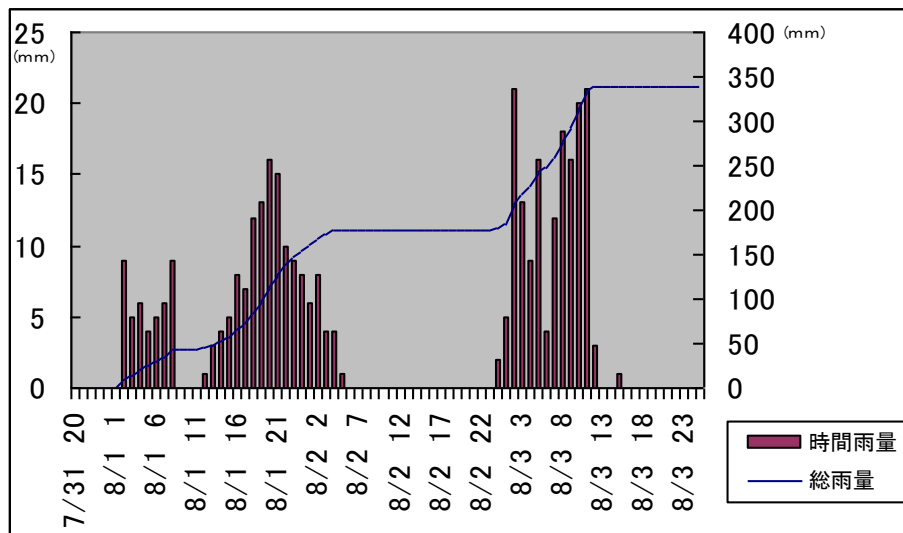
#### 昭和 57 年災害における被害状況

人的被害			住家被害														非住家被害		
死者	負傷者		全壊			半壊			一部破壊			床上浸水			床下浸水			公共 建物棟	その他
	重傷	軽傷	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人	棟	世帯	人		
2	1	5	8	6	21	8	8	36	162	162	615	67	60	229	463	455	1593	0	0

出典：災害の記録（昭和 57 年 7 月 31 日～8 月 3 日にかけての台風 10 号と低気圧による暴風雨と大雨に関する災害）奈良県

#### 【参考】

昭和 57 年 7 月 31 日～8 月 3 日にかけての台風第 10 号と低気圧による奈良県の暴風雨と大雨に関する災害



昭和 57 年災害の降雨状況（奈良地方気象台）

#### 災害発生状況

- ① 1 日 22 時頃 田原本町法貴寺 大和川左岸破堤
- ② 1 日 23 時頃 王寺町 葛下川氾濫
- ③ 3 日 2 時 10 分 田原本町 大和川左岸再破堤
- ④ 3 日 6 時 30 分頃 王寺町葛下川氾濫
- ⑤ 4 日 2 時 00 分 西吉野村尾那瀬地区（くえ山）の大規模山地災害により丹生川閉塞
- ⑥ 4 日 8 時 15 分 くえ山再度、山地崩壊

#### 降雨状況（奈良地方気象台）

- ① 7 月 31 日 16 時 00 分～8 月 2 日 5 時 00 分（台風第 10 号）
  - 総雨量 181.5mm
  - 最大 24 時間雨量 160.0mm
  - 最大 1 時間雨量 19.5mm
- ② 8 月 2 日 20 時 00 分～8 月 3 日 17 時 00 分（台風第 9 号から変わった低気圧）
  - 総雨量 161.0mm
  - 最大 24 時間雨量 161.0mm
  - 最大 1 時間雨量 30.0mm



(4) 奈良・田原本・大宇陀観測所における雨量データ

【奈良】

年	降水量			
	合計	日最大	1時間最大	10分最大
1953	1399.5	118.4	47.3	15.5
1954	1514.4	106.2	26.5	12.7
1955	1194.4	54.3	22.3	6.3
1956	1415.5	108.6	34.5	12
1957	1619.2	146.8	40	13.4
1958	1474.4	95.5	24.7	13
1959	1790.2	182.3	48.7	24.7
1960	1349.6	105.3	27.2	12.5
1961	1553.1	150.7	28.3	13.2
1962	1351.5	69.7	31.3	13.6
1963	1328.2	59.8	44.4	17.5
1964	992.6	58.9	20.7	11.5
1965	1646.8	137.8	40.9	14.2
1966	1383	75	33.6	17
1967	1295.4	75.1	26.5	13
1968	1623	130	58.5	14.5
1969	1265	75	33.5	14.5
1970	1300	65	25.5	13
1971	1274	88	36	16
1972	1488	118.5	23	14
1973	1135.5	71.5	32	10
1974	1546	88.5	24.5	16
1975	1490.5	110	36	17

年	降水量			
	合計	日最大	1時間最大	10分最大
1976	1464	98.5	25	12
1977	1118.5	53.5	49.5	18
1978	911.5	87.5	20.5	14.5
1979	1352.5	131	36	19
1980	1634.5	82	30.5	12.5
1981	1169	55	31	15
1982	1610	160	32.5	12.5
1983	1438	89	37.5	13.5
1984	1020	68	36	13.5
1985	1481.5	130.5	45	20.5
1986	1231.5	101.5	30	16
1987	1116.5	52	35	13
1988	1246.5	95	22.5	11
1989	1553	103.5	42	14.5
1990	1611.5	90	35.5	13.5
1991	1434	85.5	24	10.5
1992	1293	80.5	38.5	15
1993	1576.5	61.5	22.5	11
1994	715.5	87	24	14
1995	1287	112.5	31.5	9
1996	1221.5	61	41.5	13
1997	1275.5	80.5	43.5	12
1998	1693	65	32.5	14

年	降水量			
	合計	日最大	1時間最大	10分最大
1999	1390.5	126	75	22
2000	1320	114	79	21.5
2001	1189	90	35.5	22.5
2002	990	44.5	37.5	15.5
2003	1546	56	27.5	17.5
2004	1510.5	77	55	15.5
2005	911	44	27.5	16.5
2006	1364	72	31	8.5
2007	1109.5	57	26	18.5
2008	1300.5	63.5	56.5	14
2009	1287	55.5	37.5	13.5
2010	1587.5	87.5	38	17.5
2011	1473	70.5	29.5	11.5
2012	1597.5	97.5	46.5	17.5
2013	1505.5	98	58	27
2014	1320.5	134.5	27.5	13
2015	1512	51.5	39.5	16.5
2016	1493.5	94.5	36.5	14
2017	1291	196.5	29	17
2018	1630	133	35	13.5
2019	1482.5	112.5	54.5	22.5

【田原本】

年	降水量			
	合計	日 最大	1時間 最大	10分 最大
1976	1534	110	77	—
1977	1016	48	24	—
1978	768	92	28	—
1979	1205	123	28	—
1980	1550	70	20	—
1981	1063	64	23	—
1982	1392	191	29	—
1983	1206	63	29	—
1984	943	64	28	—
1985	1190	86	23	—
1986	1109	55	22	—
1987	1050	44	33	—
1988	1194	107	20	—
1989	1543	88	61	—
1990	1474	81	26	—
1991	1243	94	18	—
1992	1230	66	55	—
1993	1633	78	33	—
1994	639	30	14	—
1995	1284	89	27	—
1996	1185	54	26	—
1997	1293	83	51	—

年	降水量			
	合計	日 最大	1時間 最大	10分 最大
1998	1553	119	66	—
1999	1359	99	35	—
2000	1132 ]	112 ]	34 ]	—
2001	1103	72	24	—
2002	980	47	24 ]	—
2003	1477	72	24	—
2004	1384	80	63	—
2005	961	44	33	—
2006	1314	69	35	—
2007	1176	67	48	—
2008	1178	51	21.5	—
2009	1496.5	107.5	37	16.0 ]
2010	1490	83	80	21.5
2011	1372.5	68.5	23.0 ]	10.5 ]
2012	1429.5	63	31	19
2013	1425	103	28.5	18
2014	1214	148.5	28.5	13
2015	1359	39.5	18	11
2016	1435.5 ]	103.0 ]	50.5 ]	18.5 ]
2017	1421.5	214.5	67	21
2018	1567	85.5	32.5	11.5
2019	1370.5	80	30.5	18.5

※ ] 記号は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。

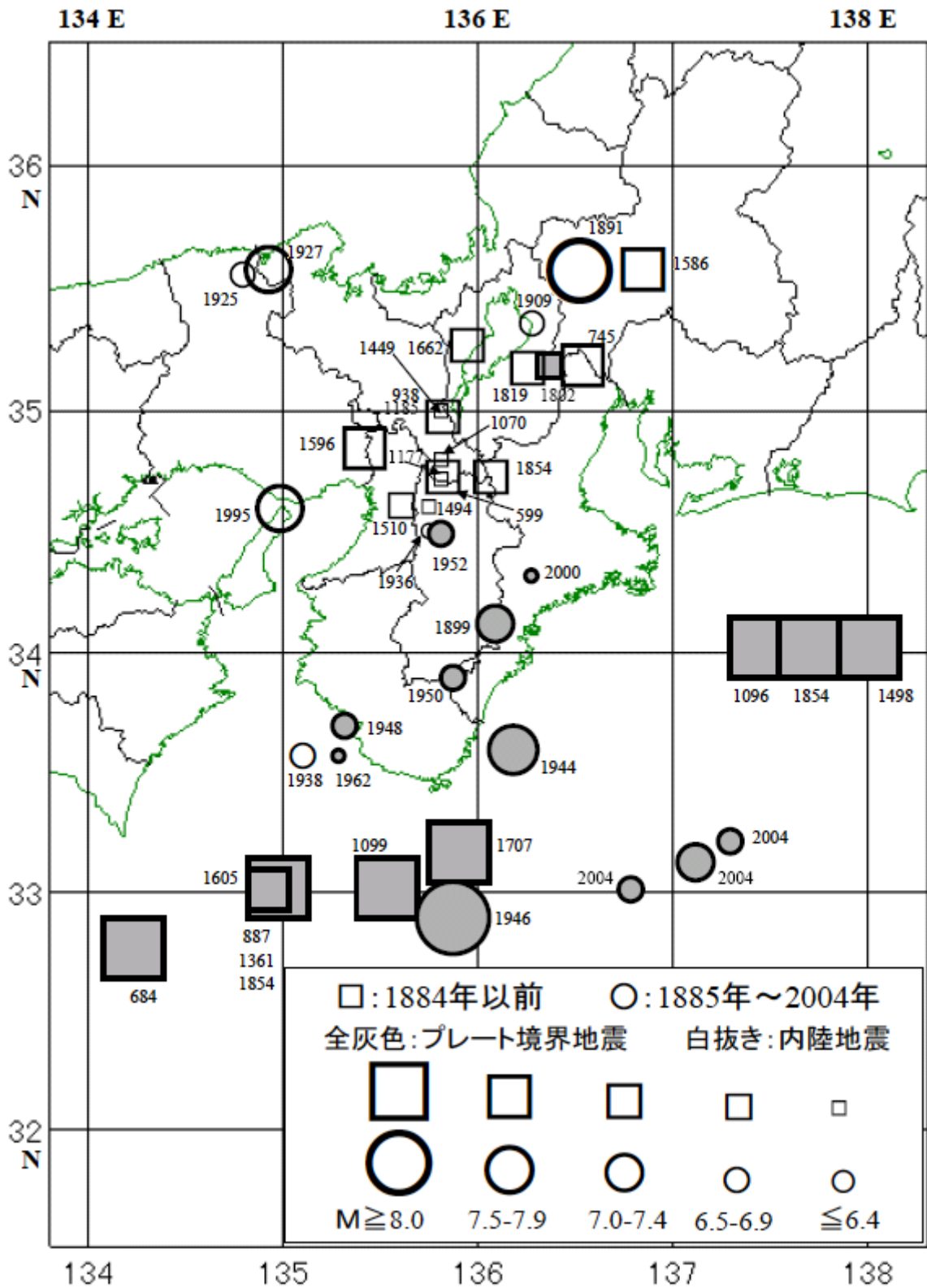
【大宇陀】

年	降水量			
	合計	日 最大	1時間 最大	10分 最大
1976	1158 ]	149 ]	58 ]	—
1977	653 ]	63 ]	52 ]	—
1978	933 ]	150 ]	39 ]	—
1979	1309 ]	115 ]	24 ]	—
1980	1796	84	26	—
1981	1051	74	35	—
1982	1833	235	32	—
1983	1393	78	21	—
1984	1059	68	26	—
1985	1393	100	26	—
1986	1250	62	25	—
1987	1337	69	28	—
1988	1393	67	33	—
1989	1757	95	46	—
1990	2005	162	34	—
1991	1788	105	43	—
1992	1534	79	48	—
1993	1819	72	26	—
1994	1045	89	43	—
1995	1479	107	31	—
1996	1166	57	20	—
1997	1458	143	41	—

年	降水量			
	合計	日 最大	1時間 最大	10分 最大
1998	1667	66	17	—
1999	1341	100	24	—
2000	1410	144	32	—
2001	1361	93	19	—
2002	1159	69	24	—
2003	1795	58	29	—
2004	1737	77	35	—
2005	1227	73	31	—
2006	1480	61	37	—
2007	1465	71	37	—
2008	1586.5	70.5	30	21.0 ]
2009	1621.5	121.5	38	11
2010	1593.0 ]	70.0 ]	39.5 ]	11.5 ]
2011	2009	159	27.5	18.5
2012	1619.5	63	52	19.5
2013	1704.5	109.5	36.5	20.5
2014	1335.5	191	35	16
2015	1640.5	48.5	26	12.5
2016	1460	118	26	8.5
2017	1740.5	218.5	59	20
2018	1871	98	54.5	16
2019	1790.5	163	29.5	17

※ ] 記号は統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けている（資料不足値）。

(5) 奈良県内に被害を与えた地震の震央図



## (6) 奈良県の被害地震

第1部（1884年まで）と第2部（1885年以降）の分類は、1884年12月から気象庁（当時：東京気象台）で全国的に震度観測を始めたことにより、その前後で震央及びマグニチュードの精度が格段に異なるためである。

第1部の緯度、経度は史料より推定したもので、概して精度が低く、また、西暦の前に「※」印を付したものは、奈良県に被害があったかどうか不明なもの、及び地震であるかどうか疑わしいものを示す。また、「-」印は資料が得られない場合を示す。

被災地域欄のカッコ書きは震央位置を示すが、（南海トラフ）とあるのは南海トラフ沿いの巨大地震を示す。

### 第1部（1884年まで）

発生日月 (日本暦)	〈被災地域〉 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
※416.8.23 (允恭 5.7.14)	<大和・河内> - -	-	わが国の歴史に現れた最初の地震。『日本書紀』に「地震(なみふる)」とあるのみで、被害の記述はない。
599.5.28 (推古7.4.27)	<大和> 135.8 34.7	7.0	倒壊家屋を生じた。『日本書紀』に「地震神を祭らしむ」とある。
684.11.29 (天武13.10.14)	<土佐その他南海 ・東海・西海諸道> (南海トラフ) 134.3 32.8	8.3	歴史に記録された最初の南海トラフ系巨大地震。山崩れ河湧き、諸国の百姓倉、寺塔、神社の倒壊多く人畜の死傷多し。土佐の田苑約10km <sup>2</sup> 海中に沈む。津波襲来。
734.5.18 (天平6.4.7)	<畿内> - -	-	民家倒壊圧死多く、山崩れ、川塞ぎ、地割れ無数に生じる。4月17日詔書が出され政事に欠くることなきよう注意された。
745.6.5 (天平17.4.27)	<美濃> 136.6 35.2	7.9	美濃では櫓館・正倉・仏寺・堂塔・民家が多く倒壊し摂津では余震が20日間止まなかった。奈良では地割れができ、水が湧きだした。
※827.8.11 (天長4.7.12)	<京都> 135.8 35.0	6.8	京都で多くの舎屋が壊れ、余震が翌年6月までであった。奈良の被害は不明。
※855.7.1 (斉衡2.5.10)	<奈良> - -	-	東大寺大仏の頭落つ。ただし、これは地震によるものかどうか疑わしい点がある。
※856. (斉衡3.3.-)	<京都・大和> - -	6.3	京都及びその南方で屋舎壊れ、仏塔傾くとある。奈良の被害は不明である。
※868.8.3 (貞観10.7.8)	<播磨・山城> 134.8 34.8	7.0	播磨諸郡の官舎・諸定額寺の堂塔ことごとく崩れ倒れる。京都では垣屋に崩れたものがあつた。
887.8.26 (仁和3.7.30)	<五畿七道> (南海トラフ) 135.0 33.0	8.3	京都で諸司の舎屋及び民家の倒壊多く、圧死者多数。津波が沿岸を襲い、溺死者多数。余震多く、1か月続いた。
938.5.22 (承平8.4.15)	<京都・紀伊> 135.8 35.0	7.0	宮中の内膳司崩れ死者4人。その他堂塔仏像も多く倒れる。余震11月まで続く。
※976.7.22 (貞元1.6.18)	<山城・近江> 135.8 34.9	6.7	宮城諸司・屋舎・諸仏寺の転倒多く、死者50人以上。奈良の被害は不明である。
1070.12.1 (延久2.10.20)	<山城・大和> 135.8 34.8	6.3	東大寺の巨鐘の紐切れ落つ。京都では家々の築垣を損ず。諸国の寺塔も被害を受ける。
※1091.9.28 (寛治5.8.7)	<山城・大和> 135.8 34.7	6.4	京都の法成寺の建物・仏像に被害あり。奈良に被害があつたかどうか不明。
1096.12.17 (永長1.11.24)	<畿内・東海道> (南海トラフ) 137.5 34.0	8.3	東大寺の巨鐘また落つ。薬師寺の廻廊転倒。京都の東寺・法成寺・法勝寺に小被害。津波が伊勢・駿河を襲う。
1099.2.22 (康和1.1.24)	<南海道> (南海トラフ) 135.5 33.0	8.2	興福寺の西金堂小破、大門と廻廊が倒れた。摂津天王寺に被害。土佐で田千余町海に沈む。

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
1177.11.26 (治承1.10.27)	<大和> 135.8 34.7	6.3	東大寺大仏の螺髪及び巨鐘落ち、印蔵の丑寅の角が崩れ落つ。京都にても地震強し。
1185.8.13 (文治1.7.9)	<近江・山城・大和> 135.8 35.0	7.4	京都、特に白河辺の被害大。社寺家屋倒壊破損多く死者多数。比叡山・醍醐寺にも被害。唐招提寺では千手観音破損し、中門が倒れた。
1361.8.1 (正平16.6.22)	<畿内諸国> (南海トラフ) — —	—	この月の16日より、京都付近に地震多く、22日の地震で法隆寺の築地多少崩れる。
1361.8.3 (正平16.6.24)	<畿内・土佐・阿波> (南海トラフ) 135.0 33.0	8.4	諸国に堂塔の破壊破損多く、奈良では薬師寺金堂の二階傾き、唐招提寺の九輪大破、廻廊倒れる。津波により摂津・阿波・土佐で被害大である。
1449.5.13 (宝徳1.4.12)	<山城・大和> 135.8 35.0	6.1	興福寺の築地が崩れる。京都の仙洞御所傾き、東寺の築地崩れ、南大門が破損した。
※1466.5.29 (文正1.4.6)	<京都又は奈良> — —	—	『大乘院寺社雑事記』に、天満社・糺社の石灯籠倒れるとあるが、2社が京都か奈良か不明。
1494.6.19 (明応3.5.7)	<奈良> 135.7 34.6	6.0	東大寺・興福寺・薬師寺・法花寺・西大寺が破損。矢田庄(郡山の西)の民家多く破損。余震翌年に及ぶ。5月中は連日余震があった。
1498.9.20 (明応7.8.25)	〔明応地震〕 (南海トラフ) 138.0 34.0	8.3	京都・三河・熊野で震動が強かったが、震害については不明。津波が紀伊から房総に至る海岸を襲い大被害。死者数万人。
1510.9.21 (永正7.8.8)	<摂津・河内> 135.6 34.6	6.8	河内の藤井寺・常光寺・剛琳寺が壊れ、摂津四天王寺の石の鳥居、金堂、本尊も大破。大阪で倒壊による死者あり。奈良の被害は小さい。
1586.1.18 (天正13.11.29)	<畿内・東海・東山・北陸諸道> 136.8 35.6	7.8	飛騨地方を中心に広範囲に大被害。白川谷大山崩れのため帰雲城埋没1,500余人圧死。京都では三十三間堂仏像600体倒れる。奈良の興福寺築地塼崩れる。
1596.9.5 (慶長1.閏7.13)	〔伏見桃山地震〕 135.4 34.8	7.5	三条より伏見の間被害最も多く、伏見城天守大破、約600人圧死。諸寺民家の倒壊死傷多し。堺で死者600人。奈良では興福寺・唐招提寺・法華寺・海龍王寺など大被害、般若寺十三重塔上部が落下した。
※1605.2.3 (慶長9.12.16)	〔慶長地震〕 (南海トラフ) 138.5 33.5 134.9 33.0	7.9	津波は犬吠岬から九州に至る太平洋岸を襲い、各地に大きな被害。ほぼ同時に二つの地震が起きたともみられる。震動による被害は小さい。津波地震。
1662.6.16 (寛文2.5.1)	<近江及び周辺諸国> 135.9 35.2	7.4	比良岳付近の被害甚大。唐崎で田畑85町が湖中に没す。死者多し。京都でも死者200人余。奈良では2日間に約40回の地震とある。
1707.10.28 (宝永4.10.4)	〔宝永地震〕 (南海トラフ) 135.93 3.2	8.4	我が国の地震史上最大級の地震の一つ。震害と津波の被害は東海道から九州に及び、全体で死者5,000余、家屋流出・損壊約7.7万戸。大和国では死者63人、家屋損壊3,219戸。興福寺・法華寺ほか多くの寺で被害。二つの地震と考えるのが妥当である。
1802.11.18 (享和2.10.23)	<畿内・名古屋> 136.5 35.2	6.8	春日大社の石灯籠かなり倒れ、名古屋では本町御門西の土居の松が倒れ、高壁崩れる。
1819.8.2 (文政2.6.12)	<近江・伊勢・美濃> 136.3 35.2	7.3	琵琶湖の周辺と木曾川下流の地域で被害が著しかった。奈良で春日大社の灯籠8分どおり倒れる。
1854.7.9 (嘉永7.6.15) <安政1>	〔伊賀上野地震〕 136.1 34.7	7.3	伊賀・伊勢・大和を中心に隣国でも大きな被害。特に伊賀上野は壊滅的な被害。全体で死者1,300余人、家屋損壊約6,000戸。奈良では死者280人、家屋損壊700～800戸。春日大社などの寺社の灯籠は残らず倒れたという。

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
1854.12.23 (嘉永7.11.4) <安政1>	〔安政東海地震〕 (南海トラフ) 137.8 34.0	8.4	被害区域は関東から近畿に及ぶ。震害の最もひどかったのは沼津から伊勢湾にかけての海岸。津波による被害も甚大。死者多数。
1854.12.24 (嘉永7.11.5) <安政1>	〔安政南海地震〕 (南海トラフ) 135.0 33.0	8.4	前日に安政東海地震が起こっており、その32時間後に発生した。震害は近畿・四国が中心で、津波による被害と合わせて死者2万人、家屋損壊2万戸と推定される。奈良では春日大社の石灯籠が多く倒れたほか、東大寺一部破損、春日大社町家で損壊家屋あり。

## 第2部 (1885年以降)

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
1891.10.28 06:38 (明治24)	〔濃尾地震〕 (岐阜県南西部) 136.6 35.6	8.0	日本内陸で起こった地震としては最大級。岐阜・愛知県で大被害。根尾谷を通る大断層を生じた。全体で死者7,273人、全壊14万戸。奈良県では死者1人、負傷者2人、全壊16戸。
1899.3.7 09:55 (明治32)	(紀伊半島南東部) 136.1 34.1	7.0	被害の中心は奈良県南東部と三重県南部。奈良県では北山筋、吉野郡方面で山崩れなど被害大。死者は三重県で7人だが奈良県は0人。春日大社石灯籠87基倒れる。
1909.8.14 15:31 (明治42)	〔姉川地震〕 (滋賀県姉川付近) 136.335.4	6.8	琵琶湖東北岸虎姫付近で被害最大。滋賀・岐阜両県で死者41人。奈良県は軽微。
1925.5.23 11:09 (大正14)	〔北但馬地震〕 (但馬北部) 134.8 35.6	6.8	円山川流域で被害多く、死者428人、家屋全壊1,295戸、焼失2,180戸。奈良県の被害は軽微。八木で震度Ⅳ。
1927.3.7 18:27 (昭和2)	〔北丹後地震〕 (京都府北西部) 134.9 35.6	7.3	被害は丹後半島の頸部で最も激しく、全体で死者2,925人、家屋全壊12,584戸。郷村断層(長さ18km水平ずれ最大2.7m)と直交する山田断層(長さ7km)を生じた。奈良県の被害は軽微。八木で震度Ⅴ。
1936.2.21 10:07 (昭和11)	〔河内大和地震〕 (二上山付近) 135.7 34.5	6.4	大阪・奈良の府県境で震動が強かった。死者は大阪府で8人。奈良県では死者1人、家屋の損壊約1,200戸、小さな崖崩れあり、法隆寺・唐招提寺・薬師寺で土塀の損傷などの被害あり。余震多数。余震分布から大和川断層の活動と考えられる。八木で震度Ⅴ。
1938.1.12 00:12 (昭和13)	(田辺湾沖) 135.1 33.6	6.8	和歌山県日高郡・西牟婁郡などの沿岸地方で土塀の崩壊、家屋の小破、道路の小亀裂などが生じた。奈良県では十津川村などで小被害。紀伊水道沿岸部で地鳴り、井戸水位の増減あり。浅い地震。八木で震度Ⅳ。
1944.12.7 13:35 (昭和19)	〔東南海地震〕 (南海トラフ) 136.2 33.6	7.9	戦争末期に起こった巨大地震。東海地方で軍用機工場ほぼ全滅などの大被害。近畿地方にも被害及ぶ。全体で死者1,251人、全壊16,455戸。奈良では死者3人、負傷者21人、全壊89戸。橿原で震度Ⅴ。
※1945.1.13 03:38 (昭和20)	〔三河地震〕 (愛知県南部) 137.0 34.7	6.8	規模の割に被害が大きく、死者2,306人、住家全壊7,221戸、半壊16,555戸。深溝断層(延長9km、上下ずれ最大2mの逆断層)が生じた。橿原で震度Ⅲ。奈良県の被害記録はなく、戦時中のため詳細不明。

発生年月日 (日本暦)	<被災地域> 〔地震名〕 (震央) 東経 北緯	規模 (マグニチュード)	被害状況等
1946.12.21 04:19 (昭和21)	〔南海地震〕 (南海トラフ) 135.9 32.9	8.0	東南海地震の2年後に起こった巨大地震。今度は近畿・四国が被害の中心となった。津波による被害も大きく、全体で死者1,330人、全壊9,070戸。奈良県では負傷者13人、全壊37戸、春日大社石灯笼約300基倒れる。橿原で震度Ⅴ。
1948.6.15 20:44 (昭和23)	(和歌山県南部) 135.3 33.7	6.7	和歌山県・奈良県南部で小被害。全体で死者2人(十津川署管内)、家屋倒壊60戸、地滑り・崖崩れなど。奈良市では被害は無かったが、春日大社などの石灯笼3基倒れる。橿原で震度Ⅳ。
1950.4.26 16:04 (昭和25)	(奈良県南部) 135.9 33.9	6.5	三重県南部で山崩れ落石などの小被害。奈良県十津川村などでも民家半壊1戸などの小被害。春日大社の石灯笼10基倒れる。震源の深さ47km。橿原で震度Ⅲ。
1952.7.18 01:09 (昭和27)	〔吉野地震〕 (奈良県中部) 135.8 34.5	6.7	近畿地方をはじめ、中部地方の西部でも小被害があった。震源がやや深かった(60km)ために被害地が分散している。全体で死者9人、負傷者136人、全壊20戸。奈良県では死者3人、負傷者6人、半壊1戸、春日大社の石灯笼650基が倒れる。沈み込むフィリピン海プレート内での地震。橿原で震度Ⅳ。
1962.1.4 13:35 (昭和37)	(和歌山県西岸) 135.3 33.6	6.4	和歌山県で道路に亀裂、山・崖崩れが若干あったほか奈良県でも南部で崖崩れ1ヶ所、落石による電話線の被害あり。奈良の震度Ⅲ。
1995.1.17 05:46 (平成7)	〔兵庫県南部地震〕 (淡路島付近) 135.0 34.6	7.3	超近代過密都市を襲った直下型地震。神戸市を中心とした阪神地域及び淡路島北部に、震度Ⅶの激震地が1949年制定以来初めて指定された。全体で死者6,433人、行方不明者3人、全半壊25万棟以上に及ぶ。奈良は震度Ⅳ。奈良県内の被害は負傷者12人、建物の一部損壊15件など比較的軽微。
2000.10.31 01:42 (平成12)	(三重県中部) 136.3 34.3	5.7	三重県で住家一部破損や水道管破断があった。負傷者6人。奈良県でも南部で一部落石、崩土があった。奈良県の震度4。
2004.9.5 19:07 (平成16)	(紀伊半島沖) 136.8 33.0	6.9	下記地震の前震。下北山村及び和歌山県新宮市で震度5弱。奈良県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府及び和歌山県で震度4。奈良県では、一部で道路の落石及び小規模崩土があった。
2004.9.5 23:57 (平成16)	(東海道沖) 137.1 33.1	7.4	沈み込むフィリピン海プレート内での地震。下北山村及び三重県並びに和歌山県の一部で震度5弱。奈良県、三重県、和歌山県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、鳥取県及び兵庫県の一部で震度4。奈良県では、負傷者6人。
2004.9.7 8:29 (平成16)	(東海道沖) 137.3 33.2	6.4	上記地震の余震。下北山村並びに静岡県、三重県、和歌山県及び兵庫県の一部で震度4。人的物的被害なし。
2018.6.18 7:58 (平成30)	(大阪府北部) 135.6 34.8	6.1	大阪府北部の深さ13km で M6.1 の地震が発生し、大阪府大阪市北区、高槻市、枚方市、茨木市、箕面市で震度6弱、京都府京都市、亀岡市など18 の市区町村で震度5強を観測したほか、近畿地方を中心に、関東地方から九州地方の一部にかけて震度5弱～1を観測した。奈良県では、負傷者4人。



(7) 奈良県周辺の活断層

番号	断層名	确实度	活動度	番号	断層名	确实度	活動度
1	田原断層	I	[C]	25	葛城断層	II	B
2	高樋断層	III		26	葛城東麓断層群	I	B
3	三百断層	I	[C]	27	金剛断層	I	B
4	天理撓曲	I	B	28	五条谷断層	I	A
5	鬼ヶ辻断層	II	C	29	中央構造線	I	[C]
6	奈良坂撓曲	I	B	30	根来断層	I	A
7	佐保田撓曲群		[B]	31	桜池断層	I	A
7-a	佐保田撓曲	II		32	別所撓曲	I	C
7-b	秋篠撓曲	I		33	坂本断層	I	C
7-c	曾根山撓曲	II		34	春木撓曲	I	C
7-d	僧坊撓曲	II	[B]	36	内畑断層	I	[C]
8-a	あやめ池撓曲	I	[B]	37	神於山撓曲	I	C
8-b	松尾山断層	I	C	38	神於山断層	I	[C]
9	東畑撓曲	I	[B]	39	成合断層	I	[C]
10	普賢寺撓曲	I	[B]	40	水間北方	II	C
11	富雄川撓曲—高船断層	I	[C]	41	和束谷断層	I	B
12	矢田断層	I	[C]	42	木津川断層	I	B
13	平群断層	I	C	43	木津川断層東部	I	B
14	大和川断層	I	B	47	笠間断層	I	[C]
15	生駒断層	I	B	48	西田原断層	I	C
16	上牧	I		49	勝地断層	I	C
17	上ノ太子撓曲	I	C	50	名張断層	I	[C]
18	太子撓曲	I	C	51	枚方撓曲	I	B
19	羽曳野撓曲	I	B	52	黄檗断層	I	[B]
20	日野撓曲	I	C	53	井手断層	II	[B]
21	金胎寺山撓曲	I	C	54	邑地	III	
22	神山撓曲	I	C	55	水間断層	III	
23	葛城西麓	II	C	56	狭川断層	II	C
24	上河内—水越	I		57	千股断層	I	[C]

【确实度】

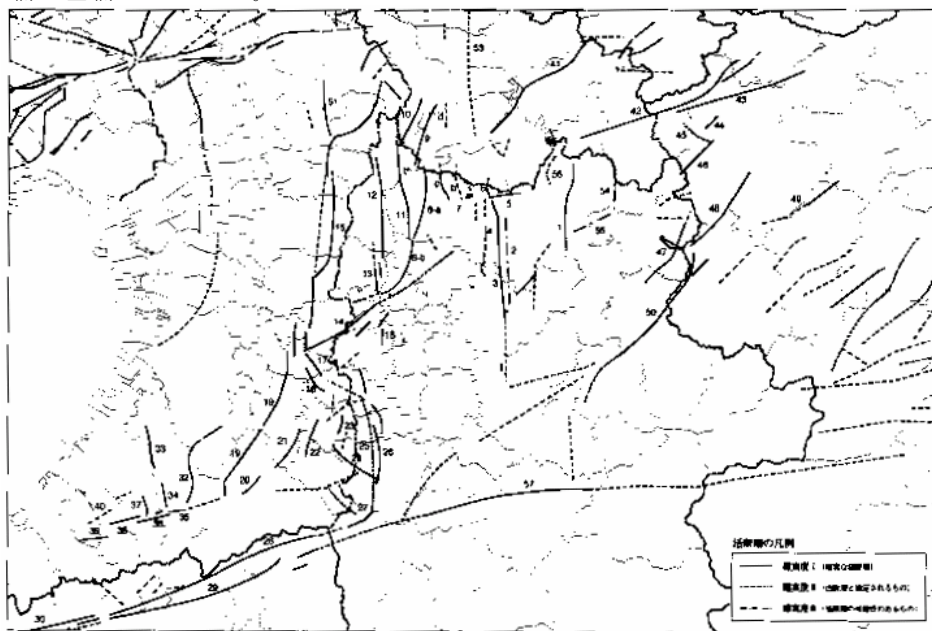
- I : 确实な活断層（図中実線）
- II : 活断層と推定されるもの（図中点線）
- III : 活断層の可能性のあるもの（図中一点鎖線）

【活動度】

- A : 平均変位速度が 1m/1000 年以上 10m/1000 年未満
- B : 平均変位速度が 0.1m/1000 年以上 1m/1000 年未満
- C : 平均変位速度が 0.01m/1000 年以上 0.1m/1000 年未満

[ ] がついたものは第四後期の約 50 万年間に活動しなかったと見られるもの

注) 确实度、活動度が評価されていない断層もあり、これらの断層については上表の确实度及び活動度の欄は空欄としている。



(「新編 日本の活断層」(東京大学出版会)より)

## (8) 新震度階級

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人間は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人の殆どが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人の殆どが目覚めます。	吊り下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置き物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	吊り下げ物は激しく揺れ、棚にある食器や本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。稀に水道管の被害が発生し、断水することがある。(停電する家庭もある。)	軟弱な地盤で亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類や本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部のドアが外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据えつけが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁や梁、柱等に大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が生ずることがある(一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁や柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。(一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。)	地崩れや山崩れなどが発生することがある。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
6強	立っていることができず、這わないと動くことができない。	固定していない重い家具の殆どが移動、転倒する。 ドアが外れて飛ぶことがある。	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 補強されていないブロック塀の殆どが崩れる。	耐震性の低い住宅では倒壊するものが多い。 耐震性の高い住宅でも壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。 耐震性の高い建物でも壁や柱が破損するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 (一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。)	
7	揺れに翻弄され、自分の意志で行動することができない。	殆どの家具が大きく移動して飛ぶものもある。	殆どの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。 補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり大きく破壊するものがある。	(広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。)	大きな地割れ、地滑りや山崩れが発生して地形が変わることもある。

## Ⅱ 災害予防計画資料

### 1 火災予防計画資料

#### (1) 危険物施設一覧表

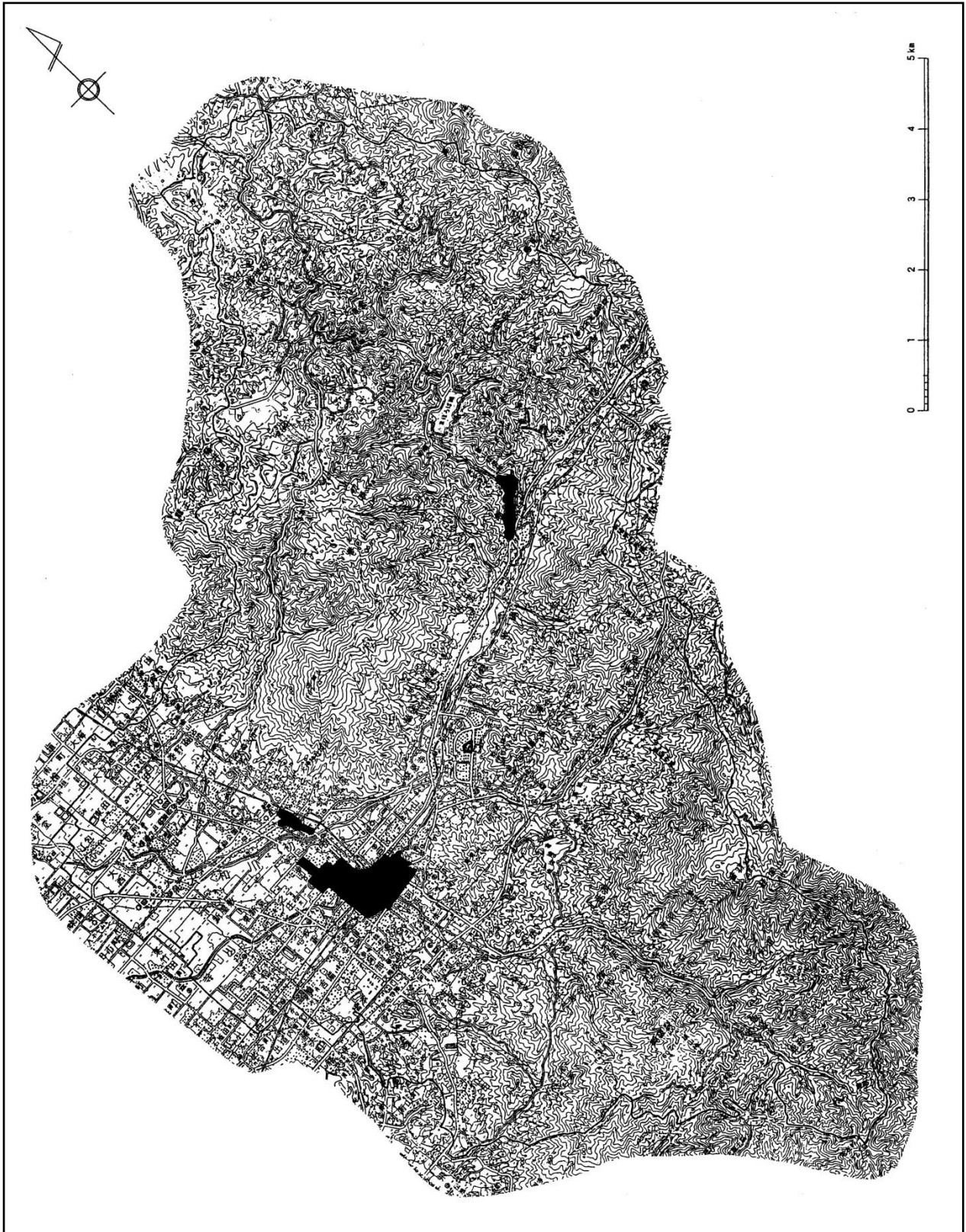
危険物の区分		施設数
製造所		0
小計		0
貯蔵所	屋内貯蔵所	8
	屋外タンク貯蔵所	3
	屋内タンク貯蔵所	1
	地下タンク貯蔵所	18
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	8
	屋外貯蔵所	0
	小計	37
取扱所	給油取引所	20
	自家給油取扱所	9
	販売取扱所	0
	一般取扱所	11
	小計	31
合計		68

## (2) 防火管理者の選任を要する防火対象物

平成27年4月1日現在

用途区分		用途	防火対象物数	
1項	イ	映画館等	2	
	ロ	集会場等	36	
2項	イ	キャバレー等	0	
	ロ	遊技場	9	
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	0	
	ニ	カラオケボックス等	1	
3項	イ	料理店等	0	
	ロ	飲食店	47	
4項		百貨店等	105	
5項	イ	旅館等	15	
	ロ	共同住宅等	501	
6項	イ	1	病院	0
		2	有床診療所	2
		3	有床助産所等	7
		4	無床診療所等	28
	ロ	1	特別養護老人ホーム等	20
		2	救護施設	0
		3	乳児院	0
		4	障害児入所施設	0
		5	障害者支援施設等	4
	ハ	1	老人デイサービスセンター等	13
		2	更生施設	0
		3	保育所等	19
		4	児童発達支援センター等	0
		5	身体障害者福祉センター等	8
	ニ		幼稚園等	13
7項		学校等	59	
8項		図書館等	2	
9項	イ	特殊浴場等	0	
	ロ	一般浴場等	3	
10項		駅舎等	3	
11項		神社等	73	
12項	イ	工場等	385	
	ロ	スタジオ等	0	
13項	イ	駐車場等	37	
	ロ	格納庫等	0	
14項		倉庫	239	
15項		事務所等	180	
16項	イ	特定用途の複合	250	
	ロ	非特定用途の複合	126	
16の2項		地下街	0	
16の3項		準地下街	0	
17項		文化財	21	
18項		アーケード	1	
19項		山林	0	
20項		舟車	0	
合計			2,209	

(3) 準防火地域



## 2 災害危険区域の指定計画資料

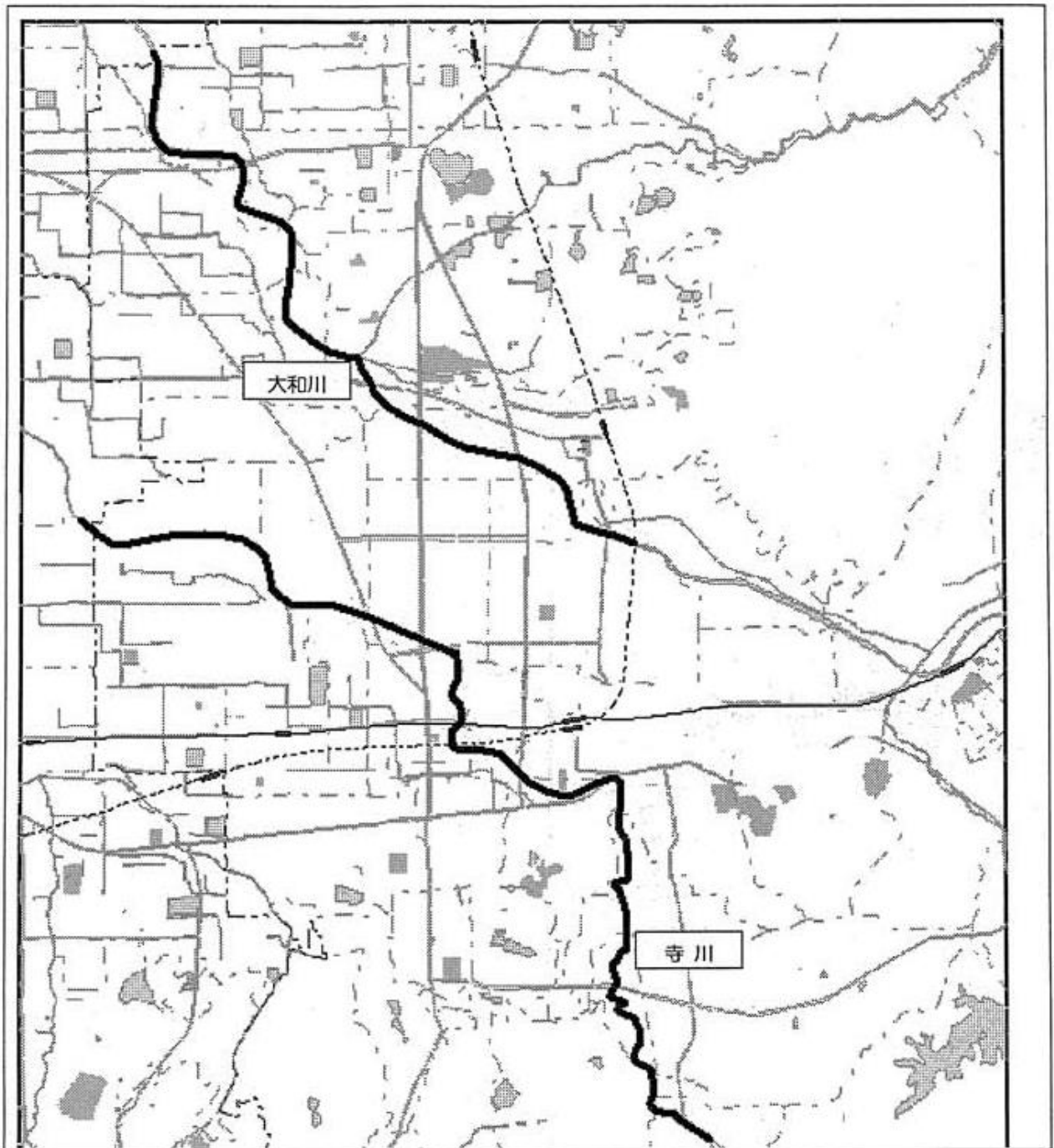
### (1) 河川

#### ア 水防警報河川

奈良県知事が指定する河川（「奈良県水防計画」より引用）

河川名		区域	対象量 水標	水位	関係土木 事務所	関係市町村
大和川	左岸	桜井市粟殿 } 桜井市金屋 } 西日本旅客鉄道 桜井線鉄橋から 国土交通大が 水防警報を行う指定 河川との境界まで	庵治	水防団待機水位 1.60	奈良 郡山 中和	天理市 大和郡山市 川西町 田原本町
				氾濫注意水位 2.30		
	右岸		豊田	水防団待機水位 2.20	奈良 中和	天理市 田原本町 桜井市
			黒崎	水防団待機水位 1.10	中和	桜井市
寺川	左岸	桜井市河西 } " } 天満橋から 大和川合流点まで	結崎	水防団待機水位 2.40	奈良 中和	天理市 川西町 三宅町 田原本町
				氾濫注意水位 3.80		
	右岸		秦庄	水防団待機水位 1.40	中和	田原本町 橿原市
			十市	水防団待機水位 1.10	中和	橿原市 桜井市
	磐余	水防団待機水位 0.50	中和	桜井市		
				氾濫注意水位 0.80		
				避難判断水位 0.80		
				氾濫危険水位 1.30		

イ 水防警報発表河川位置図





## ウ 重要水防箇所一覧

### ①水防警報河川

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別
				位置	延長(m)		位置	延長(m)	
大和川	左	中和	桜井市・田原本町	自：桜井市大泉～至：田原本町大字蔵堂	2,400	家屋連たん	自：桜井市粟殿～至：桜井市大泉	2,200	堤防高
	右	中和	桜井市・田原本町	自：桜井市大泉～至：田原本町大字法貫寺	4,400	家屋連たん	自：桜井市金屋～至：桜井市大泉	2,200	堤防高
寺川	左	中和	桜井市・橿原市・田原本町	自：桜井市川合～至：桜井市大福	2,790	堤防高	自：桜井市河西～至：桜井市川合	700	堤防高
	左	中和	桜井市・橿原市・田原本町	自：橿原市中町～至：田原本町大字多本町	2,100	家屋連たん	自：桜井市大福～至：橿原市東竹田町	1,510	堤防高
	右	中和	桜井市・橿原市	自：桜井市川合～至：桜井市大福	2,790	堤防高	自：桜井市河西～至：桜井市川合	700	堤防高
	右	中和	桜井市・橿原市・田原本町・三宅町・川西町・天理市	自：橿原市東竹田町～至：川西町南吐田	10,000	家屋連たん	自：桜井市大福～至：橿原市東竹田町	1,510	堤防高

### ②水防警報河川以外の河川

河川名	左右岸	関係土木事務所	関係水防管理団体名	重要水防箇所		種別	特に重要な水防箇所		種別
				位置	延長(m)		位置	延長(m)	
寺川	左	中和	桜井市	自：桜井市下～至：桜井市河西	1,500	堤防高			
	右	中和	桜井市	自：桜井市下～至：桜井市河西	1,200	堤防高	自：桜井市河西～至：桜井市河西	300	堤防高
かがり川	左	中和	桜井市・橿原市・田原本町	自：橿原市太田市町～至：寺川合流点	2,200	堤防高			
	右	中和	桜井市・橿原市・田原本町	自：橿原市太田市町～至：寺川合流点	2,200	堤防高			
栗原川	左	中和	桜井市				自：桜井市外山～至：寺川合流点	2,500	堤防高
	右	中和	桜井市				自：桜井市外山～至：寺川合流点	2,500	堤防高
島田川	左	中和	桜井市	自：桜井市巻野内～至：桜井市大豆越	820	堤防高			
	右	中和	桜井市	自：桜井市巻野内～至：桜井市大豆越	820	堤防高			
纏向川	左	中和	桜井市	自：桜井市箸中～至：桜井市芝	1450	堤防高			
	右	中和	桜井市	自：桜井市箸中～至：桜井市芝	1450	堤防高			

工 井堰・樋門一覧表  
井堰（指定区間）

井堰名	河川名	所在地(取水位置)		構造			管理責任者
		郡市	字	型式	H	W	
茅野井堰	栗原川	桜井	川合	コンクリート	2.5	20.0	川合水利組合
谷田	寺川	〃	戒重	〃	1.8	25.0	戒重
井出垣外	〃	〃	〃	〃	2.0	20.0	〃
西之脇	〃	〃	赤尾	石積	5.0	20.0	赤尾
南垣内	〃	〃	〃	〃	4.5	20.0	〃
正木	〃	〃	忍阪	木杭	1.0	1.5	忍阪
尾ノ上	〃	〃	〃	石積	4.0	6.0	〃
小	〃	〃	〃	〃	3.5	7.0	〃
小附(棚田)	〃	〃	〃	〃	1.0	7.0	〃
三ヶ大字	寺川	〃	谷	コンクリート	2.0	2.5	谷
五条東	〃	〃	河西	〃	1.0	3.0	河西
浅古	〃	〃	浅古	石積	1.3	3.0	浅古
越	〃	〃	上之宮	コンクリート	1.5	20.0	上之宮
三五	〃	〃	下	石積	7.0	25.0	下
天王	大和川	〃	慈恩寺	コンクリート	2.5	18.0	慈恩寺
今井川	〃	〃	〃	〃	1.8	32.0	〃
老之	〃	〃	脇本	〃	1.4	28.0	脇本
今	〃	〃	〃	石積	1.5	26.0	〃
天皇	〃	〃	〃	〃	1.2	25.0	〃
向	〃	〃	黒崎	コンクリート	1.5	27.0	黒崎
西梅	朱川	〃	生田	石積	1.3	3.0	生田
山口	〃	〃	〃	〃	2.0	4.0	〃
生田	〃	〃	〃	〃	1.0	5.0	〃
遠辺	〃	〃	〃	〃	1.5	4.0	〃
西分六	寺川	〃	高田	コンクリート	1.0	1.0	高田
四井堂	〃	〃	橋本	〃	1.5	5.0	橋本
友の	〃	〃	〃	〃	1.5	4.0	〃
橋本	〃	〃	〃	〃	2.0	6.0	〃
頭香	〃	〃	池之内	〃	1.0	4.0	池之内
豆ヶ峰	朱川	〃	高家	〃	5.0	5.0	高家
コブケ	〃	〃	〃	石積	0.5	3.0	〃
大福	寺川	〃	谷	コンクリート	2.5	23.0	大福
山崎	大和川	〃	外山	〃	1.5	20.0	東新堂新屋敷
馬場	朱川	〃	吉備	〃	1.0	13.0	吉備
三番目	栗原川	〃	栗原	〃	1.3	9.0	栗原
八幡溝	〃	〃	〃	〃	1.5	10.0	〃
久保田	〃	〃	〃	〃	2.0	7.0	〃
風穴	〃	〃	〃	石積	1.5	10.0	〃
アシ原	〃	〃	〃	〃	2.0	7.0	〃
シコ	〃	〃	〃	〃	1.6	6.0	〃
ケゴヤ	〃	〃	〃	〃	1.0	5.0	〃
投田	〃	〃	〃	コンクリート	1.3	7.0	〃
墓ノ下	〃	〃	〃	〃	1.5	7.0	〃
六田	〃	〃	〃	〃	2.0	6.5	〃
越	寺川	〃	倉橋	〃	1.5	20.0	下
尾尻	〃	〃	〃	〃	1.6	6.0	倉橋
三五	〃	〃	〃	石積	7.0	25.0	下居
大	〃	〃	〃	コンクリート	1.0	4.0	倉橋

井堰名	河川名	所在地(取水位置)		構造			管理責任者
		郡市	字	型式	H	W	
下居井堰	〃	〃	下居	〃	2.0	8.0	下居 〃
大井	〃	〃	北音羽	〃	1.0	4.0	倉橋溜池事務所
掛田	〃	〃	〃	〃	2.5	14.0	倉橋 〃
焼尾田	〃	〃	南音羽	〃	1.5	8.0	南音羽 〃
金石	〃	〃	〃	〃	2.0	7.0	〃 〃
大	白河川	〃	白河	石積	2.0	6.0	白河 〃
阿部尾	栗原川	〃	外山	自動転倒式ゲート			
ヨノ木本	白河川	〃	白河	石積	1.0	6.0	白河 〃
前川	大和川	〃	初瀬	〃	4.0	15.0	初瀬上ノ瀬 〃
丑石	〃	〃	〃	コンクリート	4.0	15.0	初瀬与喜浦 〃
ホト口	〃	〃	〃	〃	4.0	15.0	〃 〃
カラクリ	〃	〃	〃	〃	4.0	15.0	〃 〃
萬寿	〃	〃	〃	〃	4.0	15.0	〃 〃
アワコ	〃	〃	〃	石積	3.5	12.0	〃 〃
中賀	〃	〃	〃	〃	3.0	10.0	〃 〃
タイホネ	〃	〃	〃	〃	3.0	10.0	〃 〃
ハク坪	〃	〃	〃	〃	3.0	10.0	〃 〃
西山	吉隠川	〃	吉隠	コンクリート	2.5	5.0	吉隠 〃
馬場田	〃	〃	〃	〃	2.5	5.0	〃 〃
菱方	〃	〃	〃	石積	2.5	5.0	〃 〃
裏屋根	〃	〃	〃	〃	2.5	5.0	〃 〃
石亀	〃	〃	〃	〃	2.5	5.0	〃 〃
五十刈	〃	〃	〃	〃	2.5	5.0	〃 〃
大坪	〃	〃	〃	〃	2.5	5.0	〃 〃
寿み田	〃	〃	〃	〃	2.5	5.0	〃 〃
初瀬	〃	〃	〃	〃	2.5	5.0	〃 〃
大	大和川	〃	滝倉	コンクリート	2.0	14.0	滝倉 〃
神田	〃	〃	〃	〃	2.0	12.0	〃 〃
鏡ツキ田	芹井川	〃	〃	〃	1.5	4.0	〃 〃
下り尾	〃	〃	〃	〃	25.0	4.0	〃 〃
中	〃	〃	〃	石積	2.0	25.0	〃 〃
川尻	大和川	〃	〃	〃	1.5	10.0	〃 〃
勘定渚	〃	〃	小夫	〃	2.0	12.0	小夫 〃
イデヤ渚	〃	〃	〃	〃	1.5	10.0	〃 〃
マトボ	〃	〃	〃	〃	2.0	10.0	〃 〃
笠神	〃	〃	〃	コンクリート	3.0	8.0	〃 〃
カセモト	〃	〃	〃	〃	2.5	12.0	〃 〃
長谷	〃	〃	修理枝	〃	1.5	4.0	修理枝 〃
畑中	〃	〃	〃	石積	1.8	3.5	〃 〃
永岡	〃	〃	〃	〃	1.5	3.0	〃 〃
トダ	〃	〃	〃	〃	1.0	3.0	〃 〃
ヒロタ	芹井川	〃	〃	〃	2.0	2.5	和田 〃
コチタ	大和川	〃	和田	〃	1.2	4.0	〃 〃
オンジウラ	〃	〃	〃	〃	1.5	4.0	〃 〃
水車	〃	〃	〃	〃	2.0	4.5	〃 〃
塚脇	〃	〃	〃	〃	1.5	3.6	〃 〃
灰越	〃	〃	〃	〃	1.5	14.0	〃 〃
味間	〃	〃	三輪	コンクリート	2.0	15.0	松之本 〃
あ池	〃	〃	〃	〃	1.7	13.0	三輪 〃

井堰名	河川名	所在地(取水位置)		構造			管理責任者
		郡市	字	型式	H	W	
明神	〃	〃	〃	〃	1.5	10.0	馬場
今井川	〃	〃	〃	〃	1.8	32.0	上之庄
西池	向川	〃	芝	〃	2.0	5.5	芝
不動	〃	〃	〃	〃	2.0	7.0	〃
原田	〃	〃	〃	石積	1.6	12.0	〃
宮ノ前	〃	〃	〃	コンクリート・石積	1.5	10.0	〃
土橋	〃	〃	〃	石積	1.5	8.0	〃
北池	〃	〃	〃	土	2.0	7.0	〃
弁天池井堰	〃	〃	芝	〃	1.0	7.0	芝
フジガモリ	〃	〃	箸中	石積	4.0	5.0	箸中
スミヤキ	〃	〃	〃	コンクリート	4.0	6.0	〃
前川	〃	〃	〃	土	1.3	6.0	〃
北川	〃	〃	〃	コンクリート	1.5	7.0	〃
大泉	大和川	〃	大泉	〃	1.4	18.0	大泉
天上	烏田川	〃	草川	コンクリート	0.9	28.0	草川
ナンバ	〃	〃	〃	〃	1.2	1.5	〃
三ヶ大字	大和川	〃	大泉	ふうせん	2.0	25.0	大西
平代	〃	〃	豊田	コンクリート	0.9	28.0	豊田
竹田	〃	〃	金屋	〃	1.6	57.0	金屋
今井川	〃	〃	〃	〃	1.8	32.0	〃
飛鳥	〃	〃	慈恩寺	〃	1.8	50.0	慈恩寺
今井	〃	〃	黒崎	石積	2.8	26.0	黒崎
ミヤカ	〃	〃	出雲	木杭	2.0	19.0	出雲
十市	寺川	〃	東新堂	コンクリート	1.6	20.0	東新堂
三五	〃	〃	谷	〃	2.5	29.0	大福

井堰（指定区間外〔直轄区間を除く〕）

井堰名	河川名	所在地(取水位置)		構造			管理責任者
		郡市	字	型式	H	W	
能登第1井堰	能登川	桜井	河西	石積	2.0	4.0	河西水利組合
能登第2	〃	〃	〃	〃	2.0	3.6	〃
平尾田	狹川・岩坂川	〃	狹	〃	1.5	3.5	狹
辻堂	〃	〃	〃	〃	1.0	3.0	〃
細田	八釣川	〃	山田	〃	1.5	4.0	山田
仁王堂浦	立川	〃	谷	〃	1.0	3.0	横内
戒重分水	〃	〃	戒重	〃	1.0	2.5	〃
菖蒲谷	清滝川	〃	下り尾	〃	1.0	1.5	下り尾
越塚	〃	〃	〃	〃	1.0	1.5	〃
ゴロシボ	〃	〃	〃	〃	1.0	1.5	〃
墓谷	墓谷川	〃	〃	〃	0.5	2.5	〃
梨川	〃	〃	〃	〃	1.0	2.0	〃
溝田	前田川	〃	〃	〃	1.0	2.0	〃
大尻	横柿川	〃	横柿	〃	1.0	1.5	今井谷
コーハネ	〃	〃	〃	〃	0.6	1.5	〃
中嶋	〃	〃	〃	〃	0.5	1.5	〃
京田	〃	〃	〃	〃	0.5	1.5	〃
大殿口	今井谷川	〃	今井谷	〃	0.7	1.5	〃
コビン	〃	〃	〃	〃	0.7	1.5	〃
カネギコエ	〃	〃	〃	〃	1.0	2.5	倉橋
京田	〃	〃	〃	〃	0.5	1.5	〃
中切	北山川	〃	北山	〃	1.0	2.0	北山
イククチ	横柿川	〃	横柿	〃	1.0	2.0	横柿
ヤマト(上)	〃	〃	〃	〃	0.7	1.6	〃
ヤマト(下)	〃	〃	〃	〃	0.7	1.6	〃
トロギ	〃	〃	〃	〃	1.0	1.7	〃
イナクボ	〃	〃	〃	〃	0.6	1.2	〃
上ノ田	音羽川	〃	南音羽	〃	0.5	2.5	南音羽
雲毛	〃	〃	〃	〃	0.6	2.0	〃
中	〃	〃	〃	〃	1.0	2.0	〃
シゲンド	竜谷川	〃	〃	〃	0.6	1.2	〃
マンゼ	〃	〃	〃	〃	0.5	1.0	〃
梅原ノ下	〃	〃	〃	〃	0.5	1.2	〃
下切	〃	〃	〃	〃	0.8	1.2	〃
尾崎	音羽川	〃	〃	〃	1.0	1.2	〃
土川	〃	〃	〃	〃	0.6	1.0	〃
マトバ	巾又川	〃	〃	〃	0.6	1.0	〃
〃	間谷川	〃	針道	〃	1.2	2.0	針道
〃	針道川	〃	〃	〃	1.5	2.3	〃
〃	〃	〃	〃	〃	1.2	2.0	〃
〃	〃	〃	〃	〃	1.2	2.2	〃
〃	中谷川	〃	〃	〃	1.0	1.6	〃
〃	〃	〃	〃	〃	0.7	1.3	〃
〃	〃	〃	〃	〃	0.5	1.2	飯盛塚
シクモデン	北川	〃	白木	〃	1.2	1.3	白木
前田	〃	〃	〃	〃	1.0	1.2	〃
欠田	〃	〃	〃	〃	0.8	1.0	〃
ミナカミ田	〃	〃	〃	〃	0.5	1.3	〃

井堰名	河川名	所在地(取水位置)		構造			管理責任者
		郡市	字	型式	H	W	
シモクデン〃	〃	〃	〃	〃	0.5	1.0	〃 〃
忠 助〃	〃	〃	〃	〃	0.6	1.0	〃 〃
四 ツ 枝〃	〃	〃	〃	〃	0.6	1.2	〃 〃
〃	菖蒲谷川	〃	小夫嵩方	〃	0.6	1.5	小夫嵩方 〃
〃	堂ノ前川	〃	〃	〃	1.0	1.2	〃 〃
〃	細谷川	〃	〃	〃	1.0	1.4	〃 〃
〃	マカガ谷川	〃	〃	〃	0.6	1.2	〃 〃
第 1 号〃	くすり川	〃	芝	〃	1.0	2.0	芝 〃
出 屋 敷〃	大泉川	〃	大泉	〃	0.5	2.0	大 泉 〃
〃	美濃川	〃	〃	〃	0.3	2.0	〃 〃

#### 樋門（指定区間）

樋門名	河川名	所在地(取水位置)		管理責任者	操作責任者	住所
		郡市	字			
銭川逆流防止樋門	銭 川	桜 井	大 福	奈 良 県	菊岡 延介	桜井市大福
銭川逆流防止樋門	銭 川	桜 井	大 福	奈 良 県	竹谷 茂	桜井市大福

(操作基準)

寺川の水位上昇のとき、銭川への逆流防止のため、閉門し、降下のとき開門する。

(2) 道路

ア 道路災害危険箇所

○道路防災総点検要対策箇所

道路種別	番号	路線名	危険箇所		危険内容	迂回路
			所在地	延長(m)		
補助国道	1	165号	桜井市吉隠	99	落石・崩壊	有
〃	2	166号	〃 栗原	255	〃	〃
〃	3	166号	〃 栗原	80	盛土	〃
主要地方道	4	桜井吉野線	〃 百市	220	落石・崩壊	〃
〃	5	〃	〃 飯盛塚	112	〃	〃
〃	6	〃	〃 百市	27	擁壁	〃
〃	7	〃	〃 飯盛塚	31	〃	〃
〃	8	〃	〃 百市	50	土石流	〃
〃	9	桜井都祁線	〃 初瀬	256	落石・崩壊	〃
〃	10	〃	〃 和田	142	〃	〃
〃	11	〃	〃 鳥居堂	278	〃	〃
〃	12	〃	〃 小夫	1,334	〃	〃
〃	13	〃	〃 鳥居堂	10	土石流	〃
〃	14	大和高田桜井線	〃 辻	577	落石・崩壊	〃
〃	15	〃	〃 庄中	175	〃	〃
〃	16	〃	〃 千森	240	〃	〃
〃	17	〃	〃 庄中	32	岩石崩壊	〃
〃	18	〃	〃 辻	14	土石流	〃
一般県道	19	慈恩寺三輪線	〃 慈恩寺	72	落石・崩壊	〃
〃	20	笠天理線	〃 笠	71	〃	無
〃	21	長谷寺停車場線	〃 初瀬	111	擁壁	有

○横断歩道橋

道路種別	番号	路線名	危険箇所		
			所在地	歩道橋名	橋長(m)
補助国道	1	165号	桜井市谷	谷歩道橋	18
〃	2	〃	〃 初瀬	初瀬歩道橋	12
一般県道	3	慈恩寺桜井線	〃 外山	城島歩道橋	14

○その他

道路種別	番号	路線名	危険箇所		危険内容	迂回路
			所在地	延長(m)		
補助国道	1	165号	桜井市初瀬	50	盛土	有
主要地方道	2	桜井都祁線	〃 初瀬	100	擁壁	〃

## (3) 土砂災害危険箇所

ア 土石流危険溪流  
土石流危険溪流I

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象			
				郡・市	字	人口 (人)	家数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
1	大和川	鳥田川	穴師谷A	桜井市	穴師	24	8	2 神社2ヶ所	6.2
2	"	大和川	巻向川B	"	"	207	69	4 集荷場外	0.4
3	"	三輪川	寺谷	"	茅原	48	16	1 玄賓庵	4.3
4	"	"	岩坪谷	"	"	45	15	—	1.2
5	"	"	三輪口A谷	"	三輪	177	59	4 若宮社外	1.1
6	"	"	三輪口B谷	"	"	75	25	2 大神神社外	0
7	"	大和川	三輪沢	"	"	111	37	3 小坂、岩瀬外	0.6
8	"	"	金屋B沢	"	金屋	18	6	1 桜井市休日応急診療所	0.6
9	"	"	慈恩寺A沢	"	慈恩寺	63	21	2 集会所	2.5
10	"	"	脇本A沢	"	脇本	249	83	1 郵便局	3.9
11	"	"	脇本C沢	"	"	60	20	—	1.3
12	"	"	脇本谷沢	"	"	54	18	1 朝倉小学校	0
13	"	"	脇本A沢	"	"	27	9	"	0.3
14	"	"	黒崎B沢	"	黒崎	93	31	2 黒崎公民館外	0.3
15	"	"	黒崎A沢	"	"	48	16	1 慈光庵	1.3
16	"	"	黒崎間谷	"	"	21	7	—	0.8
17	"	"	上出雲口B	"	出雲	15	5	1 寺	4.4
18	"	"	出雲B沢	"	"	123	41	2 地福寺外	2.5
19	"	"	出雲A沢	"	"	63	21	—	0.7
20	"	"	上出雲口A	"	"	21	7	1 天理教長生分教会	0.5
21	"	"	出雲E沢	"	"	27	9	—	0.7
22	"	"	白河川a	"	白河	12	9	—	6.0
23	"	"	初瀬沢	"	初瀬	84	28	2 天理教初瀬分教会外	0.2
24	"	"	川上A沢	"	"	42	14	—	0.2
25	"	吉隠川	初瀬B谷	"	"	15	5	—	0.2
26	"	大和川	与喜山谷	"	"	33	11	—	0.1
27	"	吉隠川	吉隠大谷a	"	吉隠	168	56	—	4.8
28	"	"	馳向A沢	"	馳向	78	26	1 公園	0.1
29	"	"	馳向B沢	"	"	66	22	4 公園外	0.1
30	"	大和川	馳向C沢	"	"	174	58	2 東老人憩いの家外	0.2
31	"	"	馳向D沢	"	"	210	70	2 公園外	0.5
32	"	"	馳向E沢	"	"	159	53	1 下河原集会所	0.2
33	"	寺川	初瀬二ノ谷	"	初瀬	21	7	1 東中グラウンド	0.3
34	"	大和川	狛B谷	"	狛	21	7	—	0.9
35	"	狛川	狛沢	"	"	24	8	1 消防庫	0.3
36	"	大和川	岩坂C沢	"	岩坂	15	5	—	0.4
37	"	"	竜谷a	"	竜谷	39	13	—	1.0
38	"	粟原川	西粟原谷	"	粟原	27	9	—	—
39	"	大和川	上慈恩寺谷	"	慈恩寺	114	38	—	0.3
40	"	"	朝倉台西谷	"	朝倉台東	177	59	2 幼稚園外	—
41	"	"	舒明天皇御陵沢	"	忍阪	93	31	—	0.1
42	"	粟原川	石ヶ谷a	"	赤尾	33	11	2 赤尾和楽館外	1.2
43	"	"	桜井丸沢	"	桜井	60	20	3 茶白山古墳外	—
44	"	寺川	萩の町C沢	"	外山	42	14	2 桜井市営火葬場外	—
45	"	"	萩の町A沢	"	河西	15	5	2 等彌神社外	0.1
46	"	"	萩の町B沢	"	河西	78	26	1 南幼稚園	—
47	"	"	浅古B沢	"	浅古	54	18	—	0.12



番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象			
				郡・市	字	人口 (人)	家数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
48	大和川	寺川	浅古北谷	桜井市	浅古	93	31	1 南幼稚園	0.3
49	"	"	浅古東谷 a	"	"	0	0	1 桜井中学校	—
50	"	"	浅古谷 a	"	"	108	36	—	0.4
51	"	"	下沢 a	"	下	72	24	—	1.8
52	"	飛鳥川	山田B沢	"	山田	96	32	1 西念寺	1.0
53	"	"	山田A沢	"	"	27	9	1 山田寺	1.0
54	"	"	八釣沢	"	八釣	21	7	—	1.6
55	"	米川	高家沢 a	"	高家	39	13	—	2.3
56	"	今井谷川	今井口谷 a	"	今井谷	27	9	—	0.9
57	"	"	横柿沢 a	"	今井谷・横柿	42	14	—	1.4
58	"	寺川	倉橋谷	"	倉橋	45	15	2 金福寺外	0.2
59	"	"	北音羽沢	"	北音羽	33	11	—	0.1
60	"	"	南音羽谷	"	南音羽	15	5	—	0.2
61	"	"	百市北谷 a	"	百市	15	5	—	0.6
62	"	"	百市中谷	"	"	15	5	—	—
63	"	"	針道沢 a	"	針道	21	7	—	1.4
64	"	"	八井内A沢	"	八井内	42	14	2 多武峰地区集会所外	0.5
65	"	"	口八井内D沢	"	"	18	6	—	0.2
66	"	"	多武峰谷	"	多武峰	45	15	4 談山神社外	—
67	"	"	談山神社向沢	"	"	36	12	3 多武峰観光ホテル	0.5
68	"	"	妙見谷 a	"	飯盛塚	15	5	—	0.1
69	"	"	大谷沢 a	"	"	30	10	—	0.2
70	"	"	鹿路口沢	"	鹿路	9	3	1 鹿路公会所	0.6
71	"	"	鹿路奥谷	"	"	27	9	1 鹿路公会所	—
72	"	栗原川	倉橋谷 a	"	倉橋	30	10	—	1.8
73	"	"	下り尾谷	"	下り尾	48	16	—	1.1
74	"	"	栗原沢 a	"	栗原	81	27	—	1.0

土石流危険渓流II

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象			
				郡・市	字	人口 (人)	家数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
1	大和川	大和川	巻向川A	桜井市	辻	9	3	1 集荷場	0.1
2	"	三輪川	茅原A沢	"	茅原	6	2	1 神武天皇聖跡	3.1
3	"	大和川	金屋A沢	"	金屋	51	17	1 金屋区役所公園	0.4
4	"	"	慈恩寺B谷	"	慈恩寺	9	3	1 天理教長谷川分教会	1.2
5	"	"	黒崎小谷	"	黒崎	30	10	—	—
6	"	"	初瀬西谷	"	初瀬	24	8	—	—
7	"	"	長谷中谷	"	"	48	16	—	0.1
8	"	"	長谷東谷	"	"	63	21	3 天理教初瀬分教会外	0.1
9	"	吉隠川	初瀬C谷	"	"	6	2	—	0.2
10	"	大和川	和田A沢	"	和田	3	1	—	0.2
11	"	"	和田上沢	"	"	9	3	—	0.1
12	"	"	和田北沢	"	中谷	3	1	—	1.1
13	"	"	和田B沢	"	和田	0	0	1 NTT機械室	0.7
14	"	吉隠川	吉隠小谷	"	吉隠	9	3	—	0.1
15	"	"	吉隠東谷	"	"	3	1	2 J A外	0.5
16	"	"	吉隠南谷	"	"	9	3	—	1.0
17	"	"	s	"	"	0	0	—	0.7
18	"	"	吉隠西谷	"	"	9	3	1 桜井浄水場	2.2
19	"	"	吉隠下谷	"	"	6	2	—	0.7
20	"	"	初瀬A谷	"	初瀬	12	4	—	1.0
21	"	大和川	初瀬一ノ谷	"	狛	12	4	—	0.26
22	"	"	狛A谷	"	"	9	3	—	0.3
23	"	"	狛上沢	"	"	6	2	—	1.4
24	"	狛川	上岩坂谷	"	上岩坂	3	1	2 消防庫、公園	1.5
25	"	大和川	岩坂沢 a	"	岩坂	9	3	—	1.3
26	"	"	岩坂中沢	"	"	0	0	1 天理教銀泉分教会	0.5
27	"	"	上竜谷A沢	"	竜谷	6	2	1 消防庫	0.4
28	"	"	忍阪谷	"	忍阪	18	6	—	0.5
29	"	栗原川	赤尾E沢	"	赤尾	51	17	—	0.2
30	"	"	外山A沢	"	外山	21	7	—	0.1
31	"	"	外山中沢	"	"	33	11	1 朝倉台ゴルフクラブ	0.1
32	"	"	外山B沢	"	"	30	10	—	—
33	"	"	外山西沢	"	"	3	1	—	—
34	"	寺川	下東沢	"	下	6	2	1 宗像神社	0.5
35	"	米川	下高家沢	"	高家	6	2	—	0.4
36	"	"	高家B谷	"	"	9	3	—	0.3
37	"	"	中高家南沢	"	"	6	2	—	0.3
38	"	飛鳥川	山田C沢	"	山田	9	3	—	1.4
39	"	米川	山田川	"	"	3	1	1 奈良県銘木協同組合	1.1
40	"	飛鳥川	山田間谷	"	"	30	10	—	0.1
41	"	"	高家西沢	"	高家	12	4	1 善行寺	1.3
42	"	寺川	上北音羽C谷	"	北音羽	6	2	—	0.4
43	"	"	上南音羽B谷	"	"	12	4	—	0.5
44	"	"	下居谷	"	下居	6	2	—	0.3
45	"	"	下居B沢	"	"	9	3	1 西福寺	0.2
46	"	"	下居A沢	"	"	6	2	—	0.02
47	"	滝谷川	南音羽谷	"	南音羽	6	2	—	1.6
48	"	寺川	百市中A谷	"	百市	3	1	—	—
49	"	"	百市字谷	"	"	3	1	—	0.1
50	"	"	八井内北谷	"	八井内	6	2	—	—
51	"	"	口八井内E谷	"	"	9	3	—	—
52	"	"	飯盛塚沢 a	"	飯盛塚	9	3	—	0.1
53	"	"	上鹿路A谷	"	鹿路	12	4	—	1.0

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象			
				郡・市	字	人口 (人)	家数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
54	〃	〃	倉橋西谷 a	桜井市	倉橋	12	4	1 西福寺	0.3
55	〃	〃	倉橋西谷 b	〃	〃	6	2	—	0.4
56	〃	〃	倉橋東谷	〃	〃	6	2	—	0.3
57	〃	栗原川	尾B沢	〃	下り尾	6	2	—	1.1
58	〃	〃	南栗原谷	〃	栗原	3	1	—	0.3
59	〃	〃	栗原小谷	〃	〃	6	2	—	0.3
60	〃	〃	東栗原谷	〃	〃	6	2	—	1.4
61	〃	大和川	黒崎長谷	〃	黒崎	6	2	—	1.8

### 土石流危険溪流Ⅲ

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象			
				郡・市	字	人口 (人)	家数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
1	大和川	鳥田川		桜井市	穴師		0		0.0
2	〃	〃		〃	〃		0		0.0
3	〃	大和川		〃	辻		0		0.0
4	〃	〃		〃	〃		0		0.0
5	〃	〃		〃	金屋		0		0.0
6	〃	〃		〃	初瀬		0		0.0
7	〃	〃		〃	〃		0		0.0
8	〃	〃		〃	〃		0		0.0
9	〃	〃		〃	〃		0		0.0
10	〃	〃		〃	〃		0		0.0
11	〃	〃		〃	和田		0		0.0
12	〃	〃		〃	〃		0		0.0
13	〃	〃		〃	〃		0		0.0
14	〃	〃		〃	笠		0		0.0
15	〃	〃		〃	〃		0		0.0
16	〃	〃		〃	〃		0		0.0
17	〃	〃		〃	〃		0		0.0
18	〃	〃		〃	〃		0		0.0
19	〃	〃		〃	〃		0		0.0
20	〃	〃		〃	〃		0		0.0
21	〃	〃		〃	〃		0		0.0
22	〃	〃		〃	〃		0		0.0
23	〃	〃		〃	〃		0		0.0
24	〃	〃		〃	〃		0		0.0
25	〃	〃		〃	〃		0		0.0
26	〃	〃		〃	〃		0		0.0
27	〃	〃		〃	〃		0		0.0
28	〃	〃		〃	修理枝		0		0.0
29	〃	〃		〃	〃		0		0.0
30	〃	〃		〃	小夫		0		0.0
31	〃	〃		〃	〃		0		0.0
32	〃	〃		〃	〃		0		0.0
33	〃	〃		〃	〃		0		0.0
34	〃	〃		〃	〃		0		0.0
35	〃	〃		〃	〃		0		0.0

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象			
				郡・市	字	人口 (人)	家数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
36	大和川	大和川		桜井市	小夫		0		0.0
37	〃	〃		〃	〃		0		0.0
38	〃	〃		〃	〃		0		0.0
39	〃	〃		〃	滝倉		0		0.0
40	〃	〃		〃	〃		0		0.0
41	〃	〃		〃	〃		0		0.0
42	〃	〃		〃	〃		0		0.0
43	〃	〃		〃	〃		0		0.0
44	〃	〃		〃	〃		0		0.0
45	〃	〃		〃	初瀬		0		0.0
46	〃	〃		〃	〃		0		0.0
47	〃	〃		〃	〃		0		0.0
48	〃	〃		〃	〃		0		0.0
49	〃	〃		〃	〃		0		0.0
50	〃	〃		〃	〃		0		0.0
51	〃	〃		〃	〃		0		0.0
52	〃	〃		〃	〃		0		0.0
53	〃	〃		〃	〃		0		0.0
54	〃	〃		〃	〃		0		0.0
55	〃	吉隠川		〃	吉隠		0		0.0
56	〃	〃		〃	〃		0		0.0
57	〃	〃		〃	〃		0		0.0
58	〃	〃		〃	〃		0		0.0
59	〃	〃		〃	〃		0		0.0
60	〃	〃		〃	馳向		0		0.0
61	〃	〃		〃	〃		0		0.0
62	〃	大和川		〃	初瀬		0		0.0
63	〃	狛川		〃	狛		0		0.0
64	〃	〃		〃	岩坂		0		0.0
65	〃	大和川		〃	出雲		0		0.0
66	〃	〃		〃	〃		0		0.0
67	〃	〃		〃	〃		0		0.0
68	〃	〃		〃	黒崎		0		0.0
69	〃	〃		〃	慈恩寺		0		0.0
70	〃	〃		〃	〃		0		0.0
71	〃	〃		〃	〃		0		0.0
72	〃	〃		〃	竜谷		0		0.0
73	〃	〃		〃	〃		0		0.0
74	〃	〃		〃	〃		0		0.0
75	〃	〃		〃	慈恩寺		0		0.0
76	〃	〃		〃	〃		0		0.0
77	〃	〃		〃	〃		0		0.0
78	〃	〃		〃	朝倉台東		0		0.0
79	〃	〃		〃	朝倉台西		0		0.0
80	〃	栗原川		〃	忍阪		0		0.0
81	〃	〃		〃	〃		0		0.0
82	〃	〃		〃	〃		0		0.0
83	〃	〃		〃	〃		0		0.0
84	〃	〃		〃	栗原		0		0.0
85	〃	〃		〃	〃		0		0.0
86	〃	〃		〃	〃		0		0.0
87	〃	〃		〃	〃		0		0.0

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象			
				郡・市	字	人口 (人)	家数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
88	大和川	栗原川		桜井市	栗原		0		0.0
89	〃	〃		〃	〃		0		0.0
90	〃	〃		〃	〃		0		0.0
91	〃	〃		〃	〃		0		0.0
92	〃	〃		〃	〃		0		0.0
93	〃	〃		〃	〃		0		0.0
94	〃	〃		〃	〃		0		0.0
95	〃	〃		〃	〃		0		0.0
96	〃	〃		〃	〃		0		0.0
97	〃	〃		〃	〃		0		0.0
98	〃	〃		〃	〃		0		0.0
99	〃	〃		〃	〃		0		0.0
100	〃	〃		〃	〃		0		0.0
101	〃	〃		〃	〃		0		0.0
102	〃	〃		〃	〃		0		0.0
103	〃	寺川		〃	倉橋		0		0.0
104	〃	〃		〃	〃		0		0.0
105	〃	〃		〃	〃		0		0.0
106	〃	〃		〃	〃		0		0.0
107	〃	〃		〃	〃		0		0.0
108	〃	〃		〃	〃		0		0.0
109	〃	〃		〃	北音羽		0		0.0
110	〃	〃		〃	南音羽		0		0.0
111	〃	〃		〃	飯盛塚		0		0.0
112	〃	〃		〃	鹿路		0		0.0
113	〃	〃		〃	〃		0		0.0
114	〃	〃		〃	〃		0		0.0
115	〃	〃		〃	〃		0		0.0
116	〃	〃		〃	多武峰		0		0.0
117	〃	〃		〃	〃		0		0.0
118	〃	〃		〃	〃		0		0.0
119	〃	〃		〃	八井内		0		0.0
120	〃	〃		〃	〃		0		0.0
121	〃	〃		〃	百市		0		0.0
122	〃	〃		〃	〃		0		0.0
123	〃	〃		〃	〃		0		0.0
124	〃	〃		〃	南音羽		0		0.0
125	〃	今井谷川		〃	今井谷		0		0.0
126	〃	〃		〃	〃		0		0.0
127	〃	寺川		〃	下		0		0.0
128	〃	〃		〃	倉橋		0		0.0
129	〃	〃		〃	〃		0		0.0
130	〃	〃		〃	下		0		0.0
131	〃	〃		〃	浅古		0		0.0
132	〃	〃		〃	〃		0		0.0
133	〃	〃		〃	〃		0		0.0
134	〃	〃		〃	〃		0		0.0
135	〃	〃		〃	〃		0		0.0
136	〃	〃		〃	〃		0		0.0
137	〃	〃		〃	〃		0		0.0
138	〃	〃		〃	〃		0		0.0
139	〃	〃		〃	〃		0		0.0
140	〃	栗原川		〃	忍阪		0		0.0
141	〃	〃		〃	〃		0		0.0

番号	水系名	河川名	溪流名	溪流所在地		保全対象			
				郡・市	字	人口 (人)	家数 (戸)	公共施設等 (戸)	耕地面積 (ha)
142	大和川	栗原川		桜井市	忍阪		0		0.0
143	〃	米川		〃	高田		0		0.0
144	〃	〃		〃	高家		0		0.0
145	〃	〃		〃	〃		0		0.0
146	〃	〃		〃	〃		0		0.0
147	〃	〃		〃	〃		0		0.0
148	〃	〃		〃	〃		0		0.0
149	〃	〃		〃	〃		0		0.0
150	〃	飛鳥川		〃	山田		0		0.0
151	〃	〃		〃	高家		0		0.0
152	〃	〃		〃	〃		0		0.0
153	〃	〃		〃	〃		0		0.0
154	〃	大和川	和田南沢	〃	和田	0	0		0.8

### イ 地すべり危険箇所

番号	区域名	河川名			位置		面積 (ha)	区域内の保全対象			
		水系名	幹線名	溪流名	郡・市	大字		人家数 (戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設	
										施設	数量
1	初瀬	大和川		大和川	桜井市	初瀬	10.6	40	0.5	病院・県道	480
2	与喜浦	〃		吉隠川	〃	初瀬	5.2	3	3.4	国道・市道	220
3	岩坂	〃		狛川	〃	岩坂	7.6	12	3.0	市道	350
4	千森	〃		大和川	〃	笠	6.0	9	4.9	県道・市道	750

## ウ 急傾斜地崩壊危険箇所

### 急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（自然斜面）

番号	箇所名	位置			急傾斜地崩壊危険箇所 の延長(m)	地形要因		保全対象				
		郡市	大字	小字		傾斜度 (度)	高さ (m)	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
								種類	数 (戸)	種類	数 (m)	
1	小夫	桜井市	小夫	桑垣内	130	45	8			県道	80	
2	笠	"	笠		60	50	17					
3	白木	"	白木		350	60	18					
4	与喜浦	"	初瀬	与喜浦	150	50	18					砂(全)
5	高家	"	高家		100	50	20					
6	上之森	"	初瀬		200	60	6					保(全)
7	柳原	"	"		170	45	8			県道	100	保(全)
8	狛	"	狛		300	60	13					
9	竜谷	"	竜谷		80	50	12	公民館	1			
10	谷	"	谷		570	60	16					
11	穴師	"	穴師		350	55	13	集会所	1			
12	和田	"	和田		70	60	40	集会所	1			
13	笠	"	笠		50	40	15					
14	長谷寺駅北	"	初瀬		250	70	50					
15	伊勢辻	"	"	下之森	100	60	10	集会所	1			
16	下之森	"	"		80	60	20	旅館	3			
17	初瀬	"	"	寺垣内	200	70	15	旅館	2			
18	松山	"	河西	松山町	180	60	8	警察署	1	県道	80	砂(全)
19	浅古	"	浅古		150	70	10					
20	谷イ	"	谷		100	70	10					砂(全)
21	下川原	"	初瀬		150	40	8	学校	1	鉄道	150	
222	馳向西	"	"		50	40	10					
3	白河	"	白河		170	33	38					砂(全)
24	栗原	"	栗原		200	60	25			河川	100	
25	出雲	"	出雲		300	35	50	集落センター	1	市道	300	
26	南音羽	"	南音羽		90	35	25			"	90	
27	池之内イ	"			150	30	15	神社	1			
28	池之内ロ	"			50	40	40					
29	高家	"			110	35	20	貯水池	1	市道	120	
30	箸中	"			200	32	15					
31	三輪A	"			180	30	20			県道	300	
32	金屋	"			150	40	20	医療センター	1	市道	150	
33	慈恩寺	"			150	40	30			市道	150	
34	外山	"			120	35	10					
35	橋本 阿部	"			150	35	25			県道	30	
36	浅古	"			70	35	20					
37	黒崎	"			180	30	15	神社等	2			
38	赤尾イ	"			120	30	20					
39	赤尾ロ	"			50	30	30			市道	120	
40	忍阪イ	"			180	40	20	神社	1	市道	200	
41	忍阪ロ	"			120	35	20			市道	200	
42	橋本 観音台東2	"			110	30	20					
43	竜谷イ	"			120	35	20					
44	滝倉ロ	"			200	45	20	寺	1			
45	初瀬イ	"			90	50	30			県道	100	
46	白河	"			80	40	15					
47	出雲	"			120	30	15					
48	初瀬ロ	"			200	40	20					
49	初瀬ハ	"			100	50	20			国道	90	
50	飯盛塚	"			300	40	25			市道	200	
51	狛	"			40	30	10					

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ（人工斜面）

番号	箇所名	位置			急傾斜地崩壊危険箇所 の延長①	地形要因		保全対象				
		郡市	大字	小字		傾斜度 (度)	高さ (m)	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
								種類	数 (戸)	種類	数 (m)	
1	小夫	桜井市	小夫		150	45	9					
2	〃	〃	〃		200	45	12					
3	〃	〃	〃		170	40	11					
4	笠	〃	笠		100	40	13					
5	白木	〃	白木		200	35	11					
6	与喜浦	〃	初瀬	与喜浦	120	45	12					
7	谷	〃	谷		80	50	15	学校	1			

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（自然斜面）

番号	箇所名	位置			急傾斜地崩壊危険箇所 の延長①	地形要因		保全対象				
		郡市	大字	小字		傾斜度 (度)	高さ (m)	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
								種類	数 (戸)	種類	数 (m)	
1	池之内イ	桜井市			40	30	20			市道	70	
2	池之内ロ	〃			30	30	10			〃	20	
3	池之内ハ	〃			100	30	10			〃	10	
4	池之内ニ	〃			50	35	10					
5	橋本イ	〃			70	30	20			市道	60	
6	橋本ロ	〃			50	30	10					
7	池之内ホ	〃			30	30	10					
8	山田イ	〃			40	30	12					
9	山田ロ	〃			15	30	20			市道	40	
10	山田ハ	〃			20	30	12					
11	穴師イ	〃			50	30	10			市道	80	
12	穴師ロ	〃			50	30	20	寺	1	〃	30	
13	三輪A	〃			40	30	10			〃	110	
14	三輪B	〃			35	30	15			〃	60	
15	三輪	〃			40	35	15			〃	40	
16	金屋	〃			75	35	10			〃	120	
17	桜井	〃			60	30	15					
18	外山	〃			40	30	10			国道	20	
19	谷	〃			40	35	20			市道	70	
20	高田イ	〃			100	34	12			〃	160	
21	高田ロ	〃			20	31	8			〃	60	
22	高田ハ	〃			30	34	12					
23	高田ニ	〃			30	33	10					
24	下イ	〃			40	31	16	寺	1			
25	下ロ	〃			30	31	16			河川・橋	50・1	
26	下A	〃			150	31	20	寺	1	市道	30	
27	下・浅古A	〃			40	31	20			〃	210	
28	浅古イ	〃			40	33	10					
29	浅古ロ	〃			40	36	20					
30	倉橋イ	〃			40	33	10	神社	1			
31	黒崎	〃			70	30	20			市道	50	
32	赤尾イ	〃			20	50	10			国道	20	
33	赤尾ロ	〃			15	30	14					
34	赤尾ハ	〃			25	46	20					
35	忍阪	〃			20	33	10			市道	40	
36	慈恩寺イ	〃			80	30	20			私鉄・国道・私道	20・10・	
37	慈恩寺ロ	〃			40	30	20				100	
38	慈恩寺ハ脇	〃			50	30	20					
39	本	〃			100	45	20			市道	50	
40	慈恩寺ニ	〃			100	35	25			〃	160	
41	竜谷イ	〃			40	35	20			〃	100	



番号	箇所名	位置			急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象				
						傾斜度(度)	高さ(m)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定
		郡市	大字	小字				種類	数(戸)	種類	数(m)	
42	竜谷口	桜井市			20	30	10			市道	30	
43	竜谷ハ	〃			60	35	20					
44	修理枝イ	〃			80	30	15			市道	150	
45	修理枝ロ	〃			80	30	25			〃	140	
46	小夫イ	〃			50	40	20			〃	150	
47	小夫ロ	〃			80	30	30			〃	110	
48	小夫ハ	〃			220	30	30			〃	250	
49	小夫ニ	〃			60	30	25	神社	1	〃	180	
50	笠イ	〃			30	30	15					
51	笠ロ	〃			80	30	15					
52	笠ハ	〃			30	35	20			市道	110	
53	笠ニ	〃			60	30	15			〃	30	
54	笠ホ	〃			70	35	20			〃	120	
55	笠ヘ	〃			60	30	15					
56	笠ト	〃			50	35	15					
57	笠チ	〃			40	30	20			市道	120	
58	中谷A	〃			180	30	25			〃	270	
59	滝倉イ	〃			70	30	30					
60	滝倉ロ	〃			70	30	15			市道	90	
61	滝倉ハ	〃			70	30	20			〃	60	
62	笠リ	〃			70	30	10					
63	白河A	〃			50	40	25					
64	初瀬ロ	〃			30	40	20					
65	初瀬ハ	〃			40	30	25			市道・河川	70・70	
66	和田ロ	〃			70	45	50			市道	140	
67	和田ハ	〃			80	40	30			〃	70	
68	萱森A	〃			50	35	20			〃	70	
69	白河イ	〃			40	40	15	寺		〃	60	
70	白河ロ	〃			70	35	20			〃	30	
71	白河ハ	〃			50	40	15			〃	110	
72	白河ニ	〃			50	30	15			〃	50	
73	白河ホ	〃			40	30	30			〃	30	
74	白河ヘ	〃			30	40	10			〃	40	
75	出雲	〃			70	30	25					
76	初瀬ホ	〃			50	40	20			市道	40	
77	初瀬ヘ	〃			150	35	20			〃	210	
78	初瀬ト	〃			50	30	15					
79	初瀬チ	〃			50	35	20	神社	1	市道	60	
80	初瀬リ	〃			30	30	10			国道・市道	50・50	
81	初瀬ヌ	〃			70	50	15			河川・橋	190・1	
82	初瀬ル	〃			100	45	15			国道・市道 河川・橋	40 230 80 1	
83	初瀬ヲ	〃			60	40	35			国道	100	
84	初瀬イイ	〃			40	30	10			河川	100	
85	初瀬ロロ	〃			20	30	10			市道	30	
86	滝倉ニ	〃			30	30	10			〃	30	
87	滝倉ホ	〃			60	30	20			〃	80	
88	芹井イ	〃			60	30	25			〃	260	
89	芹井ロ	〃			80	38	25					
90	芹井ハ	〃			60	30	30					
91	芹井ニ	〃			70	30	30			市道	40	
92	白木A	〃			90	30	35					
93	白木イ	〃			30	30	10					
94	白木ロ	〃			60	30	20			市道	70	
95	白木ハ	〃			60	35	20			〃	60	
96	白木ニ	〃			60	30	25			〃	60	
97	白木ホ	〃			70	30	30					
98	白木B	〃			60	30	20			市道	90	
99	芹井ホ	〃			50	30	15			市道	110	
100	芹井ヘ	〃			60	30	20					
101	小夫嵩方	〃			100	30	15			市道	60	
102	芹井ト	〃			100	30	15			〃	200	
103	芹井チ	〃			70	30	15			〃	50	

番号	箇所名	位置			急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象				
						傾斜度(度)	高さ(m)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定
		郡市	大字	小字				種類	数(戸)	種類	数(m)	
104	萱森イ	桜井市			60	35	20			市道	20	
105	萱森ロ	"			150	40	40					
106	萱森ハ	"			40	30	10			市道	40	
107	萱森ニ	"			40	30	15					
108	萱森ホ	"			40	30	15			市道	90	
109	萱森ヘ	"			80	35	25			"	80	
110	萱森ト	"			50	30	15					
111	中谷C	"			50	30	15					
112	吉隠イ	"			60	30	15			国道	90	
113	吉隠ロ	"			40	35	20					
114	吉隠ハ	"			50	30	30					
115	吉隠ニ	"			30	35	15			市道	10	
116	吉隠ホ	"			40	30	20					
117	吉隠ヘ	"			30	30	15					
118	吉隠ト	"			30	30	20					
119	吉隠チ	"			15	30	20					
120	吉隠リ	"			40	30	15					
121	下高家イ	"			45	35	10			市道	160	
122	下高家ロ	"			25	38	15			"	80	
123	下高家ハ	"			15	33	10			"	70	
124	下高家ニ	"			35	33	10					
125	下高家ホ	"			30	33	20			市道	70	
126	高家イ	"			20	34	15					
127	高家ロ	"			40	43	15	公民館		市道	160	
128	高家ハ	"			20	33	10					
129	高家ニ	"			40	46	20					
130	高家ホ	"			50	38	20					
131	高家ヘ	"			20	31	20					
132	今井谷イ	"			20	33	10					
133	今井谷ロ	"			35	34	15					
134	今井谷ハ	"			15	35	10					
135	今井谷ニ	"			25	30	20					
136	横柿イ	"			20	34	15					
137	横柿ロ	"			20	33	10					
138	横柿ハ	"			15	35	15					
139	横柿ニ	"			15	33	10					
140	横柿ホ	"			15	38	15			市道	40	
141	横柿ヘ	"			50	38	25			"	130	
142	横柿ト	"			20	34	15					
143	横柿チ	"			15	33	10					
144	北山イ	"			50	30	20	寺	1	市道	70	
145	倉橋ロ	"			70	33	20			市道・河川	30・80	
146	上之町イ	"			60	46	20			河川	80	
147	上之町ロ	"			90	46	20	寺	1	市道	230	
148	倉橋ハ	"			20	46	20			"	70	
149	下り尾イ	"			30	35	20			"	50	
150	下り尾ロ	"			40	33	10			"	110	
151	下り尾ハ	"			30	38	25					
152	下り尾ニ	"			25	46	20			市道	60	
153	下り尾ホ	"			20	31	20			"	90	
154	下り尾ヘ	"			40	38	15			"	110	
155	下り尾ト	"			35	34	15			"	10	
156	下り尾チ下	"			25	43	15			"	50	
157	り尾リ	"			65	30	15			"	40	
158	下り尾ヌ	"			35	38	20			"	80	
159	栗原A	"			90	30	25			国道	20	
160	上之町ハ	"			120	40	25			市道	70	
161	上之町ニ	"			30	35	10			"	60	
162	上之町ホ	"			160	38	15			"	50	
163	栗原イ	"			70	34	15			国道	90	
164	栗原ロ	"			50	33	10			"	50	
165	栗原ハ	"			120	34	15			"	10	

番号	箇所名	位置			急傾斜地崩壊危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象							
		郡市	大字	小字		傾斜度(度)	高さ(m)	公共的建物		公共施設		他事業の区域指定			
								種類	数(戸)	種類	数(m)				
166	栗原ニ	桜井市			80	38	20	神社	1						
167	栗原ホ	〃			50	38	15					市道	100		
168	栗原ヘ	〃			35	31	20					〃	80		
169	栗原ト	〃			40	33	10								
170	倉橋A	〃			70	34	15					市道	110		
171	倉橋B	〃			40	36	25								
172	下居ハ	〃			40	34	15								
173	北音羽イ	〃			20	34	15								
174	北音羽ロ	〃			40	46	20					市道	40		
175	北音羽ハ	〃			35	34	30								
176	北音羽ニ	〃			35	32	25								
177	北音羽ホ	〃			25	34	15								
178	下居A	〃			60	34	15					市道・河川	200・200		
179	南音羽ト	〃			25	34	15					市道	110		
180	南音羽チ	〃			30	31	20								
181	南音羽リ	〃			25	33	10					市道	30		
182	南音羽ヌ	〃			20	42	20					〃	30		
183	百市イ	〃			40	34	15								
184	百市ロ	〃			25	38	20			市道・河川	70・70				
185	百市ハ	〃			20	33	10			市道	50				
186	百市ニ	〃			20	34	15								
187	百市ホ	〃			25	38	30								
188	百市ヘ	〃			65	45	30			市道	170				
189	八井内イ	〃			20	40	20	神社・寺	1・1		70				
190	八井内ロ	〃			100	35	15					〃	300		
191	八井内ハ	〃			40	35	15					〃	60		
192	飯盛塚イ	〃			70	48	25					〃	200		
193	飯盛塚ロ	〃			30	30	20					〃	140		
194	針道イ	〃			25	30	10					〃	90		
195	針道ロ	〃			60	55	25					〃	40		
196	針道ハ	〃			50	40	25					〃	130		
197	鹿路イ	〃			30	45	30					〃	80		
198	鹿路ロ	〃			30	40	25					〃	50		
199	鹿路ハ	〃			40	38	25			〃	120				
200	鹿路ニ	〃			35	38	30	寺	1	〃	80				
201	鹿路ホ	〃			25	34	15								
202	鹿路ヘ	〃			25	34	15								
203	鹿路ト	〃			20	35	15								
204	狛イ	〃			40	30	15			市道	120				
205	狛ロ	〃			60	30	10			〃	180				
206	狛ハ	〃			40	35	20								
207	狛ニ	〃			20	30	20			市道	90				
208	岩坂イ	〃			50	30	15	神社	1	〃	120				
209	岩坂ロ	〃			30	30	15			〃	90				
210	狛ニ	〃			30	30	15	神社	1	〃	60				
211	北山口	〃			30	34	15								
212	北山ハ	〃			25	33	20			市道	30				
213	西口	〃			30	35	10			〃	170				
214	多武峰イ	〃			30	38	25			〃	30				
215	多武峰ロ	〃			50	45	15			〃	130				
216	多武峰ハ	〃			30	38	25								
217	多武峰ニ	〃			40	30	10								

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ（人工斜面）

番号	箇所名	位置			急傾斜地崩壊危険箇所 の延長(m)	地形要因		保全対象				
		郡市	大字	小字		傾斜度 (度)	高さ (m)	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
								種類	数 (戸)	種類	数 (m)	
1	慈恩寺	桜井市			30	35	8			私鉄・市道	40・70	砂:砂防指定地 地:地すべり防止区域 保:保安林 ※(全):全て (一):一部
2	竜谷	"			20	30	8					
3	修理枝	"			60	30	15			市道	50	
4	中谷B	"			40	60	40			市道・河川	110・	
5	白河	"			40	30	30			市道	110 100	

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ（自然斜面）

番号	箇所名	位置			急傾斜地崩壊危険箇所 の延長(m)	地形要因		保全対象				
		郡市	大字	小字		傾斜度 (度)	高さ (m)	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
								種類	数 (戸)	種類	数 (m)	
1	橋本	桜井市			110	34	18			市道	40	砂:砂防指定地 地:地すべり防止区域 保:保安林 ※(全):全て (一):一部
2	箸中イ	"			90	32	14			"	10	
3	箸中ロ	"			200	32	14			"	200	
4	山田	"			100	32	14			"	40	
5	三輪	"			140	43	30			県道	110	
6	桜井イ	"			100	40	14			市道	130	
7	外山	"			110	46	20					
8	桜井ロ	"			60	38	20			市道	50	
9	脇本	"			120	34	22			"	150	
10	慈恩寺	"			120	43	30			"	80	
11	笠A	"			100	31	20					
12	小夫イ	"			120	38	25			市道	120	
13	笠イ	"			340	31	15			"	150	
14	笠ロ	"			150	48	25			"	150	
15	笠ハ	"			90	30	25			"	110	
16	笠ニ	"			280	31	15			"	40	
17	笠ホ	"			120	31	15			"	50	
18	笠ヘ	"			60	35	20			"	60	
19	笠ト	"			70	35	20					
20	小夫A	"			110	41	25			市道	100	
21	笠リ	"			250	31	15			"	300	
22	笠ヌ	"			400	38	15			"	400	
23	笠ル	"			450	32	25			"	400	
24	笠ワ	"			240	32	35			"	170	
25	笠イイ	"			90	38	25					
26	笠ロロ	"			100	31	15			市道	100	
27	白河A	"			260	48	25			"	290	
28	笠ニニ	"			120	48	25			"	110	
29	笠ホホ	"			270	46	30			"	270	
30	笠ヘヘ	"			80	31	20			"	100	
31	笠トト	"			220	44	25					
32	笠B	"			90	51	20			市道	80	
33	滝倉ロ	"			160	57	20			"	200	
34	笠C	"			100	42	20					
35	笠・和田	"			130	46	30					
36	滝倉ホ	"			130	57	25					
37	初瀬イ	"			180	36	25			市道	190	
38	初瀬ロ	"			260	40	35			"	260	
39	和田	"			90	41	25			"	90	
40	白河	"			30	46	14					
41	初瀬ハ	"			70	34	18					
42	初瀬ニ	"			300	38	18					
43	小夫ロ	"			140	44	25					
44	小夫ハ	"			90	48	25					
45	萱森イ	"			130	30	25			市道	130	

番号	箇所名	位置			急傾斜地崩落危険箇所の延長(m)	地形要因		保全対象				
		郡市	大字	小字		傾斜度 (度)	高さ (m)	公共的建物		公共施設		他事業の 区域指定
								種類	数 (戸)	種類	数 (m)	
46	萱森口	桜井市			150	33	20			市道	150	砂:砂防指定地 地:地すべり防止区域 保:保安林 ※(全):全て (一):一部
47	吉隠イ	"			90	34	30			"	80	
48	吉隠口	"			80	40	35					
49	吉隠ハ	"			160	38	30			国道	20	
50	高家	"			60	46	20			市道	60	
51	倉橋イ	"			150	34	15					
52	倉橋口	"			140	31	20					
53	浅古	"			320	34	30			市道	190	
54	倉橋ハ	"			110	34	15					
55	倉橋ニ	"			160	46	20					
56	倉橋A	"			60	46	20			市道	60	
57	下り尾イ	"			40	33	20					
58	栗原A	"			60	51	20			市道	60	
59	栗原B	"			70	38	25			"	70	
60	栗原イ	"			90	46	20					
61	栗原口	"			80	38	15			市道	40	
62	栗原ハ	"			90	40	35			"	90	
63	栗原ニ	"			280	32	25			"	210	
64	栗原ホ	"			110	34	30			"	110	
65	栗原ヘ	"			150	38	15			"	210	
66	栗原ト	"			60	46	20			"	70	
67	栗原チ	"			100	51	20					
68	北音羽	"			90	38	15			市道	80	
69	南音羽	"			180	31	20			"	180	
70	飯盛塚・多武峰	"			150	38	25			"	190	
71	鹿路	"			230	42	20			"	230	
72	狛	"			90	34	15					
73	多武峰	"			150	38	25					

## 工 土砂災害警戒区域（土石流警戒区域）

番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
1	浅古B沢	桜井市浅古	桜井市浅古(001)土石流警戒区域	2.68
2	浅古北谷	〃	桜井市浅古(002)土石流警戒区域	3.61
3	浅古東谷a	〃	桜井市浅古(003)土石流警戒区域	0.85
4	浅古東谷b	〃	桜井市浅古(004)土石流警戒区域	3.24
5	浅古谷a	〃	桜井市浅古(005)土石流警戒区域	4.71
6	浅古谷b	〃	桜井市浅古(006)土石流警戒区域	2.64
7	浅古谷c	〃	桜井市浅古(007)土石流警戒区域	4.06
8	—	〃	桜井市浅古(008)土石流警戒区域	3.36
9	—	〃	桜井市浅古(009)土石流警戒区域	0.73
10	—	〃	桜井市浅古(010)土石流警戒区域	0.57
11	—	〃	桜井市浅古(011)土石流警戒区域	0.56
12	—	〃	桜井市浅古(012)土石流警戒区域	1.33
13	—	〃	桜井市浅古(013)土石流警戒区域	1.04
14	—	〃	桜井市浅古(014)土石流警戒区域	2.08
15	—	〃	桜井市浅古(015)土石流警戒区域	1.51
16	三輪沢	桜井市金屋	桜井市金屋(001)土石流警戒区域	10.01
17	金屋B沢	〃	桜井市金屋(002)土石流警戒区域	1.39
18	金屋A沢	〃	桜井市金屋(003)土石流警戒区域	6.41
19	—	〃	桜井市金屋(004)土石流警戒区域	0.68
20	多武峰谷	桜井市多武峰	桜井市多武峰(001)土石流警戒区域	1.28
21	談山神社向沢	〃	桜井市多武峰(002)土石流警戒区域	4.24
22	—	〃	桜井市多武峰(003)土石流警戒区域	2.20
23	—	〃	桜井市多武峰(004)土石流警戒区域	3.37
24	—	〃	桜井市多武峰(005)土石流警戒区域	1.56
25	—	〃	桜井市多武峰(006)土石流警戒区域	1.91
26	—	〃	桜井市多武峰(007)土石流警戒区域	0.45
27	—	〃	桜井市多武峰(008)土石流警戒区域	0.52
28	三輪口A谷	桜井市三輪	桜井市三輪(001)土石流警戒区域	7.93
29	三輪口B谷	〃	桜井市三輪(002)土石流警戒区域	9.02
30	桜井丸沢	桜井市外山	桜井市外山(001)土石流警戒区域	8.13
31	桜井丸沢	〃	桜井市外山(002)土石流警戒区域	7.36
32	外山A沢	〃	桜井市外山(003)土石流警戒区域	7.92
33	外山中沢	〃	桜井市外山(004)土石流警戒区域	1.67
34	外山B沢	〃	桜井市外山(005)土石流警戒区域	1.61
35	外山西沢	〃	桜井市外山(006)土石流警戒区域	2.13
36	山田B沢	桜井市山田	桜井市山田(001)土石流警戒区域	7.10
37	山田A沢	桜井市山田	桜井市山田(002)土石流警戒区域	1.88
38	山田川	〃	桜井市山田(003)土石流警戒区域	5.87
39	山田間谷	〃	桜井市山田(004)土石流警戒区域	0.36
40	—	〃	桜井市山田(005)土石流警戒区域	3.14
41	舒明天皇御陵沢	桜井市忍阪	桜井市忍阪(001)土石流警戒区域	4.33
42	—	〃	桜井市忍阪(002)土石流警戒区域	2.20

番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
43	—	〃	桜井市忍阪 (003) 土石流警戒区域	3.08
44	—	〃	桜井市忍阪 (004) 土石流警戒区域	5.27
45	—	〃	桜井市忍阪 (005) 土石流警戒区域	2.22
46	—	〃	桜井市忍阪 (006) 土石流警戒区域	5.51
47	—	〃	桜井市忍阪 (007) 土石流警戒区域	0.64
48	—	〃	桜井市忍阪 (008) 土石流警戒区域	0.35
49	石ヶ谷 a	桜井市赤尾	桜井市赤尾 (001) 土石流警戒区域	3.35
50	石ヶ谷 a	〃	桜井市赤尾 (002) 土石流警戒区域	5.71
51	石ヶ谷 b	〃	桜井市赤尾 (003) 土石流警戒区域	4.55
52	石ヶ谷 b	〃	桜井市赤尾 (004) 土石流警戒区域	1.95
53	赤尾 E 沢	〃	桜井市赤尾 (005) 土石流警戒区域	4.97
54	—	〃	桜井市赤尾 (006) 土石流警戒区域	0.43
55	—	桜井市萱森	桜井市萱森 (001) 土石流警戒区域	2.47
56	—	〃	桜井市萱森 (002) 土石流警戒区域	1.47
57	初瀬沢	桜井市初瀬	桜井市初瀬 (001) 土石流警戒区域	2.22
58	川上 A 沢	桜井市初瀬	桜井市初瀬 (002) 土石流警戒区域	1.04
59	初瀬 B 谷	〃	桜井市初瀬 (003) 土石流警戒区域	0.52
60	与喜山谷	〃	桜井市初瀬 (004) 土石流警戒区域	0.20
61	馳向 A 沢	〃	桜井市初瀬 (005) 土石流警戒区域	3.77
62	馳向 B 沢	〃	桜井市初瀬 (006) 土石流警戒区域	4.45
63	馳向 C 沢	〃	桜井市初瀬 (007) 土石流警戒区域	1.04
64	馳向 C 沢	〃	桜井市初瀬 (008) 土石流警戒区域	11.51
65	馳向 E 沢	〃	桜井市初瀬 (009) 土石流警戒区域	8.43
66	馳向 D 沢	〃	桜井市初瀬 (010) 土石流警戒区域	1.42
67	初瀬ニノ谷	〃	桜井市初瀬 (011) 土石流警戒区域	2.76
68	初瀬西谷	〃	桜井市初瀬 (012) 土石流警戒区域	2.20
69	長谷中谷	〃	桜井市初瀬 (013) 土石流警戒区域	0.67
70	長谷東谷	〃	桜井市初瀬 (014) 土石流警戒区域	0.53
71	初瀬 C 谷	〃	桜井市初瀬 (015) 土石流警戒区域	0.69
72	吉隠西谷	〃	桜井市初瀬 (016) 土石流警戒区域	4.16
73	吉隠西谷	〃	桜井市初瀬 (017) 土石流警戒区域	3.68
74	吉隠下谷	〃	桜井市初瀬 (018) 土石流警戒区域	2.86
75	初瀬 A 谷	桜井市初瀬	桜井市初瀬 (019) 土石流警戒区域	2.68
76	—	〃	桜井市初瀬 (020) 土石流警戒区域	1.46
77	—	〃	桜井市初瀬 (021) 土石流警戒区域	0.64
78	—	〃	桜井市初瀬 (022) 土石流警戒区域	1.22
79	—	〃	桜井市初瀬 (023) 土石流警戒区域	1.90
80	—	〃	桜井市初瀬 (024) 土石流警戒区域	1.41
81	—	〃	桜井市初瀬 (025) 土石流警戒区域	1.00
82	—	〃	桜井市初瀬 (026) 土石流警戒区域	1.12
83	—	〃	桜井市初瀬 (027) 土石流警戒区域	0.82
84	—	〃	桜井市初瀬 (028) 土石流警戒区域	0.51
85	—	〃	桜井市初瀬 (029) 土石流警戒区域	0.64

番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
86	—	〃	桜井市初瀬 (030) 土石流警戒区域	0.34
87	—	〃	桜井市初瀬 (031) 土石流警戒区域	0.50
88	—	〃	桜井市初瀬 (032) 土石流警戒区域	1.25
89	—	〃	桜井市初瀬 (033) 土石流警戒区域	0.72
90	—	〃	桜井市初瀬 (034) 土石流警戒区域	1.54
91	—	〃	桜井市初瀬 (035) 土石流警戒区域	0.53
92	—	〃	桜井市初瀬 (036) 土石流警戒区域	1.43
93	—	〃	桜井市初瀬 (037) 土石流警戒区域	0.89
94	—	〃	桜井市初瀬 (038) 土石流警戒区域	0.89
95	—	〃	桜井市初瀬 (039) 土石流警戒区域	3.18
96	黒崎長谷	桜井市出雲・黒崎	桜井市出雲 (001) 土石流警戒区域	9.26
97	上出雲口 B	〃	桜井市出雲 (002) 土石流警戒区域	9.91
98	出雲 B 沢	〃	桜井市出雲 (003) 土石流警戒区域	17.32
99	出雲 A 沢	桜井市出雲	桜井市出雲 (004) 土石流警戒区域	5.22
100	上出雲口 A	〃	桜井市出雲 (005) 土石流警戒区域	5.31
101	出雲 E 沢	桜井市初瀬・白河・出雲	桜井市出雲 (006) 土石流警戒区域	2.16
102	慈恩寺 A 沢	桜井市慈恩寺	桜井市慈恩寺 (001) 土石流警戒区域	8.08
103	脇本 A 沢	桜井市慈恩寺・脇本	桜井市慈恩寺 (002) 土石流警戒区域	3.47
104	慈恩寺 B 沢	桜井市慈恩寺	桜井市慈恩寺 (003) 土石流警戒区域	2.41
105	脇本谷沢	桜井市黒崎・脇本	桜井市黒崎 (001) 土石流警戒区域	5.88
106	脇本谷沢	〃	桜井市黒崎 (002) 土石流警戒区域	6.98
107	脇本 A 沢	桜井市黒崎	桜井市黒崎 (003) 土石流警戒区域	3.99
108	黒崎 B 沢	〃	桜井市黒崎 (004) 土石流警戒区域	4.06
109	黒崎 B 沢	〃	桜井市黒崎 (005) 土石流警戒区域	8.15
110	黒崎 A 沢	〃	桜井市黒崎 (006) 土石流警戒区域	6.55
111	黒崎間谷	〃	桜井市黒崎 (007) 土石流警戒区域	1.78
112	黒崎小谷	〃	桜井市黒崎 (008) 土石流警戒区域	1.41
113	穴師谷 A	桜井市穴師	桜井市穴師 (001) 土石流警戒区域	19.17
114	穴師谷 A	〃	桜井市穴師 (002) 土石流警戒区域	3.87
115	穴師谷 B	〃	桜井市穴師 (003) 土石流警戒区域	2.32
116	—	〃	桜井市穴師 (004) 土石流警戒区域	1.72
117	—	〃	桜井市穴師 (005) 土石流警戒区域	1.47
118	西栗原谷	桜井市栗原	桜井市栗原 (001) 土石流警戒区域	2.89
119	西栗原谷	〃	桜井市栗原 (002) 土石流警戒区域	0.99
120	栗原沢 a	〃	桜井市栗原 (003) 土石流警戒区域	4.95
121	尾 B 沢	〃	桜井市栗原 (004) 土石流警戒区域	5.41
122	南栗原谷	〃	桜井市栗原 (005) 土石流警戒区域	1.37
123	栗原小谷	〃	桜井市栗原 (006) 土石流警戒区域	1.00
124	東栗原谷	〃	桜井市栗原 (007) 土石流警戒区域	3.84
125	東栗原谷	〃	桜井市栗原 (008) 土石流警戒区域	1.15
126	—	〃	桜井市栗原 (009) 土石流警戒区域	1.68
127	—	〃	桜井市栗原 (010) 土石流警戒区域	0.65
128	—	〃	桜井市栗原 (011) 土石流警戒区域	2.90



番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
129	—	〃	桜井市栗原 (012) 土石流警戒区域	2.88
130	—	〃	桜井市栗原 (013) 土石流警戒区域	1.33
131	—	〃	桜井市栗原 (014) 土石流警戒区域	1.28
132	—	〃	桜井市栗原 (015) 土石流警戒区域	2.26
133	—	〃	桜井市栗原 (016) 土石流警戒区域	2.13
134	—	〃	桜井市栗原 (017) 土石流警戒区域	1.83
135	—	〃	桜井市栗原 (018) 土石流警戒区域	1.64
136	—	〃	桜井市栗原 (019) 土石流警戒区域	0.51
137	—	〃	桜井市栗原 (020) 土石流警戒区域	1.72
138	—	〃	桜井市栗原 (021) 土石流警戒区域	1.28
139	—	〃	桜井市栗原 (022) 土石流警戒区域	1.72
140	—	〃	桜井市栗原 (023) 土石流警戒区域	0.26
141	—	〃	桜井市栗原 (024) 土石流警戒区域	1.20
142	—	〃	桜井市栗原 (025) 土石流警戒区域	1.30
143	—	〃	桜井市栗原 (026) 土石流警戒区域	0.65
144	—	〃	桜井市栗原 (027) 土石流警戒区域	0.64
145	上慈恩寺谷	桜井市大字朝倉台 東、慈恩寺、竜谷	桜井市朝倉台 (001) 土石流警戒区域	3.52
146	朝倉台西谷	桜井市大字朝倉台 東、朝倉台西、慈恩 寺	桜井市朝倉台 (002) 土石流警戒区域	5.34
147	—	桜井市大字朝倉台 西、慈恩寺	桜井市朝倉台 (003) 土石流警戒区域	2.63
148	—	桜井市大字朝倉台 西、慈恩寺、忍阪	桜井市朝倉台 (004) 土石流警戒区域	2.80
149	下沢 a	桜井市大字下、高田	桜井市下 (001) 土石流警戒区域	5.74
150	下沢 b	桜井市大字下、高田	桜井市下 (002) 土石流警戒区域	5.22
151	下東沢	桜井市大字下	桜井市下 (003) 土石流警戒区域	3.94
152	—	桜井市大字下	桜井市下 (004) 土石流警戒区域	1.38
153	狛 B 谷	桜井市大字狛、岩坂	桜井市狛 (001) 土石流警戒区域	2.45
154	狛沢	桜井市大字狛、岩坂	桜井市狛 (002) 土石流警戒区域	3.01
155	狛 A 谷	桜井市大字狛、岩 坂、出雲	桜井市狛 (003) 土石流警戒区域	2.73
156	狛上沢	桜井市大字狛、岩坂	桜井市狛 (004) 土石流警戒区域	5.24
157	—	桜井市大字狛、岩坂	桜井市狛 (005) 土石流警戒区域	3.49
158	—	桜井市大字狛、岩坂	桜井市狛 (006) 土石流警戒区域	1.56
159	—	桜井市大字狛、岩坂	桜井市狛 (007) 土石流警戒区域	3.90
160	—	桜井市大字狛、岩坂	桜井市狛 (008) 土石流警戒区域	2.63
161	倉橋谷	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (001) 土石流警戒区域	2.44
162	北音羽沢	桜井市大字倉橋、北音羽	桜井市倉橋 (002) 土石流警戒区域	1.14
163	倉橋谷 a	桜井市大字倉橋、下り尾	桜井市倉橋 (003) 土石流警戒区域	7.38
164	倉橋谷 b	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (004) 土石流警戒区域	0.41
165	倉橋西谷 a	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (005) 土石流警戒区域	2.47
166	倉橋西谷 b	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (006) 土石流警戒区域	2.19
167	倉橋東谷	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (007) 土石流警戒区域	2.34

番号	危険溪流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
168	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (008) 土石流警戒区域	2.07
169	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (009) 土石流警戒区域	0.81
170	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (010) 土石流警戒区域	0.99
171	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (011) 土石流警戒区域	1.55
172	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (012) 土石流警戒区域	1.41
173	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (013) 土石流警戒区域	2.25
174	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (014) 土石流警戒区域	1.34
175	—	桜井市大字倉橋、下	桜井市倉橋 (015) 土石流警戒区域	2.04
176	高家沢 a	桜井市大字高家	桜井市高家 (001) 土石流警戒区域	2.05
177	高家沢 b	桜井市大字高家	桜井市高家 (002) 土石流警戒区域	2.71
178	下高家沢	桜井市大字高家、生田	桜井市高家 (003) 土石流警戒区域	4.39
179	高家 B 沢	桜井市大字高家	桜井市高家 (004) 土石流警戒区域	2.33
180	中高家南沢	桜井市大字高家	桜井市高家 (005) 土石流警戒区域	2.38
181	高家西沢	桜井市大字高家	桜井市高家 (006) 土石流警戒区域	3.44
182	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (007) 土石流警戒区域	3.95
183	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (008) 土石流警戒区域	1.82
184	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (009) 土石流警戒区域	3.11
185	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (010) 土石流警戒区域	1.23
186	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (011) 土石流警戒区域	0.43
187	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (012) 土石流警戒区域	0.65
188	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (013) 土石流警戒区域	0.33
189	岩坂 C 谷	桜井市大字岩坂、狛	桜井市岩坂 (001) 土石流警戒区域	1.53
190	上岩坂谷	桜井市大字岩坂、狛	桜井市岩坂 (002) 土石流警戒区域	3.03
191	岩坂沢 a	桜井市大字岩坂、狛	桜井市岩坂 (003) 土石流警戒区域	2.20
192	岩坂沢 b	桜井市大字岩坂、狛	桜井市岩坂 (004) 土石流警戒区域	2.68
193	岩坂中沢	桜井市大字岩坂、狛	桜井市岩坂 (005) 土石流警戒区域	1.59
194	—	桜井市大字岩坂、狛、出雲	桜井市岩坂 (006) 土石流警戒区域	1.77
195	萩の町 C 沢	桜井市大字桜井、外山	桜井市桜井 (001) 土石流警戒区域	6.21
196	萩の町 A 沢	桜井市大字桜井	桜井市桜井 (002) 土石流警戒区域	4.10
197	萩の町 A 沢	桜井市大字桜井	桜井市桜井 (003) 土石流警戒区域	4.79
198	針道沢 a	桜井市大字八井内・針道	桜井市八井内 (001) 土石流警戒区域	2.25
199	針道沢 c	桜井市大字八井内・針道	桜井市八井内 (002) 土石流警戒区域	3.24
200	八井内 A 沢	桜井市大字八井内	桜井市八井内 (003) 土石流警戒区域	0.93
201	口八井内 D 谷	桜井市大字八井内	桜井市八井内 (004) 土石流警戒区域	0.25
202	百市中 A 谷	桜井市大字八井内・百市	桜井市八井内 (005) 土石流警戒区域	0.52
203	八井内北谷	桜井市大字八井内	桜井市八井内 (006) 土石流警戒区域	1.07
204	口八井内 E 谷	桜井市大字八井内	桜井市八井内 (007) 土石流警戒区域	0.73
205	—	桜井市大字八井内	桜井市八井内 (008) 土石流警戒区域	0.29
206	萩の町 B 沢	桜井市大字河西	桜井市河西 (001) 土石流警戒区域	1.90
207	寺谷	桜井市大字茅原・三輪	桜井市茅原 (001) 土石流警戒区域	6.08
208	岩坪谷	桜井市大字茅原	桜井市茅原 (002) 土石流警戒区域	3.17
209	茅原 A 沢	桜井市大字茅原・三輪	桜井市茅原 (003) 土石流警戒区域	8.65

番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
210	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (001) 土石流警戒区域	0.30
211	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (002) 土石流警戒区域	1.03
212	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (003) 土石流警戒区域・特別警戒区域	1.47 (R : .0.0602)
213	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (004) 土石流警戒区域	1.29
214	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (005) 土石流警戒区域	1.18
215	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (006) 土石流警戒区域・特別警戒区域	0.63 (R : 0.0172)
216	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (007) 土石流警戒区域	1.00
217	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (008) 土石流警戒区域	0.92
218	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (009) 土石流警戒区域	0.77
219	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (010) 土石流警戒区域	0.58
220	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (011) 土石流警戒区域	0.71
221	—	桜井市大字笠・修理枝	桜井市笠 (012) 土石流警戒区域	2.33
222	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (013) 土石流警戒区域	2.84
223	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (014) 土石流警戒区域	0.87
224	白河川 a	桜井市大字白河	桜井市白河 (001) 土石流警戒区域	4.08
225	白河川 a	桜井市大字白河	桜井市白河 (002) 土石流警戒区域	6.89
226	白河川 a	桜井市大字白河	桜井市白河 (003) 土石流警戒区域	7.09
227	白河川 a	桜井市大字白河	桜井市白河 (004) 土石流警戒区域	2.67
228	白河川 a	桜井市大字白河	桜井市白河 (005) 土石流警戒区域	2.22
229	白河川 b	桜井市大字白河	桜井市白河 (006) 土石流警戒区域	6.19
230	白河川 b	桜井市大字白河	桜井市白河 (007) 土石流警戒区域	2.32
231	白河川 c	桜井市大字白河	桜井市白河 (008) 土石流警戒区域	4.97
232	白河川 d	桜井市大字白河	桜井市白河 (009) 土石流警戒区域	2.80
233	下り尾谷 a	桜井市大字下り尾・栗原	桜井市下り尾 (001) 土石流警戒区域	4.00
234	下り尾谷 a	桜井市大字下り尾・栗原	桜井市下り尾 (002) 土石流警戒区域	1.06
235	下り尾谷 b	桜井市大字下り尾・栗原	桜井市下り尾 (003) 土石流警戒区域	9.03
236	吉隠大谷 a	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (001) 土石流警戒区域	2.15
237	吉隠大谷 b	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (002) 土石流警戒区域	1.10
238	吉隠大谷 c	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (003) 土石流警戒区域	8.55
239	吉隠大谷 c	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (004) 土石流警戒区域	3.19
240	吉隠大谷 c	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (005) 土石流警戒区域	7.70
241	吉隠大谷 d	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (006) 土石流警戒区域	1.06
242	吉隠大谷 e	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (007) 土石流警戒区域	7.94
243	吉隠大谷 f	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (008) 土石流警戒区域	2.56
244	吉隠小谷	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (009) 土石流警戒区域	1.81
245	吉隠東谷	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (010) 土石流警戒区域	1.98
246	吉隠南谷	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (011) 土石流警戒区域	1.51
247	吉隠南谷	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (012) 土石流警戒区域	1.58
248	吉隠北谷	桜井市大字吉隠・初瀬	桜井市吉隠 (013) 土石流警戒区域	1.25
249	吉隠北谷	桜井市大字吉隠・初瀬	桜井市吉隠 (014) 土石流警戒区域	3.58
250	—	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (015) 土石流警戒区域	1.65
251	—	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (016) 土石流警戒区域	4.74

番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
252	—	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (017) 土石流警戒区域	1.97
253	—	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (018) 土石流警戒区域	4.23
254	—	桜井市大字吉隠・初瀬	桜井市吉隠 (019) 土石流警戒区域	0.35
255	竜谷 a	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (001) 土石流警戒区域	1.22
256	竜谷 a	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (002) 土石流警戒区域	7.24
257	竜谷 a	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (003) 土石流警戒区域	6.87
258	竜谷 a	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (004) 土石流警戒区域	2.78
259	竜谷 b	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (005) 土石流警戒区域	6.82
260	竜谷 c	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (006) 土石流警戒区域	1.48
261	上竜谷 A 沢	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (007) 土石流警戒区域	1.87
262	—	桜井市大字竜谷・慈恩寺	桜井市竜谷 (008) 土石流警戒区域	3.33
263	—	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (009) 土石流警戒区域	4.89
264	—	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (010) 土石流警戒区域	1.04
265	—	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (011) 土石流警戒区域	4.12
266	—	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (012) 土石流警戒区域	3.31
267	—	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (013) 土石流警戒区域	1.07
268	—	桜井市大字竜谷・慈恩寺	桜井市竜谷 (014) 土石流警戒区域	3.69
269	—	桜井市大字竜谷・慈恩寺	桜井市竜谷 (015) 土石流警戒区域	2.78
270	—	桜井市大字竜谷・慈恩寺	桜井市竜谷 (016) 土石流警戒区域	2.18
271	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (001) 土石流警戒区域	2.25
272	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (002) 土石流警戒区域	1.56
273	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (003) 土石流警戒区域	0.63
274	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (004) 土石流警戒区域	0.71
275	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (005) 土石流警戒区域	0.70
276	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (006) 土石流警戒区域	0.54
277	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (007) 土石流警戒区域	0.64
278	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (008) 土石流警戒区域	0.89
279	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (009) 土石流警戒区域	1.03
280	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (010) 土石流警戒区域	1.77
281	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (011) 土石流警戒区域	1.15
282	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (012) 土石流警戒区域	0.87
283	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (013) 土石流警戒区域	0.22
284	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (014) 土石流警戒区域	0.97
285	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (015) 土石流警戒区域	0.88
286	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (016) 土石流警戒区域	2.53
287	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (017) 土石流警戒区域	0.96
288	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (018) 土石流警戒区域	1.58
289	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (019) 土石流警戒区域	1.55
290	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (020) 土石流警戒区域	0.50
291	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (021) 土石流警戒区域	1.27
292	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (022) 土石流警戒区域	0.53
293	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (023) 土石流警戒区域	0.18
294	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (024) 土石流警戒区域	0.38

番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
295	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (025) 土石流警戒区域	0.74
296	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (026) 土石流警戒区域	1.54
297	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (027) 土石流警戒区域	0.54
298	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (028) 土石流警戒区域	1.64
299	—	桜井市大字小夫・三谷	桜井市小夫 (029) 土石流警戒区域	0.86
300	—	桜井市大字小夫・小夫嵩方	桜井市小夫 (030) 土石流警戒区域	11.33
301	—	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (031) 土石流警戒区域	1.31
302	—	桜井市大字小夫・三谷	桜井市小夫 (032) 土石流警戒区域	0.46
303	—	桜井市大字小夫・三谷	桜井市小夫 (033) 土石流警戒区域	0.68
304	和田 A 沢	桜井市大字和田	桜井市和田 (001) 土石流警戒区域	0.64
305	和田上沢	桜井市大字和田	桜井市和田 (002) 土石流警戒区域	0.60
306	—	桜井市大字和田	桜井市和田 (003) 土石流警戒区域	0.49
307	—	桜井市大字和田	桜井市和田 (004) 土石流警戒区域	0.58
308	忍坂谷	桜井市大字慈恩寺	桜井市慈恩寺 (004) 土石流警戒区域	0.63
309	—	桜井市大字慈恩寺	桜井市慈恩寺 (005) 土石流警戒区域	1.09
310	脇本 c 沢	桜井市大字脇本	桜井市脇本 (001) 土石流警戒区域	2.74
311	脇本 c 沢	桜井市大字脇本、黒崎	桜井市脇本 (002) 土石流警戒区域	5.43
312	横柿沢 c	桜井市大字横柿、今井谷	桜井市横柿 (001) 土石流警戒区域	3.67
313	横柿沢 c	桜井市大字横柿、今井谷	桜井市横柿 (002) 土石流警戒区域	3.96
314	横柿沢 d	桜井市大字横柿、今井谷	桜井市横柿 (003) 土石流警戒区域	1.72
315	横柿沢 e	桜井市大字横柿、今井谷、倉橋	桜井市横柿 (004) 土石流警戒区域	10.41
316	横柿沢 e	桜井市大字横柿、今井谷、倉橋	桜井市横柿 (005) 土石流警戒区域	10.32
317	横柿沢 f	桜井市大字横柿、今井谷、倉橋	桜井市横柿 (006) 土石流警戒区域	10.91
318	百市北谷 a	桜井市大字百市	桜井市百市 (001) 土石流警戒区域	0.28
319	百市北谷 b	桜井市大字百市八井内	桜井市百市 (002) 土石流警戒区域	2.46
320	百市中谷	桜井市大字百市	桜井市百市 (003) 土石流警戒区域	2.01
321	百市字谷	桜井市大字百市	桜井市百市 (004) 土石流警戒区域	0.63
322	—	桜井市大字百市、南音羽、下居	桜井市百市 (005) 土石流警戒区域	2.09
323	—	桜井市大字百市、八井内	桜井市百市 (006) 土石流警戒区域	1.52
324	—	桜井市大字百市、八井内	桜井市百市 (007) 土石流警戒区域	1.44
325	—	桜井市大字百市、八井内	桜井市百市 (008) 土石流警戒区域	0.75
326	妙見谷 a	桜井市大字飯盛塚、多武峰	桜井市飯盛塚 (001) 土石流警戒区域	1.19
327	妙見谷 b	桜井市大字飯盛塚、多武峰	桜井市飯盛塚 (002) 土石流警戒区域	1.17
328	大谷沢 a	桜井市大字飯盛塚	桜井市飯盛塚 (003) 土石流警戒区域	1.28
329	大谷沢 b	桜井市大字飯盛塚	桜井市飯盛塚 (004) 土石流警戒区域	1.47
330	—	桜井市大字飯盛塚、多武峰	桜井市飯盛塚 (005) 土石流警戒区域	0.55
331	今井口谷 a	桜井市大字今井谷	桜井市今井谷 (001) 土石流警戒区域	3.42
332	今井口谷 b	桜井市大字今井谷	桜井市今井谷 (002) 土石流警戒区域	0.83
333	横柿沢 a	桜井市大字今井谷	桜井市今井谷 (003) 土石流警戒区域	0.97
334	横柿沢 b	桜井市大字今井谷	桜井市今井谷 (004) 土石流警戒区域	1.06
335	—	桜井市大字今井谷、高家	桜井市今井谷 (005) 土石流警戒区域	6.82
336	—	桜井市大字今井谷	桜井市今井谷 (006) 土石流警戒区域	1.29
337	上北音羽 c 谷	桜井市大字北音羽、下居、倉橋	桜井市北音羽 (001) 土石流警戒区域	0.95

番号	危険溪流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
338	—	桜井市大字北音羽、下居	桜井市北音羽 (002) 土石流警戒区域	0.82
339	初瀬一ノ谷	桜井市大字出雲	桜井市出雲 (007) 土石流警戒区域	1.22

#### 才 土砂災害警戒区域（急傾斜地崩壊警戒区域）

番号	危険溪流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
1	浅古	桜井市浅古	桜井市浅古 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.02
2	浅古	〃	桜井市浅古 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.02
3	浅古	〃	桜井市浅古 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.03
4	浅古	〃	桜井市浅古 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.63
5	浅古イ	〃	桜井市浅古 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.11
6	浅古口	〃	桜井市浅古 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.19
7	金屋	桜井市金屋	桜井市金屋 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.84
8	—	〃	桜井市金屋 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.15
9	多武峰イ	桜井市多武峰	桜井市多武峰 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.09
10	多武峰イ	〃	桜井市多武峰 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.15
11	多武峰ハ	〃	桜井市多武峰 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.45
12	多武峰ニ	〃	桜井市多武峰 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.41
13	—	〃	桜井市多武峰 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.33
14	—	〃	桜井市多武峰 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.98
15	三輪	桜井市三輪	桜井市三輪 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.05
16	外山	桜井市外山	桜井市外山 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.10
17	—	〃	桜井市外山 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.89
18	山田イ	桜井市山田	桜井市山田 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.04
19	山田口	〃	桜井市山田 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.35
20	山田口	〃	桜井市山田 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.43
21	山田ハ	〃	桜井市山田 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.24
22	山田ハ	〃	桜井市山田 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.07
23	山田ハ	〃	桜井市山田 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.57
24	—	〃	桜井市山田 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.10
25	—	〃	桜井市山田 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.30
26	忍阪イ	桜井市忍阪	桜井市忍阪 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.20
27	忍阪口	〃	桜井市忍阪 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.68
28	忍阪口	〃	桜井市忍阪 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.04
29	忍阪	〃	桜井市忍阪 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.72
30	忍阪	〃	桜井市忍阪 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.12
31	慈恩寺イ	〃	桜井市忍阪 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.82
32	上之町イ	〃	桜井市忍阪 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.81
33	上之町イ	〃	桜井市忍阪 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.83
34	上之町口	〃	桜井市忍阪 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.37
35	上之町口	〃	桜井市忍阪 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.34
36	上之町ハ	〃	桜井市忍阪 (011) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.49
37	上之町ニ	桜井市忍阪	桜井市忍阪 (012) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.72
38	上之町ホ	〃	桜井市忍阪 (013) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.15

番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
39	赤尾イ	桜井市赤尾	桜井市赤尾 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.51
40	赤尾口	〃	桜井市赤尾 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	3.03
41	赤尾ハ	〃	桜井市赤尾 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.83
42	萱森A	桜井市萱森	桜井市萱森 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.64
43	萱森A	桜井市萱森・初瀬	桜井市萱森 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.61
44	与喜浦	桜井市初瀬	桜井市初瀬 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.24
45	上之森	〃	桜井市初瀬 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.25
46	柳原	〃	桜井市初瀬 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	3.78
47	長谷寺駅北	〃	桜井市初瀬 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.17
48	伊勢辻	〃	桜井市初瀬 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.11
49	伊勢辻	〃	桜井市初瀬 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.73
50	下之森	〃	桜井市初瀬 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.05
51	初瀬	〃	桜井市初瀬 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.39
52	下川原	〃	桜井市初瀬 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.82
53	与喜浦	〃	桜井市初瀬 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.18
54	初瀬イ	〃	桜井市初瀬 (011) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.47
55	初瀬口	〃	桜井市初瀬 (012) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.31
56	初瀬ハ	〃	桜井市初瀬 (013) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.16
57	初瀬口	〃	桜井市初瀬 (014) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.46
58	初瀬ハ	〃	桜井市初瀬 (015) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.65
59	初瀬ホ	〃	桜井市初瀬 (016) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.03
60	初瀬ト	〃	桜井市初瀬 (017) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.00
61	初瀬チ	〃	桜井市初瀬 (018) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.97
62	初瀬ヌ	〃	桜井市初瀬 (019) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.90
63	初瀬ヌ	〃	桜井市初瀬 (020) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.82
64	初瀬ル	〃	桜井市初瀬 (021) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.58
65	初瀬ル	〃	桜井市初瀬 (022) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.70
66	初瀬ヲ	〃	桜井市初瀬 (023) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.03
67	初瀬イイ	〃	桜井市初瀬 (024) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.30
68	初瀬口口	〃	桜井市初瀬 (025) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.11
69	初瀬イ	〃	桜井市初瀬 (026) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.13
70	初瀬口	〃	桜井市初瀬 (027) 急傾斜地崩壊警戒区域	5.13
71	初瀬ハ	〃	桜井市初瀬 (028) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.45
72	初瀬ニ	〃	桜井市初瀬 (029) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.76
73	初瀬ニ	〃	桜井市初瀬 (030) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.67
74	出雲	桜井市出雲	桜井市出雲 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.58
75	出雲	桜井市出雲	桜井市出雲 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.29
76	出雲	〃	桜井市出雲 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.56
77	出雲	〃	桜井市出雲 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.20
78	慈恩寺	桜井市慈恩寺	桜井市慈恩寺 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.59
79	慈恩寺口	〃	桜井市慈恩寺 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.42
80	慈恩寺ハ	〃	桜井市慈恩寺 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.55
81	黒崎	桜井市黒崎	桜井市黒崎 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.14

番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
82	黒崎	〃	桜井市黒崎 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.22
83	黒崎	〃	桜井市黒崎 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	0.12 (R:0.02)
84	黒崎	〃	桜井市黒崎 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域・特別警戒区域	0.09 (R:0.03)
85	穴師	桜井市穴師	桜井市穴師 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.45
86	穴師	〃	桜井市穴師 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.85
87	穴師イ	〃	桜井市穴師 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.94
88	穴師口	〃	桜井市穴師 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.99
89	栗原	桜井市栗原	桜井市栗原 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.13
90	栗原	〃	桜井市栗原 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.27
91	栗原	〃	桜井市栗原 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.12
92	栗原	〃	桜井市栗原 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.12
93	栗原	〃	桜井市栗原 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.97
94	栗原	〃	桜井市栗原 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.21
95	栗原	〃	桜井市栗原 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.21
96	栗原	〃	桜井市栗原 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.35
97	栗原	〃	桜井市栗原 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.10
98	栗原	〃	桜井市栗原 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.56
99	栗原	〃	桜井市栗原 (011) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.08
100	栗原	〃	桜井市栗原 (012) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.68
101	栗原	〃	桜井市栗原 (013) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.57
102	栗原	〃	桜井市栗原 (014) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.80
103	栗原	〃	桜井市栗原 (015) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.78
104	栗原	〃	桜井市栗原 (016) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.95
105	栗原	〃	桜井市栗原 (017) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.68
106	栗原	〃	桜井市栗原 (018) 急傾斜地崩壊警戒区域	3.44
107	栗原	〃	桜井市栗原 (019) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.88
108	栗原	〃	桜井市栗原 (020) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.67
109	栗原	〃	桜井市栗原 (021) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.56
110	栗原	〃	桜井市栗原 (022) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.18
111	栗原	〃	桜井市栗原 (023) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.36
112	栗原	〃	桜井市栗原 (024) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.71
113	—	桜井市大字下	桜井市下 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.21
114	—	桜井市大字下	桜井市下 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.28
115	—	桜井市大字浅古、上ノ宮	桜井市浅古 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.13
116	—	桜井市大字狛	桜井市狛 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.05
117	狛	桜井市大字狛	桜井市狛 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.14
118	狛	桜井市大字狛	桜井市狛 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.74
119	—	桜井市大字狛、出雲	桜井市狛 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.14
120	—	桜井市大字狛	桜井市狛 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.26
121	—	桜井市大字狛、岩坂	桜井市狛 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.47
122	—	桜井市大字狛	桜井市狛 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.48
123	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.25



番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
124	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.13
125	—	桜井市大字倉橋、北音羽、下居	桜井市倉橋 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	5.97
126	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.21
127	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.27
128	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.22
129	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.09
130	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.34
131	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.94
132	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.13
133	—	桜井市大字倉橋	桜井市倉橋 (011) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.58
134	下居イ	桜井市大字北音羽、倉橋	桜井市倉橋 (012) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.95
135	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.31
136	高家	桜井市大字高家	桜井市高家 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.29
137	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.34
138	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.72
139	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.10
140	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.05
141	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.08
142	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.14
143	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.04
144	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.24
145	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (011) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.54
146	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (012) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.16
147	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (013) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.31
148	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (014) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.13
149	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (015) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.41
150	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (016) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.18
151	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (017) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.17
152	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (018) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.07
153	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (019) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.18
154	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (020) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.37
155	—	桜井市大字高家	桜井市高家 (021) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.77
156	—	桜井市大字岩坂	桜井市岩坂 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.10
157	—	桜井市大字岩坂	桜井市岩坂 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.10
158	—	桜井市大字岩坂	桜井市岩坂 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.23
159	—	桜井市大字岩坂	桜井市岩坂 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.18
160	—	桜井市大字岩坂	桜井市岩坂 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.06
161	—	桜井市大字岩坂	桜井市岩坂 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.19
162	—	桜井市大字岩坂	桜井市岩坂 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.34
163	—	桜井市大字岩坂	桜井市岩坂 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.09
164	—	桜井市大字桜井、外山	桜井市桜井 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.37
165	—	桜井市大字八井内	桜井市八井内 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.18
166	—	桜井市大字八井内	桜井市八井内 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.08

番号	危険溪流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
167	—	桜井市大字八井内	桜井市八井内 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.61
168	—	桜井市大字八井内	桜井市八井内 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.44
169	—	桜井市大字八井内	桜井市八井内 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.88
170	—	桜井市大字河西	桜井市河西 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.51
171	笠イ	桜井市大字笠	桜井市笠 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.50
172	笠イ	桜井市大字笠	桜井市笠 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.15
173	笠口	桜井市大字笠	桜井市笠 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.17
174	笠口	桜井市大字笠	桜井市笠 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.11
175	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.39
176	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.13
177	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.40
178	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.09
179	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.03
180	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.40
181	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (011) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.22
182	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (012) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.35
183	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (013) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.07
184	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (014) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.87
185	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (015) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.38
186	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (016) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.39
187	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (017) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.62
188	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (018) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.66
189	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (019) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.56
190	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (020) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.37
191	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (021) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.69
192	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (022) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.37
193	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (023) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.28
194	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (024) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.44
195	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (025) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.43
196	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (026) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.20
197	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (027) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.75
198	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (028) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.96
199	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (029) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.32
200	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (030) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.21
201	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (031) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.32
202	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (032) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.77
203	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (033) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.51
204	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (034) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.79
205	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (035) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.22
206	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (036) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.56
207	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (037) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.08
208	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (038) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.33
209	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (039) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.24

番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
210	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (040) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.39
211	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (041) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.27
212	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (042) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.35
213	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (043) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.80
214	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (044) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.72
215	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (045) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.14
216	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (046) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.33
217	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (047) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.20
218	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (048) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.10
219	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (049) 急傾斜地崩壊警戒区域	3.02
220	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (050) 急傾斜地崩壊警戒区域	3.55
221	—	桜井市大字笠	桜井市笠 (051) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.65
222	白河	桜井市大字白河	桜井市白河 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.58
223	白河	桜井市大字白河	桜井市白河 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.48
224	白河	桜井市大字白河	桜井市白河 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.34
225	白河	桜井市大字白河	桜井市白河 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.08
226	初瀬イ	桜井市大字白河	桜井市白河 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.28
227	初瀬イ	桜井市大字白河	桜井市白河 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.73
228	白河イ	桜井市大字白河	桜井市白河 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.39
229	白河口	桜井市大字白河	桜井市白河 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.94
230	白河ハ	桜井市大字白河	桜井市白河 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.40
231	白河ニ	桜井市大字白河	桜井市白河 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.27
232	白河	桜井市大字白河	桜井市白河 (011) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.13
233	白河	桜井市大字白河	桜井市白河 (012) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.37
234	白河	桜井市大字白河	桜井市白河 (013) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.22
235	白河へ	桜井市大字白河	桜井市白河 (014) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.07
236	白河へ	桜井市大字白河	桜井市白河 (015) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.33
237	白河	桜井市大字白河	桜井市白河 (016) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.22
238	下り尾イ	桜井市大字下り尾	桜井市下り尾 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.08
239	下り尾口	桜井市大字下り尾	桜井市下り尾 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.65
240	下り尾ハ	桜井市大字下り尾	桜井市下り尾 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.12
241	下り尾ニ	桜井市大字下り尾	桜井市下り尾 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.18
242	下り尾ホ	桜井市大字下り尾	桜井市下り尾 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.14
243	下り尾へ	桜井市大字下り尾・栗原	桜井市下り尾 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.30
244	下り尾ト	桜井市大字下り尾・栗原	桜井市下り尾 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.80
245	下り尾チ	桜井市大字下り尾	桜井市下り尾 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.44
246	下り尾リ	桜井市大字下り尾	桜井市下り尾 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.27
247	下り尾ヌ	桜井市大字下り尾	桜井市下り尾 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.93
248	下り尾ロ	桜井市大字下り尾・栗原	桜井市下り尾 (011) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.78
249	吉隠イ	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.13
250	吉隠ロ	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.11
251	吉隠ハ	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.13
252	吉隠ニ	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.38

番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
253	吉隠ホ	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.30
254	吉隠ヘ	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.62
255	吉隠ト	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.21
256	吉隠チ	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.42
257	吉隠リ	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.48
258	吉隠口	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.65
259	吉隠ハ	桜井市大字吉隠	桜井市吉隠 (011) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.26
260	竜谷	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.14
261	竜谷イ	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.21
262	竜谷イ	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.05
263	竜谷	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.75
264	竜谷ハ	桜井市大字竜谷	桜井市竜谷 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.06
265	池之内イ	桜井市大字池之内	桜井市池之内 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.97
266	池之内ハ	桜井市大字池之内	桜井市池之内 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.07
267	池之内ホ	桜井市大字池之内	桜井市池之内 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.37
268	小夫	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.51
269	小夫	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.68
270	小夫	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.67
271	小夫	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.64
272	小夫イ	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.74
273	小夫口	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.75
274	小夫ハ	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	3.18
275	小夫ニ	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.37
276	小夫イ	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.63
277	小夫口	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.67
278	小夫ハ	桜井市大字小夫	桜井市小夫 (011) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.90
279	白木	桜井市大字白木	桜井市白木 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.71
280	白木	桜井市大字白木	桜井市白木 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.08
281	白木	桜井市大字白木	桜井市白木 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.16
282	白木	桜井市大字白木	桜井市白木 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.34
283	白木	桜井市大字白木	桜井市白木 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.19
284	白木	桜井市大字白木	桜井市白木 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.12
285	白木	桜井市大字白木	桜井市白木 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.21
286	白木	桜井市大字白木	桜井市白木 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.91
287	白木口	桜井市大字白木	桜井市白木 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.10
288	白木口	桜井市大字白木	桜井市白木 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.26
289	白木口	桜井市大字白木	桜井市白木 (011) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.10
290	白木ハ	桜井市大字白木	桜井市白木 (012) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.01
291	白木ニ	桜井市大字白木	桜井市白木 (013) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.73
292	白木ニ	桜井市大字白木	桜井市白木 (014) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.06
293	白木ニ	桜井市大字白木	桜井市白木 (015) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.04
294	白木ホ	桜井市大字白木	桜井市白木 (016) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.08
295	白木ヘ	桜井市大字白木	桜井市白木 (017) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.06

番号	危険渓流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
296	和田	桜井市大字和田	桜井市和田 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.79
297	和田	桜井市大字和田	桜井市和田 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.09
298	和田	桜井市大字和田	桜井市和田 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.08
299	和田イ	桜井市大字和田、中谷、滝倉	桜井市和田 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	3.27
300	和田イ	桜井市大字和田、中谷	桜井市和田 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.34
301	和田口	桜井市大字和田	桜井市和田 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.52
302	和田ハ	桜井市大字和田	桜井市和田 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.37
303	和田	桜井市大字和田、初瀬	桜井市和田 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	2.83
304	和田	桜井市大字和田	桜井市和田 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.19
305	和田	桜井市大字和田	桜井市和田 (010) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.78
306	慈恩寺	桜井市大字慈恩寺	桜井市慈恩寺 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.39
307	慈恩寺二	桜井市大字慈恩寺	桜井市慈恩寺 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.60
308	慈恩寺	桜井市大字慈恩寺	桜井市慈恩寺 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.81
309	脇本	桜井市大字脇本、黒崎	桜井市脇本 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.05
310	横柿イ	桜井市大字横柿、今井谷	桜井市横柿 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.00
311	横柿口	桜井市大字横柿	桜井市横柿 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.36
312	横柿ハ	桜井市大字横柿	桜井市横柿 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.07
313	横柿ニ	桜井市大字横柿	桜井市横柿 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.54
314	横柿ホ	桜井市大字横柿	桜井市横柿 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.55
	横柿ヘ			
315	横柿ト	桜井市大字横柿	桜井市横柿 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.35
316	横柿チ	桜井市大字横柿	桜井市横柿 (007) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.31
317	横柿チ	桜井市大字横柿	桜井市横柿 (008) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.23
318	横柿チ	桜井市大字横柿	桜井市横柿 (009) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.40
319	百市イ	桜井市大字百市	桜井市百市 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.48
320	百市口	桜井市大字百市、八井内	桜井市百市 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.71
321	百市ハ	桜井市大字百市	桜井市百市 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	1.04
322	百市ニ	桜井市大字百市	桜井市百市 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.68
323	百市ホ	桜井市大字百市	桜井市百市 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.65
324	百市ヘ	桜井市大字百市、八井内、多武峰	桜井市百市 (006) 急傾斜地崩壊警戒区域	5.20
325	飯盛塚イ	桜井市大字飯盛塚、多武峰	桜井市飯盛塚 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	3.06
326	飯盛塚口	桜井市大字飯盛塚	桜井市飯盛塚 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.59
327	飯盛塚口	桜井市大字飯盛塚	桜井市飯盛塚 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.55
328	今井谷イ	桜井市大字今井谷	桜井市今井谷 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.62
329	今井谷口	桜井市大字今井谷	桜井市今井谷 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.15
330	今井谷ハ	桜井市大字今井谷	桜井市今井谷 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.53
331	今井谷ニ	桜井市大字今井谷	桜井市今井谷 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.80
332	北音羽口	桜井市大字北音羽	桜井市北音羽 (001) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.04
333	北音羽口	桜井市大字北音羽	桜井市北音羽 (002) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.27
334	北音羽ハ	桜井市大字北音羽	桜井市北音羽 (003) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.30
335	北音羽ハ	桜井市大字北音羽	桜井市北音羽 (004) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.09
336	北音羽ホ	桜井市大字北音羽	桜井市北音羽 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.12
337	新規抽出箇所	桜井市大字黒崎、慈恩寺	桜井市黒崎 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.94

番号	危険溪流名 危険箇所名	所在地	指定区域名	区域面積(ha)
338	新規抽出箇所	桜井市大字出雲	桜井市出雲 (005) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.77
339	下り尾ル	桜井市大字栗原、忍阪	桜井市栗原 (025) 急傾斜地崩壊警戒区域	0.49

## カ 地すべり防止区域

番号	地区名	面積	地すべり防止区域
1	岩坂	5.1 h a	次に掲げる地番の土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷 桜井市大字岩坂字井戸 509, 510, 523-526, 695, 910 浦ノ 511, 512 平ノ 513-517, 519-522, 911, 912 西ノ上 658-665 カシイ 655 射場ノ上 670-672, 676, 677, 917 射場ノ下 678 清水井戸 694, 707 中ノ下 714 仁平屋敷 715 五助屋敷 716 的場ノ上 717-723, 919 源市郎屋敷 712, 713 射場 679, 680, 683, 690, 691, 915 的場 681, 688, 689 的場の下 708, 709, 711 又介後家屋敷 682 マタゴテン 805 西浦 667, 669, 684, 685 小七郎屋敷 667, 668, 710 源四郎屋敷 666 宗七郎屋敷 668, 916 辻 692, 693 中谷 433, 761, 798 の 2, 799, 800-803, 818, 823 尾上 649-654, 656, 657, 673, 674, 914 小松原 804, 806-812 オサキ原 825, 833, 921, 922 大畑ノ上 837, 840 大畑 813, 814, 839 ウラオサギ久保 922 フサキ原 841-846, 847 の 1, 847 の 2, 848 の 1, 848 の 2, オサガ久保 815-817, 819-822, 824, 826, 828-832, 834, 838, 852, 853 大日田 405-410, 849, 850 フラビ嵩 745, 746, 836 ミソタケ 827 清水谷 756-760, 702-705 上山 724-744, 747-755 井戸ヶ谷 706
1-1	岩坂	3.72 h a	次に掲げる地番の土地に存する標註 1 号と 2 号を粕川左岸官有地境界線に沿って結んだ線、標註 2 号と 3 号を昭和 38 年建設省告示第 2601 号で指定した岩坂地すべり防止区域の境界線に沿って結んだ線及び標註 3 号と 1 号を井戸の谷川右岸官有地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域 桜井市大字岩坂 529 番 1 号、478 番 2 号、505 番 1 3 号
2	千森	6.60 h a	次に掲げる地番の土地に存する標註 1 号から 13 号までを順次結んだ線及び標註 1 号と 13 号を結んだ線に囲まれた区域 奈良県桜井市大字笠 331 番 1 号、347 番 1 2 号、427 番 3 号、429 番 4 号、357 番 5 号、199 番 6 号、235 番 7 号、178 番 6 8 号、3354 番 9 号、69 番 10 号、70 番 11 号、268 番 12 号、323 番 2 13 号
3	萱森	5.05 h a	次に掲げる地番の土地に存する標註 1 号から 5 号までを順次結んだ線、標註 5 号 6 号を桜井市道萱森本線官民地境界線に沿って結んだ線、標註 6 号と 7 号を里道官民地境界線に沿って結んだ線、標註 7 号と 8 号を結んだ線及び標註 1 号と 8 号を結んだ線に囲まれた土地の区域 桜井市大字中谷 153-1 1 号 大字萱森 1342-1 2 号、1258 3 号、1231 4 号、1354 5 号、1362 6 号、1364-2 7 号、1473 8 号
4	初瀬	3.64 h a	次に掲げる地番の土地に存する標註 1 号から 7 号までを順次結んだ線及び標註 1 号と 7 号を大和川右岸官民地境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域 桜井市大字初瀬 792 1 号、1106 2 号、1109 3 号、1117-2 4 号、1079 5 号、1086 6 号、837 7 号
5	与喜浦	5.2 h a	次に掲げる地番の土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷 桜井市大字与喜浦小峠 4200-4208, 4222-4224, 4226, 4227, 4230, 4231, 4233-4241, 4248, 4249, 4271, 4272, 4274, 4276, 4278, 4280-4283, 4329, 4362-4366, 4370-4375, 4384, 4818, 4823 脇田 4147-4152, 4161-4170, 4172-4189, 4191, 4192, 4195, 4242-4247, 4250-4255, 4259, 4261, 4858 谷田 4106, 4107, 4210 滝川 4635 タケ 4209, 4216, 4218, 4221 タキノ口 4121 ダケ 4079, 4080, 4101-4105, 4108, 4120, 4335 奥嵩 4067, 4068, 4092-4100, 4211-4213 八ヶ坪 4267, 4268, 4275, 4367, 4830 塩神 4171

## キ 急傾斜地指定一覧

整理番号	区域名	告示日 および番号	区域表示	大字名
038	穴師 1.3ha	昭和52年03月08日 645号改	市道穴師地内4号線北側道路区域境界線、市道辻穴師線北側道路区域境界線、市道 兵主神社線南側道路区域境界線及び次に掲げる標柱1号から3号までを順次結んだ 線とに囲まれる区域 桜井市穴師354番地 1号、437番地 2号、230番地 3号	穴師
039	長谷寺北(イ) 10.2ha	昭和47年10月31日 402号	近畿日本鉄道大阪線北側及び次に掲げる標柱1号から5号を結ぶ線とに囲まれる区 域 桜井市初瀬2156番地の2 1号、1588番地 2号、2441番地の6 3号、2992番地 の1 4号、2736番地の1 5号	初瀬
040	高家 3.2ha	昭和47年10月31日 402号	米川右岸及び次に掲げる標柱1号から4号を結ぶ線とに囲まれる区域 桜井市高家 1229番地 1号、1234番地 2号、1099番地 3号、1053番地 4号	高家
041	白河 1.18ha	昭和58年07月19日 250号	次に掲げる標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を市道白河地内 線の左側道路区域境界線に沿って結んだ線とに囲まれる区域 桜井市大字白河90 1番地 1号、896番地の1 2号、897番地 3号及び4号、918番地の1 5号	白河
042	谷 2.78ha	平成05年03月09日 624号改	次に掲げる標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を国有水路左岸 官地境界線と志藤河西南北線右側道路区域境界線に沿って結んだ線とに囲まれ る区域(但、谷382番1～18を除く) 桜井市大字河西629番 1号、405番 2号、大 字谷413番1 3号、411番1 4号、394番2 5号、898番 6号	河西 ・ 谷
043	初瀬柳原 9.35ha	昭和61年10月17日 410号	次に掲げる標柱1号から7号までを順次結んだ線及び標柱1号と7号を一般国道165 号の左側道路区域境界線と県道針初瀬線の右側道路区域境界線に沿って結んだ線 とに囲まれる区域 桜井市大字初瀬944番地 1号、1453番 2号、1368番 3号、 1262番 4号、1018番 5号、1218番 6号、839番 7号	初瀬
044	谷菰池 0.51ha	平成01年04月18日 31号	次に掲げる標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を市道桜井公園 3号線の右側道路区域境界線に沿って結んだ線とに囲まれる区域 桜井市大字谷5 26番 1号、524番5 2号、524番4 3号、498番 4号、945番 5号	谷
233	上ノ森 0.9ha	平成05年01月18日 504号	桜井市初瀬745番～748番、750番、752番、753番、754番1、754番2、755番、756番、 759番、760番、762番、766番～768番、771番～774番、779番1、779番2、780番、7 83番～785番、787番～790番、1108番	初瀬
272	川上・寺垣外 0.9ha	平成07年06月13日 126号	次に掲げる標柱1号と2号を南側官地境界線に沿って結んだ線、標柱2号から9号 までを順次結んだ線、及び9号と1号を結んだ線とに囲まれる区域 桜井市大字初 瀬78番1 1号、5番 2号及び3号、7番1 4号、27番 5号、46番 6号、56番 7号 及び8号、82番 9号	初瀬
273	与喜浦 0.62ha	平成07年06月13日 127号	次に掲げる標柱1号から6号までを順次結んだ線及び6号と1号を市道59号線に沿 って結んだ線とに囲まれる区域 桜井市大字初瀬4352番 1号、4323番 2号、4305 番 3号、4322番 4号、4225番 5号、4359番 6号	初瀬
274	川上(一) 0.31ha	平成07年06月13日 128号	次に掲げる標柱1号から6号までを順次結んだ線及び6号と1号を県道桜井都祁線西 側道路境界線に沿って結んだ線とに囲まれる区域 桜井市大字初瀬708番1 1号、 696番 2号、694番 3号、687番 4号、688番 5号、683番1 6号	初瀬
285	出雲 1.49ha	平成08年03月05日 517号	次に掲げる標柱1号から12号までを順次結んだ線及び12号と1号を市道115号線及 び国道165号線北側官地境界線とに囲まれる区域 桜井市大字出雲333番1 1 号、310番4 2号、345番 3号、396番 4号、432番 5号、849番 6号、859番2 7号、859番1 8号、851番 9号、431番 10号、438番1 11号、414番 12号	出雲
302	栗原 0.60ha	平成09年10月03日 357号	次に掲げる標柱1号から9号までを順次結んだ線及び9号と1号を市道栗原中垣内線 東側道路区域境界線に沿って結んだ線とに囲まれる区域 桜井市大字栗原1930番 1号、1930番 2号、1701番 3号、1705番1 4号、1705番1 5号、1706番 6号、 1877番 7号、1915番 8号、1918番 9号	栗原
314	慈恩寺・忍坂 0.26ha	平成10年03月24日 617号	次に掲げる標柱1号から8号までを順次結んだ線及び8号と1号を結んだ線とに囲ま れる区域 桜井市大字忍坂58番3 1号、慈恩寺957番1 2号、慈恩寺957番1 3号、 慈恩寺957番1 4号、忍坂63番2 5号、忍坂63番1 6号、忍坂57番18 7号、忍坂 58番3 8号	慈恩寺 ・ 忍坂
408	与喜浦(ロ) 3.21ha	平成16年04月27日 73号	次に掲げる土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号 を結んだ線に囲まれる区域(平成7年奈良県告示第127号で指定した土地の区域を 除く。) 桜井市大字初瀬4481番2 1号、4428番 2号、4349番2 3号、4321番 4号、4319 番 5号、4312番 6号、4302番1 7号、4300番 8号、4224番 9号、4225番 10 号、4278番 11号、4400番 12号、4408番 13号、4437番1 14号、4437番3 15 号	初瀬
465	黒崎(イ) 0.296ha	平成19年08月28日 180号	次に掲げる土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号を結 んだ線に囲まれた土地の区域 桜井市大字黒崎531番地1地先道路敷 1号、533番 2号、519番 3号、520番地先道路敷 4号	黒崎
477	黒崎(ロ) 0.07ha	平成22年08月13日 162号	次に掲げる土地に存する標柱1号から6号までを順次結んだ線及び標柱1号と6号を結 んだ線に囲まれた土地の区域 桜井市大字黒崎地内 619番 1号、617番 2号、 614番 3号、614番 4号、596番 5号、598番 6号	黒崎



## ク 砂防指定地

番号	溪流名	区域	水系
1	米川	桜井市大字高家字ナカゲ 1048 番地の上流筆境を対岸に延長した線から大字橋本字稲葉 465 番地の下流筆境を対岸に延長した線までの区間の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷	大和川
2	大谷川	自 (右岸) 桜井市栗原字上出 1705 番地 (左岸) 桜井市栗原字垣内 1926 番地 上流境界線を結ぶ線 至 栗原川合流点 区間の国有河川敷全部及び同区間内川の中心線より左右各岸 20m の区域 (但宅地を除く)	大和川
3	栗原	自 (右岸) 桜井市大字栗原字ヲツバイ 516 番地 (左岸) 桜井市大字栗原字カイガセ 518 番地 上流境界線を結ぶ線 至 (右岸) 桜井市大字忍阪字中川原 1 番地 (左岸) 桜井市赤尾字宮の下 52 番地 下流境界線を結ぶ線 区間の国有河川敷全部及び同区間内川の中心線より左右各岸 20m の区域 (但宅地を除く)	大和川
4	栗原川及び支川	桜井市大字栗原字ミヨリ 947 番地の上流筆境を対岸に延長した線から昭和 23 年 7 月 26 日建設省告示第 6 号で指定した土地に達するまでの区間の栗原川の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷並びに同大字字イトイ 1198 番地の上流筆境を対岸に延長した線から栗原川合流点に達するまでの区間の栗原川支川の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷	大和川
5	今井谷川	自 (右岸) 桜井市大字倉橋 (左岸) 桜井市下 至 桜井市横柿北山界寺川合流点より上流区間 1500m の国有河川敷界左右各 15m の地域並びに本地域内の国有河川敷全部 (但横柿地内の宅地を除く)	大和川
6	滝谷川	桜井市大字南音羽字椿原 675 番地の上流筆境を対岸に延長した線から寺川合流点までの区間の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷	大和川
7	堂川	桜井市大字南音羽字ヲンヅ山 879 番地の上流筆境と同大字字キリガ谷 872 番地の上流筆境を結んだ線から寺川合流点までの区間の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷	大和川
8	薬師谷川	桜井市大字鹿路字広芝 436 番地の上流筆境を対岸に延長した線から寺川合流点に達するまでの区間の薬師谷川の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷 (但昭和 14 年 5 月 8 日内務省告示第 277 号で指定した土地を除く)	大和川
9	寺川	自 桜井市大字河西 天神橋 至 桜井市大字鹿路 金ヶ谷橋 区間 9100m の国有河川敷界より左右各岸 20m の地域 (但し御稜地及桜井市大字上ノ宮、下地内の宅地を除く)	大和川
10	鈴ヶ原川	自 桜井市大字辻字鈴ヶ原 629 番地先 至 (右岸) 桜井市大字辻字サゴシ原 (左岸) 桜井市大字辻字清水谷 (纏向川合流点) 区間の官有川敷及河岸官有地	大和川
11	纏向川	自 (右岸) 桜井市大字辻字宮古谷 672 番地先 (左岸) 桜井市大字辻字ナラシ谷 689 番地先 至 (右岸) 桜井市大字箸中字垣内 145 番地先 (左岸) 桜井市大字箸中字上河原 529 番地先 区間の川敷及河岸敷	大和川
12	纏向川	自 (右岸) 桜井市大字辻字カヤ谷 811 番地先 (左岸) 桜井市大字辻字辰巳谷 810 番地先 至 (右岸) 桜井市大字辻字宮古谷 (現在砂防要設備地) (S7.9.12 第 199 号) (左岸) 桜井市大字辻字ナラシ谷 (現在砂防要設備地) (S7.9.12 第 199 号) 区間の川敷及河岸官有地	大和川
13	粕岩坂川	桜井市大字岩坂字尾寄 163 番地の上流筆境を対岸に延長した線から大和川合流点までの区間の官民地境界線から左右各岸 20m までの区域及び同区間の河川敷	大和川
14	萱森川	自 (右岸) 桜井市大字萱森字浦田 1390 番地先 (左岸) 桜井市大字萱森字欠田 275 番地先 (大和川合流点) 至 (右岸) 桜井市大字萱森字小橋 1515 番乙 (左岸) 桜井市大字萱森字小橋 1515 番甲 区間の官有川敷及び河岸官有地	大和川
15	萱森川	次に掲げる土地に存する標註 1 号から 7 号までを順次結んだ線及び標註 1 号と 7 号を結んだ線に囲まれた土地の区域 (昭和 11 年内務省告示第 393 号で指定した土地の区域を除く。) 桜井市大字萱森 1388 番 1 号 1390 番 2 号 1206 番 3 号 729 番 4 号 1552 番 5 号 1550 番 6 号 1548 番 7 号	大和川
16	芹井川	自 桜井市大字瀧ノ倉字瀧ノ口 277 番地先 至 大和川合流点 区間の川敷及び堤敷	大和川

番号	溪流名	区域	水系
17	川滝川	自（右岸）桜井市大字笠字大向 1107 番地先（左岸）桜井市大字笠字クズ原 1154 番地先 至 大和川合流点 区間の川敷及堤敷	大和川
18	ケンバラ川	自（右岸）桜井市大字笠字細谷 793 番地先（左岸）桜井市大字笠字細谷 688 番地先 至 大和川合流点区間の川敷及堤敷	大和川
19	大和川	自（右岸）桜井市大字笠字マカノフチ 104 番地先（左岸）桜井市大字笠字マカノブチ 106 番地先 至（右岸）桜井市大字和田字和田口 324 番地先（左岸）桜井市大字萱森ムジヨコ 1516 番地先 区間の川敷及び堤敷	大和川
20	大和川	自（右岸）桜井市大字初瀬字和田口 224 番地先（左岸）桜井市大字萱森字ムジヨコ 518 番地先 至（右岸）桜井市大字初瀬字五ヶ村 290 番地先（左岸）桜井市大字初瀬字水ヶ口 202 番地先 区間の川敷及堤敷	大和川
21	大和川	自（右岸）桜井市大字小夫字クヅガミ 3167 番地先（左岸）桜井市大字小夫字クヅガミ 409 番地先 至 桜井市大字笠字カマノフチ（現在砂防要設備地（昭和 7 年 9 月 12 日告示第 199 号））区間の川敷及び河岸官有地	大和川
22	大和川	自（右岸）桜井市大字初瀬字五ヶ村 290 番地先（現在砂防要設備地）（左岸）桜井市大字初瀬字水ヶ口 202 番地先（現在砂防要設備地）至（右岸）桜井市大字初瀬字木小路 763 番地先（左岸）桜井市大字初瀬字與喜下 4636 番地先 区間の官有川敷及河岸官有地	大和川
23	芹井川	桜井市大字白木元中白木 16 番地の 2 の土地の上流筆境から昭和 7 年 9 月 12 日内務省告示第 199 号で指定した土地の上流端までの区間の芹井川の中心線から左右各岸 25m までの土地の区域	大和川
24	米川	次に掲げる土地に存する標註 1 号から 14 号までを順次結んだ線及び標註 1 号と 14 号を結んだ線に囲まれた土地の区域 桜井市大字高家 1101 番 2 1 号 桜井市大字高家 1102 番 2 号 桜井市大字高家 1106 番 3 号 桜井市大字高家 1107 番 1 4 号から 6 号まで 桜井市大字高家 1054 番 7 号 桜井市大字高家 1053 番 8 号 桜井市大字高家 1051 番 9 号 桜井市大字高家 1050 番 10 号 桜井市大字高家 1047 番 11 号及び 12 号 桜井市大字高家 1048 番 1 13 号及び 14 号	大和川
25	ケンバラ川	次に掲げる土地に存する標註 1 号から 12 号までを順次結んだ線及び標註 1 号と 12 号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和 7 年 9 月 12 日内務省告示第 199 号で指定した土地を除く。） 桜井市大字笠 734 番 1 1 号 桜井市大字笠 732 番 2 号から 4 号 桜井市大字笠 722 番 5 号 桜井市大字笠 506 番 6 号 桜井市大字笠 509 番 7 号 桜井市大字笠 508 番 8 号 桜井市大字笠 726 番 1 9 号から 11 号まで 桜井市大字笠 731 番 1 12 号	大和川

## (4) 山地災害危険地区(治山)

## ア 山地災害危険地区

番号	位置			延長 又は 面積	予想 される 危険	保全対象		
	郡市	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設等	道路
1	桜井市	小夫	ウエノボ	3 ha	山腹崩壊	93		市
2	〃	修理枝	西バタ	5	〃	18		〃
3	〃	笠	千森	1	〃	21		〃
4	〃	〃	〃	4	〃	32		〃
5	〃	〃	大久保	4	〃			〃
6	〃	〃	庄中	1	〃	47		〃
7	〃	〃	〃	1	〃	14		〃
8	〃	〃	〃	2	〃	58		〃
9	〃	〃	大久保	2	〃	32		〃
10	〃	滝倉	川尻	15	〃			〃
11	〃	〃	ヨコヤブ	1	〃	9		〃
12	〃	〃	前畑	2	〃	11		〃
13	〃	白木	ヨモコロ	2	〃	11		〃
14	〃	〃	東良	2	〃	29		〃
15	〃	芹井	乾垣内	2	〃	13		〃
16	〃	白木	後呂藪	4	〃	23		〃
17	〃	中谷	古屋	1	〃	7		〃
18	〃	和田	矢ノ谷	5	〃	36		〃
19	〃	萱森	下り尾山	4	〃	7		〃
20	〃	〃	ハコキ	2	〃	18		〃
21	〃	〃	思寺尻	2	〃	15		〃
22	〃	〃	口ノ倉	1	〃	15		〃
23	〃	〃	〃	2	〃	13		〃
24	〃	〃	〃	6	〃	20		〃
25	〃	吉隠	西坊	3	〃	29		〃
26	〃	初瀬	与喜山	14	〃	100		〃
27	〃	〃	新町	2	〃	75		〃
28	〃	〃	〃	1	〃	35		〃
29	〃	白河	ヲリト	2	〃	3		〃
30	〃	〃	垣内	5	〃	40		〃
31	〃	〃	堂ノ奥	4	〃	11		〃
32	〃	脇本	奥ノ垣内	2	〃	31		〃
33	〃	金屋	山崎	1	〃	13		〃
34	〃	三輪	平等寺	4	〃	9		〃
35	〃	狛	アスガ谷	2	〃	13		〃
36	〃	〃	八平山	1	〃	37		〃
37	〃	岩坂	小松原	4	〃	15		〃
38	〃	竜谷	シャフケ谷	2	〃	45		〃
39	〃	〃	棟ノ垣内	2	〃	15		〃
40	〃	脇本	千坊寺	1	〃	52		〃
41	〃	忍阪	奥ノ谷	3	〃	98		〃
42	〃	栗原	上バ山	4	〃	28		〃
43	〃	〃	アシ原	1	〃	12		〃
44	〃	〃	上出	2	〃	50		〃
45	〃	河西	能登	2	〃	80		〃
46	〃	下	角ノ垣内	3	〃	61		〃
47	〃	高田	南垣内	1	〃	53		〃
48	〃	下	下	4	〃	19		〃
49	〃	今井谷	下多倉	3	〃	21		〃
50	〃	横柿	高取カイト	4	〃	28		〃

番号	位置			延長 又は 面積	予想 される 危険	保全対象		
	郡市	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設等	道路
51	桜井市	下居	脇田	2 ha	山腹崩壊	22		市
52	〃	〃	橋ノ本	3	〃	26		〃
53	〃	南音羽	正法	2	〃	9		〃
54	〃	〃	善法寺	4	〃	2		〃
55	〃	北山	ノドツ	3	〃	8		〃
56	〃	高家	ウイ山	1	〃	26		〃
57	〃	〃	ミオケ	1	〃	19		〃
58	〃	百市	三大仏	4	〃	24		〃
59	〃	八井内	堂ノ上	6	〃	33		〃
60	〃	〃	大橋垣内	2	〃	16		〃
61	〃	針道	井戸谷	4	〃	16		〃
62	〃	飯盛塚	宮坂	3	〃	42		〃
63	〃	多武峰	家ノ上	9	〃	49		〃
64	〃	〃	中垣内	3	〃	34		〃
65	〃	鹿路	勘定	3	〃	12		〃
66	〃	〃	大久保	2	〃	21		〃
67	〃	〃	ノギ山	2	〃	17		〃
68	〃	北山	岩坂山	8	〃	27		〃
69	〃	初瀬	与喜浦	5	〃	3		〃
70	〃	吉隠	ウルバ原	2	〃	9		〃
71	〃	初瀬	川上	1	〃	16		〃
72	〃	滝倉	薬師尾	300 m	崩壊土砂流出	10		〃
73	〃	芹井	範垣内	700	〃	10		〃
74	〃	白木	大黒谷	400	〃	15		〃
75	〃	〃	忠助	300	〃	15		〃
76	〃	和田	的場	500	〃	10		〃
77	〃	〃	黒岩	400	〃	10		〃
78	〃	萱森	コクノタニ	300	〃	13		〃
79	〃	吉隠	水口	300	〃	13		〃
80	〃	〃	〃	500	〃	10		〃
81	〃	初瀬	与喜浦	400	〃	20		〃
82	〃	吉隠	芦原	300	〃	〃		〃
83	〃	初瀬	赤井谷	300	〃	37		〃
84	〃	〃	与喜山	300	〃	45		〃
85	〃	〃	向山	700	〃	100		〃
86	〃	白河	キヤキ原	600	〃	20		〃
87	〃	黒崎	惣法	600	〃	85		〃
88	〃	車谷	巻向山	500	〃	〃		〃
89	〃	慈恩寺	赤井谷	500	〃	50		〃
90	〃	金屋	三輪山	500	〃	40		〃
91	〃	〃	〃	500	〃	40		〃
92	〃	三輪	〃	600	〃	300		〃
93	〃	〃	〃	600	〃	300		〃
94	〃	馬場	藪ノ内	700	〃	80		〃
95	〃	芽原	三輪山	400	〃	70		〃
96	〃	黒崎	ニラ谷	400	〃	20		〃
97	〃	狛	野山	400	〃	30		〃
98	〃	竜谷	ナカンド	400	〃	30		〃
99	〃	赤尾	三ノ谷	300	〃	80		〃
100	〃	〃	フセンケ	500	〃	80		〃
101	〃	粟原	ヲツハイ	400	〃	30		〃
102	〃	〃	ナカヲ	500	〃	30		〃
103	〃	〃	コラ谷	700	〃	40		〃
104	〃	〃	大谷	700	〃	40		〃
105	〃	〃	カシャウシ	500	〃	20		〃

番号	位置			延長 又は 面積	予想 される 危険	保全対象		
	郡市	大字	字			人家戸数(戸)	公共施設等	道路
106	桜井市	下り尾	墓谷	700 m	崩壊土砂流出	30		市
107	〃	倉橋	伏尾	700	〃	25		〃
108	〃	北音羽	丸山	300	〃	25		〃
109	〃	南音羽	マンセ	700	〃	10		〃
110	〃	〃	キリガ谷	1,000	〃	12		〃
111	〃	北山	松ガ尾	800	〃	10		〃
112	〃	高家	アイサカ	400	〃	30		〃
113	〃	〃	シミズ	300	〃	28		〃
114	〃	〃	水谷	700	〃	30		〃
115	〃	八井内	中垣内	500	〃	18		〃
116	〃	針 道	尺ヶ谷	500	〃	15		〃
117	〃	飯盛塚	尾道	400	〃	26		〃
118	〃	鹿路	南面谷	500	〃	24		〃
119	〃	〃	ハキカオ	500	〃	23		〃
120	〃	〃	土ヶ谷	600	〃	20		〃
121	〃	〃	大谷	400	〃	10		〃
122	〃	初瀬	倉取	600	〃	10		〃

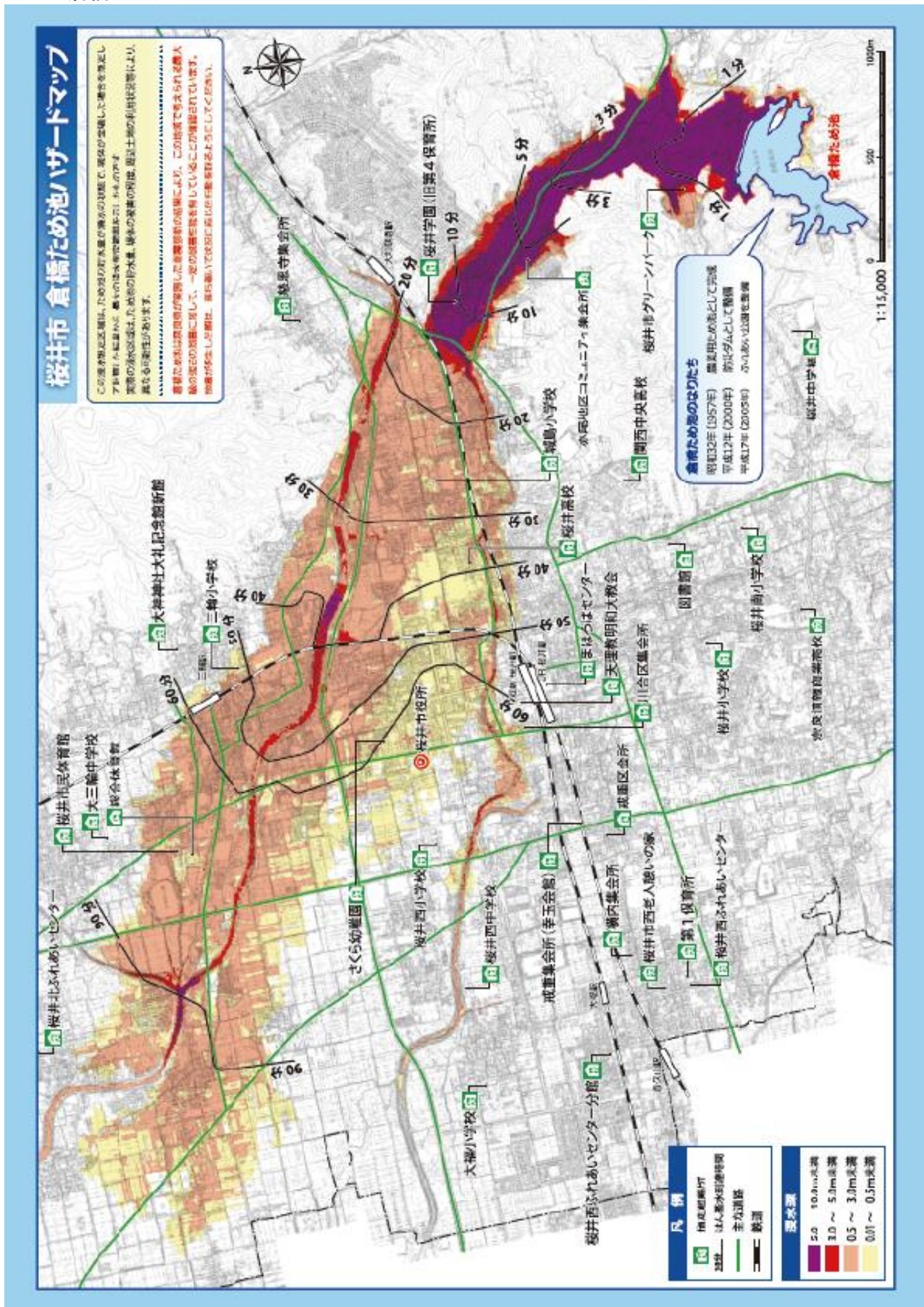
(5) ため池要監視箇所

ア ため池要監視箇所

(平成 27 年 8 月 1 日現在)

ため池名	所在地	管理者 代表者 氏名	受益 面積 (ha)	ため池の規模等					予想される被害				備考	管理代表者 電話番号
				5.1	100	7,300	300	堤体	45	—	—	4.0		
宮(下池)	桜井市 大学穴 師	隈田 寿一	7.7	3.6	63	2,700	150	堤体 底桶	15	学校	市道	2.0		0744-42-5226
古池	" 池之内	井村 登志和	6.5	3.9	35	1,900	100	堤体 底桶	15	公民館	"	2.0		42-4998
新池	" 池之内	井村 登志和	6.5	2.3	185	5,200	300	余水吐	10	公民館	"	3.0		42-4698
北池	" 芝	生駒 三男	15.0	4.8	36	4,000	300	堤体 底桶	30	—	"	1.0		45-3418
こも池	" 谷	生駒 剛造	1.8	6.4	43	15,700	150	"	30	—	"	2.0		42-9437
かんす池	" 阿部	嶋本 英良	39.0	2.5	186	10,800	350	堤体	30	病院	—	3.0		42-2646
西池	" 芝	生駒 三男	18.0	3.0	286	8,500	200	堤体 底桶	30	—	市道・ 鉄道	5.0		45-3418
北池	" 末包	野儀 昌弘	13.1	4.2	101	5,100	300	余水 吐・底 桶 取水施 設	5	—	—	2.0		43-2777
別所谷池	" 茅原	上田 晃三	11.5	4.5	114	16,100	300	余水吐 底桶	20	学校	—	2.0		45-1085
丸池	" 芝	生駒 三男	7.4	5.1	55	3,100	300	堤体 余水吐 底桶	5	—	市道	2.0		45-3418
春日古池	" 橋本	高瀬 映美	6.3	3.0	180	12,400	200	堤防 底桶	25	学校・ 公民館	市道・ 鉄道	3.0		45-3447
平田池 (しん池)	" 芝	生駒 三男	56.0	3.6	43	1,800	250	堤体 余水吐 底桶	20	—	市道	3.0		45-3418
生頭池	" 浅古	辻 政紀	2.0	3.5	298	13,900	200	堤体	30	—	"	5.0		42-4472
吉備池	" 吉備	上田 勝己	6.9	2.0	216	4,700	200	余水吐 底桶	35	—	"	5.0		43-1505
南池	" 末包	野儀 昌弘	3.9	2.0	216	4,700	200	余水吐	35	"				43-2777

# イ 倉橋ため池ハザードマップ



(6) 宅地造成工事規制区域

ア 宅地造成工事規制区域

(平成 29 年 5 月 19 日現在)

番号	名称	指定区域※1	建築物の指定に係る区域	指定した建築物の用途※3	最終指定(変更)日
5-1	太田・辻・巻野内・草川地区	大字太田、辻、巻野内、草川の各一部※2			平成 22 年 3 月 16 日
5-2	巻野内地区	大字巻野内の一部	大字巻野内の一部	タイプ 1	平成 19 年 9 月 4 日
5-3 3-1	辻・巻野内・柳本町地区	桜井市大字辻、巻野内の各一部、天理市柳本町の一部※2			平成 20 年 12 月 12 日
5-4	大豆越地区	大字大豆越の一部※2	大字大豆越の一部	タイプ 2	平成 22 年 3 月 16 日
5-5	橋本・池之内・生田地区	大字橋本、池之内、生田の各一部※2			平成 22 年 3 月 16 日
5-6	草川・大豆越地区	大字草川・大豆越の一部※2			平成 29 年 5 月 19 日

※1) 指定区域内では、一戸建住宅及び一戸建兼用住宅の立地が認められます。(いずれも地階を除く階数が 3 以下のものに限り、また、一戸建兼用住宅は、第一種低層住居専用地域において建築できるものに限り、なお、このほか、建築物の用途の指定を行っている区域内では、「指定した建築物の用途」に該当する建築物の立地が認められます。)

※2) ただし、農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 4 条第 6 項第 1 号ロに掲げる農地(甲種農地、第一種農地)を除きます。

※3) 「指定した建築物の用途」のタイプの詳細は、下記をご覧ください。

	指定した建築物の用途(概要)	指定した建築物の用途(詳細)
タイプ 1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗(床面積 500m<sup>2</sup> 以内)</li> <li>・車庫(床面積 300m<sup>2</sup> 以内)</li> <li>・研究所、事務所、倉庫(床面積 300m<sup>2</sup> 以内)</li> <li>・工場(第一種住居地域で許容されている業種で、床面積 300m<sup>2</sup> 以内 ※2)</li> <li>・地域振興産業の工場(床面積 300m<sup>2</sup> 以内 ※2)</li> </ul> <p>*1) いずれも地階を除く階数が 2 以下のものに限り。</p> <p>*2) 作業場の床面積の合計が 150m<sup>2</sup> 以内のものに限る。</p> <p>*3) 詳細は右欄を参照のこと。</p>	<p>条例施行規則第 6 条第 2 号に掲げる建築物の用途、同条第 3 号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの、同条第 4 号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの(作業場の床面積の合計が 150 平方メートル以内のものに限る。)並びに同条第 5 号に掲げる建築物のうち日本標準産業分類に掲げる小分類 099—その他の食料品製造業のうち細分類 0992—めん類製造業のうちそうめん製造業、小分類 131—製材業・木製品製造業のうち細分類 1311—一般製材業、中分類 23—鉄鋼業、中分類 24—非鉄金属製造業、中分類 25—金属製品製造業、中分類 26—一般機械器具製造業、中分類 27—電気機械器具製造業、中分類 28—情報通信機械器具製造業、中分類 29—電子部品・デバイス製造業、中分類 30—輸送用機械器具製造業及び中分類 31—精密機械器具製造業を営む工場の用途で床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの(作業場の床面積の合計が 150 平方メートル以内のものに限る。)</p>
タイプ 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興産業の工場(床面積 300m<sup>2</sup> 以内 ※2)</li> </ul> <p>*1) いずれも地階を除く階数が 2 以下のものに限り。</p> <p>*2) 作業場の床面積の合計が 150m<sup>2</sup> 以内のものに限る。</p> <p>*3) 詳細は右欄を参照のこと。</p>	<p>条例施行規則第 6 条第 5 号に掲げる建築物のうち日本標準産業分類に掲げる小分類 131—製材業・木製品製造業のうち細分類 1311—一般製材業及び 1323—集成材製造業、中分類 23—鉄鋼業、中分類 24—非鉄金属製造業、中分類 25—金属製品製造業、中分類 26—一般機械器具製造業、中分類 27—電気機械器具製造業、中分類 28—情報通信機械器具製造業、中分類 29—電子部品・デバイス製造業、中分類 30—輸送用機械器具製造業及び中分類 31—精密機械器具製造業を営む工場の用途で床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの(作業場の床面積の合計が 150 平方メートル以内のものに限る。)</p>



### 3 文化財災害予防計画資料

#### (1) 文化財一覧表

##### 国指定文化財

区分	名称	所有者又は所在地	
国宝	建造物	長谷寺本堂	長谷寺
	彫刻	木心乾漆十一面観音立像	聖林寺
	彫刻	木造騎獅文殊菩薩及脇侍像	文殊院
	工芸	銅板法華説相図	長谷寺
	書跡	法華經、観普賢經、無量義經、阿弥陀經、般若心經	長谷寺
	考古資料	大和国栗原寺三重塔伏鉢	談山神社
建造物	談山神社、権殿	談山神社	
	大神神社拝殿、三ツ鳥居、撰社大直禰子神社社殿	大神神社	
	長谷寺	長谷寺	
	白山神社本殿	文殊院	
	談山神社十三重塔	談山神社	
	摩尼輪塔	談山神社	
絵画	絹本著色大威徳明王像	談山神社	
	紺紙金銀泥法華經宝塔曼荼羅図	談山神社	
	絹本著色阿弥陀如来迎図	長谷寺	
	絹本著色浄土曼荼羅図	長谷寺	
	紙本白描高雄曼荼羅図像	長谷寺	
	絹本著色地藏十王像	能満院	
	絹本著色春日曼荼羅図	能満院	
	絹本著色十一面観音像	能満院	
彫刻	旧慈門院障壁画	多武峰	
	木造地藏菩薩立像	長谷寺	
	木造不動明王坐像	長谷寺	
	銅造十一面観音立像	長谷寺	
	木造十一面観音立像	長谷寺	
	木造不動明王坐像	普門院	
	木造不動明王坐像	玄賓庵	
	木造薬師如来立像	竹林寺	
	木造地藏菩薩立像	来迎寺	
	石板浮彫伝弥勒如来像、伝釈迦如来像	金屋	
	石造浮彫伝薬師三尊像	石位寺	
	木造不動明王坐像	不動院	
	木造天神坐像	與喜天満神社	
	工芸	四方殿舍利厨子	能満院
脇指銘備州長船義景		談山神社	
短刀銘来国俊		談山神社	
短刀銘成繩		談山神社	
太刀銘吉平		談山神社	
短刀銘備中国住平忠		談山神社	
薙刀銘一		談山神社	
金沃懸地平文太刀		談山神社	
石燈籠		談山神社	
朱漆金銅装楯		大神神社	
金鼓		長谷寺	
銅錫杖頭		長谷寺	
赤糸威鎧、白糸威鎧、鷹羽威鎧、三目札鎧、藍葦威肩赤大袖		長谷寺	
三鈷柄劍		長谷寺	
石燈籠		東大谷日女神社	
書跡		紙本墨書周書 卷第十九	大神神社
		宋版一切經	長谷寺
	僻連抄	長谷寺	
	本朝文粹 卷第十三、十四	初瀬	
歴史資料	談山神社本殿造営図並所用具図	談山神社	
特別史跡	山田寺跡	山田	
	文殊院西古墳	阿部	
史跡	栗原寺跡	栗原	
	花山塚古墳	栗原	

区分	名称	所有者又は所在地
史 跡	天王山古墳	倉橋
	安倍寺跡	安倍木材団地一丁目
	桜井茶白山古墳	外山
	艸墓古墳	谷
	珠城山古墳	穴師
	メスリ山古墳	高田、上之宮
	茅原大墓古墳	茅原
	大神神社境内	三輪
	吉備池廃寺跡	吉備
	纏向古墳群	太田、箸中
	纏向遺跡	辻、太田
天然記念物	箸墓古墳週濠	箸中
	与喜山暖帯林	初瀬

### 奈良県指定文化財

区分	名称	所有者又は所在地
建 造 物	談山神社東大門、大鳥居	談山神社
	文殊院庫裏	文殊院
	春日神社本殿	春日神社
	大神神社(勅使殿、勤番所)	大神神社
	長谷寺一切経蔵	長谷寺
絵 画	絹本著色興教大師像	長谷寺
	絹本著色春日曼荼羅図	長谷寺
	紙本著色本尊十一面観音御影	長谷寺
	紙本著色長谷寺縁起	長谷寺
	紙本白描不動明王図像、愛染明王図像	長谷寺
	絹本著色阿弥陀浄土図	能満院
	絹本著色普賢十羅刹女像	能満院
	絹本著色天川弁才天曼荼羅図	能満院
	絹本著色聖徳太子絵伝	談山神社
	絹本著色多武峯縁起	談山神社
彫 刻	木造地藏菩薩立像	長谷寺
	木造定和上人坐像	長谷寺
	木造薬師如来、釈迦如来、薬師如来坐像	東田
	木造大黒天立像	大神神社
	木造地藏菩薩立像	竹林寺
工 芸	木造阿弥陀如来坐像	報恩寺
	聖観音毛彫御正体	大神神社
	高杯	大神神社
	孔雀文銅磐	長谷寺
	金銅五鈷鈴	長谷寺
書 跡・典 籍	銅梵鐘	談山神社
	悉曇蔵 自第三至第八	長谷寺
歴 史 資 料	長谷寺版両界曼荼羅板木	長谷寺
古 文 書	談山神社文書	談山神社
考 古 資 料	袈裟襷文銅鐸	桜井市立埋蔵文化財センター
有形民俗文化財	応安連歌新式等並びに天神御影	長谷寺
史 跡	谷首古墳	阿部
	ムネサカ古墳(第1号墳)	栗原
	越塚古墳	栗原
	多武峯町石	上之宮、浅古、下、倉橋、北音羽、下居、南音羽、百市、八井内、多武峰
天 然 記 念 物	文殊院東古墳	阿部
	ソテツの巨樹	外山
	浄鏡寺旧境内のアスナロの群落	笠
	初瀬のイチョウの巨樹	素浅鳴雄神社
	お葉つきイチョウ	南音羽
	瀧蔵神社社そう	滝倉

桜井市指定文化財

区分	名称	所有者又は所在地
建 造 物	文殊院本堂	文殊院
	出雲地区十二柱神社境内五輪塔	十二柱神社
	與喜天満神社本殿	與喜天満神社
	旧妙楽寺子院常住院の表門	談山神社
絵 画	絹本著色十三仏図	医王寺
	補陀落山浄土図	聖林寺
	増賀上人行業記絵巻	談山神社
彫 刻	木造十一面観音立像	白木
	木造阿弥陀如来坐像	阿弥陀堂
	木造釈迦三尊像	文殊院
	木造大日如来坐像	文殊院
	木造天神坐像	與喜天満神社
	木造神像	與喜天満神社
	木造十一面観音菩薩立像	慶田寺
工 芸	銅花瓶	長谷寺
	素文馨	聖林寺
	青白磁 唐子蓮花唐草文瓶	談山神社
	青白磁 渦文瓶	談山神社
	鉄湯釜	與喜天満神社
考 古 資 料	上之宮遺跡出土の木簡	桜井市立埋蔵文化財センター
	大福遺跡出土の富本銭と歩揺	桜井市立埋蔵文化財センター
	谷遺跡出土の無文銀銭	桜井市立埋蔵文化財センター
	纏向遺跡出土の弧帯石	桜井市立埋蔵文化財センター
	纏向遺跡出土の弧文板	桜井市立埋蔵文化財センター
	安倍寺遺跡出土のガラス板	桜井市立埋蔵文化財センター
	桜井公園2号墳出土のミニチュア土器と簪形銀製品	桜井市立埋蔵文化財センター
	コロコロ山古墳出土の金銅製刀子	桜井市立埋蔵文化財センター
	芝遺跡出土の絵画土器	桜井市立埋蔵文化財センター
	纏向遺跡出土木製仮面・木製鎌柄・木製盾	桜井市立埋蔵文化財センター
	磐余井石郡出土木製車輪	桜井市立埋蔵文化財センター
	茅原大墓古墳出土盾持人埴輪	桜井市立埋蔵文化財センター
古 文 書	高瀬道常大日記	生田 153
	忍阪宮座文書	忍阪 534
史 跡	上之宮遺跡	上之宮
	兎塚古墳	浅古
	カタハラ1号墳	倉橋
天 然 記 念 物	安楽寺のエドヒガンザクラ	白木
	満願寺のシダレザクラ	今井谷
	御破裂山アカガシ林	談山神社
	押坂山口坐神社のクスノキ	赤尾
	與喜天満神社お旅所 紅梅	與喜天満神社
	談山神社のエドヒガン(薄墨桜)	談山神社
北白木高龕神社の社叢	白木	

## 4 資機材等備蓄状況

### (1) 水防倉庫設置箇所

水防倉庫の所在地は、大字栗殿、大字大西とする。

### (2) 水防資材備蓄状況

品目	数量	品目	数量
袋類	10,000	とびくち	5
杭	1,552	くわ	11
シート	275	かま	17
ビニール紐	60	なた	20
ジョレン	12	のこぎり	11
金こて	0	かけや	25
一輪車	10	ペンチ	4
水中ポンプ	17	金槌	16
電気ドラム	0	懐中電灯	12
スコップ	54	斧	10
つるはし	22	たこづち	1

### (3) 保有防災資機材

品目	数量
発電機	22
投光器	56
燃料携行缶(200)	18
屋外用コードリール	18
アルミ折りたたみヤカー	18
ブルーシート (5.4m×7.2m) 5P	18

# Ⅲ 災害応急対策計画資料

## 1 避難計画関係

### (1) 指定緊急避難場所一覧及び位置図

指定緊急避難場所一覧表

No.	名称	所在地	電話番号	利用区分	対象とする災害			
					地震	洪水	土砂災害	大規模な火災
1	まほろばセンター	桜井1259	0744-42-1973		○	○	○	○
2	桜井小学校	谷957	0744-42-2110	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
3	城島小学校	外山330	0744-42-2344	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
4	桜井中学校	浅古593	0744-43-7345	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
5	桜井南小学校	浅古21	0744-42-3373	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
6	安倍小学校	生田578	0744-42-9800	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
7	総合福祉センター (旧高齢者総合福祉センター)	倉橋1166	0744-43-1658	センター	○	○	○	○
				駐車場	○	—	—	○
8	上之郷体育館 (旧上之郷小学校)	笠82		体育館	○	○	△	○
				グラウンド	○	—	—	○
9	上之郷公民館	小夫3266	0744-48-8003	公民館	×	○	○	○
				駐車場	○	—	—	○
10	初瀬観光センター	初瀬1593-2	0744-44-3331	センター	○	○	△	○
				駐車場	○	—	—	○
11	桜井東ふれあいセンター	初瀬2337	0744-47-7026		×	○	△	○
12	桜井東ふれあいセンター分館	初瀬1626-1	0744-47-8275		○	○	○	○
13	初瀬小学校	初瀬1556	0744-47-7157	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
14	桜井東中学校	初瀬1655	0744-47-7337	体育館	○	×	△	○
				グラウンド	○	—	—	○
15	吉隠公民館	吉隠726		公民館	×	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
16	朝倉小学校	黒崎626	0744-42-2218	体育館	○	○	△	○
				グラウンド	○	—	—	○
17	大福小学校	大福820	0744-42-3167	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
18	桜井市西老人憩いの家	大福77-1	0744-46-3510		×	○	○	○
19	第1保育所	吉備648-1	0744-42-3166		○	○	○	○
20	桜井西ふれあいセンター	吉備646-16	0744-42-3040		×	○	○	○
21	桜井西ふれあいセンター分館	西之宮211-1	0744-43-9107		○	○	○	○
22	桜井西小学校	上之庄594-1	0744-43-7830	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
23	桜井西中学校	大福747	0744-45-2731	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
24	芝運動公園	三輪686	0744-45-0609	駐車場	○	—	—	○
25	総合体育館	三輪686	0744-45-0609	体育館	○	○	○	○

No.	名称	所在地	電話番号	利用区分	対象とする災害			
					地震	洪水	土砂災害	大規模な火災
26	桜井市民体育館	芝54-1	0744-46-3949	体育館	×	×	○	○
27	三輪小学校	三輪324	0744-42-6063	体育館	○	○	△	○
				グラウンド	○	—	—	○
28	大三輪中学校	芝1401	0744-43-6416	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
29	織田小学校	芝1177	0744-43-0100	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
30	纏向小学校	東田339	0744-42-6116	体育館	○	○	○	○
				グラウンド	○	—	—	○
31	桜井北ふれあいセンター	豊田314-2	0744-43-2838		○	○	○	○
32	第5保育所	豊前267	0744-43-7440		×	○	○	○
33	桜井北ふれあいセンター分館	豊田311-2	0744-43-2838		×	○	○	○
34	図書館	河西31	0744-44-2600	図書館	○	○	△	○
				駐車場	○	—	—	○
35	桜井市グリーンパーク	浅古485-1	0744-45-2001		○	○	○	○
36	天理教明和大教会	川合254-1			○	○	○	○
37	桜井公園	谷565番地外			○	—	—	○
38	安倍史跡公園	安倍木材団地 1-8-6			○	—	—	○
39	朝倉台2号公園	慈恩寺 1000-135外			○	—	—	○
40	旧纏向小学校跡地	辻24-1		グラウンド	○	—	—	○
41	豊田児童公園	豊田			○	—	—	○
42	高齢者ふれあい広場	芝24-1			○	—	—	○
43	なかつみち児童公園	大福370			○	—	—	○
44	大福吉備中央公園	大福107			○	—	—	○
45	桜井中央児童公園	栗殿1001			○	—	—	○
46	朝倉台4号公園	朝倉台西6- 1370			○	—	—	○
47	昭和児童公園	桜井243-1			○	—	—	○
48	多武峰第1駐車場	多武峰473外		駐車場	○	—	—	○
49	中央公民館	栗殿202	0744-42-9111		×	○	○	○

#### ■協定による指定緊急避難場所

50	イオン桜井店	上之庄 278-1		駐車場	○	—	—	○
51	LAMU(ラ・ムー) 桜井店	東新堂 500		駐車場	○	—	—	○
52	桜井木材協同組合	栗殿 350	0744-42-3535	駐車場	○	—	—	○

※ 小・中学校では、利用区分の「体育館」には校舎を含む

※ ○は利用可能

△は避難施設が土砂災害警戒区域にあるため、周辺状況をみて利用可能か判断する

×は利用不可能

—は対象外

指定緊急避難場所位置図



(2) 指定避難所一覧表及び位置図

指定避難所一覧表

No.	名称	所在地	電話番号	利用区分	対象とする災害				収容可能人数(人)
					地震	洪水	土砂災害	大規模な火災	
1	まほろばセンター	桜井1259	0744-42-1973		○	○	○	○	745
2	関西中央高校	桜井502	0744-43-1001	体育館	○	○	△	○	600
3	桜井高校	桜井95	0744-45-2041	体育館	○	○	○	○	948
4	桜井小学校	谷957	0744-42-2110	体育館	○	○	○	○	602
5	川合区集会所	川合253-11			×	○	○	○	45
6	城島小学校	外山330	0744-42-2344	体育館	○	○	○	○	780
7	さくら幼稚園	粟殿480-1	0744-42-6032		○	○	○	○	110
8	桜井中学校	浅古593	0744-43-7345	体育館	○	○	○	○	1,060
9	奈良情報商業高校	河西770	0744-42-4014	体育館	○	○	○	○	400
10	桜井南小学校	浅古21	0744-42-3373	体育館	○	○	○	○	929
11	桜井学園(旧第4保育所)	忍阪32-1	0744-43-0504	体育館	○	○	○	○	299
12	戒重集会所(幸玉会館)	戒重209-34	0744-43-6411		×	○	○	○	73
13	戒重区会所	戒重45			○	○	○	○	25
14	安倍小学校	生田578	0744-42-9800	体育館	○	○	○	○	635
15	多武峰地区集会所	八井内240			○	○	×	○	59
16	総合福祉センター (旧高齢者総合福祉センター)	倉橋1166	0744-43-1658	センター	○	○	○	○	1,250
17	上之郷体育館 (旧上之郷小学校)	笠82		体育館	○	○	△	○	204
18	上之郷公民館	小夫3266	0744-48-8003	公民館	×	○	○	○	86
19	初瀬観光センター	初瀬1593-2	0744-44-3331	センター	○	○	△	○	46
20	桜井東ふれあいセンター	初瀬2337	0744-47-7026		×	○	△	○	225
21	桜井東ふれあいセンター分館	初瀬1626-1	0744-47-8275		○	○	○	○	500
22	初瀬小学校	初瀬1556	0744-47-7157	体育館	○	○	○	○	518
23	普門院	初瀬731-1	0744-47-7447		×	○	○	○	33
24	昭和寮	初瀬731-1	0744-47-7001		×	○	○	○	103
25	桜井東中学校	初瀬1655	0744-47-7337	体育館	○	○	△	○	845
26	吉隠公民館	吉隠726		公民館	×	○	○	○	200
27	朝倉小学校	黒崎626	0744-42-2218	体育館	○	○	△	○	589
28	大福小学校	大福820	0744-42-3167	体育館	○	○	○	○	837
29	桜井市西老人憩いの家	大福77-1	0744-46-3510		×	○	○	○	92
30	第1保育所	吉備648-1	0744-42-3166		○	○	○	○	521
31	桜井西ふれあいセンター	吉備646-16	0744-42-3040		×	○	○	○	400
32	桜井西ふれあいセンター分館	西之宮211-1	0744-43-9107		○	○	○	○	599
33	桜井西小学校	上之庄594-1	0744-43-7830	体育館	○	○	○	○	912
34	桜井西中学校	大福747	0744-45-2731	体育館	○	○	○	○	910
35	総合体育館	三輪686	0744-45-0609	体育館	○	○	○	○	1,090
36	桜井市民体育館	芝54-1	0744-46-3949	体育館	×	×	○	○	384
37	三輪小学校	三輪324	0744-42-6063	体育館	○	○	△	○	588
38	大神神社大札記念館新館	三輪330	0744-42-6633		×	○	△	○	223
39	大三輪中学校	芝1401	0744-43-6416	体育館	○	○	○	○	728



No.	名称	所在地	電話番号	利用区分	対象とする災害				収容可能人数(人)
					地震	洪水	土砂災害	大規模な火災	
40	織田小学校	芝1177	0744-43-0100	体育館	○	○	○	○	531
41	纏向小学校	東田339	0744-42-6116	体育館	○	○	○	○	449
42	桜井北ふれあいセンター	豊田314-2	0744-43-2838		○	○	○	○	107
43	第5保育所	豊前267	0744-43-7440		×	○	○	○	230
44	桜井北ふれあいセンター分館	豊田311-2	0744-43-2838		×	○	○	○	197
45	図書館	河西31	0744-44-2600	図書館	○	○	△	○	309
46	桜井市グリーンパーク	浅古485-1	0744-45-2001		○	○	○	○	359
47	横内集会所	大福196-4	0744-46-1201		○	○	○	○	70
48	慈恩寺集会所	慈恩寺398			○	○	△	○	73
49	天理教明和大教会	川合254-1			○	○	○	○	197
50	赤尾地区コミュニティ集会所	赤尾329-1			○	○	×	○	45
51	畿央大学付属幼稚園 冬木記念館	朝倉台西5丁目 1093-318外	0744-45-0151		○	○	△	○	97
52	桜井木材協同組合	桜井市栗殿350外	0744-42-3535		○	○	○	○	186
53	中央公民館	栗殿202	0744-42-9111		×	○	○	○	185
			収容可能人数計(人)		19,752	20,999	22,124	—	—

※ 小・中学校では、利用区分の「体育館」には校舎を含む

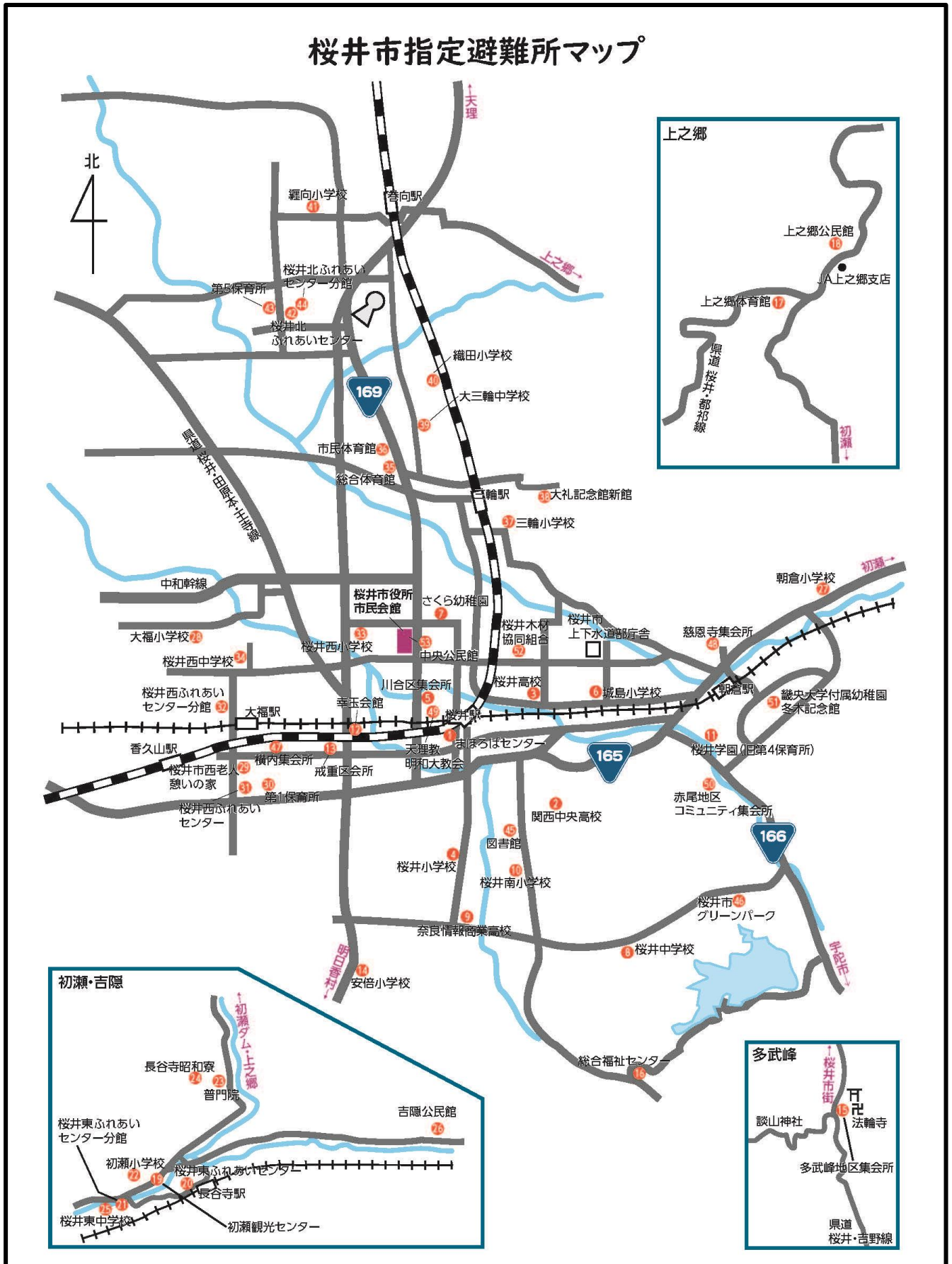
※ ○は利用可能

△は避難施設が土砂災害警戒区域にあるため、周辺状況をみて利用可能か判断する

×は利用不可能

—は対象外

指定避難所位置図



### (3) 福祉避難所一覧表

#### ■協定による福祉避難所

No.	法人名	施設名称	所在地
1	社会福祉法人恩賜財団 済生会支部奈良県済生会	介護老人保健施設シルバーケアまほろばの 一部	奈良県桜井市大字阿部 345 番地 1、 318 番地 1、344 番地 1、346 番地
2	社会福祉法人敬生会	ケアハウス三輪の里の一部	奈良県桜井市大字慈恩寺 285 番地、 278 番地、696 番地、2017 番地
3	社会福祉法人清光会	特別養護老人ホーム秀華苑の一部	奈良県桜井市大字出雲 1642 番地 1
		特別養護老人ホームきび秀華苑の一部	奈良県桜井市大字吉備 542 番地 2
4	社会福祉法人やまと	小規模多機能型居宅介護事業所杜の桜の一部	奈良県桜井市大字慈恩寺 1 番地 1
5	社会福祉法人大和桜井園	特別養護老人ホーム大和桜井園の一部	奈良県桜井市大字阿部 1070 番地、 1073 番地
6	社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会	桜井市総合福祉センターの一部 (旧高齢者総合福祉センター)	奈良県桜井市大字倉橋 1166 番地
7	社会福祉法人太陽の村	グランビレッジ倉橋の一部	奈良県桜井市大字倉橋 1088 番地 1
8	社会福祉法人やまと	日中サービス支援型共同生活援助事務所たぬ きどりの一部	奈良県桜井市大字倉橋 1608 番地 2
9	社会福祉法人桜井市手を つなぐ育成会虹の郷	指定障害福祉サービスセンター双葉の一部	奈良県桜井市大字大泉 573 番地 4

(4) 要配慮者利用施設の名称、所在地（浸水想定区域内・土砂災害警戒区域内）

浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設

No.	施設名称	施設区分	所在地
1	デイサービスセンター幸和	社会福祉施設	桜井市三輪 419
2	医療法人医真会デイケアみわ	社会福祉施設	桜井市三輪 496-1
3	オリーブの里	社会福祉施設	桜井市橋本 469-1
4	あすならホーム桜井グループホーム	社会福祉施設	桜井市粟殿 800
5	小規模多機能型事業所サラ	社会福祉施設	桜井市大福 700
6	デイサービスかしの木	社会福祉施設	桜井市大福 702-1
7	サラ・ハウスⅡ	社会福祉施設	桜井市大福 702-1
8	双葉	社会福祉施設	桜井市大泉 573-4
9	楽しい輪	社会福祉施設	桜井市三輪 404
10	桜井東中学校	学校施設	桜井市初瀬 1655

土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設

No.	施設名称	施設区分	所在地
1	サテライト芝の里	社会福祉施設	桜井市外山 1094-4
2	デイサービスいこいのもり	社会福祉施設	桜井市粟原 62-3
3	小規模多機能型居宅介護社の桜	社会福祉施設	桜井市慈恩寺 1-1
4	三輪の里デイサービスセンター	社会福祉施設	桜井市慈恩寺 285
5	ケアハウス三輪の里	社会福祉施設	桜井市慈恩寺 285
6	オリーブの里	社会福祉施設	桜井市橋本 469-1
7	デイサービスことりの里	社会福祉施設	桜井市初瀬 2425-1
8	特別養護老人ホーム秀華苑	社会福祉施設	桜井市出雲 1642
9	短期入所生活介護事業所秀華苑	社会福祉施設	桜井市出雲 1642
10	秀華苑デイサービスセンター	社会福祉施設	桜井市出雲 1642
11	障害福祉サービスセンター あゆみ	社会福祉施設	桜井市桜井 535-1
12	さくらんぼ	社会福祉施設	桜井市桜井 535-1
13	朝倉学童保育所	社会福祉施設	桜井市黒崎 626
14	三輪学童保育所	社会福祉施設	桜井市三輪 324
15	桜井学童保育所	社会福祉施設	桜井市谷 957
16	第2保育所	社会福祉施設	桜井市外山 474-21
17	第3保育所	社会福祉施設	桜井市初瀬 1593
18	ドリーム保育園	社会福祉施設	桜井市外山 1094-7
19	託児保育所ドリームハウス	社会福祉施設	桜井市外山 1094-7
20	桜井市東老人憩の家	社会福祉施設	桜井市初瀬 2453-1
21	グループホーム グランビレッジ倉橋	社会福祉施設	奈良県桜井市倉橋 1088-1
22	ショートステイ グランビレッジ倉橋	社会福祉施設	奈良県桜井市倉橋 1088-1

No.	施設名称	施設区分	所在地
23	デイサービスことりの里	社会福祉施設	奈良県桜井市初瀬 2425-1
24	デイサービスセンター グランビレッジ倉橋	社会福祉施設	奈良県桜井市倉橋 1088-1
25	地域密着型特別養護老人ホーム グランビレッジ倉橋	社会福祉施設	奈良県桜井市倉橋 1088-1
26	たぬきどり	社会福祉施設	桜井市倉橋 1608-2
27	三輪幼稚園	学校施設	桜井市三輪 324
28	桜井南幼稚園	学校施設	桜井市河西 207
29	畿央大学附属幼稚園	学校施設	桜井市朝倉台西 5-1093-321
30	桜井小学校	学校施設	桜井市谷 957
31	朝倉小学校	学校施設	桜井市黒崎 626
32	三輪小学校	学校施設	桜井市三輪 324
33	桜井中学校	学校施設	桜井市浅古 593
34	桜井東中学校	学校施設	桜井市初瀬 1655
35	関西中央高等学校	学校施設	桜井市桜井 502

(5) 応急仮設住宅建設候補地

番号	名称(施設名)	所在地	所有者	有効面積(m <sup>2</sup> )	仮設住宅建設可能戸数
1	旧纏向小学校跡地	桜井市辻 24-1	桜井市	8,831	72
2	桜井市ゲートボール場	桜井市芝 958	桜井市	3,682	18
3	なかつみち児童公園	桜井市大福 370	桜井市	4,112	27
4	大福吉備中央公園	桜井市大福 107	桜井市	2,946	10
5	桜井中央児童公園	桜井市栗殿 1031	桜井市	4,995	39
6	昭和児童公園	桜井市桜井 243-1	桜井市	4,639	28
7	安倍史跡公園	桜井市安倍木材団地 1 丁目 8-6	桜井市	8,554	60
8	豊田児童公園	桜井市豊田 311-7	桜井市	2,785	12
計				40,204	286

## 2 災害通信計画資料

### (1) 奈良県防災行政無線専用電話番号表

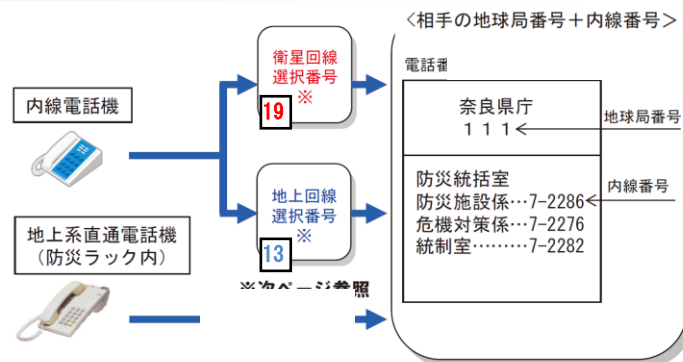
#### 県及び県出先機関

局名	課	防災 TEL	防災 FAX	備考及び NTT 電話番号
県庁	災害対策本部 (災害対策本部等設置時のみ)	111-9100 111-9101		
	統 制 室	111-9070	111-9210	
	防 災 統 括 室	111-9009	111-9300	FAX 0742-23-9244
	県 健 康 福 祉 部 企 画 管 理 室	111-9015	111-9368	TEL 0742-27-8504
	地 域 福 祉 課		111-9368	FAX 0742-22-5709
	医 療 政 策 部 企 画 管 理 室	111-9016	111-9364	FAX 0742-22-2725
	農 林 部 企 画 管 理 室	111-9020	111-9356	FAX 0742-26-6265
	農 村 振 興 課	111-9021	111-9357	FAX 0742-24-5179
	林 業 振 興 課		111-9363	TEL 0742-27-7471
	森 林 整 備 課		111-9362	TEL 0742-27-7612
	道 路 管 理 課	111-9024	111-9354	TEL 0742-27-7499
	河 川 課	111-9025	111-9220	FAX 0742-22-1399
	下 水 道 課	111-9026	111-9347	FAX 0742-23-9318
中和土木事務所	庶 務 課	151-723	151-9440	TEL 0744-48-3070 FAX 0744-48-3134

#### 市及び消防署

	防災 TEL	防災 FAX	設置
桜 井 市	206-307	206-690	危 機 管 理 課
奈良県広域消防組合 井消防署	542-11	542-21	通信指令室 (防災ラック)

#### 1. 電話のかけ方



例：県庁防災統括室防災施設係に衛星回線でかける場合 (衛星番号) - 111-7-2286  
 // 危機対策係に地上回線でかける場合 (地上番号) - 111-7-2276

## (2) 桜井市MCA移動系無線 呼出し番号一覧表

No.	個別番号	自局名称(よみ)	設置場所名称	種別
1	001	桜井防災本部 (さくらいぼうさいほんぶ)	桜井市役所	指令局
2	002	初瀬小 (はせしょう)	初瀬小学校	半固定局
3	003	桜井東中 (さくらいひがしちゅう)	桜井東中学校	半固定局
4	004	朝倉小 (あさくらしょう)	朝倉小学校	半固定局
5	005	桜中 (さくちゅう)	桜井中学校	半固定局
6	006	桜井南小 (さくらいみなみしょう)	桜井南小学校	半固定局
7	007	桜井小 (さくらいしょう)	桜井小学校	半固定局
8	008	安倍小 (あべしょう)	安倍小学校	半固定局
9	009	纏向小 (まきむくしょう)	纏向小学校	半固定局
10	010	織田小 (おだしょう)	織田小学校	半固定局
11	011	大三輪中 (おおみわちゅう)	大三輪中学校	半固定局
12	012	三輪小 (みわしょう)	三輪小学校	半固定局
13	013	城島小 (しきしましょう)	城島小学校	半固定局
14	014	桜井西小 (さくらいにししょう)	桜井西小学校	半固定局
15	015	桜井西中 (さくらいにしちゅう)	桜井西中学校	半固定局
16	016	大福小 (だいふくしょう)	大福小学校	半固定局
17	017	桜井済生会 (さくらいさいせいかい)	済生会中和病院	半固定局
18	018	高齢福祉センター (こうれいふくしせんたー)	総合福祉センター	半固定局
19	019		【中継】 高齢者総合福祉センター	中継局
20	020		【中継】 笠そば処作業所	中継局
21	021		【中継】 中白木集会所	中継局
22	022	桜井移動1 (さくらい いどう1)	携帯局1	携帯局
23	023	桜井移動2 (さくらい いどう2)	携帯局2	携帯局
24	024	桜井移動3 (さくらい いどう3)	携帯局3	携帯局
25	025	桜井移動4 (さくらい いどう4)	携帯局4	携帯局
26	026	桜井移動5 (さくらい いどう5)	携帯局5	携帯局



### (3) 非常通信経路

市町村	市町村役場から(km)	非常通信経路
桜井市	0	桜井市役所 (危機管理課) ————— [地星] ————— 県庁 (防災統括室)
	0	奈良県広域消防組合 桜井消防署 [消] ————— 奈良市消防局 [地星] ————— 県庁 (防災統括室)
	0.5	桜井警察署 (地域課) [警] ————— 県警本部 (通信指令課) . . . . . 県庁 (防災統括室)
	0.7	J R 桜井駅 (王寺鉄道部) [J] ————— JR 近畿統括本部 [N] ————— 県庁 (防災統括室)
	0.7	近鉄桜井駅 [近] ————— 近鉄奈良駅 . . . . . 県庁 (防災統括室)

### 3 食料供給計画資料

#### (1) 炊出場所一覧表（候補）

名称	所在地	炊出可能人員	電話番号
1. 開設した各避難所	各避難所所在地	避難者数による	各避難所
2. 桜井市立学校給食センター	大字金屋	5,000	43-2200
3. 奈良マルタマフーズ株式会社	大字大泉	5,000	42-9345
4. 名阪食品株式会社	大字吉備	3,000	43-8235
5. 有限会社コーナー	大字大福	2,000	45-0475

#### (2) 応急給水用機械器具

種別	台数	運搬能力	備考
給水タンク車	2	2 m <sup>3</sup>	ポンプ加圧式
給水タンク車	1	1 m <sup>3</sup>	自然流下式
可搬式給水タンク	1	0.27m <sup>3</sup>	自然流下式

(平成 27 年 11 月 1 日現在)

### (3) 水道普及率

行政区域内 総人口	上水道			簡易水道		
	箇所数	計画 給水人口	現在 給水人口	箇所数	計画 給水人口	現在 給水人口
① (人)	② (箇所)	③ (人)	④ (人)	⑤ (箇所)	⑥ (人)	⑦ (人)
58,716	1	59,500	57,084	2	720	439
	* 0			* 0		

専用水道			専用水道		
自己水源のみによるもの			左記以外のもの		
箇所数	確認時 給水人口	現在 給水人口	箇所数	確認時 給水人口	現在 給水人口
⑧ (箇所)	⑨ (人)	⑩ (人)	⑪ (箇所)	⑫ (人)	⑬ (人)
			1	0	0

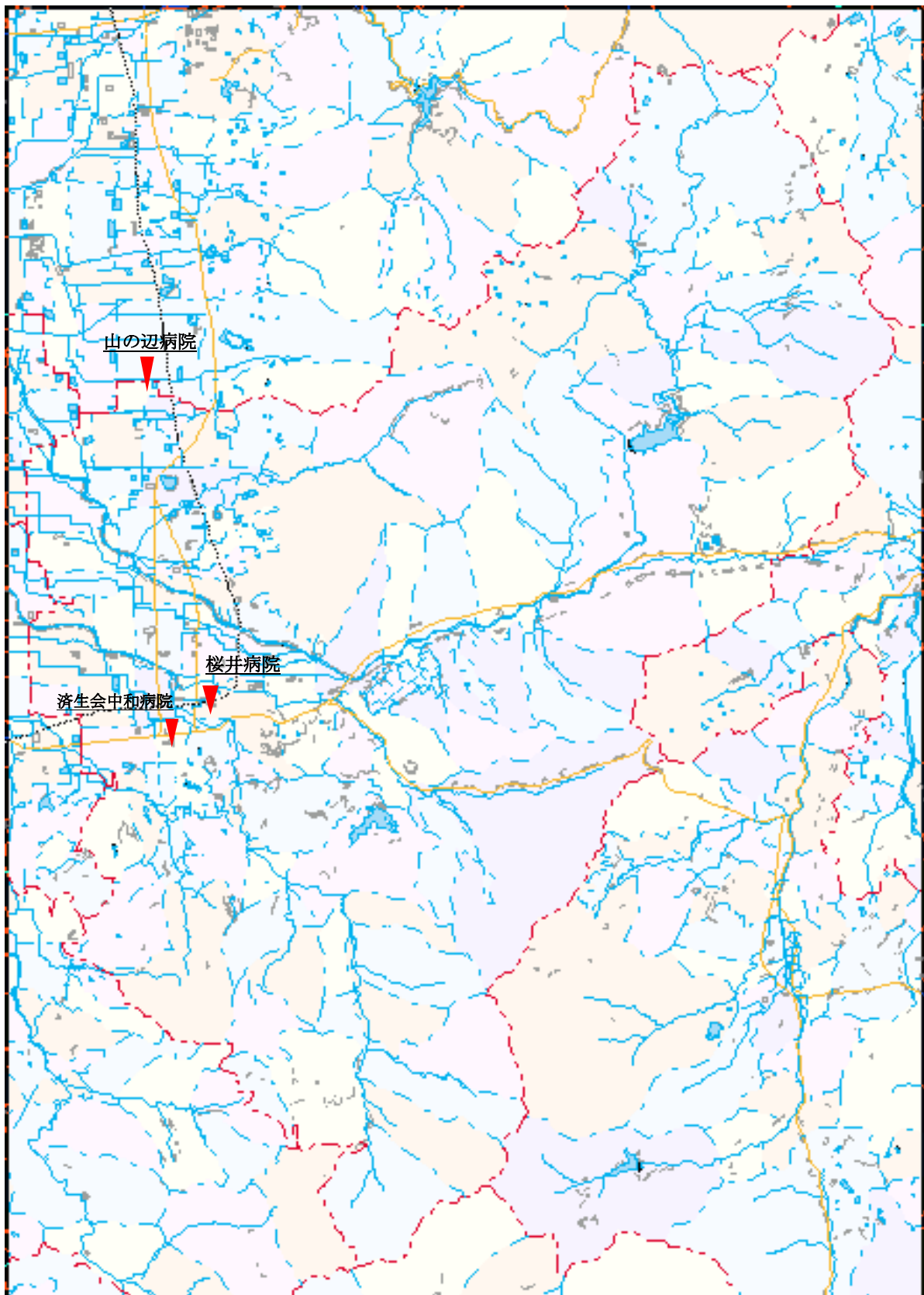
合計			普及率	飲料水供給施設		
箇所数	計画 給水人口	現在 給水人口		箇所数	計画 給水人口	現在 給水人口
②+⑤+⑧ +⑪(箇所)	③+⑥+⑨ (人)	④+⑦+⑩ =⑭(人)	⑭/① (%)	(箇所)	(人)	(人)
4	60,220	57,523	98.0	0		
				* 1	70	33

## 4 医療助産計画資料

### (1) 患者及び助産収容施設一覧及び位置図

病院名	住所	電話番号	診療科目	許可病床数							備考
				一般	老人	療養型	精神	結核	感染	総数	
社会福祉法人恩賜財団済生会 済生会中和病院	桜井市阿部 323	45-5001	内、外、整、泌、 放、脳、小、眼、 リハ、産婦、 耳、麻、皮、循、 精、病診、乳外	272		48			4	324	救急 災害 拠点 病院
医療法人 社団 岡田会 山の辺病院	桜井市草川 60	45-1199	内、外、整、脳、 麻、リハ、皮、 歯、口腔外、矯 歯	45		72				117	
医療法人 社団 清心会 桜井病院	桜井市桜井 973	45-3541	産、婦、小、内、 眼	50						50	

患者及び助産収容施設



## (2) 医療機関名一覧表

番号	診療所名	所在地	電話番号	病床数	診療科目
1	医療法人翠悠会 桜井診療所	栗殿 1019 番 7	(0744)46-2973		内 (透析のみ)
2	医療法人健全会 大福診療所	大福 240-1	42-3059		内、小、放、外
3	吉川医院	慈恩寺 1053-1	42-4064		内、小、放
4	内藤医院	桜井 996	42-2138	7	産、婦
5	近藤眼科	桜井 40	42-2069	7	眼
6	辻医院	巻野内 226-1	43-1555		内、小、心内
7	医療法人飯岡会 飯岡医院	芝 351	42-6144		内、小、呼、循
8	西村医院	芝 786-2	42-6174		内、小、放
9	医療法人親和会 岡本内科こどもクリニック	戒重 205-1・206-1-2	42-4152		内、小
10	大手内科医院	桜井 1229-4	43-3805	1	内、循
11	山添医院	三輪 381	42-6348		内
12	医療法人 白陽会大月診療所	谷 97, 98 合併番地の 6	43-4976		整、内、リハ
13	奥山医院	三輪 384	42-6036		内
14	千森医院	栗殿 466-2	43-8088	3	内、外、肛、胃腸、リハ
15	桜井市休日応急診療所	金屋 136-1	45-3443	3	内、小、外
16	共和リハビリテーション診療所	桜井 267	45-5688		整、リハ
17	羽田医院	西之宮 228-35	43-2120		内、小、放、老年内科、循、消、アレ
18	小池医院	外山 1658	42-0121	19	内、外、リハ、胃
19	内藤内科医院	川合 268			内、呼、消、循、小、リハ、放
20	香山クリニック	西之宮 219-5	45-5657		内、小、整、心内
21	大住診療所	桜井 987	42-1858		内、外、泌、肛、消
22	医療法人 米田医院	桜井 526	46-0313		内、小、呼、アレ
23	上田クリニック	栗殿 468-18	43-2006	3	婦、女性内科
24	北村医院	初瀬 2390-1	47-8666		内、外、精神内科
25	医療法人優心会 吉江医院	東新堂 83-1	46-3340		泌、内、人工透析
26	赤崎クリニック	谷 111	43-2468	19	産、婦、内
27	医療法人 章幸仁会 木下医院	阿部 550	42-4053		内、小、皮、胃
28	小西橋医院	谷 240-1	42-2290		内、神、小、リハ、アレ、耳
29	医療法人医真会 植田医院	三輪 496-1	42-6107		内、胃、小、循、外、肛、訪問診察、訪問看護
30	医療法人 中島医院	阿部 311-2	44-1811		内、循、胃、リハ
31	医療法人 菊川内科医院	桜井 875	46-2112		内、消、呼、循、腎、糖尿、肝
32	医療法人 坂口クリニック	桜井 194-2 駅前グリーンビル 1F	44-2888		内、循、小
33	青葉会 小阪医院	桜井 547	44-2580		内、消
34	中川クリニック	桜井 972-3	42-1666		内
35	医療法人 森本整形外科クリニック	桜井 1126-6	43-3112		整、外、リハ
36	皮フ科 大野クリニック	桜井 721-5	42-0120		皮
37	医療法人飯岡会 飯岡形成外科ひふ科	川合 259-5	44-2352		形外、皮
38	医療法人 いぬい耳鼻咽喉科医院	三輪 47-1	44-5587	1	耳、アレ、気管食道科
39	とりい眼科	川合 256-1	46-1713		眼

番号	診療所名	所在地	電話番号	病床数	診療科目
40	医療法人 飯岡会のぞみ診療所	忍阪 39-1	43-3888		内、小
41	杉本クリニック	谷 306-2	49-3350		内、外、消、肛
42	きむら内科医院	桜井 52-4	42-2525		内、循内
43	のぐちクリニック	上之庄 711-1	47-2355		脳外、内、リハ
44	増田眼科	上之庄 710-1	47-2577		眼
45	すずきこどもクリニック	上之庄 710-1	48-6700		小児、アレ
46	あさくらクリニック	黒崎 646-1	48-1114		内、消、糖尿病、代謝内科
47	医療法人藤三会 藤本医院	吉備 165-1	43-1702		内、呼、循、胃腸科、レントゲン科、リハ

泌：泌尿器科      消：消化器科      耳：耳鼻咽喉科      精：精神科  
 リハ：リハビリテーション科      産：産科      放：放射線科      循：循環器科      皮：皮膚科  
 心内：心療内科      アレ：アレルギー科      婦：婦人科  
 呼：呼吸器科      眼：眼科      整：整形科      神内：神経内科  
 麻：麻酔科      形外：形成外科  
 循内：循環器内科      脳外：脳神経外科

### (3) 感染症予防のための薬剤基準

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により清潔、消毒方法を実施する場合の薬剤基準

(被災住家 1戸当たり)

薬剤名	流出・全半壊床上浸水家屋	床下浸水家屋
クレゾール	200g	50g
消石灰	6kg	6kg
カルキ	200g	200g

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により、そ族、昆虫駆除を実施する場合の薬剤基準

(被災住家 1戸当たり)

薬剤の種類	薬剤量
殺虫剤(油剤)	1.8リットル
殺蛆剤	40g



## 5 廃棄物処理及び清掃計画資料

### (1) 一般廃棄物処理施設及び位置図

施設名	所在地	処理能力
桜井市グリーンパーク ごみ焼却炉棟 リサイクルセンター棟 ストックヤード棟 し尿処理場	桜井市大字浅古485-1 桜井市大字浅古485-2	150 t/日 30 t/日 1,112 m <sup>2</sup> 51kl/日

### (2) ごみ・し尿用資機材・数量

市町村名	市所有				委託業者、許可業者所有			
	し尿収集運搬車		ごみ収集運搬車		し尿収集運搬車		ごみ収集運搬車	
	バキューム車	その他	収集車	運搬車	バキューム車	その他	収集車	運搬車
桜井市			19	10	13	1	40	40

(平成26年4月1日現在)

### (3) 瓦礫等仮置き場及び一時保管場所（候補地）

名称	所在地	面積
桜井市一般廃棄物最終処分場	桜井市大字下り尾819	11,100 m <sup>2</sup>

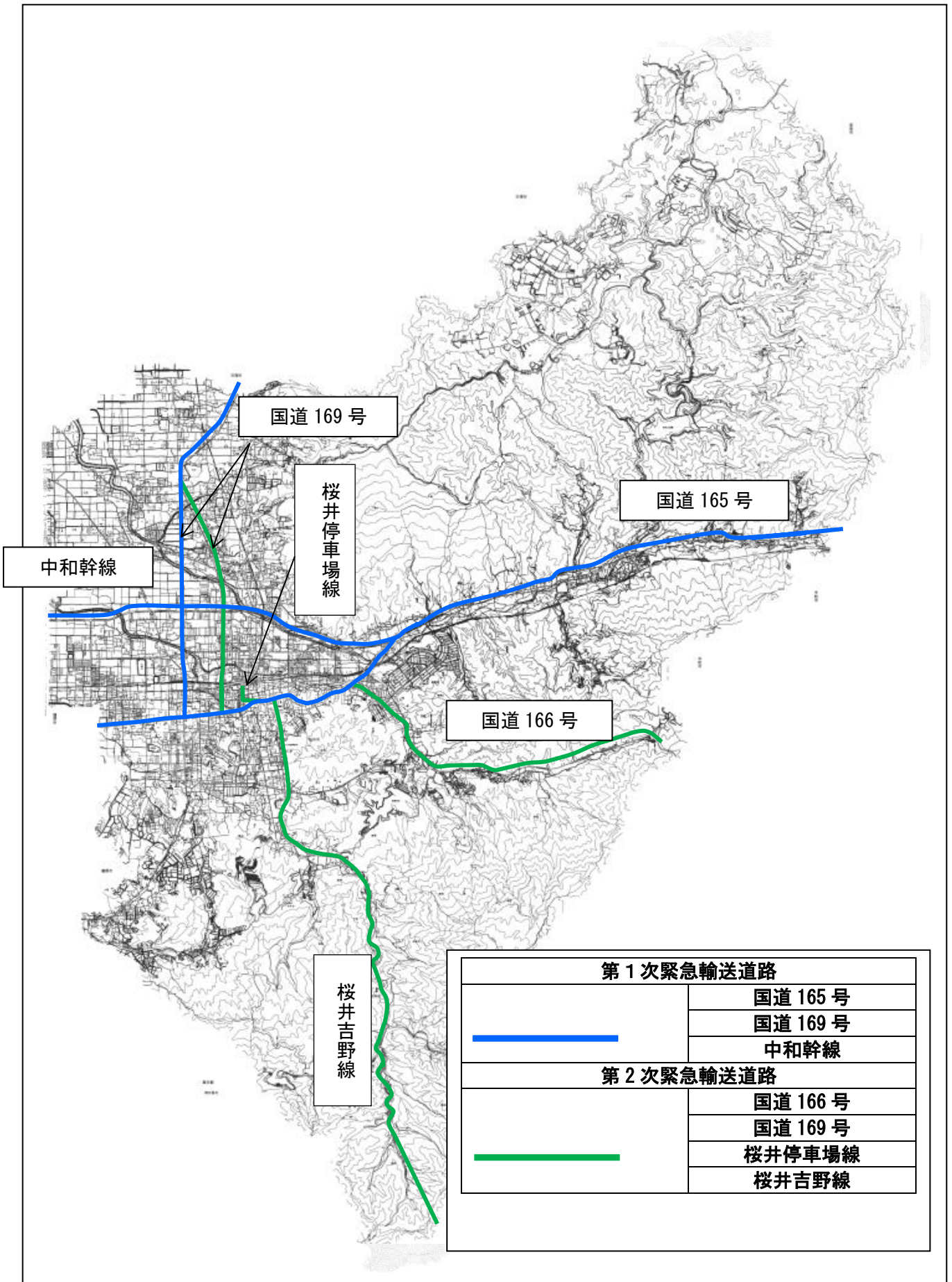
## 6 輸送計画資料

### (1) 緊急輸送支部別編成表

支部名	支部長名	電話番号
桜井	上田 勝己	(0744)43-1505

(平成15年5月31日現在)

(2) 緊急輸送道路



### (3) ヘリポート一覧表及び設置基準

#### ○ 防災ヘリコプター等飛行場外離着陸場

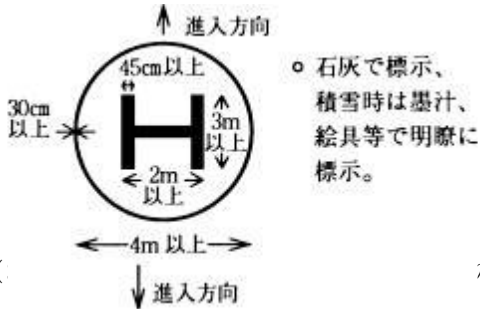
離発着場名	所在地	座標 (上段:北緯 下段:東経)	長さ(m) ×幅(m)	燃料補給 の可否	公共用、非 公共用の別
芝運動公園	桜井市三輪686	34° 31' 36" 135° 50' 29"	20×20	可	非公共用
笠多目的広場	桜井市笠	34° 33' 39" 135° 53' 43"	18×15	可	非公共用
多武峰第一駐車場	桜井市多武峰	34° 27' 38" 135° 51' 53"	38×38	否	非公共用
天理教敷島大教会駐車場	桜井市金屋537-1	34° 31' 15" 135° 51' 11"	20×20	可	非公共用

#### ○ 自衛隊災害活動用緊急飛行場外離着陸場

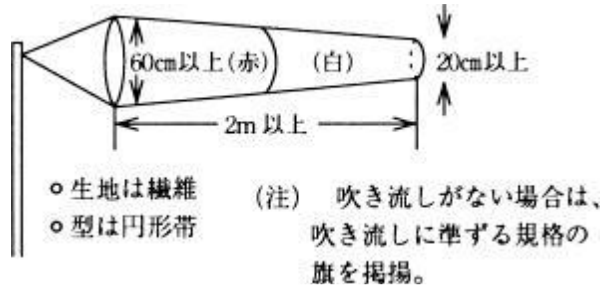
名称	所在地	地図	座標	面積	標高	庁舎との 距離	水利状況		ヘリ利用可能状況			
							種類	容量・能力	OH-6 離着陸	UH-1		消火剤吊上の 場合の条件等
										離着陸	消火剤吊上	
芝運動公園	桜井市芝	桜井	772205	63,000	68	1,300m	プール	1,675m <sup>3</sup>	◎ 8機	◎ 6機	○ 1機	

(注) ヘリ利用可能状況欄のうち、OH-6は小型を、UH-1は中型をいふ、  
◎は適地、○は条件付き適地、×は不適地を示す。  
地図は、国土地理院の地形図(1/50,000)図名

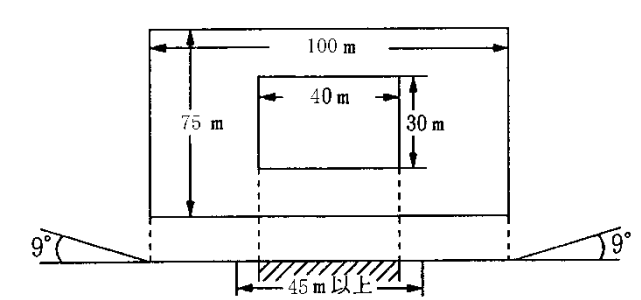
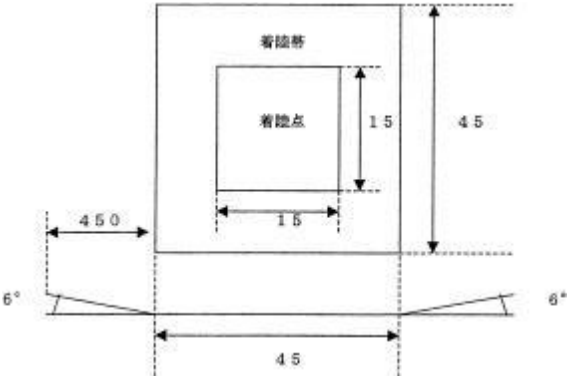
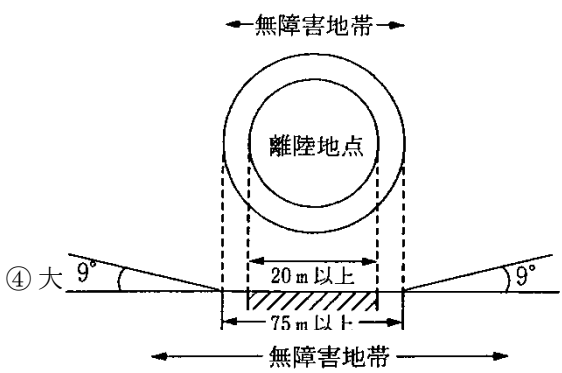
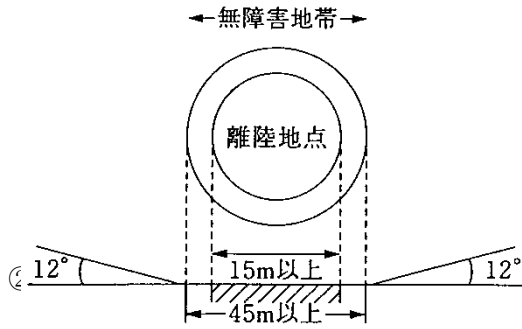
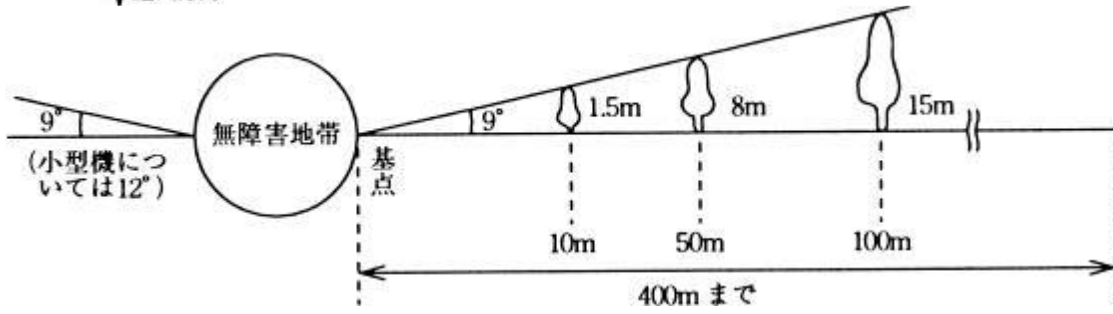
(1) ㊦の基準



(2) 吹流しの基準



( ) の基準

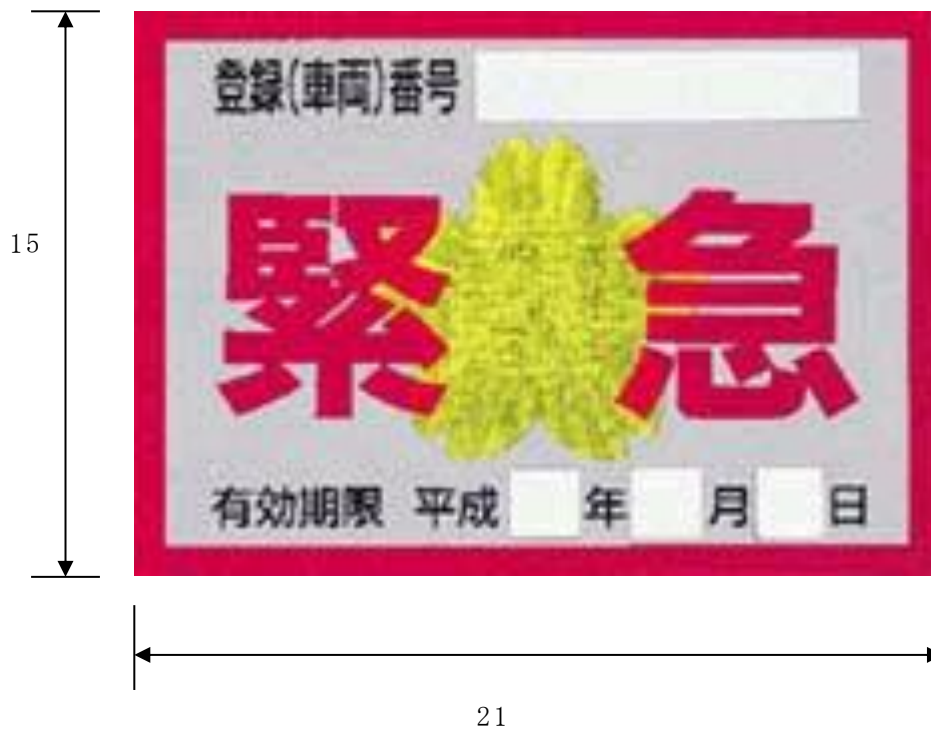


(4) 緊急通行車両確認証明書及び標章 等

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊟ 公安委員会 ㊟	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考、用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

## 標 章



- 備考
1. 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  3. 表示の長さの単位は、センチメートルとする。

(5) 市内関係機関等車両保有数

所有者	台数	車両種別	使用区分	電話
桜井市役所	3	乗用車	連絡輸送	0744-42-9111
〃	4	小型乗用車	〃	〃
〃	8	軽自	〃	〃
〃	1	道路パトロール付	〃	〃
〃	1	広報車	広報	〃
〃	47	小型貨物車	資材輸送	〃
〃	2	マイクロバス	連絡輸送	〃
消防署	3	救急車	救急車	42-4119
〃	14	消防自動車	消防水防用	〃
〃	1	救助工作車	救助用	〃
中和土木事務所	2	乗用車	連絡輸送	48-3070
〃	1	道路パトロール付	〃	〃
〃	2	中型貨物車	資材輸送	〃
桜井警察署	4	乗用車	連絡輸送	46-0110
〃	2	パトロール車	〃	〃
〃	1	輸送車	輸送	〃
奈良近鉄タクシー	20	乗用車	〃	42-2070
日本通運(株)櫃原支店	4	大型貨物車	資材輸送	24-1105
〃	2	中型貨物車	〃	〃
〃	9	小型貨物車	〃	〃
大和レッカー(有)	1	トレーラー	〃	43-3323
日の丸交通株式会社	33	乗用車	輸送	42-3255
桜井交通株式会社	12	〃	〃	42-6571
桜井運送	11	大型貨物車	資材輸送	42-2293
〃	10	中型貨物車	〃	〃
磯城運輸	14	大型貨物車	〃	42-2278
桜井南都運送	5	小型貨物車	〃	42-2486
奈良西濃運輸	25	〃	〃	42-2386
東野運送店	10	大型貨物車	〃	43-5355
〃	2	乗用車	連絡輸送	〃
的場運送店	3	中型貨物車	資材輸送	42-6148
〃	7	小型貨物車	〃	〃
〃	2	乗用車	〃	〃
中尾進	2	大型貨物車	〃	45-1501
〃	3	小型貨物車	〃	〃
〃	1	マイクロバス	輸送	〃
浦田忠一	2	小型貨物車	〃	42-7410
〃	1	マイクロバス	〃	〃
〃	1	乗用車	〃	〃
北田秀一	2	小型貨物車	〃	45-1300
所有者	台数	車両種別	使用区分	電話
中和開発KK	4	小型貨物車	資材輸送	0744-42-9311
〃	1	ブルドーザー	補修	〃
〃	2	マイクロバス	輸送	〃
〃	4	乗用車	〃	〃
田中秀則	3	小型貨物車	資材輸送	43-3660
石橋昌憲	3	〃	〃	45-0727
〃	1	乗用車	輸送	〃
石田芳男	1	小型貨物車	資材輸送	42-3745
一柳育弘	3	中型貨物車	〃	42-2642
藤井公	3	小型貨物車	〃	47-7659
中村武志	2	〃	〃	42-6613
笠谷房資	1	〃	〃	45-1540
川畑勝亮	3	中型貨物車	〃	42-6059
〃	1	乗用車	輸送	〃
〃	1	ブルドーザー	補修	〃



所有者	台数	車両種別	使用区分	電話
川 畑 清 一	1	マイクロバス	輸 送	42-3269
〃	2	中型貨物車	資材輸送	〃
藤 井 剛	1	大型貨物車	〃	47-7051
〃	2	小型貨物車	〃	〃
〃	1	マイクロバス	輸 送	〃
〃	2	ブルドーザー	補 修	〃
〃	2	乗 用 車	輸 送	〃
川 畑 清	1	大型貨物車	資材輸送	42-6137
〃	2	小型貨物車	〃	〃
山 口 孟	2	〃	〃	43-0581
堤 野 秀 子	1	乗 用 車	連絡輸送	42-6308
〃	2	小型貨物車	資材輸送	〃
小 西 広 佳	3	〃	〃	43-1710
中 尾 勤	2	大型貨物車	〃	42-3567
〃	1 2	小型貨物車	〃	〃
〃	3	乗 用 車	輸 送	〃

## 7 消防計画資料

### (1) 奈良県広域消防組合桜井消防署の消防車両等配備状況

車両		ナンバー	製造メーカー	積装メーカー	ポンプ等級
指揮車	桜井101	800 さ 7140	トヨタ	トヨタ	
消防ポンプ(CAFS)	桜井201	800 す 2025	日野自動車	日本機械工業	A-2
消防ポンプ(CAFS)	桜井203	830 た 2016	日野自動車	モリタ	A-2
消防ポンプ	桜井204	88 す 6121	三菱	日本機械工業	A-2
水槽付消防ポンプ	桜井301	800 さ 8985	日野自動車	日本機械工業	A-2
救助工作車	桜井401	830 す 1811	日野自動車	帝国繊維株式会社	
資機材搬送車	桜井601	880 あ 807	スズキ	山岡自動車	
資機材搬送車	桜井602	800 す 4509	日産		
カルディナ	桜井701	800 さ 8298	トヨタ	トヨタ	
ハイゼット	桜井702	800 あ 1827	ダイハツ	森カーサービス	
カルディナ	桜井703	830 ふ 119	トヨタ	トヨタ	
はしご車	桜井801	800 は 36	日産ディーゼル	日本機械工業	
高規格救急車	桜井901	831 ね 119	日産	オートワークス京都	
高規格救急車	桜井902	830 セ 2015	日産	奈良日産自動車	
高規格救急車	桜井903	800 さ 2018	日産	日産	
貨物車	ハイゼット	480 け 1210	ダイハツ		
事務車	カローラ	45 つ 4286	トヨタ		
事務1	アルト	50 ほ 867	スズキ		
オートバイ	カブ	桜井 免 982	ホンダ		
スクーター		桜井 け 8472	ヤマハ		
オートバイ	メイト	桜井 免 879	ヤマハ		
スクーター		桜井 S 1127	ヤマハ		

(2) 奈良県広域消防組合桜井消防署消防主力機械の状況

1. 化学消火剤および油処理剤一覧表

種類	品名	保有数量
化学消火剤	合成界面活性剤	320リットル
	水性膜消火薬剤	60リットル
油処理剤	吸収剤	50kg
	マット	640枚

2. 林野火災用器材一覧表

品名	保有数量
スコップ	30
両手斧	4
鎌	15
鉋(ナタ)	7
鋸(ノコギリ)	3
ジェットシューター	10
チェーンソー	4

(3) 奈良県広域消防組合桜井消防署特殊資機材一覧表

資機材名	数量	資機材名	数量
救命浮環	1	マルチ型ガス測定器 (酸素・可燃性ガス・硫化水素・一酸化炭素)	1
救命胴衣(大人)	16		
救命胴衣(小人)	3	耐熱衣	2
組立式FRP製ボート	1	可搬式ポンプ	3
重量物排除器具(油圧)	1	可搬式けん引機	3
重量物排除器具(エア)	1	携帯発電機(1800w)	1
救命索発射装置	1	携帯発電機(1600w)	2
空気呼吸器	20	携帯発電機(1500w)	1
エンジンカッター	5	携帯発電機(900w)	3

#### (4) 消防団数及び装備

(令和2年3月末現在)

団名	部名	団員数 (うち機能別 消防団員)	消防団車両 (車名・車両タイプ)	小型動力ポンプ		
				メーカー	仕様	級別
本部		5	広報車 (スバル・フォレスター)	IHIシバウラ	自動混合 2スト	B-3 級
			指揮車(トヨタ・サーフ)			
			団長車(トヨタ・クラウン)			
	女性部	11		トーハツ		D-1 級
桜井一分団	機動部	13	CD-I			
	倉橋部	19	積載車(軽トラ)	トーハツ	オイルレス・自動混合 2スト	B-3 級
	八井内部	19	積載車(普)	トーハツ	分離給油方式 2スト	B-3 級
	栗原部	13	積載車(軽トラ)	トーハツ	分離給油方式 2スト	B-3 級
桜井二分団	機動部	13	CD-I			
栗殿分団	機動部	16 (2)	CD-I			
朝倉分団	機動部	16 (3)	CD-I			
	黒崎部	8		トーハツ		B-2 級
	脇本部	8		トーハツ		B-2 級
	狛岩坂部	15	積載車(軽トラ)	IHIシバウラ	分離給油方式 2スト	B-3 級
	竜谷部	10		IHIシバウラ	自動混合 2スト	B-3 級
安倍分団	機動部	17	CD-I	トーハツ		B-2 級
	吉備部	12	多機能車	IHIシバウラ	オイルレス・自動混合 2スト	B-2 級
	山田部	11	積載車(軽デッキバン)	ラビット	自動混合 2スト	B-3 級
安倍分団	橋本部	7		ラビット (IHIシバウラ)	分離給油方式 2スト	B-3 級
	高家部	10	積載車(軽トラ)	トーハツ	4スト	B-3 級
	高田部	11		トーハツ		B-2 級
三輪分団	機動部	15 (1)	CD-I			
	金屋部	13	積載車(普)	トーハツ	分離給油方式 2スト	B-3 級
織田分団	機動部	19 (4)	CD-I			
	茅原部	9		トーハツ		B-2 級
	大泉部	15	積載車(軽トラ)	IHIシバウラ	分離給油方式 2スト	B-3 級
	大西部	13		ラビット		B-2 級
纏向分団	機動部	14 (1)	CD-I			
	巻野内部	6		トーハツ		B-2 級
	穴師部	16	積載車(軽デッキバン)	IHIシバウラ	分離給油方式 2スト	B-3 級
	大豆越部	10		トーハツ		B-2 級
豊田分団	機動部	18 (1)	CD-I	シバウラ		B-2 級
	東田部	14		IHIシバウラ	分離給油方式 2スト	B-3 級
	江包部	9		ラビット	分離給油方式 2スト	B-3 級
大福分団	機動部	15	CD-I			
	新屋敷部	11	積載車(軽デッキバン)	ラビット (IHIシバウラ)	分離給油方式 2スト	B-3 級
	東新堂部	13		トーハツ	分離給油方式 2スト	B-3 級
	西之宮部	10		トーハツ	自動混合 2スト	B-3 級
	機動部	14	CD-I			
初瀬分団	馳向部	16	積載車(軽デッキバン)	IHIシバウラ	分離給油方式 2スト	B-3 級
	出雲部	11		トーハツ		B-2 級
	白河部	12	積載車(軽トラ)	ラビット	分離給油方式 2スト	B-3 級
	吉隠部	17	積載車(軽デッキバン)	IHIシバウラ	分離給油方式 2スト	B-3 級

団名	部名	団員数 (うち機能別 消防団員)	消防団車両 (車名・車両タイプ)	小型動力ポンプ		
				メーカー	仕様	級別
	萱森部	14	積載車(軽トラ)	トーハツ		B-2 級
	白木部	13	積載車(軽トラ)	シバウラ		B-2 級
	笠部	17	積載車(軽トラ)	シバウラ		B-2 級
	小夫部	12	積載車(軽デッキバン)	IHIシバウラ	分離給油方式 2スト	B-3 級
計		580 人 (12 人)	32 台	36 台		

(5) 奈良県広域消防組合

名称	所在地	電話番号	FAX番号
消 防 本 部	橿原市慈明寺町 1 4 9 番地の 3	0744-26-0119	0744-22-5219
天 理 消 防 署	天理市富堂町 1 0 番地 3	0743-62-9119	0743-63-5166
桜 井 消 防 署	桜井市大字粟殿 4 3 2 番地の 1	0744-42-4119	0744-43-9119
五 條 消 防 署	五條市今井 4 丁目 3 - 2 3	0747-22-3310	0747-26-2219
大和郡山消防署	大和郡山市本庄町 3 0 0 番地	0743-59-1191	0743-56-9901
西 和 消 防 署	北葛城郡王寺町王寺 1 丁目 1 番 3 号	0745-73-1001	0745-32-7380
広 陵 消 防 署	北葛城郡広陵町疋相 3 7 4 - 1	0745-55-4123	0745-55-6621
宇 陀 消 防 署	宇陀市榛原萩原 1 2 3 0 番地	0745-82-3199	0745-82-4984
葛 城 消 防 署	葛城市中戸 4 7 5 番地	0745-69-7171	0745-69-7174
吉 野 消 防 署	吉野郡吉野町宮滝 1 7 番地の 1	0746-32-1011	0746-32-0130
橿 原 消 防 署	橿原市慈明寺町 1 4 9 番地の 3	0744-23-1155	0744-21-6621
大 淀 消 防 署	吉野郡大淀町土田 1 8 7 番地	0747-52-1199	0747-52-6699
香 芝 消 防 署	香芝市本町 1 4 6 2 番地	0745-76-4119	0745-77-0094
磯 城 消 防 署	磯城郡田原本町八尾 7 2	0744-33-2461	0744-33-4033
山 添 消 防 署	山辺郡山添村大西 9 4 2 - 5	0743-85-0304	0743-85-1201
高 田 消 防 署	大和高田市大字大中 1 9 番地の 7	0745-25-0119	0745-22-4565
御 所 消 防 署	御所市大字蛇穴 2 5 0 番地の 1	0745-62-0119	0745-62-1205
高 市 消 防 署	高市郡高取町観覚寺 6 1 4 番地	0744-52-4499	0744-52-4449
下 市 消 防 署	吉野郡下市町善城 1 5 2	0747-52-2299	0747-52-7299

## (6) 自主防災組織一覧表

(令和2年年3月1日現在)

名称	世帯数	推進委員数
纏向自主防災会	931世帯 巻野内、辻、草川、太田	45人
粟殿自主防災会	1,248世帯	51人
芝自主防災会	577世帯	30人
桜井区第1区 自主防災会	382世帯 大東町、東町、東本町、旭町、琴平町、高校前 通り、萩之町、本町通6丁目、上萩之町	48人
桜井区第2区 自主防災会	165世帯 本町通2～5丁目、立小路町、町2丁目、ビデ ン桜井新町	54人
桜井区第3区 自主防災会	112世帯 駅前西通り、磐余町、一番街、本町通1丁目、 駅前東通り、駅前通2～3丁目、丸之内町	19人
桜井区第4区 自主防災会	432世帯 薬師町1～2丁目、御幸田町、平和町、双葉町 、神之森町、青垣町、南町、鳥見山荘	91人
桜井区第5区 自主防災会	268世帯 材木町2丁目、市役所通南1、和町、ローレル コート桜井、西本町通1～5丁目	45人
桜井区第6区 自主防災会	365世帯 北新町1～2丁目、梨本町、本町1～3丁目、 中央通り 中央ビル名店街	64人
大福自衛防災隊	450世帯	31人
朝倉台自主防災会	1,248世帯	148人
豊田自主防災会	260世帯	52人
西部団地自主防災会	110世帯	23人
金屋区自主防災会	577世帯	30人
中津道自主防災会	249世帯	20人
谷区自主防災組織	1,064世帯	50人
三輪山荘園住宅自主防災会	38世帯	38人
新屋敷区自主防災委員会	124世帯	44人
横内区自主防災会	149世帯	42人
山の辺町住宅自主防災会	84世帯	85人
狛区自主防災会	27世帯	32人
大泉区自主防災会	422世帯	21人
大豆越区自主防災会	84世帯	20人
出雲区自主防災会	105世帯	10人
阿部連合区自主防災会	900世帯	85人
松之本区自主防災会	246世帯	32人
下り尾区自主防災会	62世帯	35人
倉橋出屋敷区自主防災会	27世帯	76人
倉橋区自主防災会	66世帯	90人
滝倉区自主防災会	19世帯	7人
寺垣内区自主防災会	25世帯	25人
柳原区自主防災会	89世帯	39人
岩坂区自主防災会	16世帯	43人

名称	世帯数	推進委員数
初瀬新町区自主防災会	112世帯	29人
大福・吉備自主防災会	1010世帯	131人
芝打合町自主防災会	107世帯	15人
文殊ヶ丘区自主防災会	121世帯	25人
信夫ヶ丘自主防災会	240世帯	12人
多武峰地区自主防災会	75世帯	14人
馬場区自主防災会	85世帯	12人
吉隠区自主防災会	50世帯	12人
纏向県営団地自主防災会	325世帯	18人
黒崎区自主防災会	133世帯	11人
穴師区自主防災会	106世帯	10人
三輪区自主防災会	504世帯	25人
西之宮本町区自主防災会	468世帯	17人
上之森区自主防災会	30世帯	12人
生田区自主防災会	133世帯	10人
茅原区自主防災会	148世帯	9人
慈恩寺区自主防災会	627世帯	26人
東新堂区自主防災会	505世帯	61人
下の森区自主防災会	40世帯	22人
初瀬川上区自主防災会	41世帯	43人
赤尾区自主防災会	150世帯	27人
竜谷区自主防災会	26世帯	11人
外山区自主防災会	1,131世帯	177人
東田自主防災会	64世帯	18人
高田区自主防災会	164世帯	17人
小夫自主防災会	70世帯	9人
箸中区自主防災会	167世帯	28人
川合区自主防災会	412世帯	22人
忍阪青幡地区自主防災会	90世帯	14人
池之内区自主防災会	166世帯	11人
忍阪上之町中之町地区自主防災会	94世帯	22人
忍阪下ノ町大室町地区自主防災会	62世帯	14人



## (7) 火災応急連絡先一覧

(平成27年7月31日現在)

## 奈良県

関係機関名	時間帯別	連絡・要請窓口	電話番号	電話ファクシミリ番号	衛星系TEL・防災FAX	事務担当名
知事公室消防救急課	昼間	消防救急係	0742-27-8423	0742-27-0090	TN-111-9029	消防救急課 消防救急係
	夜間	宿日直室	0742-27-8944	0742-23-9244	TN-111-9210	

## 消防本部

消防本部	時間帯別	連絡・要請窓口	電話番号	電話ファクシミリ番号	衛星系TEL・防災FAX	無線呼出名称
奈良市消防局	昼間	指令課	0742-35-1191	0742-33-8423	TN-540-558	奈良消本部
	夜間	同上	同上	同上	TN-540-571	
生駒市消防本部	昼間	通信指令室	0743-73-1196	0743-73-0111	TN-544-401	生駒消防本部
	夜間	同上	同上	同上	TN-544-990	
奈良県広域消防組合 消防本部	昼間	警防課	0744-26-0118	0744-46-9113		
	夜間	指揮支援隊	同上	同上		
奈良県広域消防組合 天理消防署	昼間	通信指令室	0743-62-3322	0743-62-0225	TN-545-20	山消天理
	夜間	同上	同上	同上	TN-545-78	
奈良県広域消防組合 桜井消防署	昼間	通信指令室	0744-42-4119	0744-43-9119	TN-542-11	桜井消防本部
	夜間	同上	同上	同上	TN-542-21	
奈良県広域消防組合 五條消防署	昼間	通信指令室	07472-2-3310	07472-6-2219	TN-543-10	五條消防
	夜間	同上	同上	同上	TN-543-190	
奈良県広域消防組合 大和郡山消防署	昼間	通信室	0743-57-0852	0743-56-9944	TN-541-40	郡山消防本部
	夜間	同上	同上	同上	TN-541-97	
奈良県広域消防組合 西和消防署	昼間	通信指令課	0745-73-1001	0745-72-1009	TN-546-332	西(せい)消本部
	夜間	同上	同上	同上	TN-546-350	
奈良県広域消防組合 宇陀消防署	昼間	警防課	0745-82-3199	0745-82-4984	TN-547-35	宇陀消防本部
	夜間	通信指令室	同上	同上	TN-547-68	
奈良県広域消防組合 葛城消防署	昼間	警防課	0745-69-7171	0745-69-7174	TN-548-11	葛(かつ)消本部
	夜間	通信指令室	同上	同上	TN-548-21	
奈良県広域消防組合 吉野消防署	昼間	通信指令室	0746-32-1011	0746-32-0884	TN-549-11	吉消本部
	夜間	同上	同上	同上	TN-549-21	
奈良県広域消防組合 中和運営統括室	昼間	通信指令課	0744-22-0119	0744-24-2572	TN-550-11	中(ちゅう)消本部
	夜間	同上	同上	同上	TN-550-21	
奈良県広域消防組合 大淀消防署	昼間	通信指令室	0747-52-1199	0747-54-5399	TN-551-900	中(なか)消本部
	夜間	同上	同上	同上	TN-551-911	
奈良県広域消防組合 香芝消防署	昼間	通信指令室	0745-76-4119	0745-77-0094	TN-552-11	香広(かこう)消防
	夜間	同上	同上	同上	TN-552-21	

国

関係機関名	時間帯別	連絡・要請 窓口	電話番号	電話ファクシミリ 番号	消防防災無線	消防防災無線 FAX
消 防 庁	昼間	応急対策室	03-5253- 7527	03-5253-7537	TN-048-500-7527	TN-048-500-7537
	夜間	宿日直室	03-5253- 7777	03-5253-7553	TN-048-500-7782	TN-048-500-7789

(注) 昼間 (9 : 30 ~ 18 : 30)、夜間 (18 : 30 ~ 9 : 30)

## 8 災害救助法等による救助計画資料

### (1) 被害の認定基準

種 別	内 容
住 家	現実にその建物を居住のために使用しているものをいい、必ずしも1戸の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場、便所等が別であったり、離座敷が別にあるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。また、社会通念上住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とする。
世 帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば2世帯とする。 また、マンションのように1棟の建物内でそれぞれ世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを1世帯とする。
死 者	当該災害が原因で死亡し遺体を確認したもの。又は、遺体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。
行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのあるもの。
負 傷	災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち、「重傷」とは、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものをいい、「軽傷」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みのものをいう。
住家全壊 (全焼) (流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上40%未満のものとする。
床上浸水	上記の全半壊、全半焼、流失に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のも、又は土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態になったものをいう。
床下浸水	浸水がその住家の床上以上に達しない程度のもをいう。
一部損壊	住家の損壊程度が半壊に達しない程度のもをいう。
※滅失世帯算定基準	全壊、全焼、流失した世帯1世帯あたり…… 1世帯 半壊、半焼した世帯1世帯あたり …… 1 / 2世帯 床上浸水した世帯1世帯あたり …… 1 / 3世帯

(2)「災害救助法による救助の程度と期間」早見表

平 30 年 4 月 1 日

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当り 320円以内 (加算額) 冬季 別に定める額 を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難所当たりの輸送費は、別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 規格1戸当り平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2. 限度額1戸当り5,610,000円以内 3. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1. 平均1戸当り29.7㎡、5,610,000円以内であればよい。 2. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高 2年以内 4. 被災状況や地域の実情に応じた、民間賃貸住宅の借り上げによる設置についても対象とする
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1. 1人1日当り 1,440円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月) の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること								
					区分	1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上1人 増すごとに加算	
					全壊 焼失	夏	18,500	23,800	35,100	42,000	53,200	7,800
						冬	30,600	39,700	55,200	64,500	81,200	11,200
					半壊 焼失 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,200	14,800	18,700	2,600
冬	9,800	12,800	18,100	21,500		27,100	3,500					
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1. 救護班…使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2. 病院又は診療所…国民健康 保険診察報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途 計上								
助産	災害発生の日以前又は以後7日 以内に分娩した者であって災害 のため助産の途を失った者 (出産のみならず、死産及び流 産を含み現に助産を要する状態 にある者)	1. 救護班等による場合 は、使用した衛生材料 等の実費 2. 助産師による場合は、 慣行料金の100分の80以 内の額	分娩した日から7日以 内	妊婦等の移送費は、別途 計上								
災害にかかった 者の救出	1. 現に生命、身体が危険 な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常 の実費	災害発生の日から 3日以内	1. 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後 「死体の捜索」として取 り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途 計上								
災害にかかった 住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの 資力により応急修理をす ることができない者	居室、炊事場及び便所等 日常生活に必要最小限度 の部分 1世帯当り 584,000円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内									
生業に必要な資金 の貸与	住家が全壊(焼)、流出し、 災害のため生業の手段 を失った者	1. 生業費 1件あたり 30,000円 2. 就業支度費 1件あたり 15,000円	災害発生の日から 1ヶ月以内									

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒。	1. 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、一人当たり次の金額以内 小学校児童 4,400円 中学校生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から (教科書) 1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人 (12歳以上) 211,300円以内 小人 (12才未満) 168,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態でありかつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは、一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	1. 洗浄、消毒等 1体当たり3,400円以内 2. 一時保存 ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 3. 検索 救護班以外に費行料金	災害発生の日から 10日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 135,400円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第10号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して決める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 9 活動体制計画

### (1) 桜井市災害対策本部組織図

#### 防 災 会 議

災 害 対 策 本 部	本 部 会 議		統括調整グループ 被災者救援グループ 応急対策グループ 廃棄物処理グループ 被害調査グループ
	本 部 長	市 長	
	副 本 部 長	副 市 長	
		教 育 長	
		理 事	
		市 長 公 室 長	
		危 機 管 理 監	
		総 務 部 長	
		市 民 生 活 部 長	
		福 祉 保 険 部 長	
		すこやか暮らし部長	
		環 境 部 長	
		都 市 建 設 部 長	
		ま ち づ く り 部 長	
上 下 水 道 部 長			
教 育 委 員 会 事 務 局 長			
議 会 事 務 局 長			

(2) 桜井市災害対策本部事務分担

グループ名と業務区分	部局名	班名	担当課名	業務内容
<b>1、統括調整グループ</b>  (1) 災害対策本部の組織・運営 (2) 災害救助法の適用申請、激甚災害の指定の要請 (3) 災害情報の伝達 (4) 応援の要請・受入れ (5) 物資等の輸送、供給対策 (6) 通信の確保 (7) 被害情報の収集 (8) 広報活動	◎市長公室長 ○総務部長 ○市民生活部長 ○議会事務局長	統括調整班 (担当：市長公室長)	危機管理課	<b>(1) 災害対策本部の組織・運営</b> ① 災害対策本部の設置・開催、及び、災害情報の一元化、本部長の指示命令の伝達に関すること ② 防災関係機関等との連絡調整に関すること ③ 公用負担命令に関すること <b>(2) 災害救助法の適用申請、激甚災害の指定の要請</b> ① 災害救助法の適用申請に関すること ② 激甚災害の指定の要請に関すること <b>(3) 災害情報の伝達</b> ① 気象情報等の収集に関すること ② 避難情報の発令に関すること <b>(4) 応援の要請・受入れ</b> ① 自衛隊の派遣要請に関すること ② 国、県等に対する応援依頼に関すること ③ 奈良県広域消防組合との連絡調整に関すること ④ 桜井市消防団との連絡調整に関すること
		受援班 (担当：総務部長)	人事課* 総務課* 財政課* 出納課*	<b>(4) 応援の要請・受入れ</b> ⑤ ヘリコプターの受入れに関すること ⑥ 援助協定締結団体への応援依頼、その他の応援要請及び受入れに関すること <b>(5) 物資等の輸送、供給対策</b> ① 各班との連絡調整に関すること ② 救援物資の受け入れに関すること ③ 食料、生活必需品の供給、確保に関すること ④ 災害対策、輸送車の配車計画及び運行に関すること ⑤ 非常用物資、資材及び消耗品の購入に関すること ⑥ 災害救助費(災害救助法関係費)の出納及び保管に関すること <b>(6) 通信の確保</b> ① 通信の確保に関すること
		通報受付・情報収集班 (担当：議会事務局長)	秘書課 議事課 選挙管理委員会事務局	<b>(7) 被害情報の収集</b> ① 市民等からの通報受付(被害情報、安否情報等)、記録、集約と情報共有に関すること ② 被害状況等の収集及び報告、情報共有に関すること



グループ名と業務区分	部局名	班名	担当課名	業務内容
		広報・情報伝達班 (担当:市民生活部長)	行政経営課 市民協働課	(8)災害情報の伝達・広報活動 ①広報の実施体制に関する事 ②災害情報の伝達・広報活動に関する事 ③被災者の安否情報の公表に関する事
2、被災者救援グループ  (1)避難所等、被災者の生活対策 (2)特別な配慮が必要な人への対策 (3)ボランティアとの協働活動 (4)生活再建支援 (5)救助・救急活動	◎教育委員会事務局長 ○福祉保健部長	避難者支援班 (担当:教育委員会事務局長)	管財契約課 市民課* 人権施策課 保険医療課 児童福祉課(保育所含む) 教育委員会事務局総務課 学校教育課(幼稚園、学校給食センター含む) 社会教育課(中央公民館含む) 文化財課 監査委員会事務局 人事課(兼) 総務課(兼) 財政課(兼) 税務課(兼) 社会福祉課(兼) 高齢福祉課(兼) こども未来課(兼) 環境総務課(兼) 出納課(兼)	(1)避難所等、被災者の生活対策 ①指定避難所の開設及び運営管理に関する事 ②避難所の避難者数の集約及び報告に関する事 ③避難所における日常生活の確立に向けた取組みに関する事 ④指定避難所以外への避難者(車中泊含む)への支援に関する事 ⑤帰宅困難者対策に関する事
		福祉班 (担当:福祉保健部長)	社会福祉課* 高齢福祉課*	(2)特別な配慮が必要な人への対策 ①避難行動要支援者の支援に関する事 (3)ボランティアとの協働活動 ①社会福祉協議会との協働による災害ボランティアセンター開設及び運営における連絡調整に関する事 (4)生活再建支援 ①被災者台帳の作成に関する事 ②義援金の受領及び配分に関する事 ③被災者生活再建支援金に関する事 ④生活相談等、各種相談の窓口設置に関する事
		救護班 (担当:福祉保健部長)	けんこう増進課 こども未来課* 市民課(兼)	(5)救助・救急活動 ①医師会、歯科医師会、薬剤師会、及び、市内医療機関との連絡調整に関する事 ②医療支援チーム等の受入れに関する事 ③罹災者の医療救護に関する事 ④医薬品及び衛生材料等の確保及び供給に関する事 ⑤感染症の発生及び蔓延防止、避難者の健康管理、衛生指導に関する事 ⑥防疫班の編成及び運用計画に関する事 ⑦遺体の収容及び埋葬に関する事

グループ名と業務区分	部局名	班名	担当課名	業務内容
<b>3、応急対策グループ</b> (1) 公共インフラ被害の応急処置等 (2) 建物、宅地等の応急危険度判定 (3) 建築物応急対策 (4) 仮設住宅	◎都市建設部長 ○まちづくり部長 ○上下水道部長	応急対策班 (担当: 都市建設部長)	土木課 営繕課 都市計画課 観光まちづくり課 商工振興課 農林課 農業委員会事務局 経営総務課 上水道課 下水道課	<b>(1) 公共インフラ被害の応急処置等</b> ①道路、橋梁、河川等の被害状況の調査・報告及び応急修理に関すること(都市建設部) ②警戒区域の設定に関すること(都市建設部) ③災害現場の応急対策に関すること(都市建設部) ④交通応急対策に関すること(都市建設部) ⑤公園、緑地等施設の被害状況の調査・報告及び応急修理に関すること(都市建設部) ⑥水道施設の被害調査及び応急対策に関すること(上下水道部) ⑦飲料水の確保、給水に関すること(上下水道部) ⑧下水道施設の被害調査及び応急対策に関すること(上下水道部) ⑨農道、林道施設の被害状況の調査及び報告に関すること(まちづくり部) ⑩被災農地、農林業用施設、山林及び溜池等の緊急点検及び応急復旧に関すること(まちづくり部) ⑪関係団体への支援要請に関すること(全般) <b>(2) 建物、宅地等の応急危険度判定</b> ①被災建築物及び被災宅地等の危険判定に関すること(都市建設部) <b>(3) 建築物応急対策</b> ①建築物の応急対策に関すること(都市建設部) <b>(4) 仮設住宅</b> ①応急仮設住宅に関すること(都市建設部) ②みなし仮設に関すること(都市建設部)
<b>4、廃棄物処理グループ</b> (1) 廃棄物処理	◎環境部長	廃棄物処理班	環境総務課* 業務課 施設課	<b>(1) 廃棄物処理</b> ①廃棄物の収集、運搬、処理に関すること ②清掃車の配車計画に関すること ③仮設トイレ・し尿処理場への対応に関すること
<b>5、被害調査グループ</b> (1) 被害認定調査、罹災証明の発行	◎総務部長	被害調査班 (担当: 税務課長)	税務課*	<b>(1) 被害認定調査、罹災証明の発行</b> ①被害家屋及びそれに関わる人的被害の調査及び報告に関すること ②被害状況の撮影、記録に関すること ③罹災証明書の発行に関すること

●注意/課名の後に(\*)が付いている課は、他の班との兼務がある

(3) 桜井市災害時動員区分表（風水害時）

体制区分		動員基準	動員内容
災害警戒体制	第1段階	大雨・洪水等の注意報が発令され、災害のおそれがある場合、または気象警報が発令された場合、その他都市建設部長が必要と認めた場合	風水害常時出動メンバーの区分1、その他風水害初動対策本部長（都市建設部長）が必要と認めた常時出動メンバー及び輪番出動メンバー
	第2段階	災害警戒体制（第1段階）時において風水害初動対策本部長（都市建設部長）が必要と認めた場合	風水害常時出動メンバーの区分1及び区分2、その他風水害初動対策本部長（都市建設部長）が必要と認めた輪番出動メンバー
災害対策本部		相当規模の災害が発生し、または気象予警報により災害の発生が予測され、市長がその設置を決定した場合、その他市長が必要と認めた場合	風水害常時出動メンバーの区分1及び区分2、その他災害対策本部長（市長）が必要と認めた輪番出動メンバー

# 10 被害状況の調査・報告計画資料

## (1) 罹災証明書様式

### 罹 災 証 明 書

罹災者	被災時の住所 電話：			
	現在の連絡先 電話：			
	(ふりがな) 氏名			
罹災世帯の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日
		世帯主		
罹災場所等	建物所在地 〇〇市(町村) 〇〇△△番地			
	建物の種類			
	「持家」「借家」「貸家」の別 ※借家の場合、所有者住所・氏名 ( )			
罹災原因	平成 年 月 日に発生した〇〇〇〇地震による。			
罹災程度				

〇〇罹証第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日  
〇〇市(町村)長 〇〇 〇〇 印

(2) 被害状況報告様式 (災害概況即報・被害状況即報)

被害状況報告様式 (災害概況即報・被害状況即報)

市町村名 <small>(消防(局)本部名)</small>	被害情報の有無 (いずれかに○を)	有 り ・ 無 し
課(室)名		
報告者名		
災害名 報告番号	災害名 第 報 ( 月 日 時 分現在)	

◎被害情報がない場合も必ず報告してください。

◎第1報は県からの依頼後速やかに、第2報以降は県から求める時刻までに必ず報告願います。

1 被害の状況 (被害が発生した場合は、必ず被害状況詳細報告(別紙1)を添付してください)

区 分		件 数	摘 要	
人的被害	死 者	人		
	行方不明者	人	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者について記入	
	負傷者	重 傷	人	当該災害により負傷し、1月以上の治療を要する見込みの者について記入
		軽 傷	人	当該災害により負傷し、1月未満で治療できる見込みの者について記入
住家被害	全 壊	棟	損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	
	半 壊	棟	損壊が甚だしいが、補修すれば再使用できる程度のもの	
	一 部 破 損	棟	全壊及び半壊にはいたらない住家の破損で、補修を要するものについて記入 (ガラス数枚程度の被害を除く)	
	床 上 浸 水	棟	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂等のたい積により一時的に居住できないものについて記入	
	床 下 浸 水	棟	床上浸水にいたらない程度に浸水したものについて記入	
非住家被害	公共の建物	棟	公用又は公共の用に供する建物が、全壊又は半壊したものについて記入 (例)役場庁舎、公民館、公立保育園	
	そ の 他	棟	公共用以外の建物が全壊又は半壊したものについて記入 (例)倉庫、車庫、工場、事務所	
その他被害	文 教 施 設	棟	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	病 院	棟	病院(診療所を除く)が被害を受けたもの(一部破損、浸水を含む)について記入	
	道 路	箇所	市町村道(橋りょうを除く)が、土石崩落、路面陥没、路肩崩壊等により通行規制を行ったものについて記入	
	橋 り ょ う	箇所	市町村道の橋りょう(橋長2m以上)が損壊し、通行規制を行ったものについて記入	
	崖 く ず れ	箇所	崖くずれ、地すべり、土石流により人的被害、建物被害、又は市町村道に道路被害が発生したものについて記入	
	水 道	戸	上水道又は簡易水道の報告時点における断水戸数を記入	
火災被害 <small>(火災発生時)</small>	建 物	件		
	危 険 物	件	高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故	
	そ の 他	件		
119番通報件数	件	震度6弱以上の地震の場合に記入		
上 記 以 外 ※				

※田畑の冠水面積等、上記以外で奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)に掲げる項目の被害状況が判明している場合は記入してください。

2 避難の状況 (該当がある場合は、必ず避難状況詳細報告(別紙2)を添付してください)

該当の有無 (いずれかに○を)	有 り ・ 無 し
-----------------	-----------

3 市町村災害対策本部の設置状況 (災害対策基本法に基づく、市町村長を長とした災害対策本部を設置した場合のみ記入してください)

名 称	設 置	月	日	時	分
	廃 止	月	日	時	分

(注) 災害確定報告については、奈良県地域防災計画に定める第4号様式(その2)によりご報告願います。

(3) 火災・災害等即報要領 (第1号～第4号様式)

第 1 号様式

災害	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
建物火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 死者 3 人以上又は死者・負傷者 10 人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの</li> <li>② 特定防火対象物(劇場、映画館、公会堂、キャバレー、飲食店、百貨店、マーケット、展示場、旅館、ホテル、病院、社会福祉施設、幼稚園、養護学校、公衆浴場、これらを含む他の用途と複合したもの、地下街、準地下街)の火災で死者が発生したもの又は発生するおそれがあるもの</li> <li>③ 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの又は避難するおそれがあるもの</li> <li>④ 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災</li> <li>⑤ 建物延焼延べ面積 3,000 m<sup>2</sup>以上と推定されるもの</li> <li>⑥ 損害額 1 億円以上と推定されるもの</li> <li>⑦ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</li> </ul>	<p>ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</p>
林野火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 死者 3 人以上又は死者・負傷者 10 人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの</li> <li>② 焼損面積 10ha 以上と推定されるもの</li> <li>③ 空中消火を要請又は実施したもの</li> <li>④ 住宅等へ延焼するおそれがある社会的に影響度が高いもの</li> <li>⑤ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</li> </ul>	
交通機関の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 死者 3 人以上又は死者・負傷者 10 人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの</li> <li>② 航空機火災</li> <li>③ タンカー火災の他社会的影響度の高い船舶火災</li> <li>④ トンネル内車両火災</li> <li>⑤ 列車火災</li> <li>⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 死者 3 人以上又は死者・負傷者 10 人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの</li> <li>② 航空機火災</li> <li>③ タンカー火災の他社会的影響度の高い船舶火災</li> <li>④ トンネル内車両火災</li> <li>⑤ 列車火災</li> </ul>
その他の火災	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 死者 3 人以上又は死者・負傷者 10 人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの</li> <li>② 特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示:消火活動を著しく妨げる毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの)</li> <li>③ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</li> </ul>	

第2号様式

災害	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
<p>危険物等に 係る事故</p> <p>危険物等： 危険物 高圧 ガス 可燃性 ガス 毒物 劇 物 火薬等</p>	<p>① 死者3人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの</p> <p>② 死者(交通事故によるものを除く)・行方不明の発生したもの</p> <p>③ 負傷者が5人以上発生したもの</p> <p>④ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により建物等に被害を及ぼしたもの</p> <p>⑤ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故</p> <p>⑥ 海上、河川への危険物等流出事故</p> <p>⑦ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故</p> <p>⑧ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</p>	<p>① 死者3人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの</p> <p>② 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、該当工場等の施設内又は周辺で、500㎡程度以上の区域に影響を与えたもの</p> <p>③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するものア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するものイ 500キロリットル以上のタンクから危険物等が漏えい等したもの</p> <p>④ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</p>
<p>原子力災害 等</p>	<p>① 死者3人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの</p> <p>② 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>③ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>④ 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの</p> <p>⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</p>	<p>① 死者3人以上又は死者・負傷者10人以上発生したもの又は発生のおそれがあるもの</p> <p>② 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>③ 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>④ 原子力災害対策特別措置法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの</p> <p>⑤ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p>
<p>その他の特 定の事故</p>	<p>① 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの</p> <p>② 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</p>	<p>爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)</p>

第3号様式

災害	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
建物火災	<p>① 死者5人以上の救急事故</p> <p>② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故</p> <p>③ 要救助者が5人以上の救助事故</p> <p>④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故</p> <p>⑤ その他報道機関に取り上げられる等の社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。） （例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故</li> <li>・バスの転落による救急・救助事故</li> <li>・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</li> <li>・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故</li> <li>・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故</li> <li>・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故</li> </ul>	<p>死者・負傷者15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>② バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>③ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</p> <p>④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>⑤ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故</p>
武力攻撃災害	<p>① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲリラや特殊部隊による攻撃</li> <li>・弾道ミサイル攻撃</li> <li>・航空攻撃</li> <li>・着上陸侵攻</li> </ul> <p>② 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</li> <li>・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</li> <li>・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</li> <li>・水源地に対する毒素等の混入</li> <li>・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>・弾道ミサイル等の飛来</li> <li>・県外における原子力事業所等の破壊</li> <li>・石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破</li> <li>・県外における危険物積載船への攻撃</li> <li>・ダムの破壊</li> <li>・大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破</li> <li>・列車等の爆破</li> </ul>	



第4号様式

災害	即報基準に該当するもの	直接即報基準に該当するもの
地震災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害救助法の適用基準に合致するもの又は合致するおそれのあるもの</li> <li>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの又は設置が見込まれるもの</li> <li>③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの又は生じるおそれのあるもの</li> <li>④ 当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの</li> <li>⑤ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</li> </ul>	<p>当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの</p>
風水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 災害救助法の適用基準に合致するもの又は合致するおそれのあるもの</li> <li>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの又は設置が見込まれるもの</li> <li>③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害が軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの又は生じるおそれのあるもの</li> <li>④ 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの又は生じるおそれがあるもの</li> <li>⑤ 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの又は生じるおそれがあるもの</li> <li>⑥ 報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの</li> </ul>	

(4) 災害年報

災害年報（第3号様式）

発生年月日			都道府県名					計
区分								
人的被害	死者	人						
		うち 災害関連死者	人					
	行方不明者	人						
	負傷者	重傷	人					
		軽傷	人					
住家被害	全壊	棟						
		世帯						
		人						
	半壊	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
床下浸水	棟							
	世帯							
	人							
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
その他	田	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
	畑	流失・埋没	ha					
		冠水	ha					
の他	学校	箇所						
	病院	箇所						
	道路	箇所						
	橋りょう	箇所						
	河川	箇所						
	港湾	箇所						
	砂防	箇所						
	清掃施設	箇所						
	崖くずれ	箇所						
	鉄道不通	箇所						
	被害船舶	隻						
	水道	戸						

発生年月日		災害名					計
区分							
電	話	回線					
電	気	戸					
ガ	ス	戸					
そ の 他	ブロック塀等	箇所					
火 災 発 生	建 物	件					
	危 険 物	件					
	そ の 他	件					
り 災 世 帯 数		世帯					
り 災 者 数		人					
公立文教施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )
農林水産業施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )
公共土木施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )
その他の公共施設		千円	( )	( )	( )	( )	( )
小 計		千円	( )	( )	( )	( )	( )
		公共施設被害市町村数	団体				
そ の 他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	そ の 他	千円					
被 害 総 額		千円					
都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	設 置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
	解 散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数		人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数		人	人	人	人	人	人

(5) 公用令書

公用令書（従事・協力）

従事第	号	公 用 令 書		
		住 所		
		氏 名		
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり		従事 を命ずる。	協力	
		処分権者 氏 名	⑩	
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備 考				

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

公用令書（物資の保管）

保管第	号	公 用 令 書		
		住 所		
		氏 名		
第71条 第78条第1項		災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。		
年 月 日		処分権者 氏 名	⑩	
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

**公用令書（管理・使用・収用）**

管理第 号	公 用 令 書						
第 71 条 第 78 条第 1 項		住 所 氏 名					
災害対策基本法	の規定に基づき、次のとおり	する。	管理 使用 収容				
年 月 日	処分権者 氏 名						⑨
名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

**公用変更令書**

変更第 号	公 用 変 更 令 書						
第 71 条 第 78 条第 1 項		住 所 氏 名					
災害対策基本法	の規定に基づく公用令書（	年 月 日 第 号）に係る					
処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。							
年 月 日	処分権者 氏 名						⑨
変更した処分の内容							

備考 用紙は、日本工業規格A 5とする。

## 公用取消令書

取消第 号

# 公 用 取 消 令 書

第 71 条  
第 78 条第 1 項

住 所  
氏 名

災害対策基本法 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）に係る

処分を取消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏 名

Ⓔ

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

## 11 各機関への派遣要請計画資料

### (1) 自衛隊の派遣依頼書及び撤収依頼書

#### 派遣依頼書

第 号  
年 月 日

奈良県知事 ○ ○ ○ ○ 様

桜井市長 ○ ○ ○ ○ 印

自衛隊災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第68条の2により災害派遣を依頼します。

記

- 1 災害の情况及び派遣を依頼する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

## 撤収依頼書

第 号  
年 月 日

奈良県知事 ○ ○ ○ ○ 様

桜井市長 ○ ○ ○ ○ 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

平成 年 月 日づけ 第 号により自衛隊の派遣を依頼しましたが、災害応急対策作業が一応完了しましたので、下記のとおり撤収方を依頼いたします。

記

- 1 撤収希望日時
- 2 災害派遣人員等及び従事作業内容
- 3 その他参考となるべき事項



## (2) 災害時における相互援助協定

---

### 災害時における相互援助協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時における応急対策の万全を期し、奈良県桜井市と〇〇県〇〇市が物資等の相互援助を行うことについて定めるものとする。

(要請)

第2条 災害の発生により援助の要請をすることが必要であると認めるときは、文書をもって次に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びに必要とする資器材等の種類、数量
- (3) 必要とする時間
- (4) 希望する場所
- (5) その他必要事項

(業務の実施)

第3条 援助の要請を受けた市は、これを実施するものとする。

(維持管理)

第4条 援助のために要請した資器材等の維持管理については、援助を要請した市が行うものとする。

(経費)

第5条 第3条の業務実施及び前条の維持管理に要した費用は、援助を要請した市が負担するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

- (1) 桜井市危機管理課長
- (2) 〇〇市〇〇課長

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。  
2 前項の期間満了に1か月前までに、双方からこの協定改正の意思表示がないときは、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項、及びこの協定に定めのない事項は、双方が協議して定めるものとする。

平成 年 月 日

奈良県桜井市長

県 市長

### (3) 災害時における相互援助協定に関する実施細目

---

(趣旨)

第1 この実施細目は、災害時における相互援助協定（以下「協定」という。）第8条に基づき、協定に必要な事項を定めるものとする。

(資料の交換)

第2 協定に基づく援助活動が、円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画と食糧や飲料水等の備蓄数量の資料を相互に交換するものとする。

(職員に要する経費負担等)

第3 協定第5条に定める経費のうち、援助に要する職員の経費の負担等について次のとおりとする。

(1) 援助をした市の職員が、援助業務により負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、援助をした市の負担とする。

(2) 援助をした市の職員が、業務上第三者に被害を与えた場合において、その被害が応援業務の従事中に生じたものについては、援助を要請した市が、また、援助を要請した市への往復の途中において生じたものについては、援助をした市が賠償の責とする。

(援助物資等の経費)

第4 援助物資等の経費について、次に定めるところにより算出した額とする。

(1) 備蓄物資及び調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損または故障が生じた場合の修理費

(請求方法)

第5 第4で定める請求は、援助をした市の市長名による請求書（関係書類添付）により、援助を要請した市長に請求する。

2 前項の規定により難しいときは、双方が協議して定める。

(その他)

第6 援助を行う市の職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

2 援助を行う市の職員は、自治体名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

#### (4) 災害時における相互援助協定市

協定市	電話番号・FAX番号	担当課
滋賀県近江八幡市	TEL 0748-33-4192 FAX 0748-33-4193	危機管理課
大阪府摂津市	TEL 06-6383-1325 FAX 06-6319-6407	防災管財課
和歌山県有田市	TEL 0737-83-1111 FAX 0737-82-0710	防災安全課
京都府向日市	TEL 075-931-1111 FAX 075-922-6587	防災安全課
岐阜県羽島市	TEL 058-392-1111(代) 058-392-9915(直) FAX 058-394-0250	危機管理課
三重県熊野市	TEL 0597-89-4111 FAX 0597-89-4277	防災対策推進課
島根県出雲市	TEL 0853-21-6606 FAX 0853-21-6574	防災安全課
熊本県宇土市	TEL 0964-22-1111 FAX 0964-23-6247	危機管理課

# IV 災害復旧計画資料

## 1 被災者の生活確保資料

### (1) 被災者生活再建支援金

根拠法令：被災者生活再建支援法

1. 対象となる災害	2. 対象となる被災世帯	3. 支給額	4. 支給申請	5. 基金と国の補助
<p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）</li> <li>・2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）</li> </ul> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可能なの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p>	<p>左記の災害により</p> <p>① 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>	<p>以下の2つの支援金の合計額となる （※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊（2. ①に該当） 100万円</li> <li>・解体（2. ②に該当） 100万円</li> <li>・長期避難（2. ③に該当） 100万円</li> <li>・大規模半壊（2. ④に該当） 50万円</li> </ul> <p>②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設・購入 200万円</li> <li>・補修 100万円</li> <li>・賃借（公営住宅以外） 50万円</li> </ul> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	<p>（申請窓口） 市町村</p> <p>（申請時の添付書面）</p> <p>①基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>（申請期間）</p> <p>①基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>②加算支援金：災害発生日から37月以内</p>	<p>・国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給（基金の拠出額：600億円）</p> <p>・基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助</p>

## (2) 災害弔慰金

根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）

種別	対象となる災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
災害弔慰金	<p>自然災害でありかつ下記のいずれかに該当するものであること</p> <p>1 一つの市町村の区域内において、住家滅失世帯数が 5以上であること</p> <p>2 県内において5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上あること</p> <p>3 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること</p> <p>4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</p>	<p>1 実施主体市町村（各市町村条例に基づく）</p> <p>2 経費負担 県 3/4 (国 1/2) 市 1/4</p>	<p>死亡者の配偶者 死亡者の子 死亡者の父母 死亡者の孫 死亡者の祖父母</p>	<p>1 死亡者が災害弔慰金の支給を受ける遺族の生計を主として維持していた場合 500万円以内</p> <p>2 その他の場合 250万円以内</p>	<p>1 支給方法 市町村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する</p> <p>2 支給制限 ①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（市町村長の判断による） ②下記の規則等に基づく支給がある場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 ③その他市町村長が支給を不相当と認める場合</p>

### (3) 災害障害見舞金

根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）

種別	対象となる災害	実施主体等	支給対象者	支給限度額	支給方法・制限等
災害障害見舞金	<p>自然災害でありかつ下記のいずれかに該当するものであること</p> <p>1 一つの市町村の区域内において、住家滅失世帯数が5以上であること</p> <p>2 県内において5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上あること</p> <p>3 県内において、災害救助法の適用された市町村が1以上であること</p> <p>4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</p>	<p>1 実施主体 市町村 (各市町村条例に基づく)</p> <p>2 経費負担 県 3/4 (国 1/2) 市 1/4</p>	<p>対象の災害により負傷し又は疾病にかかり、それが治ったとき下記に掲げる程度の障害を有する者に支給する</p> <p>1 両眼が失明した者</p> <p>2 咀嚼及び言語の機能を廃した者</p> <p>3 神経系等の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者</p> <p>4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し常に介護を要するもの</p> <p>5 両上股をひじ関節から先を失った者</p> <p>6 両上股の用を全廃した者</p> <p>7 両下股をひざ関節から先を失った者</p> <p>8 両下股の用を全廃した者</p> <p>9 精神又は身体に障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者</p>	<p>1 障害を受けた者がその世帯の生計を主として維持していた場合 250万円以内</p> <p>2 その他 125万円以内</p>	<p>1 支給方法 市町村が被災状況、遺族の状況等必要な調査を行い支給する</p> <p>2 支給制限 ①死亡が本人の故意又は重大な過失による場合（市町村長の判断による） ②下記の規則等に基づく支給がある場合 ア 警察表彰規則 イ 消防表彰規定 ウ 賞じゅつ金に関する訓令 ③その他市町村長が支給を不相当と認める場合</p>

(4) 災害援護資金

根拠法令：災害弔慰金の支給に関する法律（昭和48年法律第82号）

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
災害援護資金	災害救助法が適用された自然災害	1 実施主体 市町村  2 経費負担 貸付 県 全額 (国 2/3)	対象となる自然災害により、世帯主が負傷又は住居家財等に被害を受けた世帯で、かつその世帯の前年の所得が下記金額以内の世帯  1人世帯 220万円 2人世帯 430万円 3人世帯 620万円 4人世帯 730万円 5人世帯以上の場合 1人増すごとに 30万円を加算した額  但し、その世帯の住居が滅失した場合は 1,270万円	1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円以内 2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円以内 イ 住居の半壊 170万円以内 ウ 住居の全壊 250万円以内 エ 住居全体の滅失又は流出 350万円以内 3 1と2が重複した場合 ア 1と2アが重複した場合 250万円以内 イ 1と2イが重複した場合 270万円以内 ウ 1と2ウが重複した場合 350万円以内 4 次のいずれかの事由に該当する場合で、かつ被災した住居を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 ア 2イの場合 250万円以内 イ 2ウの場合 350万円以内 ウ 3イの場合 350万円以内	1 申請 被害を受けた後 3ヶ月以内 2 据置期間 3年 (特別の事情のある場合5年) 3 償還期間 据置期間経過後 10年 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 貸付利率 年3% (据置期間中は無 利子) 6 延滞利息 年10.75%

(5) 生活福祉資金

根拠法令：生活福祉資金貸付制度要綱（平成2年8月14日厚生省社第398号）

種別	対象となる災害	実施主体等	貸付対象者	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金	災害援護資金	1 実施主体 県社会福祉協議会 2 窓口 市町村社会福祉協議会及び民生委員	災害を受けたことにより困窮し、自立更生をするために資金を必要とする低所得世帯	150万円以内	1 申請 被害を受けてから6ヶ月以内 2 据置期間 6ヶ月以内 (災害の状況に応じて2年以内) 3 償還期間 据置期間経過後貸付金額により3年～7年以内 4 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
	住宅資金		災害による被害を受けるなど、住宅の増改築、補修等に資金を必要とする低所得世帯等	150万円以内 (特に必要と認められる場合250万円以内)	1 据置期間 6ヶ月以内 (災害の状況に応じて2年以内) 2 償還期間 据置期間経過後6年以内 (左記の特に必要と認められる場合7年以内) 3 貸付利率 年3% (据置期間中は無利子)
	重複貸付		被害の程度に応じて、上記資金の重複貸付が可能である	上記のとおり	1 家財のみ破損 150万円以内 2 住宅の半壊・半焼 170万円以内 3 住宅の全壊・全焼 250万円以内 4 3の場合でかつ特別の事情のある場合 350万円以内 5 上記2.3において被災した住宅を建て直す際に、残存部分を取り壊さざるを得ないなど特別の事情がある場合 (上記2の場合) 250万円以内 (上記3の場合) 350万円以内



## 2 農林漁業者への融資資料

### (1) 日本政策金融公庫による融資制度

利率は令和2年4月20日現在

資金名	貸付対象事業	貸付対象者	利率(年)	償還期間	うち据置期間
農林漁業セーフティネット資金	災害(台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等)の被害を受けた 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者</li> <li>・認定新規就農者</li> <li>・林業経営改善計画の認定を受けている方</li> <li>・漁業経営改善計画認定漁業者</li> <li>・その他</li> </ul>	0.16% ～ 0.20%	10年以内	3年以内
農林漁業施設資金(共同利用施設、農商工連携、6次産業化)	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良区</li> <li>・土地改良区連合</li> <li>・農業協同組合</li> <li>・農業協同組合連合会</li> <li>・農業共済組合</li> <li>・農業共済組合連合会</li> <li>・森林組合</li> <li>・森林組合連合会</li> <li>他</li> </ul>	0.20%	20年以内 バイオテクノロジーに係る施設のうち機械、器具類15年	3年以内

## (2) 天災による被害農林漁業者に対する資金の融資制度

資金名	資金の種類		貸付対象事業	貸付対象者	利率(年) (注2)	償還期間	貸付限度額
天災資金	経営資金	一般天災 (注1)	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、漁具、稚魚、漁業用燃料等購入、漁船の建造・取得等農林漁業経営に必要な資金	被害農林漁業者 ①農業にあつては、年収量30%以上の減収でかつ年収入10%以上の損失額又は30%以上の樹体損失額のある者 ②林業、漁業にあつては、年収入10%以上の損失額のある者又は50%以上の施設損失額のある者	3.0%以内 ～ 6.5%以内	3～6年以内	個人 200万円 法人 2000万円
		激甚天災 (注1)				4～7年以内	個人 250万円 法人 2000万円
	事業資金	一般天災 (注1)	天災により被害を受けたために必要となった事業運転資金	在庫品等に著しい被害を受けた農協、農協連、森組、森組連、水協	6.5%以内	3年以内	組合 2500万円 連合会 5000万円
		激甚天災 (注1)					組合 5000万円 連合会 7500万円

- (注) 1 一般天災とは天災融資法のみ適用を受ける天災をいい、激甚天災とは激甚災害法のみ適用を受ける天災をいう。
- 2 貸付利率は、天災融資法の発動の都度、上記利率の範囲内で災害制度資金の貸付利率等を考慮し、省令で定められている。

# V 防災に関する協定等一覧

## (1) 防災協定一覧

番号	協定業者名	協定名	締結年月日	協定内容	供給可能な物質等
1	イオンリテール株式会社西日本カンパニー	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	H18.7.26	保有物資等の供給及びイオン桜井店駐車場の避難場所としての提供	食料品・生活必需品、店舗駐車場
2	日本郵便株式会社	災害発生時における桜井市内郵便局の協力に関する協定	H20.5.27	市内郵便局が所有する車両を緊急車両等として提供 避難者の避難先及びリスト等の情報交換 郵便局ネットワークを利用した広報活動 他	
3	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定書	H20.7.22	調達可能な物資及びその他市が指定する物資の供給	日用品・水・冷暖房機器・電気用品・作業関係・トイレ関係等
4	奈良県電気工事工業組合	災害時における電気設備の応急復旧の支援に関する協定	H21.3.2	市有施設の電気設備に作業異常が発生した場合における応急復旧について優先して支援活動を行う	
5	㈱セッツカートン	災害時における物資供給に関する協定	H23.10.20	段ボールベット及び段ボール製品、その他取扱商品の供給	段ボールベット・段ボール製品
6	市民生活協同組合ならこぼ	災害時における物資供給に関する協定	H24.2.28	調達可能な物資及びその他市が指定する物資の供給	応急食料・生活用品
7	桜井市医師会	災害時における医療救護についての協定	H24.4.24	医療救護計画に基づき、医療救護班の派遣を行う	
8	桜井市歯科医師会	災害時における医療救護についての協定	H24.4.24	医療救護計画に基づき、歯科医療救護班の派遣を行う	
9	桜井市薬剤師会	災害時における医療救護についての協定	H24.4.24	医療救護計画に基づき、薬剤師班の派遣を行う	
10	異製粉株式会社	災害時における物資供給に関する協定	H26.1.22	調達可能な物資及びその他市が指定する物資の供給	パン・手延素麺
11	ココ・コーラウエスト株式会社	災害対応型自動販売機の災害時における運用に関する協定	H26.3.31	災害時に自販機内の在庫本数の無料開放 (本庁舎・西分庁舎・中央公民館・豊田共同浴場・旧老人福祉センター)	飲料(缶・ペットボトル)
12	一般社団法人 全国防災共助協会	減災を目的とした防災ARに関する協定	H26.6.5	携帯電話端末(スマートフォン)にて利用される防災ARシステム利用し避難所情報等の周知及び誘導	
13	奈良県LPガス協会桜井支部	災害時におけるLPガス等の供給に関する協定	H26.8.26	災害時に必要なLPガス及び使用機器、その他設備一式等の調達及び安定供給	
14	グリーンネット協同組合	災害時における防災活動への協力に関する協定	H26.10.25	災害発生時及び発生する恐れがある場合において、被災情報の収集及び連絡障害物撤去用等の重機・資機材の提供 応急復旧工事の実施	
15	奈良県行政書士会	災害時における被災者支援のための行政書士業務についての協定	H27.2.27	災害時に行政書士会相談窓口の開設 行政機関に提出する書類作成についての相談業務、生活再建に必要な罹災証明や被災者台帳の作成・災害見舞金交付申請など無償で行う。	
16	社会福祉法人 桜井市社会福祉協議会	福祉避難所の設置運営に関する協定	H27.3.26	災害時に市からの要請により、高齢者を可能な範囲で受け入れる。 (桜井市総合福祉センターの一部)	
17	大黒天物産株式会社	災害時における避難場所及び物資の供給に関する協定	H27.4.17	ラ・ムー桜井店駐車場の被災者及び避難者に対する一時避難場所としての提供 調達可能な物資の提供	食料品・生活必需品、店舗駐車場

番号	協定業者名	協定名	締結年月日	協定内容	供給可能な物質等
18	社会福祉法人 恩賜財団済生会支 部奈良県済生会	福祉避難所の設置運営 に関する協定	H27.9.29	災害時に市からの要請により、高齢者 を可能な範囲で受け入れる。 (介護老人保健施設シルバークアまほ ろばの一部)	
19	社会福祉法人 敬 生会	福祉避難所の設置運営 に関する協定	H27.9.29	災害時に市からの要請により、高齢者 を可能な範囲で受け入れる。 (ケアハウス三輪の里の一部)	
20	社会福祉法人 清 光会	福祉避難所の設置運営 に関する協定	H27.9.29	災害時に市からの要請により、高齢者 を可能な範囲で受け入れる。 (特別養護老人ホーム秀華苑の一部・ 特別養護老人ホームきび秀華苑の一 部)	
21	社会福祉法人 や まと	福祉避難所の設置運営 に関する協定	H27.9.29	災害時に市からの要請により、高齢者 を可能な範囲で受け入れる。 (小規模多機能型居宅介護事業所杜の 桜の一部)	
22	社会福祉法人 大 和桜井園	福祉避難所の設置運営 に関する協定	H27.9.29	災害時に市からの要請により、高齢者 を可能な範囲で受け入れる。 (特別養護老人ホーム大和桜井園の一 部)	
23	あきんどの会	災害時における飲料水 等の提供及び調達協力 に関する協定	H27.10.14	備蓄用飲料水12キロリットル(2リ ットルペットボトル6千本)を無償提 供及びその備蓄用飲料水が賞味期限内 を保つように、新たに無償にて更 新。 調達可能な物資の提供	飲料水・食料 品・生活必需品
24	桜井市アマチュア 無線ネットワーク	災害時における災害に 関する情報の収集及び 伝達に関する協定	H28.4.18	災害発生時、桜井市が情報の収集伝達 上必要があると認めた場合、情報の収 集伝達について必要な協力要請を行 う。	
25	公益財団法人 奈良県公共嘱託登 記土地家屋調査士 協会	災害時における緊急対 応活動及び登記相談業 務に関する協定	H28.6.24	桜井市が管理する公共施設に係る被災 等の応急対策及び災害復旧のための筆 界点情報の収集及び復元 災害の被害認定について、桜井市と連 携した家屋の調査業務 登記及び境界関係の相談窓口業務 他	
26	桜井市環境事業協 同組合	災害時における一般廃 棄物の処理に関する協 定	H29.3.6	災害発生時、市民の生活環境を保全す るため、市内における一般廃棄物の発 生状況の調査、把握、収集及び運搬 について協力要請を行う。	
27	学校法人 冬木学 園	避難所の設置に関する 協定	H30.6.1	災害時、災害対策本部において相当数 の避難者が発生すると判断したとき は、避難所の開設の協力を要請する。 (畿央大学付属幼稚園 冬木記念館の 一部)	
28	社会福祉法人 太 陽の村	福祉避難所の設置運営 に関する協定	H30.11.9	災害時に市からの要請により、高齢者 を可能な範囲で受け入れる。 (グランビレッジ倉橋の一部)	
29	桜井木材協同組合	避難所の設置に関する 協定	H30.11.13	災害時、災害対策本部において相当数 の避難者が発生すると判断したとき は、避難所の開設の協力を要請する。 (桜井木材協同組合の一部)	
30	社会福祉法人 や まと	福祉避難所の設置運営 に関する協定	H31.3.19	災害時に市からの要請により、高齢者 を可能な範囲で受け入れる。 (日中サービス支援型共同生活援助事 業所 たぬきどりの一部)	
31	社会福祉法人 桜 井市手をつなぐ育 成会虹の郷	福祉避難所の設置運営 に関する協定	H31.3.20	災害時に市からの要請により、高齢者 を可能な範囲で受け入れる。 (指定障害福祉サービスセンター 双 葉の一部)	
32	桜井市建設業防 災・まちづくり協 議会	災害時における応急復 旧等に関する協定	R1.6.13	桜井市域において災害が発生し、又は 発生する恐れがある場合に、応急復旧 等について協力を要請する。	

番号	協定業者名	協定名	締結年月日	協定内容	供給可能な物質等
33	ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	R1.8.30	市内における地震、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、市の行政機能の低下を軽減するため、互いに協力して様々な取り組みを行う。	
34	株式会社アンカー	無人航空機による被災状況確認のための情報の収集及び情報提供に関する協定書	R2.2.5	災害時の無人航空機による、情報の収集及び情報提供の協力を要請する。	
35	奈良県タクシー協会桜井部会	災害時における災害に関する情報の収集及び伝達に関する協定	R2.9.24	災害発生時、桜井市が情報の収集伝達上必要があると認めた場合、情報の収集伝達について必要な協力要請を行う。	
36	奈良県葬祭業協同組合	大規模災害時における御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	R2.12.21	災害発生時、桜井市が必要であると認めた場合、御棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等について協力要請を行う。	

(2) 罹災時仮教室として使用できる施設一覧表

施設所在地	名称	所有区分	収容能力
大字 谷	谷区公会堂	区 有	50
〃 栗 殿	栗殿区公民館	〃	50
〃 山 田	山田区 〃	〃	50
〃 八井内	多武峰地区集会所	市 有	50
〃 小 夫	上之郷公民館	〃	50
〃 吉 隠	吉隠公民館	市 有	50
〃 初 瀬	桜井東ふれあいセンター	〃	50
〃 大豆越	大豆越公民館	区 有	50
〃 東 田	東 田 〃	〃	50
〃 三 輪	三 輪 〃	〃	50
〃 豊 田	桜井北ふれあいセンター	市 有	50
〃 高 家	高家公民館	区 有	50
〃 桜 井	来迎寺	民 有	100
〃 〃	正覚寺	〃	50
〃 〃	妙要寺	〃	50
〃 〃	大願寺	〃	50
〃 戒 重	西方寺	〃	50
〃 栗 殿	極楽寺	〃	50
〃 大 福	光専寺	〃	50
〃 吉 備	桜井西ふれあいセンター	市 有	50
〃 〃	蓮台寺	民 有	50
〃 初 瀬	長谷寺	〃	200
〃 東 田	大念寺	〃	50
〃 江 包	遣迎寺	〃	50
〃 豊 田	西福寺	〃	50
〃 芝	桜井市民体育館	市 有	150
〃 初 瀬	初瀬観光センター	〃	100
〃 桜 井	桜井市福祉会館	〃	200

### (3) 消防の相互応援

---

#### ○緊急消防援助隊

消防組織法第 45 条に基づき、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ充実したものとするため、全国の消防機関相互による迅速な援助体制

#### ○大規模特殊災害時における広域航空消防応援

消防組織法第 30 条の規定に基づいて、大規模特殊災害が発生した場合におけるヘリコプターを用いた広域航空消防応援

#### ○奈良県消防広域相互応援

消防組織法第 39 条の規定に基づく、大規模災害又は特殊な災害が発生した場合における奈良県内の消防広域相互応援

#### ○奈良市消防局・奈良県広域消防組合消防相互応援

消防組織法第 39 条の規定に基づき、災害が発生した場合における災害防除のための消防相互応援

# VI その他関係資料

## 1 桜井市防災会議

### (1) 桜井市防災会議条例

昭和 37 年 9 月 17 日

条例第 21 号

改正 昭和 47 年 3 月 31 日条例第 19 号

昭和 57 年 3 月 31 日条例第 2 号

平成 6 年 6 月 30 日条例第 18 号

平成 8 年 6 月 21 日条例第 14 号

平成 12 年 3 月 28 日条例第 1 号

平成 24 年 9 月 27 日条例第 21 号

平成 25 年 12 月 26 日条例第 17 号

平成 28 年 6 月 20 日条例第 28 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、桜井市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 桜井市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に、事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
- (2) 奈良県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
- (3) 奈良県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (4) 奈良県広域消防組合の職員のうちから市長が任命する者
- (5) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 教育長
- (7) 消防団長
- (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- (10) 前各号のほか市長が特に必要と認めて任命する者

6 委員の定数は、35 人以内とする。

7 第 5 項第 8 号、第 9 号及び第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係



指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年3月31日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月31日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成6年6月30日条例第18号)

この条例は、平成6年7月1日から施行する。

附 則 (平成8年6月21日条例第14号)

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第1号) 抄  
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月27日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日条例第17号) 抄  
(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成26年3月規則第1号で、平成26年4月1日から施行)

附 則 (平成28年6月20日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 桜井市防災会議運営規定

(昭和38年7月17日 施行)

(平成19年6月27日 施行)

(平成26年4月1日 施行)

(主旨)

第1条 桜井市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「法」という。）並びに桜井市防災会議条例（昭和37年9月17日桜井市条例第21号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会議)

第2条 桜井市防災会議は、会長が招集する。

2 前項の招集は、会議の日時、場所及び議題を記載した文書をもってしなければならない。

(議事)

第3条 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議録)

第4条 会長は会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 会議の日時場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 会議の経過
- (4) 議決事項
- (5) その他参考事項

(代理者)

第5条 委員はやむを得ない事情により、防災会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 前項の場合において、委員はあらかじめ代理者を指定し、会長に届け出ておかなければならない。

(副会長)

第6条 防災会議に副会長を置き、桜井市副市長の職にある者をもって充てる。

2 副会長は会長を助け桜井市防災会議条例第3条第4項の規定により、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専決)

第7条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについては、専決することができる。

- (1) 災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 会長は前項の規定により専決したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 防災会議の庶務は、危機管理課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、昭和38年7月17日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年6月27日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

### (3) 桜井市防災会議委員名簿

職名	電話番号	区分
桜井市長		会 長
奈良県中和土木事務所長	48-3070	第 2 号委員
奈良県桜井警察署長	46-0110	第 3 号委員
奈良県広域消防組合桜井消防署長	42-4119	第 4 号委員
桜井市副市長		第 5 号委員
桜井市理事		〃
桜井市市長公室長		〃
桜井市危機管理監		〃
桜井市総務部長		〃
桜井市福祉保険部長		〃
桜井市すこやか暮らし部長		〃
桜井市環境部長	45-2001	〃
桜井市都市建設部長		〃
桜井市まちづくり部長		〃
桜井市教育委員会事務局長		〃
桜井市議会事務局長		〃
桜井市上下水道部長	42-9211	〃
桜井市福祉保険部児童福祉課指導主事		〃
桜井市教育長		第 6 号委員
桜井市消防団長	42-3594	第 7 号委員
桜井ガス株式会社社長	42-2991	第 8 号委員
日本通運株式会社大阪南支店奈良営業所長	22-2711	〃
関西電力送配電株式会社奈良支社高田地域統括部長	0745-27-8913	〃
近畿日本鉄道株式会社榛原駅長	0745-82-0021	〃
西日本旅客鉄道株式会社王寺鉄道部工務科長	0745-22-2459	〃
西日本電信電話株式会社奈良支店設備部長	0742-23-9517	〃
奈良交通株式会社自動車事業本部榛原営業所長	0745-82-2201	〃
倉橋溜池土地改良区理事長	42-2664	〃
日本郵便株式会社桜井郵便局長	42-3336	〃
桜井市医師会代表	43-8766	第 10 号委員
桜井市婦人防火クラブ代表		〃
陸上自衛隊第 7 施設群第 380 施設中隊長	0774-44-0001	〃

## 防災会議の事務

- 1 地域防災計画の作成及びその実施の推進。
- 2 災害に関する情報の収集。
- 3 災害が発生した場合に行なう応急対策及び災害復旧の関係各機関相互の連絡調整。
- 4 非常災害に際しての緊急措置に関する計画の作成及びその実施の推進。
- 5 関係行政機関の長等に対する資料、情報の提供その他必要な協力の要請。
- 6 毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加えること。  
作成又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。
- 7 他の法令に基づいて作成する地域防災計画に対する矛盾又は抵触の有無の検討。
- 8 会長が地域防災計画の実施の推進のため必要があると認めるときは、関係各機関に関し協力要請を行なうことができる。
- 9 会長は、地域防災計画の実施状況について関係各機関に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

## 2 災害対策本部

### (1) 桜井災害対策本部条例

昭和 37 年 9 月 17 日

条例第 22 号

改正 昭和 47 年 3 月 31 日条例第 19 号

平成 24 年 9 月 27 日条例第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、桜井市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 47 年 3 月 31 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 27 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 3 水防協議会

### (1) 桜井市水防協議会条例

昭和 61 年 10 月 1 日

条例第 18 号

改正 平成 12 年 3 月 28 日条例第 1 号

平成 17 年 9 月 30 日条例第 26 号

(設置)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他に関し重要な事項を調査審議するため、桜井市水防協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(委員の任期)

第 2 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、関係行政機関の職員及び水防に関係のある団体の代表者である委員の任期は、その職にある期間とする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 水防管理者は、特別の理由があると認めるときは、前 3 項の規定にかかわらず、その任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(会長の職務及び代理)

第 3 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第 5 条 協議会に幹事及び書記若干名を置く。

2 幹事及び書記は、市職員のうちから市長の同意を得て会長がこれを任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の庶務を処理する。

4 書記は、会長の命を受け、事務に従事する。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 1 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 9 月 30 日条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## (2) 桜井市水防協議会委員名簿

職名	電話番号	区分
桜井市長		会長
奈良県中和土木事務所長	48-3070	委員
奈良県桜井警察署長	46-0110	〃
奈良県広域消防組合桜井消防署長	42-4119	〃
桜井市副市長		〃
桜井市理事		〃
桜井市市長公室長		〃
桜井市危機管理監		〃
桜井市総務部長		〃
桜井市福祉保険部長		〃
桜井市すこやか暮らし部長		〃
桜井市環境部長	45-2001	〃
桜井市都市建設部長		〃
桜井市まちづくり部長		〃
桜井市教育委員会事務局長		〃
桜井市議会事務局長		〃
桜井市上下水道部長	42-9211	〃
桜井市福祉保険部児童福祉課指導主事		〃
桜井市教育長		〃
桜井市消防団長	42-3594	〃
桜井ガス株式会社社長	42-2991	〃
日本通運株式会社大阪南支店奈良営業所長	22-2711	〃
関西電力送配電株式会社奈良支社高田地域統括部長	0745-27-8913	〃
近畿日本鉄道株式会社榛原駅長	0745-82-0021	〃
西日本旅客鉄道株式会社王寺鉄道部工務科長	0745-22-2459	〃
西日本電信電話株式会社奈良支店設備部長	0742-23-9517	〃
奈良交通株式会社自動車事業本部榛原営業所長	0745-82-2201	〃
倉橋溜池土地改良区理事長	42-2664	〃
日本郵便株式会社桜井郵便局長	42-3336	〃
桜井市医師会代表	43-8766	〃
桜井市婦人防火クラブ代表		〃